



平成18年第3回定例会  
上富良野町議会会議録



開会 平成18年9月12日  
閉会 平成18年9月13日

上富良野町議会

# 目 次

## 第 1 号 (9月12日)

○議 事 日 程 .....	1
○出 席 議 員 .....	1
○欠 席 議 員 .....	1
○地方自治法第121条による説明員の職氏名 .....	1
○議会事務局出席職員 .....	1
○開会宣告・開議宣告 .....	2
○諸 般 の 報 告 .....	2
○日程第 1 会議録署名議員の指名の件 .....	2
○日程第 2 会期決定の件 .....	2
○日程第 3 行政報告 .....	2
○日程第 4 報告第1号 例月現金出納検査結果報告の件 .....	5
○日程第 5 報告第2号 委員会所管事務調査報告の件 .....	5
○日程第 6 報告第3号 議員派遣結果報告の件 .....	6
○日程第 7 町の一般行政について質問 .....	7
13番 村上和子君 .....	7
1 認知症高齢者の対策は	
2 教育環境の整備を	
3 町を子育て環境が整った町としてPRをしては	
4番 梨澤節三君 .....	11
1 自治のかたちについて	
2 議員協議会について	
3 住民自治と補助金について	
4 介護保険について	
5 夕張市破たんの影響	
6 器物損壊は犯罪である	
9番 米沢義英君 .....	19
1 子育て支援について	
2 介護保険制度について	
3 障害者自立支援について	
4 公営住宅の維持管理について	
5 島津公園の利用について	
12番 金子益三君 .....	24
1 少子化対策と新しい子育て支援について	
2 各種研修会、研究会参加の報告書の情報公開について	
3 富原運動公園内ランニングコースの一部改修の必要性について	
3番 岩崎治男君 .....	30
1 少子・高齢化対策について	
○散 会 宣 告 .....	33

# 目 次

## 第 2 号 (9月13日)

○議 事 日 程 .....	3 5
○出 席 議 員 .....	3 5
○遅 参 議 員 .....	3 5
○欠 席 議 員 .....	3 5
○地方自治法第121条による説明員の職氏名 .....	3 5
○議会事務局出席職員 .....	3 6
○開 議 宣 告 .....	3 7
○諸 般 の 報 告 .....	3 7
○日程第 1 会議録署名議員の指名の件 .....	3 7
○日程第 2 町の一般行政について質問 .....	3 7
1 1 番 中 村 有 秀 君 .....	3 7
1 十勝岳爆発災害碑を含めた名跡由来説明版について	
2 見晴台公園設置事業による周辺の住環境変化の対策について	
3 空き教員住宅を町民住宅として転用することについて	
1 番 清 水 茂 雄 君 .....	4 6
1 実質公債費比率について	
○日程第 3 議案第 8 号 平成17年度上富良野町各会計歳入歳出決算認定の件 .....	4 7
○日程第 4 議案第 9 号 平成17年度上富良野町企業会計決算認定の件 .....	5 1
○日程第 5 議案第 1 号 平成18年度上富良野町一般会計補正予算(第3号) .....	5 4
○日程第 6 議案第 2 号 平成18年度上富良野町国民健康保険特別会計補正予算(第2号) .....	6 0
○日程第 7 議案第 3 号 平成18年度上富良野町老人保健特別会計補正予算(第2号) .....	6 1
○日程第 8 議案第 4 号 平成18年度上富良野町介護保険特別会計補正予算(第2号) .....	6 1
○日程第 9 議案第 5 号 平成18年度上富良野町公共下水道事業特別会計補正予算(第2号) .....	6 3
○日程第10 議案第 6 号 平成18年度上富良野町ラベンダーハイツ事業特別会計補正予算(第2号) .....	6 4
○日程第11 議案第 7 号 平成18年度上富良野町病院事業会計補正予算(第2号) .....	6 4
○日程第12 議案第10号 上富良野町町税等の滞納者に対する行政サービスの制限措置等に関する条例 .....	6 5
○日程第13 議案第11号 上富良野町立病院諸手当支給条例の一部を改正する条例 .....	7 4
○日程第14 議案第12号 上富良野町多世代交流センター条例の一部を改正する条例 .....	7 5
○日程第15 議案第13号 健康保険法等の一部を改正する法律の施行等に伴う医療費助成に関する関係条例の整備に関する条例 .....	7 6
○日程第16 議案第14号 上富良野町国民健康保険条例の一部を改正する条例 .....	7 7
○日程第17 議案第15号 上富良野町障がい者自立支援事業条例..... ..	7 7
○日程第18 議案第17号 財産の譲与について .....	7 8
○日程第19 議案第16号 上富良野町立保育所条例の一部を改正する条例 .....	8 4
○日程第20 議案第18号 第4号橋架替工事請負契約締結の件 .....	8 4
○日程第21 議案第19号 教育委員会委員の任命の件 .....	8 5
○日程第22 発議案第1号 町内行政調査実施に関する決議 .....	8 6
○日程第23 発議案第2号 議員派遣の件 .....	8 6
○日程第24 発議案第3号 上富良野町議会の議員の定数を定める条例の一部を改正する条例 .....	8 6

○日程第25 発議案第4号 上富良野町議会の議員の定数を定める条例の一部を改正する 条例 .....	86
○時間延長の議決 .....	93
○日程第26 閉会中の継続調査申出の件 .....	106
○閉会宣告 .....	106

### 第 3 回 定 例 会 付 議 事 件 一 覧 表

議案 番号	件 名	議決月日	結 果
1	平成18年度上富良野町一般会計補正予算（第3号）	9月13日	原 案 可 決
2	平成18年度上富良野町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）	9月13日	原 案 可 決
3	平成18年度上富良野町老人保健特別会計補正予算（第2号）	9月13日	原 案 可 決
4	平成18年度上富良野町介護保険特別会計補正予算（第2号）	9月13日	原 案 可 決
5	平成18年度上富良野町公共下水道事業特別会計補正予算（第2号）	9月13日	原 案 可 決
6	平成18年度上富良野町ラベンダーハイツ事業特別会計補正予算（第2号）	9月13日	原 案 可 決
7	平成18年度上富良野町病院事業会計補正予算（第2号）	9月13日	原 案 可 決
8	平成17年度上富良野町各会計歳入歳出決算認定の件	9月13日	決 算 特 別 委 員 会 付 託
9	平成17年度上富良野町企業会計決算認定の件	9月13日	決 算 特 別 委 員 会 付 託
10	上富良野町町税等の滞納者に対する行政サービスの制限措置等に関する条例	9月13日	原 案 可 決
11	上富良野町立病院諸手当支給条例の一部を改正する条例	9月13日	原 案 可 決
12	上富良野町多世代交流センター条例の一部を改正する条例	9月13日	原 案 可 決
13	健康保険法等の一部を改正する法律の施行等に伴う医療費助成に関する関係条例の整備に関する条例	9月13日	原 案 可 決
14	上富良野町国民健康保険条例の一部を改正する条例	9月13日	原 案 可 決

15	上富良野町障がい者自立支援事業条例	9月13日	原案可決
16	上富良野町立保育所条例の一部を改正する条例	9月13日	原案可決
17	財産の譲与について	9月13日	原案可決
18	第4号橋架替工事請負契約締結の件	9月13日	原案可決
19	教育委員会委員の任命の件	9月13日	原案可決
	行政報告	9月12日	

議案 番号	件 名	議決月日	結 果
	町の一般行政について質問	エラー!	
	報 告		
1	例月現金出納検査結果報告の件	9月12日	報 告
2	委員会所管事務調査報告の件	9月12日	報 告
3	議員派遣結果報告の件	9月12日	報 告
	発 議		
1	町内行政調査実施に関する決議	9月13日	原 案 可 決
2	議員派遣の件	9月13日	原 案 可 決
3	上富良野町議会の議員の定数を定める条例の一部を改正する条例	9月13日	原 案 可 決
4	上富良野町議会の議員の定数を定める条例の一部を改正する条例	9月13日	議 決 不 要
	閉会中の継続調査申出の件	9月13日	原 案 可 決

平成18年第3回定例会

上富良野町議会会議録（第1号）

平成18年9月12日（火曜日）

### 議事日程（第1号）

- 第 1 会議録署名議員の指名の件  
第 2 会期決定の件 9月12日～13日 2日間  
第 3 行政報告 町長尾岸孝雄君  
第 4 報告第 1号 例月現金出納検査結果報告の件  
代表監査委員 高口勤君  
第 5 報告第 2号 委員会所管事務調査報告の件  
第 6 報告第 3号 議員派遣結果報告の件  
第 7 町の一般行政について質問
- 

### 出席議員（18名）

1番	清水茂雄君	2番	徳島稔君
3番	岩崎治男君	4番	梨澤節三君
5番	小野忠君	6番	米谷一君
7番	岩田浩志君	8番	吉武敏彦君
9番	米沢義英君	10番	仲島康行君
11番	中村有秀君	12番	金子益三君
13番	村上和子君	14番	長谷川徳行君
15番	向山富夫君	16番	渡部洋己君
17番	西村昭教君	18番	中川一男君

---

### 欠席議員（0名）

### 地方自治法第121条による説明員の職氏名

町長	尾岸孝雄君	助役	田浦孝道君
教育長	中澤良隆君	代表監査委員	高口勤君
教育委員会委員長	増田修一君	農業委員会会長	松藤良則君
総務課長	佐藤憲治君	企画財政課長	北川雅一君
産業振興課長	小澤誠一君	税務課長	高木香代子君
農業委員会事務局長	米田末範君	町民生活課長	尾崎茂雄君
保健福祉課長	早川俊博君	会計課長	越智章夫君
建設水道課長	岡崎光良君	ラベンダーハイツ所長	菊地昭男君
教育振興課長	垣脇和幸君	税務課税務班主幹	田中利幸君

---

### 議会事務局出席職員

局長	中田繁利君	次長	藤田敏明君
主査	大谷隆樹君		

午前 9時00分 開会  
(出席議員 18名)

### 開会宣告・開議宣告

議長(中川一男君) 出席、まことに御苦勞に存じます。

ただいまの出席議員は18名であります。

これより、平成18年第3回上富良野町議会定例会を開会いたします。

直ちに本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付したとおりであります。

### 諸般の報告

議長(中川一男君) 日程に入るに先立ち、議会運営等諸般の報告をいたさせます。

事務局長。

事務局長(中田繁利君) 御報告申し上げます。

今期定例会は、9月8日に告示され、同日、議案等の配付をいたしました。

今期議会の運営につきまして、8月18日及び9月5日に議会運営委員会を開き、会期及び議事日程等を審議いたしました。その内容は、お手元に配付の議事日程等のとおりであります。

今期定例会に提出の案件は、町長から提出の議案が、議案第1号ないし議案第19号までの19件、議員からの提出案件は、発議案第1号ないし発議案第4号の4件であります。

なお、人事案件の議案第19号につきましては、あす、議案をお手元にお配りいたしますので、御了承賜りたいと存じます。

監査委員から、例月現金出納検査の結果報告がありました。

議会広報特別委員長から委員会所管事務調査について、また、議会運営委員長から議員派遣結果について報告がありました。

町長から、今期定例会までの主要な事項について行政報告の発言の申し出がありました。その資料として、本日、平成18年度建設工事発注状況をお配りいたしましたので、参考としていただきますようお願い申し上げます。

8月18日までに受理いたしました陳情要望の件数は1件であり、その趣旨は、さきにお配りしたとおりでございます。

町の一般行政について、村上和子議員外6名の議員から一般質問の通告がありました。その要旨は、本日、お手元にお配りしたとおりであり、あらかじめ執行機関に質問内容を通告いたしております。ま

た、質問の順序は、通告を受理した順となっておりますので、御了承賜りたいと存じます。また、質問の日割りにつきましては、さきに御案内のとおりでございます。

今期定例会までの議会の主要な行事は、別紙配付のとおりであります。

今期定例会の議案説明のため、町長以下関係者の出席を求め、別紙配付のとおり出席いたしております。

以上であります。

議長(中川一男君) 以上をもって、議会運営等諸般の報告を終わります。

### 日程第1 会議録署名議員の指名の件

議長(中川一男君) 日程第1 会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第120条の規定により、議長において、

12番 金子 益三 君

13番 村上 和子 君

を指名いたします。

### 日程第2 会期決定の件

議長(中川一男君) 日程第2 会期決定の件を議題といたします。

お諮りいたします。

本定例会の会期は、本日から9月13日までの2日間といたしたいと思います。これに異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長(中川一男君) 異議なしと認めます。

よって、会期は、本日から9月13日までの2日間と決しました。

### 日程第3 行政報告

議長(中川一男君) 日程第3 行政報告を行います。

今期定例会までの主な行政執行経過について、町長より報告がありますので、発言を許します。

町長尾岸孝雄君。

町長(尾岸孝雄君) 議員各位におかれましては、公私ともに何かと御多用のところ、第3回定例町議会に御出席をいただき、まことにありがとうございます。

この機会に、去る6月定例議会以降における町行政執行の概要について報告させていただきます。

初めに、7月中旬から8月中旬にかけて発生いたしました大雨による被害の状況であります。ま

ず、7月16日、午後5時ごろから午後8時にかけて、局地的な集中豪雨が発生いたしました。特に日新地区観測点では、時間雨量31.5ミリを記録し、降り始めからの雨量は68.5ミリに達し、日新、江花、草分、日の出地区を中心に被害が発生したところであります。

8月4日には、午後2時ごろから午後4時にかけて、江花地区で集中豪雨となり、時間雨量35ミリ、降り始めからの雨量は50ミリを記録し、軽度ではありましたが、被害を受けました。

また、8月13日の午後6時ごろから午後8時にかけては、雷を伴う短時間の局地集中豪雨によって、江花地区観測地点で時間雨量22ミリ、降り始めからの雨量は37.5ミリを記録し、江花、草分、日の出地区で被害が発生したところであります。

さらに、8月18日夜半には、旭川地方気象台の発表によると、時間最大雨量44ミリという、本町区域内における観測史上第1位を記録した集中豪雨によって、新たに東中、富原地区で被害が発生いたしました。

これらの大雨による被害の内容は、町道では側溝横断管への土砂の埋没、路肩崩壊、また、河川、農業用排水路においては、河床の氾濫などとなります。被害総額は、直営分を含め1,390万円となり、これらの復旧応急費用につきましては、今後の再度の大雨による被害拡大防止など、緊急対策のため、7月17日付で935万円、8月14日付で240万円を予備費から充用させていただき、対応を図ったところであります。

また、農業関係では、日新、草分、江花、旭野地区で一部の圃場に土砂が流入し、豆類、スイートコーン等を中心に、被害面積で約1.1ヘクタール、被害金額で約100万円となったところであります。被害を受けられた農業者の皆様へ、心よりお見舞いを申し上げます。

次に、江幌地区の開拓100年についてであります。江幌地区に開拓のくわがおろされて100年を迎えることから、地区住民の皆様の手によって記念碑が設立されました。9月3日に、その除幕式とあわせて記念式典に出席し、地区の皆様とともに先人の労苦への感謝とあわせて、今後の地区の繁栄を御祈念申し上げたところであります。

次に、国民保護対策についてであります。7月24日に、上富良野町国民保護計画策定について諮問をするために、上富良野町国民保護協議会を開催し、計画素案を提示したところであります。北海道との計画策定協議を並行しながら、本年11月上旬の答申を予定して事務が進められているところであ

ります。

次に、自治会活動関係補助金等の統合交付金化に向けた取り組みについてであります。それぞれの地域における自主的な自治活動の推進を図ることを目的に、本年1月、4月の住民会長懇談会を初め、8月22日には住民会長説明会を開催し、住民会長の皆様との協議でおおむね了承をいただいたところであります。近日中には町内会長の皆様へ説明する機会を設けるとともに、次年度からの実施に向け、取り組みを進めてまいります。

次に、広域行政、自治のかたちについてありますが、6月議会で報告以降、これまでの動きにつきましては、町広報、あるいは議員協議会を通じて情報提供をさせていただきましたが、8月28日開催の広域圏振興協議会委員会で方向性について議論した結果、広域連合を目指すことを全体で確認したところであります。今後については、5市町村で確認した方向性の実現に向けた具体的な取り組み内容について、時期を見ながら町民の皆様へお知らせしてまいりたいと考えております。

次に、自衛隊関係であります。6月25日から8月27日まで、千歳第1特科団、北海道補給処航空自衛隊千歳基地、旭川地方連絡部のそれぞれで開催された創立記念式典に出席いたしました。また、7月12日、13日には、北海道基地協議会要望運動と、平成18年度全国基地協議会、防衛施設周辺整備協会の総会への出席とあわせて、防衛庁、防衛施設庁、総務省、財務省に対しまして、防衛施設周辺整備事業に関する要望を行ってまいりました。また、8月26日から27日に、東富士演習場で行われました富士総合火力演習を多くの招待者とともに見学してまいりました。さらに、8月29日から31日まで、北海道自衛隊駐屯地等連絡協議会の要望運動として、北部方面総監部、防衛庁、財務省に対し、防衛大綱、中期防衛計画の見直しによる部隊の統廃合など、地域における重要課題である北海道の防衛体制の確保に関する要望を協議会役員とともに行ってまいりました。

次に、大きな行政課題となっております町税等の滞納解消についてであります。今年度8月末までにおいて、給与支払い調査26件、預金調査16件、町外者実態調査82件を実施し、給与、所得税還付金、不動産など24件の差し押さえを執行いたしました。また、管理職全員による滞納プロジェクト、税務課職員全員による滞納プロジェクトを各1回実施し、延べ120名の臨戸訪問により、町税218万7,000円を徴収いたしました。さらに、国民健康保険税の不誠実な滞納者14名に対して、国保保険証にかわり、資格証明書の交付をしたとこ

ろであります。また、日中納税ができない町民のために、夜間、休日納税相談窓口を2回設置して、収納サービスの向上に努めるとともに、あわせて滞納者341名の呼び出し催告を行い、納税指導とあわせて収納対策に努めたところであります。

なお、納税促進、滞納防止を大きな目的として、これまで検討・協議を進めてまいりました町税等の滞納者に対する行政サービスの制限措置等に関する条例を今定例町議会に上程しておりますので、よろしく御審議賜りたいと存じます。

次に、住民検診関係についてであります。町の優先する健康課題である高血圧、糖尿病等から引き起こされる心疾患、脳血管疾患等の生活習慣病予防の取り組みについては、6月末から循環器検診を実施し、今後も10月に未検診者検診を予定しております。現在までの状況は、2,714名が受診され、生活習慣病予防啓発に努めております。今年度は、特に若年者に積極的な働きかけを行ったことにより、39歳以下の受診が214名と、昨年比して137名増加しており、今後とも若い時期から血管を守るための生活習慣改善推進の取り組みを強化し、成果を上げてまいります。

次に、障害者自立支援事業についてであります。障害者自立支援法の施行に伴い、本町としての各支援事業の実施基盤となる関係条例について、今定例会に上程いたしましたので、よろしく御審議賜りたいと存じます。

また、本年10月から、市町村が実施する地域生活支援事業については、各自治体単位での実施を基本としながらも、富良野圏域で統一して委託実施することが効率的な事業については、圏域でその協議が整いましたので、今定例会に関連予算の計上をお願いしたところであります。今後は、事業の実施過程の中で検証を重ねつつ、真に障害を持たれた方々や介護者の方々に対処し得る事業となるよう、必要な改善に努めてまいりたいと考えております。

次に、西保育所についてであります。町立西保育所は、昭和50年に開設し、平成16年度からは学校法人専誠寺学園が指定管理者として管理運営を代行し、現在に至っております。西保育所の民営化については、行財政改革実施計画に基づき位置づけし、これまで保護者への説明と協議を進めてまいりました。また、民間への委譲先として、現指定管理者である専誠寺学園が保護者から最も高い評価を得ていることや、入園児と保育士との信頼関係の継続などを考慮し、同学園を対象とし、協議を進めてきた結果、諸条件が整いましたので、今定例会に關係議案を上程させていただいたところであります。

次に、住民の皆様にご不便をおかけしてまい

りました。また、日中納税ができない町民のために、夜間、休日納税相談窓口を2回設置して、収納サービスの向上に努めるとともに、あわせて滞納者341名の呼び出し催告を行い、納税指導とあわせて収納対策に努めたところであります。

次に、スズメバチの発生状況についてであります。例年になく高温傾向で推移したためか、巣の発見が多く見られております。重大な事故につながるおそれがありますので、防災無線を通じ、発見の際は速やかに役場に連絡していただくよう周知したところでもあります。

次に、観光関係では、第3回花と炎の四季彩まつりを7月15日と16日の2日間にわたり開催いたしました。あいにく16日の夕方から雨となりましたが、あんどん行列、花火等の行事を予定どおり実施することができ、期間中、町内外より約1万7,000人の来園者をお迎えし、無事終了することができました。四季彩まつり開催に向けて、早くからあんどんの製作を初めイベントの準備、整備などに御苦労をいただきました関係者の皆様に厚くお礼を申し上げますとともに、次年度の開催に向けて関係者の皆様方の一層の連携をお願いし、地域振興につながるイベントとなるよう努めてまいります。

次に、既に9月2日に放送されました、HTB北海道テレビ制作による地元を舞台といたしましたテレビドラマ「大麦畑でつかまえて」の關係であります。7月17日から10日間にわたる本町での撮影に当たっては、ロケ現場として施設の提供をいただいた方々を初め、関係団体や多くの町民の方々に御支援と御協力をいただきながら無事終えることができました。大変喜んでおります。改めて関係者の皆様に感謝とお礼を申し上げます。

次に、町立病院の病棟看護師体制についてであります。本年3月に改正されました診療報酬は、複数夜勤体制でなければ入院基本料が大幅に引き下げられるなど、当病院としては大変厳しい内容であります。複数夜勤体制の構築に向け努めてきたところであり、その見通しが立ったことから、6月より試行を行い、以来、2カ月間の試行実績を踏まえて、8月23日には正式に北海道社会保険事務局に対して施設基準の申請を行い、受理されたところであります。今後とも効率的かつ安定的な勤務体制となるよう取り進めてまいります。

次に、新しい英語指導助手の着任についてであります。平成16年8月から本町の英語指導助手として英語教育の振興に貢献されたマイケル・ステーブスの後任として、同じくカナダ国アルバータ州カムローズ市からダナ・ビゲロウを迎え、8月

1日から正式に活躍いただいているところであります。彼女は、いろいろなスポーツに親しむなど、活発な方で、熱意を持って上富良野町の子供たちに国際理解と英語指導に当たっていただくとともに、上富良野の文化や自然を学びたいという意欲が旺盛なことから、今後の活躍を期待しているところでもあります。

最後に、建設工事の発注状況であります。6月定例議会の報告以降に入札執行いたしました建築工事は、9月7日現在で、今定例会に上程の1件分を含めて、件数で16件、事業費総額で2億8,267万500円となっております。本年度累計では36件、事業費総額で4億9,730万1,000円となっております。

なお、お手元に、平成18年度建設工事発注状況を配付しておりますので、後ほど御高覧いただきたいと存じます。

以上をもちまして、行政報告といたします。

**議長（中川一男君）** 以上をもって、行政報告を終わります。

---

#### 日程第4 報告第1号

**議長（中川一男君）** 日程第4 報告第1号例月現金出納検査結果報告の件について、監査委員より報告を求めます。

代表監査委員高口勤君。

**代表監査委員（高口勤君）** 報告申し上げます。

例月現金出納検査結果報告の件。

例月現金出納検査の結果について御報告いたします。

概要のみ申し上げますので、御了承を賜りたいと思います。

1ページをお開きください。

地方自治法第235条の2第1項の規定により執行いたしましたので、同条第3項の規定により、その結果を報告いたします。

平成17年度5月分及び平成18年度5月分から7月分について、概要並びに検査結果を一括して報告いたします。

例月現金出納検査を別紙報告書のとおり執行し、いずれも各会計の出納の収支状況は別紙資料に示すとおりであり、現金は適正に保管されていることを認めました。

なお、資料につきましては、御高覧いただいたものと存じ、説明を省略させていただきます。

また、税の収納状況につきましては、14ページにございますので、参考としていただきたいと思います。

以上で、報告を終わります。

**議長（中川一男君）** ただいまの報告に対し、質疑があれば受けます。

（「なし」と呼ぶ者あり）

**議長（中川一男君）** なければ、これをもって、例月現金出納検査結果の報告を終わります。

---

#### 日程第5 報告第2号

**議長（中川一男君）** 日程第5 報告第2号委員会所管事務調査報告の件について、報告を求めます。

議会広報特別委員長米沢義英君。

**議会広報特別委員長（米沢義英君）** 議会広報特別委員会所管事務調査報告を行います。

調査の経緯。住民に読まれる議会広報づくりをテーマとして、平成18年8月21日、白老町を視察し、22日には北海道町村議会議長会主催の議会広報研修会に参加してまいりました。既に報告書につきましては皆さん御高覧いただいているものと考えますので、要約してその内容を報告させていただきます。

白老町の議会広報の編集作業は、平成3年から、広報委員みずから原稿の要約と編集作業を行っておりました。

編集の方針としては、一つ目には、表紙の使命は読むきっかけづくりであるとの位置づけから、表紙の写真は地域住民がより多く登場することを心がけていました。

二つ目には、見出しとリード文を読んだだけで定例会の概要がつかめるように工夫され、写真を上手に使うことで視覚に訴える誌面づくりをしていました。

三つ目には、一般質問の掲載方法については、各議員がどんなに多くの質問をしても、議会だよりに掲載するのは2項目だけであり、1回目の質問と答弁だけを掲載しておりました。項目が多い場合は、掲載する項目については質問者と広報委員が調整し、その内容の要約については広報委員にゆだねられていました。さらに、質問は短く、答弁は長く、再質問、再々質問は掲載せずに、詳しくは議事録、ホームページを見ていただくような手法がとられていました。

四つ目には、常任委員会の動きも掲載されてきました。

また、全道議会広報研修会では、広報プランナーの和田雅之氏による「議会広報づくりの基本と疑問～社会情勢の急激な変化の中で～」と題した講演を受けてきました。そこでは、見やすく、親しみやすく、わかりやすい誌面づくりをするためには、内容はわかりやすく、正確で簡潔な文章であることを

心がけ、見出し、余白等のレイアウトについての工夫を凝らし、読まなければ損をするという感覚を持たせることが、読まれる広報づくりのポイントであるということが述べられていました。

今後、本町の議会だよりにおいても、読みやすい誌面づくり、読んでもらえる誌面づくりのためにも、広報委員会が主体となって編集に取り組み、型にとらわれることなく、各種審議経過の掲載においても、よりわかりやすく伝える工夫をすることが、今後、議会広報編集に当たっての重要なテーマだと考えております。

以上で、報告とさせていただきます。

**議長（中川一男君）** ただいまの報告に対し、質疑があれば受けます。

（「なし」と呼ぶ者あり）

**議長（中川一男君）** なければ、これをもって委員会所管事務調査報告を終わります。

#### 日程第6 報告第3号

**議長（中川一男君）** 日程第6 報告第3号議員派遣結果報告の件について、報告を求めます。

議会運営委員長向山富夫君。

**議会運営委員長（向山富夫君）** 報告第3号議員派遣結果報告。

平成18年第2回定例町議会において議決されました議員派遣を実施いたしましたので、その結果を御報告させていただきます。

なお、報告書については、さきに配付させていただいており、御高覧賜っているものと存じますので、その概要のみ御報告させていただきます。

先進市町村行政調査及び北海道町村議会議長会主催によります全道議員研修会に行っております。

調査及び研修の経過でございますが、本年6月29日、30日の2日間にわたりまして、13名により、先進市町村でございます土幌町と、北海道町村議会議長会主催の全道研修会が帯広市で開催され、参加いたしております。

次に、調査及び研修の結果でございますが、先進市町村行政調査につきましては、調査地は河東郡土幌町でございます。

調査テーマにつきましては、土幌町の農業施策についてでございますが、農業施策につきましては、土幌町におきましては、町の総面積の約60%を占めております1万6,000ヘクタールを農用地として利用されておりました。ジャガイモ、てん菜、小麦、豆類等を作付、さらに酪農と肉牛飼育の生産を主体としている町でございます。

また、土幌町には、近隣の1市7町9農協によりますジャガイモでん粉工場が設置されておりました。

、約14万トンが処理されております。さらに、1年間、約25万トンが処理されております。一大ジャガイモコンビナート施設も整備されているということで、非常に農業が主体のまちづくりがなされているという町でございます。

さらに、畜産の関係でございますが、バイオガスプラントが設置されておまして、本施設は牛のふん尿を利用いたしましたバイオガスプラントで、実証実験でございますが、鈴木洋一さんの牧場において設置されておまして、平成16年から稼働いたしておりました。この施設は、御案内のように、牛の牛糞を発酵させて、熱エネルギーに変えて、最終的に電気に変えるというような施設でございます。

次に、食品加工研修センターについてでございますが、平成15年に4億5,000万円を投じまして、土幌高等学校の隣接地に建設されておまして、この施設につきましては、土幌高校の食品加工実習と、町民の食品加工研修にほぼ毎日利用されておりました。

土幌町の研修のまとめでございますが、今回視察いたしました土幌町におきましては、国際的な農業の動向や消費者ニーズを踏まえ、大規模農業を基盤といたしました有機農業地帯の形成を目指しておまして、6万頭を超える牛を背景に有機物還元を進める地域循環型農業を構築しております。先進的な農業を展開しており、高原ゾーン、中心市街地、下居辺地区などの地域個性を生かした、滞在、体験、学習、交流のメニューを整備いたしまして、来訪者が町全体を味わう仕組みづくりを行っております。農業を中心とした産業クラスター形成を目指しておりました。土幌町の農業関係を調査させていただきました。特にまちづくりというものはどういうものなのかということにつきまして、これら施設を研修させていただいた中から、大いに学ぶ点を感じ取ったところでございます。

次に、北海道町村議長の主催によります全道議員研修会におきましては、財団法人地方自治研究所研究理事の主任研究員の辻山幸宣氏から、「分権時代の地方自治、その現在と未来」と題しまして御講演を聞かせていただきまして、政府が合併を促進しなければならなかった背景、さらに、自治体、政府の現在と将来、住民の政府をどのようにつくっていくかといったようなことなどについて講演を賜った次第でございます。

以上で、報告を終わらせていただきます。

**議長（中川一男君）** ただいまの報告に対し、質疑があれば受けます。

（「なし」と呼ぶ者あり）

**議長（中川一男君）** なければ、これをもって議

員派遣結果の報告を終わります。

## 日程第7 町の一般行政について質問

**議長（中川一男君）** 日程第7 町の一般行政について質問を行います。

質問の通告がありますので、順次発言を許します。

初めに、13番村上和子君。

**13番（村上和子君）** 私は、さきに通告してあります3項目、7点について質問いたします。

まず1項目めは、認知症高齢者の対策についてお伺いいたします。

1点目、認知症の高齢者は2006年の時点で約170万人と推定され、団塊の世代が高齢者になる2015年には250万人にふえ、2030年には65歳以上の10人に1人は認知症と言われる時代がやってくると想定されています。だれでも心身ともに健康で老いたいと願っていても、志に反し、身体に障害が生じ、障害については医療措置で何とかなるとしても、問題は認知症対策。認知症の高齢者を抱えている家庭の家族の悩みは極めて深刻であり、多大な犠牲を強いられているが、町として、認知症の高齢者が施設と在宅で何人ぐらいおられるのか、お伺いします。

2点目は、認知症の高齢者に対する町としての地域密着型の介護サービスの対策も必要ではないでしょうか。

3点目、認知症の高齢者は、転居、生活環境の大きな変化に出会うと症状が急に悪化するケースが多いと指摘されているが、そういう事態を避けて、住み慣れた地域で自宅と似たような雰囲気のある小ぶりの事務所、認知症高齢者グループホーム施設の設置について、どのように考えておられるのか、お伺いいたします。

4点目は、旭川の民間業者がグループホームを建てたと聞いておりますが、これらの施設に対する対応、事業所指定はどのように考えておられるのか。また、事業所指定した場合、町の負担はどのようになるのか、お伺いいたします。

2項目めは、教育環境の整備をということで質問いたします。

まず1点目は、西小学校体育館の窓の整備について。

窓ガラスが1枚であり、すき間風が忍び寄り、冬は大型ストーブ4基で暖房をとっている状態にあります。昨今、灯油等の高騰もあり、大変暖房費がかかっております。防衛施設周辺整備事業等で早急に窓を二重サッシ、複層ガラスにするなどの整備をしておはと思いますが、これは教育長にお尋ねしたいと

思います。

2点目は、東児童館の補修につきましてお尋ねいたします。

東児童館の補修ですが、遊びの広場、通称小体育館と言っておりますけれども、そこの床が2カ所抜けており、アリの建物に侵入してきている状態にあります。また、外の芝生で子供たちがサッカー、ボール遊びをすると、一般道路にボールが飛び出すことがあり、大変危険であります。何かあってからでは遅く、道路側のフェンスをもう少し高くするべきではないかと、早急な対応が必要でないかと考えますが、いかがお考えでしょうか。よろしくお伺いしたいと思います。

3項目めは、町を子育て環境が整った町としてのPRをしてはとありますが、先日、日経新聞に、北海道で子供を育ててみたい町のアンケートの上位に、札幌、旭川、富良野、美瑛などが入っております。札幌は、保育環境、子育ての環境の機能等が充実している面でないかと思いますが、旭川市は、今、動物園の人気で、動物園等のイメージ、富良野市、美瑛町は自然環境等のイメージで選ばれたのではないかと考えますが、上富良野町の合計特殊出生率は1.85と全国平均を上回り、全道でも上位であります。また、役場には子育て支援班があり、ほかにも子育て支援センター、保健師による乳幼児指導、マタニティスクールなど、子育て環境づくりに大変力を入れているので、町としても大いにホームページ等でPRしてはどうかと思いますが、町長の所信をお伺いいたします。

以上でございます。

**議長（中川一男君）** 町長、答弁。

**町長（尾岸孝雄君）** 13番村上議員の3項目の御質問について、まず、第1項目めの認知症高齢者に関する3点についてお答えさせていただきます。

1点目の本町の認知症の状況についてであります。毎年度、民生委員の皆様の多大な御協力をいただいで実施いたしております高齢者実態調査によりますと、全体数では、医学的に認知症と断定されるか否かは別といたしまして、平成17年の361人をピークとして、平成18年5月1日現在349人で、うち124人が入院や介護施設等の利用となっております。

2点目の認知症高齢者に対する介護サービス対策であります。要介護、要支援認定者に対するデイサービス通所や、虚弱高齢者に対するデイサービス通所によるなど、在宅生活への支援を主体として実施をいたしております。このほか、日常生活に支障のある症状を持つ高齢者に関しましては、グループホームへの入所や、さらに重度の方につきましてはは

特別養護老人ホームなど、個々必要な対応を行っているところであります。

3点目のグループホーム設置に関する御質問であります。町外施設へ入居している実態にあることから、町内にも必要な施設と考へつつも、町が設置主体となる考へはありませんので、御理解をいただきたいと思ひます。

次に、4点目の民間グループホームについてお答えさせていただきますが、設置事業者により、去る8月24日付で、指定権者であります上富良野町長あてに、「上富良野の高齢者グループホーム、ほーぷ」の名称で、指定地域密着型サービス事業所として指定申請がありました。申請の主なる内容は、認知症対応型共同生活介護事業として、法で定められます単位の1ユニット9床の内容であります。町といたしましては、第3期介護保険計画決定後の申請でもありますことから、介護保険運営協議会に意見を求めた結果、指定を否定するものではないとの意見をいただきましたので、御意見を尊重し、判断をしなければならないと考へておるところであります。

なお、事業所指定のみでの負担は生じませんが、仮に指定した施設に本町の被保険者が入所した場合につきましては、介護保険給付支給の対象となり、人数に応じて、ルールに基づいた負担が発生するところであります。

次の教育環境整備の西小体育館につきましては、教育長の方からお答えさせていただきます。

2項目めの東児童館に関する御質問にお答えさせていただきます。

本館は、設置後25年を経過した施設であり、必要の都度、補修整備を加えながら利用に供しておりますが、そのため、経年変化が生じておりますことは事実であります。

議員御指摘の遊びの広場につきましても、壁と床の間に数ミリのすき間はありますが、床そのものに不都合を生じているものではなく、利用児童に危険が及ぶ状況にはないと判断いたしております。また、アリの侵入に関しましては、窓枠からの侵入でありますことから、別途の対応を施してまいります。

なお、運動広場の防護さくにつきましては、危険回避の具体化の検討を進めてまいりますとともに、利用に当たっては、厚生員の管理のもとに、利用を含め、指導の徹底を図ってまいります。

次に、3項目めの子育て環境PRの件であります。福祉関連全般に求められるものは、そこに住み、日常生活を営む上では、多様な要素によって構成される生活環境の中において、行政だけではな

く、各家庭を初めとした地域全体の自然な支えがあることが重要ではないかと感じております。

したがいまして、議員の御発言の子育て環境づくりには、組織的に専門部署を設けて努力と成果を重ね、発展途上にあると自負いたしておるところであります。そのことを町外にまで広く宣伝すべきとは私は考へておりません。何よりも住民の方に充実感を感じ取っていただくことが最大のPRと考へておりますので、御理解を願ひます。

なお、現在、町内の子育て中の方などに、ホームページや「広報かみふらの」を情報提供手段として町のサービスなどをお知らせしておりますが、さらに内容の充実を図ってまいりたいと思ひますので、御理解を賜りたいと思ひます。

議長（中川一男君） 教育長、答弁。

教育長（中澤良隆君） 13番村上議員、2項目めの教育環境の整備について、1点目、西小学校体育館の窓の整備についてお答えいたします。

上富良野西小学校体育館は、昭和44年に建設し、その後、平成13年度に窓枠の補修と、集中暖房から現在の大型温風ストーブ4基での暖房へと改修を行ってまいりましたが、議員御指摘のとおり、冬季においては、すきま風などにより暖房効果が上がりづらい状況となっております。

現在、本町には、小学校4校、中学校2校があるわけですが、施設の改修や修繕につきましては、必要性や緊急度を総合的に判断し、年次計画を持って整備を進めてきているところであります。西小学校体育館の窓の整備を早急にと行うこととありますが、他の学校で優先すべき事業が数多くあることから、当分の間、この改修は実施できない状況にあります。

また、防衛施設周辺事業等における事業実施についてであります。体育館の躯体が鉄骨構造であることから、防音対策事業としての採択は困難であることを御理解いただきたいと思ひます。

議長（中川一男君） 再質問でございますか。

13番村上和子君。

13番（村上和子君） 1項目め、認知症と見なされる人が、在宅で何人、施設で何人かというのをお尋ねしたわけですが、答弁では、認知症と判断されるかどうかということで、民生委員による調査もいいのですけれども、町としても、もう少し認知症高齢者に対する認識と現状の把握をしっかりとすべきではないかと考へておりますけれども、いかがでしょうか。認知症と判断されるかどうかということの御答弁でございまして、どんどんこういった認知症高齢者がふえてきている現況もありますので、しっかりと調査をすべきで、把握をしっかりと行

わなければならないのではないかと思います、いかがでしょうか。

それから、2点目の地域密着型の介護サービスの件ですけれども、個々に応じて在宅生活支援を主体に行っているとのことなのですが、私は、認知症高齢者の介護につきましては、今までとそう変わっていないように考えます。

ことしの4月に新しい地域密着型というサービスが、対象項目が6項目ありまして、認知症という項目も2項目入っております。例えばその中に、認知症対応型共同生活介護、これはグループホームの要介護ケアですけれども、町としましては、認知症高齢者に目を向けて、やっぱりサービスの量もこれらの人に向けるべきではないかと思いますけれども、いかがでしょうか。

それから、3点目の、町としてはグループホームの設置は必要な施設と考えつつも、今のところは設置する考えはないということですが、どんどん今後においては認知症、本当に健康で老いたいと願っております、意に反して、やっぱりこういう状態に置かれる高齢者の方がどんどんふえてきた場合には、こういうお考えというのはどういうふうにお考えが変わるのかどうか、そこら辺もちょっとお聞かせいただきたいと思っております。

それから、4点目の民間グループホームの町としての対応の件ですけれども、業者と町の間でタイミング的に合わなかったということなのですが、介護保険運営協議会ですか、ここで指定を否定するものではないということの御答弁をいただいたのですが、これもあいまいで、ではいつごろ判断されるのか、もう少し具体的に町長のお考えをお聞かせいただきたいと思っております。

それと、町としての負担は、指定業者に認定したからといって特別負担はないということですが、本町の被保険者が入所した場合は、介護保険給付支給の対象となって負担が発生するというところでございますけれども、現在、上富良野町にグループホームがありませんので、他市町村に入所している人もいます。今までは住民票を移動しなくても他町村のグループホームに入所ができたわけなのです。そうしますと、どういうことになるかと、上富良野町の介護保険の適用になっていると私は思うのですが、その辺はいかがなのでしょう、ちょっとお尋ねしたいと思っております。

それから、2項目めの教育環境の整備で、西小学校の体育館の窓ガラスの整備の件ですが、教育長の御答弁で、小学校も西小学校1校ではありませんので、今、上小の件もございまして、優先すべき事業も多々あるかと思っておりますけれども、5年前に窓枠の

補修を行ったのだと、こういうような御答弁でございますが、それがうまくいってれば、大型ストープ4基で、ものすごく大きなストープですよ、これ4基で暖房をどんだんどんどうしてもなおかつ寒いような状況があるわけで、この補修がどのような補修であったのか、やっぱりそこら辺を検証されて、それがうまくいってれば今の状態でも我慢して、こういう状態でやっていけるのでなかったかなと思うのですが、鉄骨でちょっと難しいという御答弁もありましたけれども、構造上の問題でもあったのかどうか、その5年前の補修というのがどうであったのでしょうか。それがうまくいってれば、5年前に補修したにもかかわらずこういう現状でございますので、そこら辺をひとつ、どういう補修でどれぐらいのお金をかけてやったものなのか、ちょっとお尋ねしたいと思っております。

それから、東児童館の補修の件ですけれども、遊びの広場のところは、アリの侵入に関しては何か考えて施しをするという御答弁をいただきましたので、これについてはいいとしまして、放課後に児童があそこにとたくさん遊びに行っているわけなのですが、防護さく、これはプールの件、排水口のふたの件もありまして、これとはまたちょっとあれてすけれども、何かあってからでは本当に遅いので、厚生員に管理をしっかりとかという指導を入れてという御答弁でございますけれども、ちょっと厚生員だけにというのも難しいのではないかなと考えるので、危険だということを考えて、危険であるあの場所はと、こういうふうにも認めておられるのであれば、やっぱりこれは早急に整備の方を検討、これは検討するという御答弁をいただきましたけれども、検討というのは検討で何かということも聞いておりますから、早急に整備をお願いしたいと思っております。

それから、子育ての環境づくりのPRの件ですけれども、私は子育て環境づくりについては町内での充実を図る方が先で、町外に広く宣伝すべきでない、考えていないということでございますけれども、私は大いに町内はもとより、やっぱり町外にも大いにPRすべきだと思います。上富良野町で子供を生み育ててみようかなとか、2人目、3人目も出産してみようかしらと。また、現在、上富良野町は子育て環境にある人の転勤族も多くて、他町村からの転入、転出も多いわけですので、他町村と比べて子育て環境がいいということは、行政にとっても地域にとってもいいことでありますので、そういったPRをしながら、婦人科医とか小児科医とかというのは上富良野町には今いませんので、そういった面もこれから富良野にできます地域センター病院等にも働

きかけるとかしながら、やっぱり大いにPRをすべきではないかと。

それと、ホームページも、私、検索してみましたら、児童館の利用などにつきましても、ただ時間だけ、何時から何時、こういうあっさりしたものでして、もうちょっと児童館ではこういったことを行われているとか、それから保育環境とか、それから幼稚園、それから子育てネットワークとか、もっと詳しくこういうことをやっているよと、子育てネットワークもたくさんある、10ぐらいあるのですけれども、こういったところで元気に子供さんを遊ばせましようとか、もっと詳しく工夫をするべきではないかと考えますが、いかがでございましょうか。よろしくお願ひしたいと思ひます。

**議長（中川一男君）** 町長、答弁。

**町長（尾岸孝雄君）** 13番村上議員の再質問にお答えさせていただきます。

まず最初に、認知症の関連でありますけれども、先ほどお答えさせていただきましたように、認知症につきましては、現在の調査では349名、断定はでき得ないが、らしき人たちがいるということであります。これにつきましては、そういうあやふやなことではなくて、完全に認知症であると医師の診断をさせて断定しなさいという御発言かなと思ひますが、町が強制的に医師の診断をさせるわけにもいきませんので、状況としてこういう方々がいるよということで、町はその方々の対応を見守っているということで、ひとつ御理解をいただきたいなというふうに思ひます。

それから、介護サービスの内容について、るるいろいろな御質問がありました、議員にも配付させていただいております第3期の上富良野町の介護保険事業計画並びに高齢者保健福祉計画に基づきまして、その内容の充実を図っていきなさいというふうに思ひますので、ひとつ御理解をいただきたいと思ひます。

それから、グループホームの、まず1点目の、行政が建設してはということですが、さきにお答えさせていただきましたように、この種の事業につきましては、民間の方々に大いに対応していただいておりますので、行政が民間の福祉事業に、私としては出ていくということではなくて、これは民間の活力を対応することが行政としては一番いいのではないかなと。今、行政は、すべてにおいて身軽になろうとしているときでありますので、ひとつ御理解をいただきたいと思ひます。

それから、現在建設がなされまして、申請が出ておりますグループホームの件であります、この許認可の権限は3月までは北海道知事でありましたけ

れども、4月以降、市町村長に権限委譲がなされているということで、途中から町の方の対応ということに相なつたわけでありまして、過日、申請が出されましたので、先ほどお答えさせていただきましたように、介護保険運営審議会に意見を求めただけでありまして、決してここが決定するのではなくて、あくまでも決定するのは町長、市町村長でありますから、私が決定をさせていただくことに相なるわけでありまして、意見を求めた結果、その中では法的に何の問題もないようであると、認可するに否定するものは何もないというお考え方の意見を承つたということでありまして、近々中に私自身も最終決断をして、認可の方向で進んでいきなさいというふうに思ひしております。

昨日も代表者と初めてお会いさせていただきました、趣旨等々につきまして、お考え方を確認させていただきましたので、近々中に私としての最終決断をしたいというふうに思ひしております。

次に、東児童館の件でありますけれども、床が落ちているということではございませぬので、ひとつ御理解をいただきたいということと、アリの対策につきましては、議員御質問にありますように、児童・生徒の対応の中で、これを回避することをしなければなりませんので、早急に対応するよう取り進んでいるところであります。

また、お答えさせていただきましたように、フェンスにつきましては、議員御質問にありますように、低くて危険であるということは承知をいたしましたので、その対応につきましては、今、予算措置を検討しながら進めていきなさいというふうに思ひますが、その間、従前のおり厚生員による十分なる対応を図らせるように指示をいたしましたところでございませぬ。

次に、子育て環境の件であります、さきにお答えさせていただきましたように、あくまでも私は地域住民の皆さん方にこの町の子育て支援対策をどう理解していただくのかということが最も重要であると。そのことにつきましては、議員の御質問にもありますように、全国の平均の高地域であります沖縄県地域よりも、上富良野町が1.85、沖縄地域が1.71だったかと記憶しておりますが、そういうようなことで、出生率も非常にいいということですが、そのことは子育て環境整備が町として応分の対応ができてくるものというふうに思ひますけれども、このことを町外にPRしていくということにつきましては、それよりも、地域の皆さん方がいかに喜んでいただけるかという実態を十分に掌握していくということが大切であり、ホームページ等々で、町報等々でもPRさせていただいており

ますが、このことにつきましては、再質問でも内容が十分でないという御指摘を受けておりますが、さきにもお答えさせていただきましたように、内容充実を図っていくように努めていきたいということでお答えさせていただいておりますので、御理解をいただきたいと思っております。

**議長（中川一男君）** 教育長、答弁。

**教育長（中澤良隆君）** 13番村上議員の再質問、西小学校体育館の窓の整備についての関係であります。平成13年度に実施いたしました窓枠の補修内容はということであります。これにつきましては、まず木枠でありました。それをアルミ枠への転換、それとコーキングや何かを行っております。また、構造上のことから、現在、一重であります。二重サッシにはそのときもできなかったというふうに、修繕を今のまま行ったということを知覚しているところであります。

なお、補修の金額については、ちょっとここでは把握できておりませんので、申しわけございません。

**議長（中川一男君）** 再々ございますか。

13番村上和子君。

**13番（村上和子君）** 民間業者、町長は、町としては今後に当たってもグループホームは建設するということは考えないと。民間の活力をということの御答弁でございましたが、この業者は、今は1ユニットですけれども、2ユニット整備されているということですが、そこら辺のことは見通して、18になったとしても引き続き認可するということになるのでしょうか。ちょっとそこら辺もお尋ねしたいと思います。

それと、子育て環境の整備の件でございますけれども、安倍官房長官が首相になるかどうか、就任した場合、打ち出す地方交付税の骨格が9日に明らかになったのですけれども、交付税の総額を抑制する一方で、自治体に配分する算定基準を見直しして、出生率だとか、それから就業率を向上させた自治体には積み増しをすると、少子高齢化対策に取り組むということで、手厚く配分すると、こういうふうなあれが出ておりますけれども、やっぱり上富良野町も、一方では町外にPRをしながらも、町外からも上富良野で子育てをしたいと、こういうふうな、やっぱり大いに子育て環境をどんどんもっともっと詳しく、子育て班も役場の中でつくっていただきました、子育て支援センターもできましたし、そういったことで、上富良野で子供を育ててごらんよと、こういうふうな感じで、やっぱり今、出生率が高いですから、これからさらに上げるというのは本当に大変かなと思うわけでして、地域ぐるみで子育て

環境の整った町、上富良野を大いに私はホームページ等を利用して、どんどん町外にも発信していただきたいと思うのですけれども、もう一度よろしくお願ひしたいと思います。

**議長（中川一男君）** 町長、答弁。

**町長（尾岸孝雄君）** 13番村上議員の再々質問にお答えさせていただきます。

まず、グループホームの件であります。民間業者がどのような形の施設を建設して、町に申請を出してくるかということですが、町といたしましては、申請がなされたものが法的に問題がないものを拒否することはできませんので、申請が出てくれば、法的に問題ない、施設として問題ないものにつきましては、私としては認可していくということになるものというふうに思いますが、申請が出されていないと、想定で判断することはなかなか難しいということで、御理解をいただきたいと思っております。

それから、子育て対応であります。交付税の算定基準につきましては、今、往々にして見直そうという方向に進んでいるということは承知しております。面積と人口で単純でいいのではないかなというように案もあるようではありますが、そういうようなことで、これは将来的には見直されるであろうとは承知しておりますが、そのことによって、議員の御発言のように、町外にPRして、子育てする人たちは上富良野へいらっしゃいということが、町の財政において、子育て対策の費用と、そういった部分とがどうプラスマイナスするのかなということも十分考えなければならぬと。子育てだけして、はいさよならとされたのでは、またいろいろと財政的にもいろいろ課題も残りますので、そういうようなことも考えなければならぬわけですが、先ほど来お答えさせていただいたように、私は住民の皆さん方が安心して子育てできる環境を、町として、行政として住民の皆さん方に与える、その対応を図ることが重要であるというふうに認識しておると、ということで、御理解をいただきたいと思っております。

**議長（中川一男君）** 以上をもちまして、13番村上和子君の一般質問を終了いたします。

次に、4番梨澤節三君。

**4番（梨澤節三君）** 私は、通告に従って質問をいたします。

初めに、自治のかたちについてですが、これは報道を見て考えさせられたものでございます。

1番目に、機運が熟していない、当面広域連合とありますが、当面とはいつまでを言っているのですか。これが1点です。

次に、当面、今のままでということは、使用料、

手数料、税等は一切値上げをしないで、このままでいくというように理解をしてもよろしいのでしょうか。

3番目に、プロジェクトチームは1年近く検討・研究を重ねてきました。5市町村の協議会になると、それがたかだか一、二回の会議で結論を出していますが、本当に真剣に協議をしたのか、疑問を持ちます。夕張市の破綻以降、合併と自立のどちらのツケが大きいのかということについて、これは北海道中の住民の関心も非常に高くなっております。そういう住民意思の確認もせず、何を根拠に結論に至ったのか、お尋ねをいたします。

4点目、住民も、今言いました夕張破綻問題以降、ツケは住民に来るとということがわかりました。今までと異なり、警戒をしています。ある老人会では、町民1人当たりの収入と支出の自治体財政について、出前講座をしているところもあります。この財政への関心の高まりをどのように受けとめられますか。

5点目は、合併は今後ますます遠慮なく進められます。当面、合併は見合わずというような話は、いろいろな情報が住民に入ることにより、いずれ住民から突き上げをくらうようなことになるのではないかと懸念をいたします。そこで私は、合併は任意でいいが、合併協議会を開会することは、住民のため、強制でなければならないというふうを考えますが、いかがでしょうか。

次に、議員協議会について。

この議員協議会は法的根拠もなく、議員の登退庁時の災害補償もない会議です。また、事前審議の類でもあり、議会の権威を失い、町長の責任体制も否定されかねない。町長からの議員協議会の要請はやめるべきであると思いますが、いかがでしょうか。

大きな3点目で、住民自治と補助金について。

住民会、町内会は、補助金をもらわなくともそれなりにやっています。ただし、町長、議員、職員を、だれに遠慮することなく監視することができるのも町内会、住民会の住民でございます。そこで、とりあえず、上富良野町の補助金一覧表を住民会長にお渡しし、情報を共有してはいかがでしょうか。

4点目、介護保険について。

介護には、言うまでもございませんが、在宅介護と施設介護がございます。どちらも大事であることには変わりはありませんが、介護のねらいとするところはどちらに置いておられますか、お尋ねをいたします。

5点目に、夕張市破綻の影響ということで、ひやり・はっと、あわや医療事故が18万件、当事者別では看護師が77%と大半を占め、医師が5%、薬

剤師が5%と、全国調査結果が報道されました。そこで、夕張市立病院に関する報道によると、夕張消防本部は、長年、救急患者全員を機械的に夕張市立病院に搬送していたが、同院は心疾患や脳疾患等の治療は不可能であり、人命軽視の問題行為と指摘を受けております。当上富良野町立病院には問題はないか、お尋ねをいたします。

次は、器物損壊は犯罪ではないかということでありまして、教育長にお尋ねをいたします。

社会教育総合センターのトイレの大鏡が割られ、壁に大穴があいていますが、これはいつごろ、だれがしたのか、把握しておられるのでしょうか。非常に悪質であり、警察に届けたのかどうか。厳しく処罰すべきであると思いますが、いかがでしょうか。

以上でございます。

議長（中川一男君） 町長、答弁。

町長（尾岸孝雄君） 4番梨澤議員の6項目の御質問にお答えさせていただきます。

まず、1項目めの自治のかたちに関する5点についてお答えいたします。

1点目については、広域連合をいつまで続けるのかとの御質問かと存じますが、御承知のとおり、各自治体では、効率的でかつ持続可能な行政運営の実現を目指して、行財政改革等に組織を挙げて取り組んでいる実態にあります。そのような観点から、富良野沿線においても、地域合意の見通しができ上がる段階までは、広域連合による取り組みを確認し合ったところであり、当面の言葉が意味するところは、その機が熟するまでと考えております。

次に、2点目の御質問でございますが、使用料・手数料等の決定の原則は、御承知のとおり、特別の利益を受ける者とそうでない者との負担の公平・均衡を図ることにあります。これからも、この原則に基づいて見直しを加える手法は不変であることを御理解願いたいと思います。

3点目の自治のかたちの方向性に関する御質問でございますが、6月定例会の行政報告で申し上げましたように、これまで住民説明会や住民アンケートでの御意見をいただき、さらにその住民の御意見を最大限に尊重することで、7月に議会の議員の皆さん方と議論をいたしたことを踏まえまして、振興協議会、委員会へ臨んだわけであり、他の市町村も同様に望み、結論を導き出したものであります。

4点目の町民の自治体財政に対する関心の高まりにつきましては、本来の姿であり、非常に喜ばしく思っております。地方自治体財政が厳しい状況にあることを多くの町民に御理解をいただき、多方面にわたる御意見をちょうだいしながら、皆さんとともに上富良野町の今後の行財政について議論できるよ

うになることを望んでいるところであります。

5 点目の合併協議会等の設置に関する御質問であります。合併する、しないにかかわらず、今後とも住民の皆様へ情報を提供してまいりたいと考えております。

なお、合併協議会につきましては、合併しようとする住民の機運や、5 市町村の機運が高まった時期に設置することになるものと考えております。ただ、一定数以上の住民総意によって合併協議会設置を市町村長に要求できる方法もありますので、地域の機運が最も重要であると認識いたしております。

次に、2 項目目の議員協議会に関する御質問にお答えいたします。

議員協議会は法的根拠を持たない会議であり、さまざまな場合において、議長の招集で開かれる会議と受けとめております。本会議前に開かれる議員協議会は、歴代の町長と同様、私としても、議会に提案予定の案件等について、忌憚のない意見交換ができる機会として開催を御依頼し、これまで長年にわたり多様な機能を果たしてきたものと考えております。

今後も議案審議等における大きな機能を發揮していただけるものと考えておりますが、今般の地方自治法の改正では、議会制度に関しても幾つかの重要な点について改正がなされております。今後の議会の機能強化や議会改革の御議論の中で、議会の総意として、私からの依頼による議員協議会については受けられないとの結論に至った場合には、それに従うべきものと考えておりますので、議会において御検討いただければと存じております。

次に、3 項目目の住民自治と補助金に関する御質問にお答えいたします。

住民自治は、そこに住む人々の意思と責任に基づいて処理されるものとして、地方自治の本質的要素と受けとめておりますが、あわせて、団体自治につきましても、住民自治を実現させていく手法として確保されるべきものと考えております。そのような意味から、住民自治の大きな担い手であります住民会や町内会等、地縁に基づく自治組織は、議員御発言のように、みずからの会費のみずからの活動を自主的に行われることが理想とも考えますが、それらの活動を推進していくために、その下支えとなる行政支援も極めて重要なことと受けとめております。そのようなことから、これまでさまざまな名目で交付されていた自治会の補助金を、可能なものから統合し、その用途を地域の自主的な判断で活用いただくよう、平成 19 年度から制度移行に向けて取り組んでいるところであります。

また、すべての行政活動は、住民の皆様への信託に

基づいて行われるものであり、すべての住民がその監視役であると受けとめております。そのような意味から、情報の共有化はまちづくりにおいて重要な課題であり、これまでも情報公開やパブリックコメントの制度化を初め、町民ポストの設置や出前講座の開設などに努めてきたところであります。

なお、町の補助金の交付状況一覧につきましては、今までどおり情報提供コーナーにおいて開示しておりますので、それらを御利用いただくことで御理解を賜りたいと存じます。

続いて、4 項目目の介護のあり方についてありますが、議員御発言のとおり、施設を活用して介護を実施すべき方や、重度であっても家庭の介護環境が整っている場合や、軽度で在宅の場合など、一人一人、その心身の状況や家庭環境によってその対応は異なるものと考えております。いずれも重要な介護方法と考えております。

御承知のとおり、介護に関します制度変化につきましては、病院における療養型病床のあり方など、近年の制度改正の状況を見ると、在宅介護への依存度が高くなる方向へ向かっていると思われるところであります。

続いて、5 項目目の夕張市破綻に関する御質問にお答えいたします。

当町立病院は、当時の厚生省令の定めに従い、昭和 55 年に救急病院として知事から指定を受けております。この指定に当たりましては、医師が常時従事し、緊急のための施設設備、救急患者のための専用病床を有していることから、入院や手術を要する症例に対応した 2 次救急となっておるところであります。

当院では、救急隊員の判断により搬送されてくる急病患者を救急指定病院として受け入れておりますが、搬入後は医師の診断のもとに、本院で治療すべきものか、あるいは他の医療機関へ再び搬送すべきものかを判断しております。議員御発言の新聞記事を目にしてはありますが、当院での問題はないことを確認しておりますので、御理解をいただきたいと存じます。

**議長（中川一男君）** 教育長、答弁。

**教育長（中澤良隆君）** 4 番梨澤議員の社会教育総合センターに関する御質問にお答えします。

トイレの大鏡が割られたことについてであります。これが判明いたしましたのは 8 月 3 日のことで、大勢の人たちが来館していた日であります。割れた状況を見たところ、何かが偶発的に当たったものか、あるいは故意によるものかわからず、警察に被害届けは出しておりません。その後、名乗り出てくる者もなく、当事者は判明しておらず、非常に残

念に思っているところであります。また、壁の穴につきましては、その少し前に判明をいたしました、同様に被害届けは出しておりません。

社会教育総合センターは、多くの町民が使用する公共施設でありますので、利用者に公共施設利用のマナーの徹底を図るとともに、今後このようなことが起こらないよう、警察とも連携を図ってまいりたいと考えております。

**議長（中川一男君）** 再質問ございますか。

4番梨澤節三君。

**4番（梨澤節三君）** 再質問をいたします。

まず、自治のかたちについてですが、その機が熟すということ、これはそれなりの情報がなければ熟さないわけです。そういうことにもかかわらず、いきなり結論を出しておいて、機が熟すなどということは論理が合いません。この手法は行政手続が間違っているのではないのでしょうか、お尋ねをいたします。

次に、当面自立ということですが、夕張破綻以降、再生型破綻法制の論議が加速されております。さらに交付税の減額状況もわからないと思っておりますが、さらにそのような中で結論を出すのは拙速ではないかと思っております。私は、ここの再生型破綻法制、認定基準です、これはどのようなものが出るか、それから、交付税はどうなるのか、これは町長も同じように真剣に見ていると思っておりますが、これがわからないにもかかわらず、結論を出しているというのはいかかなものかなと。合併協議会を立ち上げて、そういうものを取り込んだ中で協議をして、そしてその結果こうですよということであれば説得力は非常にあると思うのですが、拙速ではないのかということで、再度お尋ねをいたします。

それから、8月30日、東神楽で自治のかたちということで講話が実施されました。講師の先生は総務省自治行政局合併推進課の課長補佐でございます。そのお話によりますと、全国3,300の自治体が1,800になりましたということです。これはもう報道されておりますから、合併は進めますと明言しております。国はやると、こう言っております。また、9月1日の道が実施をしました道州制の話では、これまた道でも道州制は進めますと。かつ合併も進めますと、明言をしております。国も道もやると、こう言っているのです。だから私、やれということではございませんので、現実を今言っておりますから。

最近の報道では、道州制はやりますよということを、政府が言っていることが報道されております。この道州制をやるといことは、基礎的自治体にならないと進まないのです、北海道は。本州は合併す

るのです。だから、それはそっちでやればいいのです。北海道は小規模自治体がたくさんあって、とてもではないですけども道州制という形にはならない。だから、もう既に構想は示されておりますが、基礎的自治体にならなければならないということ力を説いております。

そういうことで、この富良野圏では当面自立と言っている、このねじれ現象でございますが、こういうねじれ現象を、これは地域の住民に大きな迷惑をかけているのではないかと私は思います。国も道もこういうことでやっている。この地域は違うよということをやっている。このねじれ、私は大きな迷惑がいずれ来るのではないかというように思いますし、今もかけているのではないかと思います、どのようにお考えになりますか。これが3点目です。

今言いました地域住民の迷惑ということですが、迷惑というのは、住民に対するツケの問題なのです。上富良野町にも185億円の借金を抱えておると。もろもろ加えると200億円を超えるのではないかという声も耳にします。そこで、この5市町村のそういうことの検証結果をすべて明るみに出すのは合併協議会ではないのかなというように思います。上富良野のことだけやってもだめなのです。やっぱり5市町村の全部のところを見なければならぬ。今、上富良野200億円ということで井勘定で考えてみますと、上富良野200億円、中富良野、南富良野、占冠はそれぞれ100億円、そして富良野、100億円ということはないでしょう、上富良野と一緒に200億円としますと、700億円の借金となって、合併して行き着く先は、夕張と同じように破綻するために合併したということになるのでないかなという感じで見えております。我が町は豊かであると言っていて、185億円ということは、200億円近いのですよね。これだけの借金が上富良野にある。あと100億円ずつあるのです。全部100億円ずつとしても600億円です、5市町村で。そうすると、夕張なのです。合併して夕張になるという状況が見えるのですが、そんなことで再建団体ということでは笑い話にもならないし、それこそ、町長、議会は何をやっているのだと、それこそ言われますね。

そして今、住民が最も懸念しているのは、住民、私たちへのツケなのです。住民自身に来るツケを大変心配しています。手数料、使用料、そのツケと、それに伴った手数料、使用料、税の値上げ、こういうところなのです。そして報道を見れば、闇口座、裏金、隠れ借金等々、議会も見えない、もちろん住民もわからない。わからない、見えないで、終着駅が夕張、これではたまったものではないという

ことになるわけです。これらを明るみに出すためにも、申しわけないのですけれども、後ろめたいところがなかったならば、合併協議会を立ち上げて、すべて町民にお見せして、説明責任を果たしてはいかがかというように思いますが、いかがでしょうか。

次、議員協議会についてです。

この合併の件について、7月の議員協議会でいうことを町長先ほど言われまして、議員の皆さんにお聞きしたとありますが、私はこのことを言うのです。住民のあずかり知らないところで議員のだれが何と言ったのかもわからない状態にもかかわらず、議会もこう言ったということにはならないのです。議会がこう言ったということは、住民の前で議員が発言して、初めて議会がということになり、また、それが議会の活性化ということになるのです。

さて、この協議会では、町長、管理職、議員がほとんどそろっています。そのときに、士別出身の衆議院議員に、議案審議を中断し、あいさつをさせていましたが、いかにこの会議が議長招集とはいえ、審議を中断するのであるから、当然町長にもお話はあったと思います。この件については、所見をお伺いをいたします。

次、住民自治についてでございますが、補助金の交付一覧表の件については了解をいたしました。これは、住民会長全員に手渡すようになると思います。

9月1日の道州制の資料を見ますと、地域主権型の自治区ということで、今進んでいっているのです、これは。住民自治は進んでいっているのです。合併したところは広大な市になっておりますから、住民自治が今進んでいっております。それで、地域主権型の自治区ということで、行政への参画意識を高めるため、よりよい町は自分たちでつくるという意識が芽生えるための構造が必要ということで、5,000人単位の自治区をつくり、10人程度の代表を出し、その中から選ばれた方が市議の役割を兼ねるとあり、要するにコミュニティを重視しています。栗山町議会がこの形になっているのではないかと思います。

そこで、いずれこの形に進みますが、最初に結論ありでは困るのです。話はすべて住民から上がっていかなくてはならないのです。住民は、町長、議員、公職者、前にも言いましたけれども、職員、そして屋上屋の事務組合、議会、これらを養っているということですよ、はっきり言って。そして、さらにこれが研修と称して、道外やら、海外はもう行っていないでしょうが、そういうところに行って、住民に対して多大の負担をかけている。住民を無視しているのではないのかと、既にそういう声が出てお

ります。

住民の皆さんは能力があります。この住民の皆さんに防災訓練をやりましょうと、細部は省きますが、説明をしっかりとしますと、毎月町内会単位で日曜日に防災訓練をしております。今夜やるところもあります。また、年金生活者の多い老人会では、町の財政の勉強をしたいということで、出前行政を実施し、その説明の中で、上富良野町に185億円か200億円近い借金があるということを知り、初耳ということで、大変驚いていました。さらにツケが何ぼ来るのだらうと、大変心配しております。実際これは本当ですよ。さらに住民会長連合会では、議会に対して、ことしの1月にもかかわらず、自治法改正による議会改革、夕張破綻問題、栗山町の議会条例制定等を見通したと言って過言でない要望書が議会に提出されております。よくぞここまで読んだなという。

以上のことから、住民に主体を置き、間違っても住民に迷惑をかけるような行政手続はしないでいただきたいというように思いますが、この件についてお尋ねをいたします。

次は介護保険についてですが、言うまでもなく、介護のねらいは在宅介護です。在宅で頑張っている方々にこそ助成があつてしかるべきですが、今、どちらかという、報道を見ていますと、結構施設介護の声が上がってきておりますね。しかし、やはり在宅介護は大事かと思えます。

そこで、在宅で1食700円の弁当を食べている方々を御存じでしょうか。独居であったり、何らかの障害をお持ちになっているのです。しかし、頑張っているのです。この方々は、350円のころは毎日20食前後の配食がありました。現在は毎日五、六食の配食です。どこから買って食べているのですか。栄養の問題ではありません、生死の問題です、これは。この辺のところを勘違いをしたらだめだと思うのです。なぜそこまで考えてやらないでしょうか。

先日、帯広で全道議員研修がありまして、私、聞きまくりました、弁当料金を。1食700円というところはありません。恥ずかしい話です。また、今回、税改正で、まともに打撃を受けているのはこのような方々です。2万円が8万円も引かれると。そして1食700円の弁当を食べさせられる。これはどのように考えても常識的ではありません。この700円弁当のお先棒をかついで、悪代官の手先になっているように見えるボランティアでの配食、これはやめるように言いましょう。これは弁当の話だけにはならないのです。ボランティアの芽を摘むような行政は不要とまで言っても私は過言でないと思

います。これは広域では幾らになるのかとか、合併なら幾らになるのかと、なぜそこまでのことを言わないのですか。なぜそこを汗をかかないのかという  
ことで、お聞きをいたします。

次、教育長に器物損壊についてお聞きいたします。

答弁をお聞きしますと、何も措置はしていないというようにお聞きをしました。町で住民の使用率が最も高いのは社会教育センターかと思えます。大変評判のよいところです。現場はどちらも男子便所です。素手で壁に穴をあけたり鏡を割ることはできません。器物を使っているということは、計画的であり、非常に悪質です。この実行者は高齢者ということにはならないでしょう。小さな子供でもないでしょう。おのずから見えてまいります。これを実施した人は、教育長をせせら笑っていると私は思いません。教育に携わる者として、今、日本は何が大切かということをお考えいただきたいと思えます。どのような事件が起きているか、言うことはないと思えます、報道を見ておればわかりますから。まことにその資質を疑いたくなりますよ。

私どもの住民会では、パトロールが立ち上がっているのですが、あれは何かといたら予防なのです。何もやらないのですよ。予防のためなのです。それで、今回のこの事件で予防ということは、体育館の器物を損壊したらこんなに厳しい処分を受ける、されるということをわからせなければならないのです。いろいろところでそういうようにやっていかなければならないのです。そして、それが体育館使用者の相互監視にもつながります。

今、違法行為に対して一番悪いのは、テレビで毎朝やっています。公務員なのですよ。これは身内に甘いということで、何があってもななあになっ  
ている。警察も、状況を知っていても、告発がなければ動けないのですよ、この件については。どちらか  
というと、行政が違法行為を助長しているのではないかとことも考えられます。あの鏡と壁の穴補修に幾らかかったのですか。そこで幾らかかりましたということを書き紙に書いて、皆さんの相互よろしくということをされてはいかがでしょうか。もうみんなで守るしかないのです。元気な者が集まる  
ところには、それに負けてはだめなのです。監視、監督、指導がしっかりできなければだめなのです。気力でもしっかりしなければなら  
ないのです。机にかじりついて、顔を下にばかり向けているようなのではだめなのです。事務屋ではないのです。全員管理者意識を持って、警備会社に任せているなど  
ということは理由になりません。監督、指導力を持っているのは教育委員会の職員ということを再認

識していただきたいというふうに思います。

それから、救急についてですけれども、病院はこれでよいかと思えますが、消防が救急車で運んで  
いっているのですよ。それが私、人命軽視という、それにつながっているかなと思うのですけれども、この辺も、今、消防の方はおられないでしょうから、もしあれでしたら参考意見としてお聞きいた  
きたいなというふうに思います。

これで再質問は終わります。

議長（中川一男君） 暫時休憩いたします。

---

午前10時43分 休憩

午前11時00分 再開

---

議長（中川一男君） 暫時休憩に引き続き、一般質問を続行いたします。

4番議員梨澤節三君に申し上げます。

言葉の中で、微妙な言葉がありますので、気をつけていただければと思います。よろしくお願  
いします。

では、町長、再答弁をお願いします。

町長、答弁。

町長（尾岸孝雄君） 4番梨澤議員の再質問にお答えさせていただきます。

まず、自治のかたちについての各御質問であります。るるいろいろな御所見を承ったところでござ  
います。機が熟するということにつきましては、さきにもお答えさせていただきましたように、議員も御意見の中で言われておりますように、主権者である住民が、その熟した時期に盛り上がっていただけ  
るかどうかというようなときではないかというふうに、さきにお答えさせていただいたようなことでござ  
います。

また、自立につきましても、基本的に、今既に議員の皆さん方にも御説明させていただいております  
ように、行財政改革を実行しながら、忌憚のない財政運営を図るために取り進めさせていただいてお  
るところでありますし、そういった観点で、今現在、住民の皆さん方の状況を勘案した中でも、合併を推  
進していくというような時期ではないと。そのためには、何としても財政運営を忌憚なく、夕張市  
のような破綻が生じないような財政運営を図っていくことが最も重要であり、今、国は、歳出と歳入  
を整合性のある形に取り組んでいこうというようなことを今言われておりますが、私ども上富良野町  
としては、国が言う以前から収入に見合った歳出構造に持っていくための行財政改革の推進を図って  
きている。今期総計の終わりにはそうなるような財政運営を進めてきているところでありま  
すので、自立に

向かって主権者である住民の皆様方に、言うならば迷惑のかかるようなことのないように取り進めていくという姿勢を持って行政運営をさせていただいているということで、御理解をいただきたいと思いません。

加えて、また、合併協議会、任意でもいいからつくりなさいということではありますが、このことにつきましては、やはり合併を進めていこうという状況に相ならない限り、真摯に合併に向かっての協議が進めることができ得ないというふうに私は思っております。そういう観点から、合併協議会につきましては、今、現時点上富良野町として、私としては推進をしていくという機ではないというふうに認識をいたしております。何はともあれ、議員の御発言のとおり、住民にある程度自立のための負担は強いこともあり得るかもしれませんが、迷惑のかけない行政運営を図っていくということが私に課せられた重要な課題であるというふうに認識いたしておるつもりでございます。

次に、議員協議会の件ではありますが、このことにつきましては、さきにお答えさせていただきましたように、あくまでも議員協議会は、議会の皆さん方、議長が招集をしている協議会でありまして、そこに町として、私として、こういう説明をする時間をつくっていただきたいということをお願いをして時間をつくっていただいていると。あくまでも議事を整理するのが議長の権限であると同時に、議員協議会につきましても、議員の皆さん方、議長の権限で采配されているということで御理解をいただきたいと思いません。

過日の件につきましても、休憩をしてごあいさつをしたということにつきましても、あくまでも議員協議会の対応は議長権限で対応するものでありまして、議長の方から休憩をしてこうだというお話を承ったことであり、采配は議長が図ることが基本だと思っております。

次に、住民自治であります、これにつきましても、先ほど議員から何度も御質問ありましたように、あくまでも主権者である住民が中心となって対応していくということが基本であるというふうに思っております。そういう観点から、町は今まで、こういうことをしてください、そして補助金をあげますよという形をとらせていただいておりますが、これからはそういう形でなくて、統合補助交付金を支給することによって、その統合補助交付金の中で、各住民会がそれぞれに自己判断に基づいた事業の推進をしていただくというような形をとり進めていきたい。これがあくまでも議員が御発言にあります、言うならば条件付きの交付金、補助金でな

くて、条件のない交付金によってみずからが自治活動を推進していく、自己対応で進めていける住民自治の促進を図ってまいりたいというふうなことで、とり進めさせていただきたいということであるということ御理解をいただきたいと思いません。

次に、介護保険制度に伴います在宅介護の対応の御質問がございました。また、配食サービスにおきます料金の問題も、弁当の料金の問題も御質問にありましたが、町といたしましては、デイサービスにおける食事の実費御負担をいただいております金額と、配食サービスの弁当の負担とが、価格の相違がないように、整合性のある、同じ金額で御負担をいただいていると。他の市町村におきましては、デイサービスにおける食事費用よりも軽減で配食サービスをしているという自治体が多いわけですが、上富良野町、私といたしましては、デイサービスで食事を対応するのも配食サービスで対応するのも、料金は同額であるべき、住民に差別をつけるべきでないという基本の中で、同額の御負担をいただいているということで、御理解をいただきたい。他の町村ではそこに差があると、これについては、住民に差があることに対する感覚の私の判断の違いかないというふうに思っておりますので、御理解をいただきたいと思いません。

また、救急関係につきましては、報道によりますと、夕張市の病院に救急車が対応していると。しかし、そこには内科医だとか、あるいは歯科医だとか、整形外科医だとかということで、外科医がいないところに救急対応しているということが問題であると。我が町におきましては、外科医を対処しておりますので、脳や何かの対応につきましては、救急患者が脳なのか心臓なのかという判断は、救急車の乗員は判断できません。それらの判断は、あくまでも医師が判断する。その中で、我が町におきましては、町立病院で医師が判断して、これは脳であるからどこそこの病院、これは心臓関係であるからどこそこの病院というようなことで対応しているということで、まず1次の処置を町立病院の外科医が対応しているということで、決して違法ではないということで、御理解をいただきたいと思いません。

議長（中川一男君） 教育長、答弁。

教育長（中澤良隆君） 4番梨澤議員の社会教育総合センターに関する再質問にお答えをさせていただきます。

今回の大鏡が割られたということにつきましては、非常に残念な出来事と受けとめております。この社会教育総合センターを初め公共施設につきましては、町民の貴重な財産であるという認識のもと、今後、管理監督を強めて、適切な管理、適切な運営

に努めてまいりたいというふうに考えております。

なお、鏡の補修の代金であります、既に9月3日に直しております。約二万四、五千元ということで補修を終えたところであります。

**議長（中川一男君）** 再々ございますか。

4番梨澤節三君。

**4番（梨澤節三君）** 自治のかたち、合併協議会ということについてですが、この先を見て、何も町長をいじめてやるぞとか、そんな考えではないのです。これは困ったなと私自身も思っています。これ、困らなかつたら大変なのです。財政運営、町だけの話ではなくなっている状況なのではないかなと思います。

とにかく国と道は合併を進めますと言っておりますから、やはりよそも見たいと。やっぱりよそを見るためには、我々よそのところへ行つて何ぼですかと聞いても、まともに答えてくれませんか。やっぱり合併協議会が立ち上がって、そこから情報がきちっと出されるというのが、非常に住民もわかりやすいのではないかなというように思います。

それで、こういうことです。夕張市の再建団体を契機にして、破綻法制の論議が加速されております。実態映さぬ自治体決算。実態映さぬと、こうやって報道されているのです。現行制度では自治体の財政運営が行き詰まるまで危機が表面しにくいと、こういうことなのです。私も185億円というのは、大分前に200億円はあるはずだぞというのを聞いたことがあります。だから予算書に載っている105億円か108億円というのは、これだけではおさまっていないはずだと思って、この前の出前の説明で185億円、やっぱり200億円あるのではないかなというような感覚でおります。

それで、このため、これは国が言っていることですけれども、財政悪化の初期段階から再建を促す警告システムを伴った破綻法制をつくるというのですが、これに北海道はほとんど引っかかってくるのかなというように思っております。ですから、私は破綻法制が出てくるのを見ましようよということで合併協議会を立ち上げて、その間、ずっと審議してはいかがでしょうかとずっと言い続けていたわけなのです。今言いましたけれども、控える破綻予備軍ということで、185億円の負債を抱えた上富良野も、夕張の後を追っているのは間違いないと。北海道は全部そういう状況ではないかなと思います。そして、最後のツケは住民に行くということ、これはしっかり認識しなければならないと思います。住民は、破綻の責任は、これも報道に載っていますから、町長と議会にあるとはっきり言っていますから、これは我々は覚悟しなければならないというふ

うに思います。合併にしても自立にしても、住民に情報を開示して、自戒していただかねばならないと。

そこで、町長、さっきおっしゃったように、努力しております。十分認めます。しかし、それ以上のものが迫ってきているということで、悪名高き最後の町長というような、本当に町長、一生懸命努力して、あの町長は何でも値上げしてしまったのではないかな、何なのだということを言われるようになるのかな、本当に大変だなというように、私は心からそのように思っております。町長は、とにかく合併しないということではないですね、今変わってきておりますからね。とにかく頑張っているということで、それで、やっぱり大切なことは、町民の負担を軽減するということなのです。これ、何だと思いません、人件費なのです。全部です。人件費なのです、すべては。しかし、町長、今もやっぱりその立場でございますから、みずから選んだ道で、覚悟してやっているのでしょうか。やっているとは思いません。頑張っていたきたいと思いません。けど、もう一度言いますが、やはりいろいろなものを知るためには、合併協議会を早目に立ち上げて全貌を明らかにしていただきたい。住民の皆さんに情報を開示して、情報を共有していただきたい。今後のことも含めましてというように、この件については思いません。お尋ねいたします。

それから、弁当の件ですけれども、デイと配食を一緒にとおっしゃいますが、デイは、暖かいところでふろに入って、真冬ですよ、暖かいところで、夏は涼しいところで、ちゃんと人がついて、そして食べているのですよ。しかし、配食先をお見せしたいですよ。本当に歩くのによく杖をついて、家の中を杖をついて、どうもどうもと言って、そして薄暗いところで、余り言いたくはありませんが、当然です。そこでぼそぼそと食べているのです。それを何で同じになるかと。現実を見ていただきたいということです。今後、検討をしっかりとさせていただきたいです。これはボランティアの件にもつながってきます。一生懸命やるというボランティアの芽を摘むようであっては私はないと思います。やはり助長していかなければならない時代に入っていると思います。今後ますますそのようになっていくと思います。要するに行政が、こうやって、はいこれをお願いしますと金をばらまいてやっていた時代はもう終わったのです。それはわかりきっているのですけれども、だからそのためにはどうするかということで生まれてきて、どんどんどんどんそれが伸びてきておりますから、これは言うまでもないかと思うのですが、ボランティアを助長して、そしておいし

い弁当を安く食べられるようにしてやっていただきたいなというように思います。

以上で終わります。

**議長（中川一男君）** 町長、再々答弁。

**町長（尾岸孝雄君）** 4番梨澤議員の再々質問にお答えさせていただきます。

自治のかたちにつきましては、議員のお考え方につきまして、私自身も十分呈しながら行政運営を進めたいと思っております。

御発言にありましたように、財政運営が最も重要であるというふうに認識しておりますが、ただ、これから、今期、合併新法が終わる21年以降、新たな法律が、議員も懸念しておりますように、どのような法律ができてくるのかと。国は合併推進、北海道も道州制の中である程度の基礎自治体でなければならないというような考え方があるという前提であります。我が町がどのような形になるのかということも十分含みおきしながら、先を見つめつつ行政運営を図ることによって、住民に迷惑のかからない対応を図っていくように努力しなければならないというふうに思っております。

また、財政運営におけます、今、国が考えております破綻法制化の問題も、これから新たな内閣のもとで種々協議がされるものというふうに認識いたしております。これらのものがどうなるのかということも含めおきながら、十分状況を見きわめて対応を図っていかなければならないというふうに思っておりますので、ひとつこれからも御理解をいただきたいと思えます。

また、配食サービスにおきます弁当の価格であります、町といたしましては、コスト額よりも軽減した中で配布をさせていただいておりますし、本当にボランティアの皆さん方の御協力をいただいて、個々の住宅に配達をさせていただいているというように、ボランティア活動に対する御協力に感謝を申し上げているところであります。これらにつきましては、現在、デイサービスにおける料金と同額視した中で、町としては整合性を持って対処していきたいというふうに思っておりますので、御理解をいただきたいと思えます。

**議長（中川一男君）** 以上をもちまして、4番梨澤節三君の一般質問を終了いたします。

次に、9番米沢義英君。

**9番（米沢義英君）** 私は、さきに通告してありました点について、町長に答弁を求めます。

1点目は、子育て支援についてお伺いいたします。

上富良野町の第4次総合計画の目標人口は1万2,500人となっています。上富良野町に1人で

も多くの人たちが住んでもらえるように、各世代、各階層別の生活環境を整えるということが重要なポイントだと考えています。

今、多くの自治体では、将来のまちづくりの対応として、定住化対策として、きめ細やかな子育て支援や環境づくりの支援策を講じているというのが現状であります。上富良野町においても、子育て支援センター等々、いろいろ制度もあります。また同時に、上富良野町の出生率を見ても、全道、富良野保健所管内においても高いというような状況であります。そして、新生児を出産するには、富良野市や旭川市などの産婦人科を利用するというのが実情であり、この種の検診においては保険の適用がなされませんので、妊婦検診においては自己負担となっております。今後、町において多くの若い世代の人たちが安心して出産、子育てができるような環境づくりのためにも、子育て支援の一環として、妊産婦における定期検診料の費用負担の軽減策、また、増額など、補助制度を設けるべきだと考えますが、この点についての見解を求めます。

次に、介護保険制度について伺います。

4月から介護保険制度が改正されました。介護費用の負担がふえたり、従来受けていた介護の制限がされたり、介護を必要としている本人や家族に介護の不安が広がっているというのが実態であります。施設介護に至っては、昨年度から居住費や食費が全額実費負担になりました。また同時に、ショートステイやデイサービスも同じく、利用者の費用負担が大きな問題となっています。この間、北海道新聞社と札幌医大との道民意識調査で、65歳以上の7割の高齢者が介護に不安があると回答しているように、上富良野町においても、多くのお年寄りや介護されている方々は、この負担がとても耐えられない、これ以上実費負担という形の中で負担を求められるということになれば、介護施設に預けることもできなくなるというような声も出ているというのが実態であります。

そこでお伺いしたいのは、町において町独自の介護施設の居住費や食費に対する負担軽減策を考えるべきではないかと考えますが、この点についての町長の見解を求めます。

次に、自立支援制度についてお伺いいたします。

障害者自立支援法が4月から実施され、この10月からは本格的に施行されるという状況になり、本来、応益負担が導入され、その負担のあり方が、この障害者自立支援法のもとでは大きな問題となっております。本町でも、この10月から地域支援生活事業が実施され、それに合わせた条例の整備等が行われてきます。この制度を利用する対象者の関心

は、安心して制度が利用できるかどうかということであり、利用するに当たり、費用負担がどうなるのか、これも大きな関心の的になっております。私はこの間、町独自の利用者負担の軽減策を設けるべきだということを予算委員会等においても言ってきましたが、町において費用負担の軽減策をどのように図られようとしているのか、この点についてお伺いいたします。

次に、公営住宅の維持管理についてお伺いいたします。

公営住宅の計画的な改築計画が進められています。その一方で、既存の公営住宅の老朽化が目立ち始めてきています。修繕等については、すぐ対応されている部分もありますが、しかし、全体的に見ますと、予算の全体的な縮小の中で、公営住宅に関する維持管理に目が行き届いていない部分が見受けられます。それは、屋根からの雨漏りや部屋の壁がしける、家庭菜園のできる庭に雨が降ると水はけが悪い、水がたまるなどの声であります。予算がないからといって、すぐになかなか修繕に来ないというのが実態であります。入居者にしてみれば、すぐ直してほしい、これは当然でありますから、早急にこの修繕にかかる維持管理費の予算を増額するなり何なりして、入居者の要望にこたえるべきだと考えますが、この点、町長はどのようにお考えなのか、お伺いいたします。

次に、島津公園の利用についてお伺いいたします。

島津公園内に設置してあったパークゴルフ場は、公園に遊びに来ている利用客にボールが当たるなどという状況で、危険だという理由から、日の出地区パークゴルフ場が設置されると同時に廃止されました。しかし、ここを利用してパークゴルフをしたいという方もおられます。公園内の南側奥付近だけでもパークゴルフコースを設けることも必要ではないかと考えています。近年、ふだんにおいても、そう島津公園の利用が多いという状況にない環境もありますので、この点、考慮した環境づくりも必要だと思いますので、これらの点についての町長の答弁を求めます。

**議長（中川一男君）** 町長、答弁。

**町長（尾岸孝雄君）** 9番米沢議員の5項目の御質問にお答えさせていただきます。

まず、1項目めの妊産婦への支援につきましては、胎児期に順調に成長し、安産で出生することが、子供の成長、発達の基礎であることから、現在、町単独事業として、妊婦に対し健康診査受診券を発行し、6,880円の助成を実施しております。さらに、35歳以上の妊婦について

は、超音波検査の助成を追加し、妊婦の健康管理に努めており、今後も継続の予定でおります。また、妊婦にとって欠くことのできない支援活動として、妊婦自身が妊娠、出産についての正しい理解を深めて、その健康の保持及び増進に努めるために、前期、中期、後期の各期においた妊婦相談の実施や、妊婦同士の交流の場の設定、マタニティスクールの開設等を実施しており、今後もさらに内容充実に向けてまいりたいと存じます。

次に、2項目めの介護保険制度についてですが、平成17年10月からの改正法施行に伴い、居住費、食費が実費負担へ移行されたところであります。この改正に際しましては、在宅介護との整合性を整えることを基本として改正趣旨が示されておるところであります。当然、在宅にあっても、日常生活の上で居住、食事については欠くことのできない内容でありますことから、必ずしも矛盾するものとは考えておりません。したがって、町といたしましても、制度趣旨に基づいた対応を世襲するところであります。

なお、当該負担に関しましては、低所得者層に対しまして、特定入所者介護サービス費や高額サービス費として、段階的に軽減措置が講じられておりますことから、現段階での町独自の軽減措置については考えておりませんので、御理解を賜りたいと思います。

次に、3項目めの障害者自立支援についてですが、議員御発言のとおり、10月より事業の実施が市町村に義務づけられたところであり、現在その準備を鋭意取り進めているところであります。

事業の実施に関しましては、手探り状態にあることを御理解願いたいと存じますとともに、実施事業に伴います利用者負担につきましては、これまでの負担状況等を基本にして定めております。ただし、市町村の実施すべき事業のうち、市町村相談支援強化、コミュニケーション支援、地域活動支援センターの各事業につきましては、負担をいただかずに実施するものであります。また、児童デイサービス事業については、1割負担ではなく、最大250円負担の軽減措置をとるほか、通所にかかわる費用については、これまで公費支援を行ってきたものは経過措置として、さらにこれまで未支援でありました知的障害者の通所に対しては、鉄路換算5割補助などを定め、障害を持つ方々の支援を行ってまいりますので、御理解を願いたいと思います。

なお、障害者実態調査につきましては、現在回収中ですので、回収後は障害者福祉計画の策定に反映してまいりたいと考えております。

次に、4項目めの公営住宅の維持管理についてお

答えさせていただきます。

現在、公営住宅は438戸を保有しておりますが、そのうち老朽化等により施策的に空き家としている緑町団地の32戸を除くと、実質406戸を管理しております。その半数近くが耐用年限を超え、老朽化が進んでいる状況にあることから、入居者からは修繕に対する要望が強いというのが実態であります。そのような中で、緊急性のある修繕につきましては、現在の460万円の予算の範囲の中で、その都度実施しているところであります。

なお、屋根のふきかえ等、大規模修繕につきましては、平成19年度以降に別枠として計画的に整備を図り、建物の長寿命化に努めてまいりたいと考えておりますので、御理解を願いたいと思います。

次に、5項目の島津公園の利用についてであります。島津公園内でのパークゴルフコースは、平成15年4月に上富良野町パークゴルフ場をオープンする折に廃止したことは御承知のとおりであります。その折には、何人かの議員の皆さんから、島津公園内のパークゴルフコースの位置づけについて種々御意見をいただいた経緯があったところであります。当時も存続を望む声がある一方で、公園のコースであることから、危険であるとの苦情等も寄せられており、それらを総合して廃止を決定いたしましたので、御理解をいただきたいと存じます。

**議長（中川一男君）** 蒸しますので、上着とってよろしいです。

再質問でございますか。

9番米沢義英君。

**9番（米沢義英君）** 子育て支援についてお伺いいたします。

確かに町の方においては、6,880円の助成という形で健康診察券が発行されております。しかし、実際、費用がどのぐらいかかるかというと、検診の回数によっても変わりますが、約6万円ぐらいの費用がかさむという状況になっております。この間の町が行った次世代育成計画の中にも、費用負担を軽減してほしいという問題も含めて、この費用というのがやはり生活にとっては、当然払わなければならない問題ではあります。やはり大きな障害になってきているというのが実情であります。そういう意味では、やはり町のこの間の4次総合計画の中においても、目標人口が1万2,500人の設定でありますから、そういう立場からも、町におけるいわゆる人口の定着率を高める、そういう一環としても、こういう部分に対する補助率を引き上げるというような政策をとる必要は私はあると思います。こういう形の中で、いわゆるマタニティスクール、あるいは妊産婦における健康診断等が相乗効果を発揮

すれば、それは町の活性化にもつながる話ですから、町長がやるべき政策というのが、やはりこういうところにあるのではないかなというふうに思いますので、この点、町長の見解をもう一度求めておきたいと思います。

次に、介護保険制度の問題に移らせていただきます。

町長は、この間もたびたび国の制度に基づいた低所得者層の軽減策があると。だから現状としては必要ないのだということをおっしゃっております。しかし、実態はどうなのかということをおっしゃっていただきたいというふうに思います。確かに負担段階においては、生活保護世帯を含めて、年金世帯、4段階の負担の軽減策も含めた費用負担が求められます。しかし多くは、見てみましたら、年金が五、六万円、もしくはそれよりも低いという状況の世帯がたくさんあります。仮に全世帯が町民税非課税世帯の場合、年金80万円以下の場合、この2階層に該当するわけですが、仮に介護度2の場合、4万3,500円を支払わなければならない。残り3万何がして介護保険料、あるいはその他の国民健康保険税や医療費を払わなければならないという状況になった場合に、当然、国はその分も勘案した中で、この費用負担の設定は十分設定されているのだと、実態を含めてされているのだと言っているけれども、実態はそうではないわけです、町長。ですから、そういう実態を見たときに、今町がやらなければならないのは、国がやらないのだったら、町はきっちりこういう軽減策をとって、こういう弱者と言われる言葉は好きではありませんが、やはり弱い人たちの負担に耐えられないという現状を見たときに、町独自の軽減策をとる必要があるというふうに考えますが、町長はこの実態をどのように考えられているのか、この点、もう一度、国の基準でよとする根拠はどこにあるのか、もう一度確認しておきたいというふうに思います。

次に、障害者自立支援の問題でお伺いいたします。

確かにスタートして間もないという状況があります。町の方でもそれなりの対策をとっているという状況も出てきてはおります。デイサービスを利用したいと思っても、なかなかその施設が十分でないという話も聞きます、やはり実態として。そういう意味で、この費用負担の点についても実態に即した中で、改めるものは改めるなどの対策も必要ではないかというふうに考えております。

例えば、生活支援事業の中では、1割求められるという状況にもなっておりますし、そういう意味では、今後、よく障害者の、今、町でも実態の

ニーズ調査もされておりますので、この実態も含めて、もう一度今後の障害者自立支援のあり方についても十分検討される余地があるというふうに考えていますので、この点伺って、もう一度確認しておきたいと思います。

次に、公営住宅の問題についてお伺いいたします。

公営住宅の屋根のふきかえについては19年度以降の予算という形になっておりますが、この間、入居されている方の話を聞きましたら、前から言っているのだと。前から言っているのだけれども、予算がないからだめだという繰り返しの形なのですね。入居している方にしてみれば、雨が漏ってきて大変だからすぐ変えてほしいというのは、町長がもしもそういう立場であれば待てないはずだと思うのです。そこが、やはり行政と住民との差があると思うのです。ここを住民はただしてほしいと望んでいるわけですから、痛いところに手が届く、かゆいところに手が届くという行政であるべきというのが、町長が日ごろから言っていることだと思うのですよ。そういうことをやってほしいということが言われております。

あとは煙突だとか、細かいことを言えば、やはりもう年数もたっていますから、泉町だとかについては、非常にしける状況のところ建物に建っています。ですから、すぐ通気を多少よくしたとしても、壁はすごいしけて、かびているという状況です。お年寄りに聞きました。直したいところがあるのだと。だけれども、安い家賃で住ませてもらっているから、なかなか気の毒で言えないのだということをおっしゃっているのですよ。やっぱりこの気持ちなのです、町が感じなければならぬのは、こういうお年寄りがいるわけですから、直してくれないだろうと、我慢しようということをおぼえて、本当にかびのにおいがしても我慢して生活している人もたくさんいます。目くじら立てて言う人もいるのかもしれませんが、そういうところにきちっと視線を当てて、早急に対応するということが大切だと思うのです。壁の湿気だとか本当にひどいのです。喘息とか、呼吸も大変になってきますから、実際、においというのは、そういうものも含めて、十分実態を取り入れて早急に対応すべきだと思います。

畑についても、これは泉町の3丁目なのですが、これは土を入れると言われたということです、係の人から。土を盛りなさいと。言うなれば、細かいことを言いますが、こういう機会でないと言えないものではないかと。だけれども、原因はどこののだと、そのもとは何なのかといたら傾斜がある

のですよ。そうしたら、自動的にその傾斜のところ水がたまるようになっているのですよね。ここが施工に当たってのやっぱり問題ですよ。

あと、ストーブも変えろと。煙突の煙が吐けないと。雪が降って、強風で、嵐というか、風雪が入ったときに、逆に煙が吹き込んできたときに、挙げ句の果てにストーブを変えろと言われたということです。こんなことがあっていいのかと私は思うのですよ、町長。職員も一生懸命やっているのですよ。それはわかります。ただ、何がそうさせるのかということが一番見ていただきたい。予算なのですよ。確かに町は財政的に窮屈だとは言います。ある程度の予算の繰り越し計上もしているわけですよ。そういうものをやりくりしながら、この財政の、やっぱり緊急を要するところはそういうものでやるという手法が求められているのに、19年度、来年度でないと雨漏りが改修できないというのは、前から言っているように道理がないと思うのですけれども、町長はこの点どのように考えておられるのか。すぐ実施すべきだと思いますので、この点、見解を求めておきたいと思います。

島津公園については、確かにそういう経過はあります。今ずっと見ているのですけれども、利用客も、確かに日曜日、その日によっては多いときもあります。だけれども、比較的利用の頻度という点では多くない時期もありますので、そういう意味では、奥の方に何コースかでも、十分こたえられないにしても、奥の方に何コースかでも設置してほしいという、こういうような状況です、全面につくれというのではなくて。そういうことを述べさせていただいて、町長の見解等についてお伺いいたします。

議長（中川一男君） 町長、答弁。

町長（尾岸孝雄君） 9番米沢議員の再質問にお答えさせていただきます。

まず、子育て支援の件でありますけれども、先ほど議員からお褒めをいただいたら、今度は御指摘をいただくということですが、私といたしましては、この種の事業につきましては、一部門、1カ所等の対応でなくて、子育て支援全般的な対応の中で施策の展開を図りながら、子育てのしやすいまちづくりを目指して対応していきたいというふうに思っております。中でも妊産婦の対応につきましては、それぞれ町独自の助成策も講じております。これらのことも、総体的に子育て支援策の施策の全般的なものを見きわめながら対応を図ってきたいというふうに思っておりますので、ひとつ御理解をいただきたいと思います。

また、介護保険制度におきます諸問題につきましても、国が、制度が低所得者層に対する軽減措置が

講じられているから、町は一切しなくていいのだという考え方は持っておりません。これらの問題につきましても、いろいろ福祉施策の総体的な中で十分に検討を加えながら施策の展開を進めていきたいと。現状におきましては、新たな町の助成策を考えるということではなくて、今現在の総体的な福祉制度の中で、施策の中で、福祉の充実、効果を上げていきたいというふうに思っておりますので、御理解を賜りたいと思います。

次の障害者自立支援につきましては、先ほども申し上げましたように、新たにできた制度でありまして、町といたしましても、今手探りでいろいろと対応しているという段階であります。

議員から御提言ありましたように、十分にこれからの施策の状況を見きわめながら、町としての対応につきまして、支援事業の内容の充実等々も含めながら、十分見きわめてまいりたいというふうに思っております。そういった点で御理解をいただきたいと思っております。

また、公営住宅の対応につきましては、議員からも御指摘をいただきました。中には私に直訴してくる方々もおります。しかし、私は職員には一切申し上げません。私が直接申し上げて、それが対応できるということではいかなんというふうに思っておりますので、直訴してきた方には、ひとつ担当の方へ行ってお話ししてこいと。そして、どうしても担当が聞いてくれなかったら、もう一度私のところへ来なさいということでお話すると、後ほど担当の方に行ってお話を説明して、現場を見てもらって、十分理解をしていただいて、対処していただくようになりましたという御報告をいただいております。私といたしましては、議員が御心配のように、職員も一生懸命やっておるのかもしれませんが、決して予算の枠で縛っておこうという気はございません。その年その年によって、緊急を要する修繕箇所というのは多かったり少なかったりするわけですから、定年の予算の枠の中で十分な年もありましようし、また加えて、場合によっては、その年によっては予算の枠で到底足りない場合もあるだろう。そういうことにつきましては、当然において緊急性のあるものについては、その対処をしながら補正予算を組んでいくということが私は基本であるというふうに考えておりますので、そういった観点の中で、職員も生活環境の対応のためにも努力をいたしているということで認識しておりますので、今後もその対応につきましては、より一層住居者の生活環境、住環境の充実に努めてまいりたいというふうに思っております。

ただ、財政的には町も厳しいわけでありましての

で、大規模改修につきましては、基本的に19年度以降に対する計画の中で対処してまいりたいというふうに思っております。従前のように耐用年数が来たから壊して新たな公営住宅を建設していくということには、なかなか財政的に厳しいために、その対応が厳しい状況にあります。公営住宅のマスタープランの計画等々も見直しをしなければならないというふうにも思っておりますのでありまして、その施設が、先ほどもお答えさせていただきましたように、1年でも2年でも利用できるような対応を図っていくためにも、大規模改修の中におきます19年度以降からの計画推進を図っていきたいというふうに思っておりますので、御理解をいただきたいと思っております。

次に、島津公園の件につきましては、議員も御理解いただいていると思っておりますが、一方でパークゴルフ場を対応してほしいという要望と同じように、子供を自由に遊ばせておける都市公園としての機能を確保してほしいという要望も同じようにあるということから、町は多額の財政投資をいたしましてパークゴルフ場の建設をいたしておりますので、今、島津公園につきましては、都市公園としての充実、整備に努めさせていただいておりますので、御理解をいただきたいと思っております。

議長（中川一男君） 再々。

9番米沢義英君。

9番（米沢義英君） 妊産婦の検診については、制度が創設されてかなりたっているかというふうに思います。やはり費用負担について、何ぼかの増額する必要があるというふうに思いますが、この点は、町長の答弁ではそういうことはできないというような答弁だったと思っておりますが、実態からして、費用負担の軽減策の一環としても、子育て支援の一環としても、増額する意思はないということでしょうか。この点、お伺いいたします。

介護保険制度の問題については、町長も否定はされませんでしたけれども、その実態等はよくわかるというような話もされたかと思っておりますが、しかし、やっぱり介護、仮に所得階層4以上という形になりますと260万円以上なのです。お年寄りの方と同居するという形になって、極端に収入があればそう負担はないかなというふうに思いますが、いわゆるよく言われるボーダーライン層で言えば、やはりデイサービスやショートステイ、その他介護施設を利用した場合に、やっぱり2万円も3万円も当然預けるわけですから、費用負担がかかるという形になってきています。そういうことを考えたときに、やはり町としても、行政はできないというだけではなく、そういったところに目をきちっと向けた中での

介護支援策というのは、やはり町の自治体としてやるべき性質のものだというふうに思うのです。それが安心して制度を取り入れて生活できる環境づくりをすると。今見ましたら、国も、全くとは言いませんが、地方自治体も同じ右倣えして、国の制度だからなかなかそういうことはできないと。部分的に努力しているところもありますが、ではなくて、やっぱりそういったところに対する軽減策というのは、社会保障制度の一環としても、町の自治体として、私はこの給食給付や居住給付の点においても軽減策をとる必要があると思いますので、この点、もう一度確認しておきます。

公営住宅の維持管理については、それでは来年までまた雨漏りをしながら待つのかという話なのですが、やはりきちっと現場に行ってもらって、早急にできる部分は早急に直してもらって、またそのまま放置しておけば、かびが生えたり湿気を生んで、余計費用がかさむ話なのです。それは町にとってもマイナスですから、この点、どうするのかという点と、要望があればすぐ直していただけるのですか。そういうことで理解していいのですね。

それと、現在460万円の予算の範囲という形になっておりますが、もう既にこの予算の範囲もなくなっているのだと思うのです。こら辺、あればすぐできるはずなのですが、言ってなかなかできないということであれば、予算がなくなっているということを言わざるを得ないのですけれども、その点はどうなっているのか、お伺いしておきたいというふうに思っているところです。この点について、明確な答弁を求めておきたいと思います。

**議長（中川一男君）** 町長、答弁。

**町長（尾岸孝雄君）** 9番米沢議員の再々質問にお答えさせていただきます。

まず、妊産婦の件であります。今現在、助成策を講じております金額について、決してこれを動かす気はないということをおっしゃっているのではなく、総体的に、全体的な子育て支援策の中で十分検討しながら、妊産婦対策としての対応も十分検討しながら、また、今、医療制度の改正に伴います診療報酬の改正も伴ってきているというようなことも含みおきながら、十分その状況を精査しながら対応を図っていきたく。先ほども申し上げましたように、一部分をとってのみの対応でなく、全体的な子育て支援策の対応の中で見つめていきたくというふうに思っております。

それから、介護保険制度の問題につきましても、事実、低所得者層につきましても段階がありまして、実質、実態が非常に厳しい所帯もあることは承知いたしておりますが、ただ、これにつきまして

も、介護制度全体を見きわめながら、今後の対応として進めていかなければならないというふうに思っておりますし、加えて、このことによります社会保障の問題等々につきましても、総合的な福祉施策の中で検討を加えていかなければならないというふうに思っております。

ただ、御承知おきいただきたいのは、財政規模が徐々に縮小されてきておまして、一時期よりも40から45%も総体的な額が落ちてきている総予算の中で、十分な対応を図った福祉施策の展開をしていく、福祉サービスの軽減につながらない中で、何に重点を置いて対処していくのかということを中心としながら、福祉政策の推進を図っていきたくというふうに思っておりますので、御理解をいただきたいと思っております。

また、公営住宅の改修であります。先ほども申し上げましたように、大規模改修につきましては、次年度計画を立てる中で対応をしたいということですが、緊急を要するものにつきましては、先ほども申し上げましたように、職員もそれは承知していると思うわけでありませうけれども、今、議員から御質問ありましたように、今雨漏りをしているのを金がないから来年まで待てということには、私はないというふうに思っております。そういった最低限の緊急を要する改修につきましては対処していくようにしなければならぬし、職員も現場を十二分に見きわめながら、緊急を要する部分については、予算の枠の中で十分対応していくように努めていただくよう指示したいと思っております。

ただ、要望してきたから、それをすべて改修しますよということではなくて、緊急を要するものについて対処するという御理解をいただきたい。その上において、予算が不足するのであれば、これは先ほどもお答えしましたように、緊急を要する改修につきましては、補正で対応するなり、財政措置を講ずる財政対応を検討していく課題であるというふうに認識いたしておりますので、御理解をいただきたいと思っております。

**議長（中川一男君）** 以上をもちまして、9番米沢義英君の一般質問を終了いたします。

昼食休憩といたします。

---

午前11時59分 休憩

午後 1時00分 再開

---

**議長（中川一男君）** 昼食休憩前に引き続き、一般質問を続行いたします。

次に、12番金子益三君。

**12番（金子益三君）** 私は、さきに通告してお

ります3点について、町長及び教育長に質問いたします。

初めに、少子化対策と新しい子育て支援についてお伺いいたします。

少子化が深刻な社会問題になっている現在、我が町の合計特殊出生率は1.85と、全国平均を大きく上回り、まことにすばらしい状況であります。子育ては、家庭が中心となって行うことは言うまでもございませんが、現在のさまざまな諸事情をかんがみたととき、子育てに直接かかわる母親の労力の大きさは、はかり知れないものがあります。上富良野町においては、ゼロ歳児から2歳児までのいわゆる未満児に対しての育児支援も行われており、また、就学前児童の3歳児から5歳児までの児童に対しても、各種保育を初めとした育児支援は、その成果を大きく発揮されていることは、私も非常に高く評価するところであります。

しかし、その一方で、保育料金の全国同一化、乳幼児医療の1割負担化など、子育てに対して費用がかかる部分の値上げを行うなど、厳しい現状になりつつあることも現状であります。ことし4月からは、国が児童手当を大きく拡充され、来月からも出産一時金を5万円値上げされ、さらに来年の4月には乳幼児加算がされるなど、国もこの間、真剣に努力を始めてきています。

その中において、各自治体においても、独自の上乗せ加算を行っているところがさまざま出てきました。乳幼児を育てている親の多くは、比較的若く、収入も多くないのが実情であるので、現金給付という直接支援は大きな安心となるはずであります。町の財政も年々厳しくなっていく現状ではありますが、国の社会保障給付費全体に占める割合でさえ、高齢者向けが7割に対して児童向けはわずか4%にとどまっているからこそ、自治体での支援が必要と考えます。

続いて、2点目の質問です。各種研修会、研究会参加の報告書の情報公開について、町長及び教育長に御質問いたします。

平成13年3月に上富良野町情報公開条例が施行され、役場庁舎内にも情報公開コーナーがあり、住民の皆様がいつでも必要な情報を閲覧できるようになっています。ここにはさまざまな開示されるべき情報があるが、研修などの報告書のつづりがなかなか見当たらない状況になっています。研修は職員の資質向上のために必要不可欠であると私も考え、研修により見聞を広め、新たな方策を生み出すヒントになり、井の中の蛙に陥らないためにも、その結果を多くの人に周知していただく必要性を考え、情報コーナーにそれらを掲載すべきと考えるが、いかが

か、お伺いいたします。

また、教育長に質問いたします。近年、一部の自治体において問題視されている、夏休み中に教員が行う職務専念義務免除による研修の実態などもあるとするならば、その状況についてお伺いをします。

続きまして、3点目の質問です。富原運動公園内ランニングコースの一部改修の必要性について。

近年、健康増進のためにウォーキング及びランニングなどを行い、町民の個々人が健康づくりに取り組んでおり、その成果も当町の医療保険の全道平均以下という事実により実証されているところであります。その一翼を担っているスポーツ施設の一つであります富原運動公園内にあるランニングコースの一部に階段が2カ所ありますが、ランニングの運動の性質上、途中で階段があるということは望ましくないので、スロープをつけるなどの改修工事を早急に図るべきと考えるが、いかがかお伺いいたします。

議長（中川一男君） 町長、答弁。

町長（尾岸孝雄君） 12番金子議員の3項目の御質問にお答えさせていただきます。

まず、1項目めの子育て支援の御質問であります。議員御発言のとおり、少子化の流れは本町においても、緩やかではありますが進行していることは事実であります。町といたしましては、子育て環境を整えるために専門部署を設け、関連の保健などとの連携を試しつつ、安心して子育てに取り組んでいただけるよう、また、1人でも多くの方に子育ての喜びを感じていただけるように、諸対策を取り組んでおるところであります。

御質問の現物支給による支援によって出生数の増加につながるか否かにつきましては、これまでの国の少子化対策から考えますと、必ずしもその結果が得られていないように感じているところであります。今後、国の制度としての少子化対策が医療や児童手当などで進められますことも念頭に置きながら、町独自の支援策については、現状の行政が持つ機能を最大限に発揮しつつ、子育てされる保護者の方々の不安解消に努めてまいりますので、御理解を賜りたいと思います。

次に、2項目めの職員研修とその成果報告の情報公開に関する御質問にお答えさせていただきます。

現在、職員研修は毎年度策定し、情報提供コーナーにおいても開示している職員研修計画に基づき、職員に参加を命じ、その報告は復命書をもって処理をいたしているところであります。職員研修の成果をオープンにしていくことは、研修成果を研修に参加した職員のものだけではなくて、組織の成果としていくためにも重要なことと受けとめておりま

すので、まずは組織内において、職員研修の成果を共有できる仕組みづくりに努めてまいります。

なお、研修報告の情報提供コーナーへの開示については、研修報告には膨大な資料等が伴う場合が多いことから、開示方法等を含め、将来的な課題として検討してまいりたいと考えておりますので、御理解を賜りたいと存じます。

以下の御質問には、教育長から答弁させていただきます。

**議長（中川一男君）** 教育長、答弁。

**教育長（中澤良隆君）** 12番金子議員、2項目め後段の教員の職務専念義務免除による研修についての御質問にお答えいたします。

教員は、教育公務員特例法で、資質の向上を目指し、常に研究と修養に努めなければならないと定められているところであります。

教員の研修には、大別すると、職務に基づく研修と、職務に専念する義務が免除される研修とがあります。御質問の職務専念義務が免除される研修としては、自己の資質を高めるための研修や、みずからの専門職務から離れることとなりますが、特別支援教育や食育などの今日的な教育課題となっている研修会等で、学校運営に支障がないと学校長が判断した場合に承認されることとなっております。本町の実態といたしましても、これまでに自己の資質の向上を目指すものや、特別支援教育等にかかわる研修会等への参加が承認されております。

いずれにいたしましても、特に職務専念義務免除の研修に当たっては、この規定に基づき、適切に行われているものと考えておりますし、今後も適切に運用されるよう、指導に努めてまいります。

次に、富原運動公園の施設の改修に関する御質問にお答えいたします。

御質問のジョギングコースは、平成6年度の設置以来、ランニングやウォーキングに多くの町民に利用していただいております。1周1,046メートルのコースの途中で階段が2カ所あるため、ランニングで利用している方からは、不便な点があるのでスロープ化をという要望を以前に体育協会等を通じていただいたことから、利用者等の意見も参考にしながら、対応について種々検討を重ねてきたところであります。その結果、4メートル近い高低差があることから、この階段を解消するためには多大な経費と用地が必要となり、現在あるテニスコートにも大きく影響してまいります。また、現在の利用状況を見ますと、健康づくりや体力づくりを目的としてのジョギングやウォーキングでの利用が大半であることから、早急な対応は困難と考えておりますので、御理解をいただきたいと思っております。

**議長（中川一男君）** 再質問。

12番金子益三君。

**12番（金子益三君）** まず、1点目の子育て支援の現金給付の方でございます。

確かに合計特殊出生率1.85、本当にすばらしい数字ですし、北海道の中でも本当に上位クラスだと思います。だからこそ、生まれた後のそのケアというものを軸足に置いて大事にする必要があると私は考えます。

北海道というのは、都道府県で言いますと、東京に次いで出生率というのが低い現状である中で、この1.85というのは、やはり上富良野にいらっしゃる陸上自衛隊の上富良野駐屯地の若い隊員さんというのが非常に大きく貢献しているのが絶対現状であると私は信じておりますし、また事実であるとも思っております。

子育てに非常に町も協力する、理解を示している、そういったものが、今までとられている子育ての施策をされているというのは、私は他の町村よりも目を見張るというのですか、本当に突出してすばらしい方策をとっていると思っております。この間、もちろん保健福祉課を中心とし、それから教育委員会並びにボランティアの人等々を含めて、子育てサークルの充実があったり、それから、社会教育等々も含めて、すべての面で、民間でできること、そして行政でできることによって子育てを支えているということは、この点については、私、非常に大きく職員の皆さんも、それから町長の執行方針についても認めているところであります。本当に先ほど言われるように、お金だけを与えておけば子供が生まれるかと聞かれますと、それは一概にそんなことはないと思っております。

ただ、やはりアンケートをとってみても、子育てに対する不安、確かにゼロ歳児から、いわゆる未満児の小さいとき、どうやって子育てをしていいかわからない、だれに相談していいかわからないというところも確かにあるのですが、やはりこれから大きくなって教育費にかかっていくとか、そういう不安というのも実は否めない、これも事実ですよね。所得格差が生まれているこの現代において、その所得格差によって教育の格差が生まれてしまう懸念等々もあるから、なかなかつくりたくてもつけれない、生みたくてもそこまで二の足を踏んでしまうということもなきにしもあらずなわけです。本来、子供たちに支払われている、国から出ている児童手当というものは、将来の子供たちのために別途積み立てをしておくべきお金であるけれども、現代のこの経済状況等々の諸般を考えますと、残念ながらそれが生活費の一部に組み込まれているというのが現状なわ

けです。

それで、先ほど町長の答弁にもありましたように、現物支給による支援によって出生率がふえない、国もいろいろ少子化対策をやっているけれどもふえない。国がやらないからこそ自治体でやらなければならないのです。町長、よくおっしゃるように、歳入と歳出の見合った中でお金の出し入れをしていかなければならない、これは私も理解すべきところではありますが、しかし、子供というのはものではない。この人材というのに対していかに投資ができるかというのが、やはりその町の持つ、これからの未来に向かう未来力という部分だと私は考えるのです。今投資して、結果が出る、いわゆる生産人口となるのは、15年、20年先の話なのです。だから今すぐに何らかの手を打っていかないと、今打ったものが、結果が出るのが15年先の話ですから。米百俵の精神ではないですけれども、やはり人を育てて、子供を育てていくというのに対しての不安というものをできる限り解消していくのが町の責務であるし、また、1.85という大きな出生率を持っている町の使命でもあります。先ほど同僚議員も質問していましたが、外にばかりPRすべきことではありませんが、やはりこの町は子育てに対して本当に町も真剣に考えている、そういう生活弱者であっても、町が何らかの補助をしてくれるのだというのは、非常にPRにもつながりますし、住んでいる若い世代のお母さん、お父さんたちに対しても安心ができます。

仮に現物支給、現金支給は難しいというのであれば、例えば東京都の文京区等々で行われている、その町で使う、いわゆる地域振興券とか、金券による支給等々もやっている自治体というのがあります。これは、例えば上富良野町であれば、上富良野町の商工会とタイアップをすることにより、そういった地域振興券などを支給することによって、今弱っている地方の経済の活性化と、それと子育て支援という一石二鳥の効果もあらわれることもできるわけです。ぜひそういったことを行っていただき、北海道の中で本当に最高水準である出生率であるこの町だからこそ、最高水準の子育てのハードとソフトを両面からしていただきたいと考えますが、いかがでしょうか。

2点目の研修の報告でございます。

職員研修計画というのが毎年策定されているのは、私も情報公開コーナーで拝見させていただいております。しかし、その報告書に対して、実施されて行きましたよと、いわゆる研修だよりというものを職員の皆さんみずからが発行されていたのは、これは2001年の3月31日が最後でありまして、

そこからこの5年間というのは、一つもそういったたぐいの報告書が出ていないというのが現状ですよ。

私は、まず最初に断っておきたいのですが、研修に行くなですとか、研修そのものを否定しているわけではなく、むしろ研修というのは非常にこれは資質向上のために必要なことですし、大事なことですから、ぜひ行っていただきたい。ただ、行き方が問題があるのではないかとっているのです。復命書で処理をしているという現在のやり方が、私は問題があると言っているのです。だれが、いつ、どこに行った、そしてその結果がどうであったか、何を得たのか、その得たものが、今後の町政にどう反映するかというものが、やはり皆の共通意識でわかるようなシステムにしないでほしいと思います。

そして、先ほど答弁の中でもありました。まずは所内で閲覧できるような、共有できるような仕組みをする。それだけでは足りないのです。なぜかという、やはりこういうものというのは、書式を決めて、町民の皆さんに見られるという、そういう緊張感を持った報告書を出していただかないと、本当の意味での個々人の資質の向上にもならないです。やっぱり、ここにあります膨大な資料を伴う場合がありますから、それを閲覧コーナーに、情報公開コーナーに置くのはいかがか。資料を添付するだけでは、行った報告にはならないのですよ。その膨大な資料の中から、自分はここを得ましたという、そのまとめる力をつけることこそが本当の資質の向上につながるわけですから、そういったものをどんどんどんどん繰り返し行うことが、本当の意味での職員の能力の向上につながると思います。ぜひ、そういったことぐらいはできると思います。また、この時代ですから、当然、文書は手書きではなくパソコンで打ちますよね。そのままワード形式でホームページに載せることぐらい簡単なのですよ。要はやるかやらないかの問題なのです。ぜひ私は、この部分というのは、職員内の中で閲覧するのではなく、人に見られて何ぼのものをつくってほしいと思います。

教育長の方に行きます。

実は教育長への再質問も全く同じであります。教職員の義務免の研修に対して、私はだめだと言っているのではないのです。まさしく今日、複雑かつ多岐にわたる教育現場において、やはり日々の研さんというのは図っていかなくてはいけないと思います。私が小学生時代だった20数年前に比べれば、現代の学校教育現場というのはかなり難しくなっているというのが現状であると私も思います。本来で

あれば、職務研修というものがメインにあって、学校の先生たちが堂々と自由に研修に行っていたら、そしてこの難しい現状の問題をクリアしていただく能力を高めていただくというのが本筋ではありますが、いかんせん、今、北海道の経済状況も厳しいわけですから、そういった職務研修に対しての毎年の研修枠というのが25%ずつぐらいカットされてきているわけです。ですから、どうしても教職員の先生というのは、自分たちの休みの時間を割いたり、もしくは子供たちの学校に来ていない夏休み、夏期休暇の時間を利用して、自分たちの自費を払って、特別支援教育や食育など、いろいろさまざまな研修に行かれています。現状でもあるわけですね。

最近、教育長、ごらんになられたかどうかかわからないのですが、一部の報道によって、兵庫県宝塚市、いわゆる義務免の研修で、ちょっと余りふさわしくない研修をしたというテレビ報道が一部にされていることによって、その一部によって、残り大多数の一生懸命まじめにやっている方についても、間違った情報というのが流れてしまう可能性があるのです。だからこそ、私はきちっと行った、そういった研修、研究会に行った、そういったものを報告書にまとめて、それを町民の皆さんの目に触れるような、だれでも見れるような、その仕組みづくりがないとだめだと思うのです。上富良野小学校においても、本当に現状の大変な教育現場の、それに即した研修に参加しているわけです。上富良野中学校においては、教員の方はほとんど休みの間中は部活動を見ているわけです。だから、義務免で行く暇すらないというのが現状であるのです。

ここで一つ、一番大きくなっているのは、それを教育委員会がきちんと把握しているかどうかということなのです。どんな研修に、どんな報告書が出ているかというのを目を通していかないかというところが私は問題視すべきところだと思います。横浜市の教育委員会というのは、4年前から、そういったすべての研修に対して、何月何日に何をしてきたか、研修の目的や意義はどんなものだったかということをごと細かく報告書に書くように、教育委員会が徹底しているわけです。その現場を把握する、そしてそのことを情報開示することにより、誤解を招かないようにしている。ですから、ここにもあるように、答弁にもありましたように、今後も適切に運営されるよう指導に努めていきますではなく、その行った研修の結果を公開させるのかさせないかを私はお聞きしたいと思いますので、ぜひ御答弁いただきたいと思います。

3点目のランニングコースのことです。高低差が4メートルあります。階段の距離をはか

りますと、約8メートルですから、その角度というのは大体30度程度の角度になっておりますから、確かにこのままの、あの状態のままスロープをつけてしまうというのは、非常に危険もありますし、そんなことは無理だと思うのですが、ただ、私、一番不思議に感じるのは、平成6年にこのコースを設置するときに、何で階段にしたのですか。何で階段のままだったのですか。せっかく1周、外周1キロ強あるすばらしいジョギングコースをつくって、ジョギングコースと看板まで立てて、ジョギングコースの目的でつくったにもかかわらず、なぜ階段のままだったのか。これは、当時、幾ら財政を投資してあのコースをつくったか、私は知り得ませんが、これは死に金ですよ。せっかくあそこまですばらしいコースを整備して、横に芝のグラウンドがあって、ウォーミングアップのために走ることで可能で、そんなコースなのに、あそこに2カ所階段があるだけで、ぐっと利用度が減るのです。現在、体力づくりや健康づくりを目的としているジョギングで、その利用が大半というのは、それはあそこが階段だからその程度にしか利用されないわけです。だから、早いうちに直すべきだと思うのです。あれは非常にもったいないですよ。

そして、テニスコートに大きくスロープをつけることによって面積を有すると言いますが、スロープからテニスコートまでの、東側の場合の面積においても、4メートル以上離れていますし、西側の部分でも、狭いところでも1メートル50あいていますから。階段の幅が2メートル70あるわけですよ。マラソンをやって、あそこに一度に100人、1,000人の人が走るわけではなくて、本当に人が走れる程度のスロープをずっとつくるのであれば、仮に計算してみると、4メートルの高低差で、テニスコートに照明があります。照明までの距離が階段のおり口から12メートルありますから、12メートルいっぱいいっぱいつくらなくても、7メートルの幅を倍にするだけで、角度は半分の15度になるわけですね、計算でいくと。それであれば、十分スロープとしてもつくれますし、そんなに莫大な、何千万円という投資をするまでも至らないと私は思います。

体育指導員等々から、いろいろ利用者の意見も参考にしながら対応を重ねてきて、検討して、何もしていないのが現状ですよ。やはりこれから芝のあるコートというのは、外からの競技の人もたくさん来られるし、また、あそこは、私、夜、夕方見に行きますと、地域のお母さんたちがベビーカーを押して子供の散歩コースにもしたり、冬はクロスカントリーのコースにもなったりしているわけです。今、

町も保健福祉課として、壮年期の健康づくりや青年期の体力づくりという、そういった介護予防を進めているわけですから、ここにお金を投資をするということは、そんなにむだなお金ではないと思いますし、今ある姿のままの方が私はもったいないと思いますので、いかがお考えかお聞かせいただきたいです。

**議長（中川一男君）** 町長、答弁。

**町長（尾岸孝雄君）** 12番金子議員の再質問にお答えさせていただきます。

まず、子育て支援についての現物支給のお話がありますが、さきの議員にもお答えさせていただきましたように、一部分を対応するのではなくて、子育て支援の全般的なものを見きわめながら、子育て支援策を充実していかなければならないというふうに思っておりますし、今、国の少子化対策につきましては、次期内閣も重要な課題として認識しておられるわけでありますから、これらの対応につきましても、国の制度等も見きわめてまいらなければならないというふうに思っています。

町の施策といたしましては、先ほどもお答えさせていただきましたように、議員の御所見は承りました。そういうような部分もあるわけでありますが、全体的な子育て支援策として見きわめながら対処していかなければならないというふうに思っております。

現在、町の予算からしますと、老人福祉対策にかかる経費と、子育て支援策に対応する部分につきましては、大体予算の上から概算計算いたしますと、子育て支援策に1人当たり1.8倍、子供さん1人に対してはお年寄りの金額の1.8倍を、今、予算上使っているというような状況にあるわけでありまして、これらの全体的な総体予算を見きわめながら、子育て支援策の対応を図って、現在の1.85という合計特殊出生率を維持していくように努めていきたいというふうに思っておりますので、御理解をいただきたいと思います。

続きまして、研修の件の御質問であります。議員の御所見は承りました。最初にお答えさせていただきましたように、議員が再質問で御質問いただきましたように、現在、復命書だけで処理していることは問題があるから、職員が共有した情報として、研修成果を上げるようにしつつ、情報開示コーナーにおいては、その開示につきまして、方法について十分これから検討していきたいよということで、1度目のお答えをさせていただきました。それと同じ再質問がまいてありますが、1回目のところ御理解をいただけるものというふうに思っております。議員、再質問で御所見をいただきましたことを

十分踏まえて対処してまいる所存でございます。

**議長（中川一男君）** 教育長、答弁。

**教育長（中澤良隆君）** 12番金子議員の再質問にお答えをさせていただきます。

まず、教職員の職務専念義務免除による研修についてであります。先ほどもお答えをさせていただきましたが、地方公務員特例法では、現状としては所属長、いわゆる校長の承認と、校長への報告ということが原則となっております。ただ、先ほどから議員がおっしゃっていますように、研修につきましては、町民ともどもが共有するということは非常に大切なことだと思います。そういうことで、横浜市の例も出されましたが、そういうことも含めて、今後検討をさせていただきたいというふうに、また、そういうことで教職員の方の理解を得ながら進めたいというふうに考えるところであります。

次に、富原運動公園のランニングコースの階段の解消についてであります。これにつきましては、東側については用地の問題はほとんどありません。ただ、4メートルの高低差で、道路構造令の中でいくと6%が最大と。そして、ランニングや何かをすするとするならば、6%以下に角度を保たなければ、本当に若い人や何か走る分については滑ったりしないかもしれませんが、高齢者や何かになってくると、6%以上あるということはかなり厳しい状況になるというふうに受けとめております。そのときは、6%でもし仮にやると、約60メートル必要になってまいります。そうすると、西側の方につきましては用地がほとんどありません。というのは、今のランニングコースから西側については全部が河川用地になっていて、町が所有する用地ではありません。そうなってくると、先ほど申しましたように、角度をつけて60メートルぐらいつけてきますと、当然、コースだけ直角に立てられるわけではなくて、当然、のり面をやっていくと。そうなったときには、今の町有地でやっていくとなれば、先ほど言いましたように、テニスコート3面をつぶすことと、それから、照明も移設や何かをしていかななくてはいけない。その辺との見合いでどうだろうということで、我々としては検討をさせていただいて、特に西側については難しいなど。ただ、階段が、東側が解消されて西側があるということは、逆に言うと、利用者からすると、中途半端になってもったいないという表現をされておりましたが、またもったいないことになってしまうのかなというようなことを考えているところであります。

**議長（中川一男君）** 再々は。

12番金子益三君。

12番（金子益三君） 再々いたします。

先ほどは済みません。研修の結果の方、同じことをダブってしまったことは済みません。

ランニングコースなのですけれども、6%の国際基準のランニングコースをつくれと言っているのではなくて、今の階段を残しておいてもいいのですよ、それは。横に一部迂回路的な、傾斜で15%から10%程度の傾斜をつくるだけで、そこに老人の人が走れというのではなくて、そういった方は、例えばかみんで、プールで体力づくりをしてもらえばいいのであって、私が言っているのは、あそこを真剣に走っている世代の人たちですら階段はおかしいと。階段を全廃してやれではなくて、階段は階段で残しておけばいいではないですか。それも、今の2メートル70のコースをつくれと言っているのではなく、階段だけではあそこの機能が果たされていないから、東側の方はいいですよ。西側だって、十分フェンスからジョギングコースの間だって距離があるわけですから、1メートル50から1メートル80の幅があるわけですから、そこで、あそこにスポーツ競技場をつくれと私言っているのではないのですよ。今のままだとますます利用もしないし、あること自体もったいないという意見が多いわけですから、であれば、そこにスロープをつけてやる方が、ずっとずっとあのコース全体が生きるわけですよ。先ほど言ったように、平成6年にあそこを階段にしていること自体が一番問題なわけですが、それがならないというのであれば、せめて一部にスロープ化するようなコース、例えばそれが急だって別に問題はないと思いますけれどもね。今のままのあの角度ではなく、もう少し延ばしてやれというわけですから、6%にこだわるというのは私はわからないですから、ないよりはあるべきだと思いますけれども、その6%でなければできない、60メートルないといけないというのは、やらない言いわけとしか私は聞けないのですけれども、この点はどのようなのでしょうか。階段のままだけでいった方が効率的だというふうにしか聞こえないのですけれども、いかがでしょうか。

**議長（中川一男君）** 教育長、答弁。

**教育長（中澤良隆君）** 金子議員の再々質問にお答えをさせていただきます。

当然、金子議員お若いですから、ランニングをして、下りや何かになってくると、例えば6%、十勝岳の道路の中が一番急なところ、あそこを走っておりてくる、これは相当若い人で訓練を、筋力を保った人でなかったら、多分6%以上あると大変だと思います。そんな中で、我々、社会体育、要するに住民の健康づくり、体力づくりで、そういう立場で預かる教育委員会といたしましては、そこをスロープ

化することによって、安全で安心してランニング、体力づくりや何かができる状態を保たなければならないふうに考えているところでもあります。そして、そのことにつきましては、先日も質問を受けたときに、中学校の陸上部を指導している先生から、中学生でどれぐらいの角度が要するという話をお伺いいたしました。それは、中学生でも、これだけ訓練していても、やはり6%ぐらいの角度は必要だと。それ以下でないとなかなか、だから今でも極力そういうところはスピードを緩めて走るように指導しているということをお伺いいたしました。そんなことを総合的に勘案いたしますと、やはりスロープ化をするときには、できるだけ長い距離で傾斜を緩くするというようなことは必要だというふうに我々としては考えております。

ただ、先ほど言いましたが、もう1点は、河川用地との絡みがありますが、河川用地や何かのところにのり面がいくときに、本当に管理者としてどうなのかという部分については、今後またいろいろ協議を進めていかなければならないものというふうには考えておりますが、現状、町有地内だけでは、なかなか今言ったようなことは解消できないなというふうに押さえているところでもあります。

**議長（中川一男君）** 以上をもちまして、12番金子益三君の一般質問を終了いたします。

次に、3番岩崎治男君。

**3番（岩崎治男君）** 私は、少子高齢化対策について質問をいたします。

日本国内は少子化対策が問題視されている中、秋篠宮妃紀子様は、9月6日午前8時27分、愛育病院で男のお子さんを出産されました。皇室の典範により、次の皇太子の誕生であり、心よりおめでとを申し上げます。子供の出産を考えあぐんでいる世代の人たちに明るい励みができたと期待いたすところでございます。

さて、戦後、ふえ続けた日本人口も、人口減社会現状となってまいりました。出生数が死亡数を下回り、総人口が減少に転ずるときがやってまいりました。同時に、人口の高齢化の進行も著しく、やがて3人に1人が65歳以上という高齢化社会が到来してまいります。このことは、地方自治体、町の行政運営にも大変重要であります。

上富良野町においては、ことし3月、保育園児の減少による東中へき地保育所の閉所、清富小学校の閉校等、最近まで予想もしなかった現象が起きております。また、新校舎となった上富良野高等学校の募集定員についても、少なからず危惧されるところであります。上富良野高等学校の現状と、定数確保についての考え方をお伺いいたします。

また、町長は、少子化、高齢者対策について、どのような認識で対応策をお考えか、質問いたします。

**議長（中川一男君）** 町長、答弁。

**町長（尾岸孝雄君）** 3番岩崎議員の御質問にお答えさせていただきます。

少子高齢化の課題につきましては、国、道においても、即座に食いとめることのできない大きな流れとなっていることは御承知のとおりであります。したがって、一自治体が対応し、食いとめられるものではないと認識をいたしております。しかし、高齢者にとっては、可能な限り介護を必要とせず、元気な姿で生活できるように、保健事業や介護予防を、また、子育てについては、妊娠期から就学までを安心して子育てできる支援を行うなどの施策を行っております。

なお、上富良野高等学校の関係につきましては、教育長の方から答弁をさせたいと思っておりますが、町が現在進めている高齢者対策や子育て支援施策を可能な限り水準を維持していくことに努力を注いでまいりたいと考えておりますので、御理解を賜りたいと思っております。

**議長（中川一男君）** 教育長、答弁。

**教育長（中澤良隆君）** 3番岩崎議員の2項目めの上富良野高校の定員についての御質問にお答えさせていただきます。

上富良野高等学校の定員につきましては、御承知のとおり、2間口、2学級で、1間口が40名でありますので、40名プラス40名ということで、80名となっております。平成19年度からも、二、三年はこの80名の定員で募集が制度として進められるものと認識をいたしているところであります。ただし、平成18年度につきましては、入学者数が33名ということで、41名に満たなかったことから、特例2間口の制度が適用されていたところでありますが、今後、安定して2間口を維持するために、41名以上の入学者の確保に努めていかなければならないと考えているところであります。

**議長（中川一男君）** 再質問ございますか。

3番岩崎治男君。

**3番（岩崎治男君）** 少子化について再質問したいと思っておりますけれども、21世紀の次代を担う子供の誕生と健やかな健康は、親にとってはもちろん、地域社会においても大きな願いであります。上富良野町の出生数、それから出生率はどのような推移をたどっているのか、教えていただきたいというふうに思います。

町では、平成16年4月より子育て支援センターを開設して、子育てを初めとする各種支援を行って

おりますが、その主な事業及び利用者数について、その範囲でお伺いをしたいと。数ということはその効果、成果が目安となると思うわけでありまして。

次に、高齢者対策の再質問であります。

高齢者は、時代の流れとはいえ、支え合って生きていかねばなりません。さきに配付いただきました高齢者実態調査の概要を見るときに、平成8年度、10年前は、上富良野町の人口は1万3,135人で、65歳以上の人口といたしますか、該当者が15.17%だったわけですがけれども、10年を経過した今年、平成18年度5月の調べでは、人口は1万2,604名で、65歳以上の該当者は22.37%にふえておりまして、10年間で約7.2%も増加をしたということであります。

我が町の保険料率は500円上がりましたが、他町村に比べたらまだ低いのかなというふうに認識しているところでありますけれども、高齢者が介護を必要とされるときに、町の保険料、この富良野沿線を見ましても低い方なのでありますが、今後の考えはどのように考えているか、お伺いをしたいというふうに思います。

それから、上富良野高校の2間口80名定数が、今、法的に認められているわけですがけれども、これは道立高校ですから、教育長としても全部は答弁難しいかというふうには思いますけれども、ことしは33名ということで、見ますと、3年前は70数名が入学していたのが、3年ほどで半分以下に減少しているわけですので、これらの町としての対応策、今後、町を支える、こういった若い世代の教育現場が激変していくということは大変寂しいことでありまして、何かいい特殊性を生かした高校教育とか、何かそういった明るい目安の見える答弁をいただきたいというふうに考えます。

**議長（中川一男君）** 町長、答弁。

**町長（尾岸孝雄君）** 3番岩崎議員の再質問にお答えさせていただきます。

まず最初に、少子化対策でありますけれども、議員御質問にありますように、国の人口も、過般の報道によりますと、人口動態統計確定数が、平成17年度の確定数が提示されておりました。それによりますと、日本の出生者数が約4万8,000人減ったと。そして、死亡者数が5万5,000人ふえた。トータルにいたしまして、明治32年から人口統計をとってきて以来、初めて日本の人口が2万1,266人減ってきたというような報道がなされておりました。

そういうような状況の中でありまして、我が町の人口も、御案内のとおり、昨年の国調におきましては、5年前の国調から比較しますと大幅な減少を見

たところでありますけれども、その対応の中では、御案内のとおり、我が町におきましては、逆に出生数は多くて死亡者数は少ないと。そこに、従前の統計上からいたしますと、出生者数が多いわけですから、そこに人口がふえてくることになるわけですが、町外流出人口が非常に多いというようなことで、人口が減少の傾向にあるということでありますので、これら町外流出人口というものをいかに抑えていくかということが大切かなと。

さきの議員の質問の中にもありましたように、今期総合計画の最終年度の目標人口は1万2,500人、当時の総計におきましては、当時の人口よりも少ない人口の目標計画を立てたということで、私もいろいろと御指摘を受けたところではありますが、その少ない人口より、もう既に、平成20年に到達しないうちに1万2,500人の人口を割ってしまっているということで、何としてもこの目標人口の確保に努めなければならないとは思いますが、日本の総体人口が減ってくる中で、人口の確保は難しい。減少する人口をいかに抑えていくかということに努めてまいりたいというふうに思っております。

御質問にありました出生数の推移でありますけれども、概略であります、平成15年で合計特殊出生率は2.1ぐらいあったのかなと。それが現在、先ほど来お話にありますように、17年度で1.85という数値に落ち込んできているということでもあります。それぞれの出生数の推移につきましては、また詳しくは、ひとつ担当の方へ行ってお聞きいただければというふうに思います。

また、高齢化対策の問題でありますけれども、議員御心配のとおり、人口は減ってくるけれども高齢者人口はふえてくるというようなことで、平成22年だったと記憶しておりますが、ちょっと年数は変わるかもしれませんが、後期高齢者の率が逆転して、前期高齢者率よりも大きくなるというような記憶をいたしておるようなことで、危惧をいたしております。しかし、先ほど来お話を申し上げておりますように、いろいろな対応を図りながら、健康寿命の増進を図ることによって、お年寄りの皆さん方の福祉対策を進めていきたいというようなことで、種々施策の展開をしているというようなことで、ひとつ御理解をいただきたいというふうに思います。

それから、介護保険料が今後どうなるのかということですが、今、第3期の介護保険制度の中でとり進めさせていただいておりますが、次なる第4期の介護保険制度に移行する段階で、当然にして予測をはかりながら介護保険料の見きわめをしなければならぬわけですが、この中にありまし

て、この保険料がどのように推移していくか。町といたしましては、最大限変更のないように努力をしなければなりませんけれども、今後、施設介護がふえてくるということになりますと、第4期の保険料につきましては、大幅な増額という時代も来るのかなと。そうならないためにも、介護予防を十二分に果たしながら、施設介護を少しでも少なくし、在宅介護の推進を図ることによって、保険料の高騰を抑止していけるような施策の展開をしながら対応を図っていききたいというふうに思っておりますので、御理解を賜りたいと思います。

**議長（中川一男君）** 教育長、答弁。

**教育長（中澤良隆君）** 3番岩崎議員の御質問にお答えをさせていただきます。

上富良野高等学校の関係であります、先ほどもお答えをさせていただきましたが、やはり上富良野高等学校が安定して存続するという事になれば、2間口を何とかして維持をしたいと。そのためには41名以上が必要である。そのために、必要な施策をいろいろと今協議をしているところでありますし、また、上富良野中学校を初め、各PTAなどからもいろいろな意見を賜っているところであります。現状といたしましては、今、地元の中学校から24%ぐらいの方が上富良野高等学校に進学しています。その結果が33名ということでありましたので、これを何とか30%にしたいなというふうに考えているところであります。そうすることによって、41名に限りなく近づいてくるなというふうに押さえております。

また、そのほかといたしましては、近隣の市町村から、今までもそうでありましたが、中富良野町を初め富良野の東中、西中等を初め、そちらの方からも上富良野高等学校に通っていただけるよう、上富良野高等学校長と私とで各中学校を訪問して、とにかく考えられる施策について、今、一步一步と進めている段階であります。いかんせん、一朝一夕にしてすぐ41名を確保できるという状況にはなりません、一步一步着実に対応したいというふうに考えてございます。

**議長（中川一男君）** 再々ございますか。

3番岩崎治男君。

**3番（岩崎治男君）** ちょっと担当にお伺いしますけれども、子育て支援センター、いろいろなメニューといいますか、いろいろな角度から支援策を講じているわけでありまして、町の次世代育成支援行動計画を見せてもらいましたけれども、大変努力されているということはわかりますけれども、これらのメニューの中の成果としてはどのようにあらわれているか、概略でいいですからお答え願いたいと

思います。

それから、高齢化対策についてでありますけれども、先ほども同僚議員からも出ておりましたけれども、介護保険法が平成17年の10月から、食費、それから居住費は保険給付の対象外というふうになって、低所得者には負担が重くのしかかるようなことになっておりますけれども、これらの町としての配慮についてもう1回伺いたいというふうに思いますし、介護保険者の収入未納額、これはやはり介護納付保険者が平等の立場でいくためには、やっぱりこういう未収額が出てはまずいわけですけれども、そういうものはございませんか。そのあたりを質問したいと思います。

**議長（中川一男君）** 町長、再々答弁。

**町長（尾岸孝雄君）** 3番岩崎議員の再々質問にお答えさせていただきます。

子育て支援センターの成果につきましては、細部につきましては担当課長からお答えさせていただきますが、私の所見といたしましては、子育て支援センターを特別につくったことによりまして、子育て支援班をつくって子育て支援センターをつくったことによって、あの施設が十分に機能し、子育て支援の1.85率につながっているものというふうに認識しております。細部につきましては、所管課長からお答えさせていただきます。

また、高齢者対策につきましては、住居費、食費等々の御質問であります。さきの議員にお答えさせていただいたのと同じお答えになりますので、ひとつ御理解をいただきたいと思えます。

また、介護保険料の未収等々につきましては、現在生じているのが現実でございます。これらにつきましては、他の使用料、手数料と同じように、国保と同じように回収に努めていかなければならぬというふうに思っております。

以上です。

**議長（中川一男君）** 保健福祉課長、答弁。

**保健福祉課長（米田未範君）** 子供センターでの事業の内容と実績と申しますか、17年度ベースで申し上げますと、それぞれ育児相談でありますとか、いろいろな展開をさせていただいておりますが、それぞれに通所いただいている方々もでございます。例えば、ゼロ歳から1歳にかかわります内容につきましては、大体85組の方々がおいでになって、年間96回実施をさせていただいております。それから、2歳児から就学前の親子の方々であります。これにつきましては97回、遊びの広場というような登録制度で進めさせていただいております。全体といたしましては、約4,000人の方々がおいでになっている。それから、ゼロ歳から

就学前の親子の、これも同じようでございますが、集いの広場という制度上の中でやらせていただいておりますが、243日間開催をいたしまして、親子でいらっしゃるということで、大体2,300人から2,400人。それから、育児サークルの子育てネットワークというものをつくらせていただいておりますが、現在12サークルで、それぞれ110組の方がサークルの中でおいでになってございます。そのほかには、講演会でありますとか、発達支援センターにつきましては、17年度ベースで申し上げますと、57人の方が児童デイサービスという形でおいでをいただいております。これらの方々の延べの通所をいただいておりますものが約2,000人。これは243日間開催をいたしてございますけれども、個別指導でありますとか、集団指導でありますとか、そういうものを含めながら、いずれも時々の発達の状況に応じて指導させていただく。それだけではなくて、発達支援センターにおきましては、特に各保育所でありますとか幼稚園、それから学校まで訪問させていただきながら、発達の状況にどう対応するかということで、総体的な連携を、中心になって役割を果たしているという状況でございます。

以上であります。

**議長（中川一男君）** 以上をもちまして、3番岩崎治男君の一般質問を終了いたします。

これにて、本日の一般質問を終了いたします。

## 散 会 宣 告

**議長（中川一男君）** 以上で、本日の日程は全部終了いたしました。

本日は、これにて散会いたします。

あすの予定につき、事務局長から報告いたさせます。

事務局長。

**事務局長（中田繁利君）** 御報告申し上げます。

あす9月13日は、本定例会の第2日目で、開会は午前9時でございます。定刻までに御参集賜りますようお願い申し上げます。

以上であります。

午後 2時03分 散会

上記会議の経過は、議会事務局の調製したものであるが、その内容の  
正確なることを証するため、ここに署名する。

平成18年9月12日

上富良野町議会議長                      中    川    一    男

署名議員                      金    子    益    三

署名議員                      村    上    和    子

平成18年第3回定例会

上富良野町議会会議録（第2号）

平成18年9月13日（水曜日）

## 議事日程（第2号）

- 第 1 会議録署名議員の指名の件  
第 2 町の一般行政について質問  
第 3 議案第 8 号 平成17年度上富良野町各会計歳入歳出決算認定の件  
第 4 議案第 9 号 平成17年度上富良野町企業会計決算認定の件  
第 5 議案第 1 号 平成18年度上富良野町一般会計補正予算（第3号）  
第 6 議案第 2 号 平成18年度上富良野町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）  
第 7 議案第 3 号 平成18年度上富良野町老人保健特別会計補正予算（第2号）  
第 8 議案第 4 号 平成18年度上富良野町介護保険特別会計補正予算（第2号）  
第 9 議案第 5 号 平成18年度上富良野町公共下水道事業特別会計補正予算（第2号）  
第10 議案第 6 号 平成18年度上富良野町ラベンダーハイツ事業特別会計補正予算（第2号）  
第11 議案第 7 号 平成18年度上富良野町病院事業会計補正予算（第2号）  
第12 議案第10号 上富良野町町税等の滞納者に対する行政サービスの制限措置等に関する条例  
第13 議案第11号 上富良野町立病院諸手当支給条例の一部を改正する条例  
第14 議案第12号 上富良野町多世代交流センター条例の一部を改正する条例  
第15 議案第13号 健康保険法等の一部を改正する法律の施行等に伴う医療費助成に関する関係条例の整備に関する条例  
第16 議案第14号 上富良野町国民健康保険条例の一部を改正する条例  
第17 議案第15号 上富良野町障がい者自立支援事業条例  
第18 議案第17号 財産の譲与について  
第19 議案第16号 上富良野町立保育所条例の一部を改正する条例  
第20 議案第18号 第4号橋架替工事請負契約締結の件  
第21 議案第19号 教育委員会委員の任命の件  
第22 発議案第1号 町内行政調査実施に関する決議  
第23 発議案第2号 議員派遣の件  
第24 発議案第3号 上富良野町議会の議員の定数を定める条例の一部を改正する条例  
第25 発議案第4号 上富良野町議会の議員の定数を定める条例の一部を改正する条例  
第26 閉会中の継続調査申出の件

## 出席議員（18名）

1 番	清 水 茂 雄 君	2 番	徳 島 稔 君
3 番	岩 崎 治 男 君	4 番	梨 澤 節 三 君
5 番	小 野 忠 君	6 番	米 谷 一 君
7 番	岩 田 浩 志 君	8 番	吉 武 敏 彦 君
9 番	米 沢 義 英 君	10 番	仲 島 康 行 君
11 番	中 村 有 秀 君	12 番	金 子 益 三 君
13 番	村 上 和 子 君	14 番	長 谷 川 徳 行 君
15 番	向 山 富 夫 君	16 番	渡 部 洋 己 君
17 番	西 村 昭 教 君	18 番	中 川 一 男 君

## 遅参議員（1名） 西村昭教君

## 欠席議員（0名）

## 地方自治法第121条による説明員の職氏名

町 長	尾 岸 孝 雄 君	助 役	田 浦 孝 道 君
教 育 長	中 澤 良 隆 君	代表監査委員	高 口 勤 君
教育委員会委員長	増 田 修 一 君	農業委員会会長	松 藤 良 則 君

総務課長	佐藤憲治君	企画財政課長	北川雅一君
産業振興課長	小澤誠一君	税務課長	高木香代子君
農業委員会事務局長		町民生活課長	尾崎茂雄君
保健福祉課長	米田末範君	会計課長	越智章夫君
建設水道課長	早川俊博君	ラベンダーハイツ所長	菊地昭男君
教育振興課長	岡崎光良君	税務課税務班主幹	田中利幸君
町立病院事務長	垣脇和幸君		

---

議会事務局出席職員

局長	中田繁利君	次長	藤田敏明君
主査	大谷隆樹君		

午前 9時00分 開会  
(出席議員 18名)

### 開 議 宣 告

議長(中川一男君) 出席、まことに御苦労に存じます。

ただいまの出席議員は17名であります。

これより、平成18年第3回上富良野町議会定例会第2日目を開会いたします。

直ちに、本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、あらかじめお手元に配付したとおりであります。

### 諸 般 の 報 告

議長(中川一男君) 日程に入るに先立ち、議会運営等諸般の報告をいたさせます。

事務局長。

事務局長(中田繁利君) 御報告申し上げます。

本日の一般質問は、昨日に引き続き、日割表のとおり行います。

なお、さきに御案内のとおり、人事案件の議案第19号につきましては、後ほど議案をお手元にお配りいたしますので、御了承賜りたいと存じます。

以上であります。

議長(中川一男君) 以上をもって、議会運営等諸般の報告を終わります。

### 日程第1 会議録署名議員の指名の件

議長(中川一男君) 日程第1 会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第120条の規定により、議長において、

14番 長谷川 徳 行 君

15番 向 山 富 夫 君

を指名いたします。

### 日程第2 町の一般行政について質問

議長(中川一男君) 日程第2 昨日に引き続き、町の一般行政について質問を行います。

初めに、11番中村有秀君。

11番(中村有秀君) おはようございます。

私はただいまから、上富良野町の一般行政の質問を3項目10点についてお伺いをいたしたいと思います。

まず、1項目めは、十勝岳爆発災害碑を含めた名跡由来説明板についてお尋ねをいたします。

上富良野町は、富良野盆地の母村ということで、開拓碑と大正15年の十勝岳爆発災害による多くの

災害碑、そのほかの顕彰碑、記念碑等が町内各地にそれぞれの時代の人々の思いを伝えるように建立されております。その石碑等については、名跡由来看板として、説明板を年度計画により選定し、設置してきております。

本年度、町は「十勝岳大噴火泥流災害80周年回顧展」を開催し、公民館、郷土館では9日間1,450名、土の館では82日間9,170名、合計1万620名の町内外からおいでいただきました。また、「泥流被災の80周年追悼式」「三浦光世氏による特別講演会」「被災・復興を語る回顧の集い」「泥流災害地探訪ツアー」等を開催しました。

「泥流災害地探訪ツアー」の際に、参加者から災害碑の説明板が「全く読めない」「不鮮明で判読に苦労する」との意見が強く寄せられました。私たちは、十勝岳爆発災害碑ばかりでなく、先人のさまざまな苦労を刻んだ碑の歴史を後世に伝える義務があると思います。

名跡由来説明板について、次の各項についてお伺いをいたします。

1、名跡由来説明板設置の基本的な考え方をお伺いします。

2点目、町が設置した名跡由来看板の設置年度、設置場所、名跡の名称をお伺いいたします。

3点目、現在設置の名跡由来看板の現状と更新についてお伺いをします。

4点目、名跡由来看板の新たな選定による新設の方針はどうか、お伺いいたします。

5点目、災害碑、記念碑の維持管理と設置地先との関係を町としてどう対処するのか、お伺いをいたします。

2項目め、見晴台公園設置事業による周辺の住環境変化の対策についてお尋ねをいたします。

見晴台公園設置事業は、町議会が必要、事業効果の論議から、「道の駅」設置等の意見と施設内容、予算等が協議・検討され、最終的に可決されました。

防衛施設庁の補助事業を活用して平成17年度の用地等の購入、実施設計、平成18年度の園地整備、平成19年度の完成を目指して工事が進められております。

見晴台公園の整備事業については、町は計画素案を公表し、住民の皆さん方から意見をお聞かせくださいとパブリックコメントとして広報「かみふらの」第559号(平成17年12月号)で掲載、周知を図り、その結果を広報「かみふらの」お知らせ版第562号(平成18年3月25日)に4名1団体20件が寄せられたとして、その内容について記

載してあります。

町議会として、見晴台公園設置事業による周辺の自然環境の維持、住生活環境の変化について、住民の皆様の意見を聞く姿勢に欠けていたことへの反省に立って、工事途中であるが、次の点についてお伺いをいたします。

1 点目、見晴台公園設置事業について、住民会、町内会、周辺住民との十分な事前説明等はどうのように実施したか、年月日順に明らかにしていただきたいと思えます。

2 点目、パブリックコメントでの町内の皆さんの要望・意見に対し、町の考え方を詳細に、また、その意見を開発局、防衛施設局等にどのように伝えたのか、お伺いをいたします。

①自然林の維持、②道路のブロック擁壁は風の緩衝壁として残置、③国道駐車帯からの大量のごみ飛散防止について。

3 点目、道路のブロック擁壁撤去と地形の造成により、風の流れの大きな変化、地吹雪による吹きだまりの新たな出現、駐車帯に大型車両駐車によるエンジン音、特に深夜による騒音等に周辺に住む住民の生活環境が大きく影響される実態として、その対策をお伺いいたします。

次に3点目、空き教員住宅を町民住宅として転用することについてお伺いをいたします。

町立の小中学校教職員99名に対し、教員住宅は67戸が教育財産としてあります。現在の教員住宅の入居状況は、教職員53戸、その他1戸の合計54戸で、その入居率は80.6%であります。空き教員住宅は、旭町10戸、江幌3戸の合計13戸で、空き率は19.4%となっております。

また、旧清富小学校教員住宅4戸も閉校により、普通財産に移管されております。

空き教員住宅の要因は、町外からの通勤者36名、町内の自宅や借家等からが10名であります。

毎年4月の定期人事異動で教員住宅の入居率は若干変わりますが、この空き教員住宅の状況は今後も続くと予想されます。

町営住宅入居希望者は、現在50名が待機していると伺っております。町行財政改革実施計画の健全な財政基盤の確立として、行政資産の適正な運用を図るとの方針から、自主財源を確保するという立場と町営住宅入居希望者対策を含め、教育財産から普通財産に用途変更し、移管し、町有財産の有効な活用を図るべきで、空き教員住宅10戸前後を町民住宅として転用すべきと判断いたします。

このことは、平成17年3月の定例会で私と同僚議員が一般質問を行い、町長は前向きに取り組むとの答弁があり、平成17年10月11日の町内行政

調査で、旭町教員住宅に入り調査の結果、視察された議員の皆さんは、予算は余り要しなくても入居可能と判断したところであります。

平成17年3月の定例会から1年6カ月が経過したが、その後の取り組み、協議がどのようにされているのか、次の点について明らかにしていただきたいと思えます。

(1)平成17年3月定例会以後の政策調整会議、課長会議、教育委員会での検討、協議経過について明らかにしていただきたいと思えます。

(2)各種料金の値上げ、補助金等の削減を含め、行財政改革での町長の決断を強く求めます。

以上でございます。

議長(中川一男君) 町長、答弁。

町長(尾岸孝雄君) 11番中村議員の御質問にお答えさせていただきたいと思えます。

まず、1項目めにつきましては、教育長の方から答弁させます。

2項目めの見晴台公園設置事業に関する3点の御質問にお答えをさせていただきます。

1点目の周辺住民への事前説明会等の実施についてであります。施設の性格上、周辺地域への事前説明会にかえまして、全町を対象としたパブリックコメントを実施したところであります。その中で、12月31日に、公園に隣接します町内会の代表者から、町内の方々の意見を集約したものとしてメールによって意見をいただきました。

2点目の御質問であります。町内の方々からいただいた意見に対する回答は、3月25日発行の広報で掲載いたしました。誌面の都合により要約して掲載いたしましたので、町内の代表の方には、回答を補足する意味で、メールにより、その内容をお送りしております。

広報の掲載に至る部分につきましては、重複しますので省略させていただきますが、まず、一つ目の自然林の維持については、補足回答といたしまして、木の植栽は、大きく成長した際に視界を遮る障害物になることから、また、現存の林地部分の管理については、自然保護の観点というよりは、緑地保全、公園の機能の一部として管理を図りたい旨をつけ加え、回答いたしましたところであります。

二つ目の道路ブロック擁壁を風の緩衝壁として残してほしいという御意見に対しましては、補足回答といたしまして、切り立った擁壁は周辺の地形との調和を阻害すること、ブロック擁壁を残した場合、転落防止さくが必要になるため、公園の出入りが不便になることとあわせ、景観の観点からは、さくは視界を遮るものになることから、ブロック擁壁撤去などによる周辺道路との格差の解消を図りたい旨を

つけ加え、回答いたしました。

三つ目のごみの飛散につきましては、補足回答といたしまして、当該駐車場を所管する旭川開発建設部の富良野道路事業所での対策を検討してみること、また、利用者のモラルを求めたいとの町側の気持ちを含めて、これらをつけ加えて回答をいたしました。

また、これら周辺住民の方々の意見を関係機関などにどのように伝えたかとの御質問ですが、ごみの飛散に関する事のみ、今申し上げたとおり旭川開発建設部富良野道路事業所に口頭でお伝えをいたしております。

3点目の御質問ですが、ブロック擁壁撤去と地形造成による風や地吹雪による吹きだまりの影響など、以前とは違った変化が生ずる可能性はあると思われませんが、どの程度のどのような変化を生ずるのか、正直その予測ができていないのが実情であります。

この公園整備によって、周辺住民の方々の生活環境が劣悪化することは本意ではありませんので、今後の推移を見きわめて、状況に応じて必要な対応を図らなければならないと考えております。

また、大型車の駐車時のエンジン音による騒音についてであります。ごみの飛散の問題とあわせて、駐車場管理者であります旭川開発建設部富良野道路事業所に伝え、協議を行い、ともにその対応を図ってまいりたいと考えておりますので、御理解を賜りたいと思います。

次に、3項目の空き教員住宅の転用に関する御質問ですが、これまでの議会審議での御意見等々を踏まえて、関係課で転用の具体策について検討することを指示しておりましたが、いまだその子細内容が定まっていない現状にあります。また、教育委員会においても、今後の教員住宅の必要戸数を定める正式な手続に至っていない現状にありますので、それらの動向を注視しつつ、並行してあらゆる角度から検証を行い、空き教員住宅の有効な活用方法をさらに具現化できるように取り進めてまいりますので、御理解を賜りたいと思います。

**議長（中川一男君）** 教育長、答弁。

**教育長（中澤良隆君）** 11番中村議員の1点目、十勝岳爆発災害碑を含めた名跡由来説明板についての御質問にお答えさせていただきます。

上富良野町には、明治30年の開拓から現在に至るまでの間において、その時代の人々の思いを後世に伝えていくために、多くの災害にかかわる碑や記念碑、顕彰碑等が建立されてまいりました。

教育委員会では、その由来を住民の方々にわかりやすく説明するために、名跡由来案内板を設置して

きております。

御質問の1点目の名跡由来説明板設置の基本的な考え方につきましては、先人の思いを刻んだ名跡をその由来についてわかりやすく後世に伝えていくために、名跡由来説明板の設置は必要なことと考えており、今後も適切な維持管理に努めてまいります。

2点目の町が設置した年度、場所、名跡の名称と3点目の現状と更新につきましては、あわせてお答えをさせていただきます。

平成6年度に町の文化財保護委員の会議において、本町の36カ所の名跡に関して、これらの名跡に名跡由来説明板の設置についての意見が出されたことを受け、その後、年次的に整備を進めてまいりました。

36カ所の内訳であります。記念碑が15カ所、歌碑及び句碑、文学碑合わせて6カ所、顕彰碑が9カ所、災害にかかわる碑が2カ所、その他が4カ所となっております。そのうち名跡由来説明板を設置しているのは、十勝岳地区などを除いた26カ所です。

設置年度は、平成6年度に3基、7年度5基、8年度5基、9年度に5基、10年度4基、11年度に1基、その後に3基の合わせて26基です。

それらの名跡由来説明板の現状は、状態が良好なものは15カ所、多少さびが浮き出ているものが3カ所で、不鮮明で見づらくなっているものが8カ所です。

更新の状況は、平成16年度において3カ所の更新を行っており、さらに今年度に1カ所の更新費用を計上しているところでありますが、今後も不鮮明で見づらくなっているものを計画的に更新整備を進めていくよう考えております。

4点目の新たな選定による新設の方針につきましては、記念碑等の中には、建立に至った由来が刻まれていて名跡由来説明板を必要としないものもありますが、そのほかにつきましては、必要に応じ、文化財保護委員会の意見をお伺いしながら検討してまいりたいと思います。

5点目の災害にかかわる碑、記念碑の維持管理と設置地先との関係を町としてどう対処するのかという点ですが、それら災害にかかわる碑、記念碑の建立された経緯から、町の指定文化財を除き、原則的には設置者あるいは設置地先の所有者によって維持管理がなされていくべきものと考えております。

**議長（中川一男君）** 再質問ございますか。

11番中村有秀君。

**11番（中村有秀君）** まず、十勝岳爆発災害碑

を含めた名跡由来説明板の関係についてお尋ねをいたしたいと思います。

今、教育長の答弁で、名跡由来説明板の基本的な考え方ということでなされて、答弁をいただきました。したがって、私も、今の考え方で今後も適切な維持管理ということでお願いをしたいとともに、ある面で耐久性のあるということになってくると、経費の関係等もありましようし、それぞれ今のいろいろなものが発達しておりますので、それらも含めて知恵を出して、適切な維持管理に努めていただきたいと思います。

それで2点目の関係ですが、私は、町が設置した名跡由来板の設置年度、設置場所、それから名跡の名称を明らかにしてほしいということでしたが、今の答弁では、ただ単なる箇所ということしかないと思います。したがって、後刻でよろしいですけれども、一応26基の名跡の名称、設置年度、設置場所について、一覧表にして後ほど提出、配付をいただきたいと思います。

それから、2点目は、平成6年度の町の文化財保護委員会の会議にて、本町の36カ所の名跡に関し、名跡由来説明板の設置についての意見により、その後、年次的に整備を進めてきたとの答弁でございます。したがって、十勝岳地区などを除いた26カ所は設置をされておりますが、一応設置すべきだという残りの未設置の10カ所の名跡の名称と場所ということで、先ほど申し上げた26プラス10カ所で、また未設置のところということの表示をして一覧表を出していただきたいと思います。

それから、3点目の由来板の現状と更新ということでございます。状態が良好が15カ所、多少さびが浮き出ているのが3カ所、不鮮明で見づらいが8カ所ということの答弁でありましたが、いずれにしても、さびが出ているところは、置いておけばどんどんさびが拡大していく、不鮮明で見られないところが8カ所ということで、合計11カ所が要更新と判断いたします。

したがって、設置場所によっては、耐久性に影響もあるということで、特に白銀荘の長谷川零子さんの句碑あたりは、もう完全に温泉等の害も受けられているな、それから、例えば、大雄寺さんのところに設置しているのは、木のいろいろな葉っぱの影響で相当浸食が早いな、また、天候、西日がまともに受けるところというような、ある面で角度によっても状況が変わるということでございます。

したがって、この不鮮明で見づらい8カ所を明らかにするとともに、更新適否も含めて、先ほどの要望いたしました一覧表の中に書いて出していただきたいと思います。

それから、(4)の新たな選定による新設の方針ということでございますけれども、記念碑等の中に、建立に至った由来が刻まれていて、説明板が必要としないものもあるとの答弁でございます。それはどの碑を指すのかというのが1点。それから、例えば東中が、最近できたところは、碑銘板が全部深く刻まれた形が結構多いようでございます。したがって、一つは、昔の時代ですから、碑が高く碑文が読めない、それから碑文が古くて、凹凸の引っ込んだところが判読しにくいというようなこともありますので、必要としないものはどの碑なのかということで御答弁をお願いいたします。

それから、文化財保護委員会の意見をお伺いしながら検討するということの答弁でございますけれども、上富の情報公開のコーナーを見ますと、上富良野町文化財保護委員会の名簿というのが、平成14年10月1日現在であります。しかし、その任期は平成14年4月1日から平成16年3月31日で、すべて任期が終わっているのですね、この委員名簿を見ますと。しかし、会議の結果報告は、平成16年11月5日の会議報告がつづられてあります。ですから、委員の名簿がなくて会議が開催されているというようなことで、16年11月5日以降、会議が開催されていないと私は理解しているのですが、これも総務課での情報等のチェックの中では、会議が開催されていないということで措置をされているのですね。その点が委員の名簿の関係。それから、16年11月5日以降の会議の開催状況があるのかどうか。というのは、私はこういうことで、文化財保護委員会の意見を聞くということであれば、年度の1年に、ずっと見ますと1年に1回しか開催されていませんね。そうすると、その中でそういうことも協議の対象にあってもいいのではないかというような気がいたしますので、この点を明らかにしていただきたいと思います。

それから、5点目の設置地先の関係をどうするかということなのですが、たまたま8月の19日に災害地の石碑の探訪ツアーを行って、西6線北28号の碑のところで、今、十勝岳爆発横死牛馬の追善記念碑というのがございます。現実にその碑は大分傾きつつあるのです。それで地先の人から聞きますと、できたら移転してほしいというような意見が聞かれました。したがって、いずれにしても傾いているから、早い時期の対応は必要なのかなという気がしますが、問題は、これは町のものでないという認識を私もしています。言うなれば、その時代の、建てられたのは、昭和5年4月17日に建立されています。したがって、これらの関係について、どう対処していくのかということで、まずお開

きをいたしたいと思います。

極端に言えば、強い要望があればどうなのかというような関係。それで設置するときの時代背景があって、言うなれば草分地区が多く働き手の中心である馬を失ったということも含めて、当時の皆さん方が基金を集めて出されただろうと思うのです。それで私は、その土地が、その当時の土地はどなたのかということになると、伊藤七郎右工門さんなのですね。それで、その方の名前も碑の中には刻まれているのです。その後、ずっと代が伊藤さんからかわって、3人かわって、現在の持ち主になっているという経過があります。したがって、今後もそういうことが起き得るだろうということを想定して、今後どうするのかという問題。

それから、もう1点は、今、上富良野町のいろいろな地域で、100年記念の記念碑等が建てられています。例えば、静修地区では、静修開基100年記念碑、これは平成18年の4月。それから江花地区では、桜の森江花地区開基100年記念で、平成16年9月。それから、この前、9月3日に拓墾の碑ということで、江幌開拓100年記念のやつとか。そして、現在、里仁地区がもうでき上がって、今シートをかぶせてあります。したがって、これらの地域が町有地なのか、それとも地域の共有地なのか。それからもう一つは、民地の借用なのか。そういうことで、碑はできた、よかった、よかったということですが、代がかわっていった場合、この措置の問題がいろいろ僕は出てくると思うのです。そういうことで、町有地であれば、事前にそういうことで今後の維持管理もきちっとやっていただくというような確認書か何かをとっておかないと、今後、皆さんの代がかわって、その次の次の代ぐらいになれば、そういうことが発生しかねない問題があるかと思いますが、そういうことで、これらの設置地先の関係の考え方ということも含めて、どう今まで対処してきて、今後どうするのかという点でお伺いをいたしたいと思います。

それから次に2点目、見晴台公園の関係でございます。確かに我々も議員として、あれができた段階で、どうあの自然環境が変わる、それから町の住民の生活環境が変化するのかという見通しでの論議というのが全然されていませんし、それから、もしくは、環境調査といいますか、環境アセスメントの関係等もどうなのだということが、我々としてもしないで、それ以外のところの中心で論議をされた反省に立って、現在、工事途中ではありますが、若干関係住民の話を聞きながら、どのように解決をしていったらいいかということで、お尋ねをいたしたいと思います。

まず一つは、開発局富良野道路事業所が駐車場の拡張を行いました。ところが、これは平成17年の8月の末ごろなのですね。重機が大量にきて何やるのかと聞いたら、いや、ここの駐車場の拡張をやるのだという話で、場所としても地域住民は何も聞いていませんよということで、町内の方が富良野道路事業所に電話をしたところ、そういうことで駐車場の拡張だということが初めてわかって、そして、電話をした翌日、開発局とそれから現場監督をする人が来たというのがまず一つは実態です。

それから、もう一つは、平成17年12月18日に西町の1・2丁目町内会の総会があって、そのときに町内会長が、具体的にこういうことで進んでいるので、今後どうなるのかと言われた段階で、そういう町広報にパブリックコメントの町民の皆さん方のお声を聞かせてくださいという、あったなということで、それで町内の皆さん方が、それであればということでいろいろな意見を出して、そして、最終的にパブリックコメントは、町内会長に皆さん方の声をまとめて出してくださいということがパブリックコメントのいう、この中で出てきているE町内会の意見というのでございます。現実、私、あそこへ行って、確かに変わったなという感じを受けて、その以前に、単なるパブリックコメントを出した、その回答がメールでと。そうすると、現実には町長の言う、ともにつくろうというまちづくりだといういろいろな関係からいくと、もうちょっと心、ハートがあつていいのではないかと気がするので、そういうのであれば、回答もしますけれども、関係町内の皆さん方か、関係住民の皆さん方と一応計画の状況等も説明をしたいというようなことがあつていいのではないかと気がするのですが、その点、私は非常に残念な気がいたします。そういうことで、この町内会、住民会、住民会はもう全然なかったというような話、住民会はですね、言っております。

それで、まず、(1)の関係についてはそういうことで、それから(2)の関係は、どう伝えたかということは、私は、ここにパブリックコメントのメールの全文が、町からですよ、E町内会にいただいたあれのコピーを持っておりますけれども、ただやっぱりこの要望意見は、それぞれ関係するところに、やっぱり町民の声ということで率直に伝えて、早い時期に伝えるべきではないかなという気がいたします。

それで①の自然林の維持の関係なのですが、確かに山の頂上のところに数十本残っております。あのことが、やはり我々緑地保全、それから自然保護の関係からいくと、やはりあれはある程度、

景観、景観ということにとらえられておりますけれども、ある程度残すべきでなかったかと。現実にあの辺の周辺で、バードテーブル、鳥のえさ台を設けておりますけれども、あそこの木がなくなった関係で、非常にもう来なくなったというようなことははっきり言われております。そして、こっちの前の町立病院の院長の家の辺は、そのほかにまだ木がありますから、聞きましたら、そんな影響はないということですが、それより上のところは、やはりもろに小鳥等が来なくなったというように言われています。

したがって、今後、あそこの自然林の維持という要望に対して、ただいまの町長の答弁でございますけれども、今後、低木も植えないわというようなことでございますので、いずれにしても私は、地域のあそこの住民の人たちに、もう少し現在の計画はこうなのだというので、町としては譲れない部分もあるかもしれませんが、とりあえず意見を聞く姿勢というのは、僕は持っていたきたいという気がいたします。

それから、道路ブロックの擁壁、風の緩衝壁として残置ということですが、もう現実には全部撤去されてしまっております。したがって、この影響が現在、あそこの地域にもろに来ているということでございます。

そういうことで、これは残置が不可能ということで、もう撤去されてしまったということではやむを得ないのかなという気もしますけれども、その後の対策をどうするかということで、後ほど、今(3)の関係でちょっとお尋ねをいたしたいと思います。

それから、国道駐車帯からの大量のごみ飛散、これは1年前、2年前と比べて非常によくなったということは、地域の住民の方言っていました。春になると、ごみ袋を持って、あの周辺を取って回らないとだめだけれども、今、旭川開発建設部の富良野道路事業所の方で、これらについてはやっつと。しかし、聞いたところによると、いつもきれいにされているからということで、あそこへ大きなごみ等も持ってくる住民、上富良野町民かどうかわかりませんが、もう袋ごとでかいのを持って、あそこへ放置していくというようなケースもあるというような気がしておりますけれども、いずれにしてもごみの飛散防止はやっていただくということと、飛散したものを収集ということでは、現在、適切にされているということですが、これらについてはこのまま維持をしていただくようお願いをいたしたいと思います。

それから(3)のブロック擁壁の撤去によって、風の流れが大きく変化した、それから地吹雪による吹

きだまりが新たに出現、それからもう一つは、駐車帯に大型車両が、日中であればそんな影響はないのですが、深夜、保冷車等がコンプレッサーを回すとその音が非常に響いて、特に夏季期間、暑いときに窓をあけては寝られない状態だということでは言われております。

したがって、この吹きだまりの関係は、特に前の町内会長のところは、もろに入ってくるようでございます。地形的に皆さん方が想像できると思います。それから、大型車両の駐車ということでは、本当に我々の生活環境が、夏の生活環境がもうがらっと変わってしまったなということでは言っております。現実にはそれがあらないにかかわらず、あそこで住宅を、土地を持って住宅を建てた人、だからといって引っ越すわけにはいかないと。そのためには何かの対策を、自分でも考えなければならぬかもしれないけれども、やっぱり道路、公園をあれした開発局、防衛庁、町等も含めて、この点を真剣に考えていただきたいという要望でございますので、一応明らかにしておきたいと思っております。

それから次に、3番目の空き教員住宅の関係です。これは、17年3月の定例会で、私と同僚議員が七飯町の例を出しながら、七飯町では町営住宅でなくて、町民住宅ということでやっておりました。課長会議、それから政策調整会議等で町長、助役の話を経ると、関係課で転用の具体策について検討することを指示しておりますということでございます。その中で、まず、教育委員会が今後の教員住宅の必要戸数を定める正式な手続をしなかったら、その前が進まないのですね。ですから、その作業がいかにおくれているかということで、私は教育委員会の会議の開催状況ということで、このことがどこかに教育委員会の会議で議事録に載っているかということで調べてみました。そうしたら、どこにも載っていないのですね。載っているのは、清富の教員住宅の関係で載っておりました。非常に残念なのは、きのう教育長に申し上げたのです。会議録が平成18年の5月22日の開催以降、会議録がないのですよ。しかし、現実の問題として、会議が開催されているのですね。教育委員会は、5月22日、6月27日、7月25日と、8月分は9月の教育委員会で議事録に署名をして、提出をするというからいいですけども。その中でも、教育長にきのう申し上げたら、早速、とじてありました。そして私も見ましたら、その項目は何もないのですね。ですから、私はまず、そういうことで町長、助役から転用の具体策について検討することを指示しておるということで、そうすると、教育委員会が今後の教員住宅の必要戸数を定める正式な手続ということをしな

いと進まない。そういうことでまず、この教員住宅の転用等も含めて、とりあえず教員住宅が何戸必要なのか。昨年の3月のあれでは、一応53戸は持っておきたいという話でしたのですけれども、それから清富の関係等も出てきましたから、それらの関係について、今、教員住宅として確保する必要戸数はまず何戸なのか。それから、今までそのことがおくれた原因は何なのかということをお尋ねをしたいと思います。

それから、教育委員会の資料によると、空き教員住宅の要因は、町外からの通勤者36名、町内の自宅や借家等が10名ということですが、もしわかる範囲で、町外からの通勤者36名、町外に自宅を持っているのか、もしくは持っていないのかという。それから、町内の自宅や借家等10名ということですが、これは自宅なのか、それとも借家なのかということをお尋ねをいたしたいと思います。

それで17年3月の定例会の答弁で、将来20戸を廃止して、管理戸数を53戸と考えているということで、先ほどの質問と重複する面がありますけれども、言うなれば、今後とも、今53戸なのか、それとも、もう一度新たな発想で、考え方で、この管理戸数は何戸にしていくかということをお伺いしたいと思います。

それから次に、各種利用料金の値上げ、補助金の削減も含めて、行財政改革での町長の決断を求めるといってお話をしました。旭町公営住宅10戸のところを、建設年度昭和49年度は住宅料が7,200円、50年では7,800円、それから、面積の若干狭いところで49年度は6,200円、50年度は6,600円ということになっています。したがって、私は、これらの去年の3月に一般質問をして、その後、具体的にやれば、遅くともことしの4月ぐらいは、このことの入居可能な体制が、やるのであればとれたのかなという想像をいたします。したがって、例えば、10戸丸々でなくても、8戸であっても、上富良野町営住宅管理条例によると近傍同種の住宅の家賃を参考にして家賃を定めるということになっております。したがって、私は、例えば1万円にして8戸にしたって、月8万円入る。それがある程度年数を、月数を数えていけば、ある程度の収入があると。極端に言えば、上富良野広報の広告を集めるのに四苦八苦したり、それから、ごみ袋の広告を集めるのに、担当の皆さん方は四苦八苦しているわけですよ。しかし、町民もまた、いろいろ値上げをするということで四苦八苦している。そういうことになると、現在の町有財産の有効活用ということになると、今の家賃がどうということは言

いませんけれども、いずれにしても、そういう体制を早急にとるべきだと思うのです。そのテンポが余りにも遅過ぎることなのです。

そういうことで、この点、町長はさらに具現化できるよう取り進めてまいるといってごさいますので、この点、いつごろまで具体的に進めるか、それから戸数はどうなのかということも含めて、答弁をお願いいたしたいと思います。

以上でございます。

議長（中川一男君） 町長、答弁。

町長（尾岸孝雄君） 11番中村議員の再質問にお答えさせていただきます。

まず、私の方から、見晴台の件と教員住宅の件につきましてお答えさせていただきます。

まず、見晴台の件につきましては、議員の御質問の中にもありましたように、町といたしましては、通常の事業と違うという面と、都市計画マスタープランに基づいた緑地の対応等々を含めながら造成を進めていくということで対応してきたところですが、このことにつきましては大きな事業でもあるということから、パブリックコメントで全町民の皆さん方からいろいろな御意見を承ろうということで、パブリックコメントを対応させていただきました。通常のパブリックコメントにおける説明と同じような形で広報させていただいたところあります。

その中で、いろいろな課題が生じているわということにつきましては、私も承知をいたしているところでありまして、これらにつきましては、このことによつてどのような環境が変化していくのかということも含めて、十分地域の皆さん方と、今後も地域の皆さん方の、議員からも御質問ありました意見を十分聞けよということですが、決して門戸を閉ざしているわけでありませんので、十分今後も意見を聞きながら調整をさせていただくとともに、また、ごみだとか騒音等々、町が対応する部分でなくて管理者が対応すべきものにつきましては、開発建設部の方にも十分協議をさせていただきながら、対処をしていきたいというふうに思っております。

ただ、いろいろな状況はあろうかと思っておりますけれども、現在の見晴台の整備が、設計段階から十分パブリックコメントの中でも御意見をいただいておりますけれども、決してこの開発が今後与える大きなプラス面を考慮した中で考えておりますので、この地域住民とのいろいろな課題につきましては、今後も、先ほどお答えさせていただきましたように、十分協議をさせていただき、要望を聞いていきたいと思っておりますが、議員一つ一つの自然林だとか、ごみだとか、擁壁だとかにつきましては、あれを残すこ

とによって見晴台の目的が阻害される部分も出てまいりますし、いろいろな観点から、私はこの設計が決して間違いではなかったという認識を持っておりますので、ひとつ御理解を賜りたいなというふうに思います。

町といたしましても、これが民間によってどのような形で開発されていくかということを考えますと、町が利用させていただいたことによって、有効利用をさせていただいたなという認識は今も持っておりますので、ひとつ御理解を賜りたいと思います。

次に、空き教員住宅の件であります。このことにつきましては、私あての質問ということでお聞きしております。再質問の中で新たな御質問が出てまいりました。教育委員会にまつわるいろいろな部分につきましては、私の方から後ほど教育委員会の方に指示し、説明をさせるようにいたしたいと思います。

その中で、私としても、議員の考えのとおり、日にちがたち過ぎておりますので、遺憾に思っており、急ぐよう指示をいたしているところであります。

清富小学校教員住宅のように、普通財産に切りかわれば、即町としてはその対応をさせていただくわけでありますから、要は、教育財産から普通財産にするということが前提でありますので、これは教育委員会として早急に対応していただきたいなというふうに思いますし、また、使用料あるいは補助金等の行財政改革の一環として対応を進めております課題につきましても、さきにお答えさせていただきましたように、それらの具現化に努めてまいらなければならない。これは私の所管であります一般行政においても、議員も御承知のとおり、行革の中で非常に苦慮しながら改革を進めておるわけですが、あるいは教育行政におきましても、そういった観点に立った行財政改革の推進を図っていくという意気込みで教育行政を推進していただくよう、私の方からもまた指示をいたしたいというふうに思っておりますので、御理解を賜りたいと思います。

**議長（中川一男君）** 教育長、答弁。

**教育長（中澤良隆君）** 中村議員の再質問にお答えをさせていただきたいと思います。

まず、名跡由来説明板等に関するところであります。

明治30年に本町に開拓のくわがおろされてから、その間、大正15年の十勝岳の大爆発など、さまざまな出来事がありました。今に生きる私たちといたしましては、先人の労苦や思いなど感じ取り、未来に引き継いでいく責務があるものというふうに考えているところであります。

そのような意味で、碑に語られていますものをしっかりと次の時代に受け継いでいくために、名跡由来説明板等の設置については必要なものと考えておりますし、今後においても適切に管理をしていきたいというふうに考えているところであります。

また、非常に設置されている場所とか、そういうことで、非常に同じ平成6年度、またそれ以降に建てられたものでも、現状としては大きな差がございます。そういうこともよく見きわめ、また、今の時代ですから、材質的にもどのような材質がいいのか、そこら辺も内部、それから専門家等の意見も聞きながら、今後、対応を図っていきたいというふうに思っております。

それから、2点目、3点目の設置場所、それから未設置の場所等についての一覧表にということで、これについては、後刻、整理をした中で資料提供を行うよう考えております。

また、4点目には、現状8カ所とそれから3カ所が見づらいというようなことでありましたが、これらの優先順位等につきましては、やはり観光客が訪れるところ、また、人が多く集まって目にするところ、そういうものから優先的に考えて整備をしてみたいというふうに考えているところであります。

それから、36カ所のうちの26カ所ということで10カ所、どのような碑があるのかということでありますが、これにつきましては、例えばの話であります。日新ダムの竣工記念富源の湖の碑とか、また、十勝岳産業開発道路記念碑とか、それから十勝岳にある碑や何かを想定して、全体で10カ所になってございます。これにつきましても、後ほどの資料で提出をいたしたいというふうに思っております。

次に、文化財保護委員会の関係であります。委員の名簿がないということにつきましては、おおびを申し上げたいと思います。平成16年の11月5日以降の開催については、現在まで開催をされていませんが、この際でありますので、今後、5カ所の全体、その後に、先ほど例に出ました静修だとか江幌や何かの碑、また100年記念の際の碑などいろいろとあります。それが我々として後世に残していくべきものかどうか、よく御意見を承った中で、今後どのような対応を図った方がいいのか、会議の中で御意見を聞いていきたいというふうに考えているところであります。

それから、次に、移転をしてほしいというような碑の関係がありました。だれが管理をするのかということではありますが、一番最初にもお答えをさせていただきましたが、やはり五十数カ所あります。そ

うということがありますし、その碑というのが、本当に町が適切に管理していけるかという、なかなか不可能かなというふうに感じているところでもあります。

そして、この碑についての位置づけは、今のところ、町としての指定文化財だとかいろいろなものになっているものはほとんどなくて、大半が地域の人の思いとか、そういうことで建てられたものであります。

したがって、町として設置したものについては、適切に町が管理してまいりますし、また、町の指定文化財になりましたものにつきましては、これからは町の指定文化財として、きちんと後世に伝えていかなければならないというふうに考えているところであります。あくまでもそのような形の中で、今後とも取り扱っていききたいというふうに考えております。

**議長（中川一男君）** 先ほどの空き住宅の方は、あくまでも町長に答弁ということになっておりますので、資料を、一覧表を出させますので、それで納得していただきたいと思っております。

再々質問あります。

11番中村有秀君。

**11番（中村有秀君）** まず、名跡由来板の関係なのですが、今、教育長の話では、人が多く集まる場所、場、もしくは観光客等も含めてということ優先ということでございます。確かにそういう点では、余り人が来ないところに優先的ということではなくて、今、教育長の優先の方針については理解をしていきたいと思っております。

それから、私、「郷土をさぐる会」の23号で會田久左エ門さんのことを書いたのですが、あの道路にかかわる自衛隊の皆さん方の努力というのは、非常に多いものがあると判断しているのです。それで、あそこの産業開発道路の「若き力をたぎらせて」という碑の、結局登山客が来て、あの曲がりやをずっと登ってきて、ああ、この人たちがこの道路の開発に努力されたのだなということがわかるような一応説明板を、前は、駐車場が拡大される前は、あの横へ行けばすぐ、どここの施設隊がいつからいつまで何キロやったというのは読めたのですけれども、今、もう全然読めないのです。私はこの前行って、字が消えているからといってペンキを塗り、あの字に埋め込んで、草等も刈ってきたのですけれども。そうすると、あそこに、これはどんないわれがあるのですかと私が作業したときに聞かれたのです。いやいや、これはもう昭和30年代で、上富良野町の大混乱を起こした事件もあったのですよということも含めて、自衛隊の皆さん方の努力で

すということでもございましたので、できれば、あそこは優先順位の中に入れて、冬季の間はもう埋もれてしまいますけれども、来年度以降、何とか検討していただきたいなという気がしております。

それから、土地の問題、設置地先の問題なのですが、町有地、それから地域の共有地といろいろありますけれども、いずれにしても、町が説明板をつけるか、それともつけなくても、何となくそういう感じで受けられて、町で何とかしてくれということになったら困るので、私は、その設置する段階で地域との協定書をきちっと結んでいただきたい。例えば今、江花、静修、江幌、里仁にそれぞれ今、100年でざっと4基が出そろおう形になりますけれども、それらについても、どこの土地なのかということは、恐らくかつては学校用地のところが大抵、静修は違いますけれども。そうすると、それらのことを含めて、やはりそういう体制をとっていかないと、今度新しくできたところは、由来板や何かはもう碑の横に全部書いてありますから、必要はないと思うのですけれども、あくまでも将来、何十年後か、何百年ともいきませんけれども、そういうことが出てこないとも限らないので、そういう点で基本的にその土地の関係についての整理をきちんとして、契約というか、町有地であれば、その中を明文化していただいた方がよろしいかなという気がいたします。

それから、見晴台公園の関係なのですが、今、町長の答弁のように、従来のおりパブリックコメントを活用ということでやったけれども、地域の住民の皆さん方の要望を聞く機会をつくる、それからそれによってはまた、開発建設部等の協議を行う面があれば、また行っていきたいという答弁なので、できれば町側から積極的に働きかけをして、皆さんの声をぜひ聞きたいということで設定をしていただきたいと思っておりますが、その点、明らかにしていただきたいと思っております。

それから、空き教員住宅の関係、例えば民間なら、あいたらすぐ入れなかつたら、はっちゃきになるのです。ですから私は、やっぱりそういうことで、これだけの町有財産を何とか活用ということで、日にちがたち過ぎた点では反省しているということでございますので、これは早急に対策を立てていただきたいと思っております。

以上でございます。

**議長（中川一男君）** 町長、答弁。

**町長（尾岸孝雄君）** 11番中村議員の再々質問にお答えさせていただきます。

まず、見晴台の件につきましては、先ほどお答えさせていただきましたように、住民の声を十二分に

聞いて対処してまいりたいというふうに思っておりますので、住民の方々の御意見を真摯に受けとめて、協議を重ねていきたいと思っております。

次に、空き教員住宅については、これも議員も御質問の中にありますように、私といたしましても日にちがたっているなという認識を持っておりますので、先ほどお答えさせていただきましたように、教育委員会の方で早急に対処していただくことを指示したいというふうに思います。

**議長（中川一男君）** 教育長、答弁。

**教育長（中澤良隆君）** 中村議員の十勝岳爆発災害碑等の名跡由来説明板に関する件であります。まず、1点目、優先順位の関係であります。これにつきましては、先ほどお答えをさせていただきましたように、人が集まるところ、また観光地というようなところを優先したい。その際、十勝岳産業開発道路記念碑ということも、その位置づけの中の一つだというふうに考えますので、ここら辺につきましては、またいろいろな方の御意見を賜りながら決定し、整備を進めたいというふうに思うところであります。

また、御提案いただきました設置する段階での協定書等を結んで、今後のことにいろいろな問題が生じないようにという御提案であります。この協定書がいいのか、どのような方法がいいのか、そこら辺も十分内部でも検討したいというふうに考えております。

以上です。

**議長（中川一男君）** 以上をもちまして、11番中村有秀君の一般質問を終了いたします。

次に、1番清水茂雄君。

**1番（清水茂雄君）** 私は、過日通告してあります実質公債費比率関連について、要点を絞り、簡潔に質問いたしますので、町長におかれましては、要旨を御理解の上、御回答お願いしたいと思います。

8月30日の北海道新聞の報道によると、総務省は29日、自治体の財政健全度を示す新たな指標「実質公債費比率」市町村分（政令指定都市を除く）の速報値を発表しました。

同比率が18%以上で起債に都道府県の許可が必要となるが、道内179自治体のうち、4割近い68自治体が起債許可団体と報道されたが、当町においても厳しい財政事情から、どの位置にあるのか危惧されるが、財政指標及び実質公債費比率はどのようになっているのか、詳細に示していただきたいと思っております。

以上であります。

**議長（中川一男君）** 町長、答弁。

**町長（尾岸孝雄君）** 1番清水議員の御質問にお

答えさせていただきます。

国は、地方の自主性をより尊重する観点から、本年度より自治体の地方債発行を、従来の許可制から協議制に移行いたしました。その際、地方債の信用度を維持し、適正な運用を図るため、地方債を発行する際の新たな財政指標として、実質公債費比率が導入されたところであります。

この指標は、公債費負担の面から、自治体財政の健全度を見るもので、国または道の許可を必要とする団体の判定に用いますが、18%以上の自治体は許可団体となり、その数値によっては、地方債の発行が段階的に制限されることになっております。

道内の状況は、18%以上の自治体は68市町村で、25%以上の自治体は9市町村であります。本町の数値は15.7%で、道内179市町村で低い順番から63番目、管内22市町村では9番目に位置しておるところであります。

次に、平成17年度決算での主な財政指標についてであります。財政力指数は0.284、公債費比率は19.0%、経常収支比率は90.7%となり、地方交付税や町税などの経常的な収入の伸び悩みから、全般的に悪化傾向にあるところであります。

国は、今後の経済財政運営の柱となる骨太方針2006を7月に決定いたしました。地方財政対策の内容は不透明な状況にありますので、今後の動向を十分見きわめるとともに、行財政改革を着実に推進し、収支バランスのとれた財政構造の確立に努めてまいりますので、御理解を賜りたいと思っております。

**議長（中川一男君）** 再質問ございますか。

1番清水茂雄君。

**1番（清水茂雄君）** 町長、質問の中で、詳細にと申し上げたのですが、どうもただいまの御答弁では、詳細にといいればはほど遠いかなというふうに感じます。

私は立場上、ある程度資料もありますし、理解できるのですが、果たして住民の皆さんはいかがでしょうか。外郭はわかっても、実際に内容的にただいまの御答弁では不十分かなというふうに私は感じます。全町民に対する説明という観点から、ひとつ御答弁をお願いしたいと思います。

17年度における財政指数は、手元の資料によりますと、公債費負担比率は20%の危険ラインを超えて21.5%、また、公債費比率は10%を超えないことが望ましいとされており、経常収支比率は80%を超えないことが望ましい数値であり、財政力指数は1が基準であります。0.284%ははるかに下回っている実情にあります。上富良野町の企業会計を含むすべての債務総額も示していただ

きたいと思います。

富良野沿線5市町村の中で上富良野町は、自衛隊駐屯地があり、防衛庁予算で財政的に優遇されていると言われていましたが、実質公債費比率及び起債制限比率は、5市町村の中で最も悪い数値となっております。こうした実態を住民は知る権利があります。上富良野町の財政がどのような状況にあるのか、町広報等でどなたに見ていただいても理解できるように、財政指標に十分なる注釈を加え、実態について周知すべきであると考え、その考えがなにか見解を求めます。

以上です。

**議長（中川一男君）** 町長、答弁。

**町長（尾岸孝雄君）** 1番清水議員の再質問にお答えさせていただきます。

清水議員の御質問は、当町の財政指標、実質公債費比率はどのようになっているかということでありますから、先ほどの言ったように簡潔にお答えさせていただきます。

たまたまきょうの新聞報道によりますと、上川管内におきます実質公債費比率の22市町村の数値が出されておるところであります。この数値は、以前から総務省並びに道の方から、町の方には全道179市町村の実態につきましての報告をいただいているところでありまして、その数値と同じであります。

そういう中にありまして、この実質公債費比率というのは、基本的に議員が御質問にありました一般会計だけでなく、企業会計すべてを含めたトータルの状況での数値でありますので、御理解をいただきたいのと、それと例年、町の財政状況につきましては、予算の決定とともに町報で説明させていただいておりますし、今定例議会に提案させていただいております17年度決算書の中には、すべて詳細に説明をさせていただいておりますので、この決算状況につきましても、例年のごとく町報で決算報告をさせていただき、その中で町の財政状況というものを町民の皆さん方がわかりやすい誌面として報告をさせていただいております。より一層住民の皆さん方がわかりやすい誌面づくりに努めてまいりたいというふうに思いますので、御理解を賜りたいと思います。

**議長（中川一男君）** 再々ございますか。

1番清水茂雄君。

**1番（清水茂雄君）** 非常に簡潔に御回答いただきましたが、まだちょっと納得ができないのですが、町広報等でたしか以前にも財政指標等について載っていたのを私は記憶しておりますが、ただ財政指標がこうだというような形で、そのまま記事にい

たしますと、住民の皆さんは、先ほど申し上げましたように、外郭はわかっている、内容は一体どうなのかなということ余り御理解いただけていないのではないかなというふうに感じます。

そこで、私、今回の質問で詳細にと申し上げたのは、当然、議事録等が自由に閲覧できるわけですが、そうした際も、その点が詳細に載っていないとかなかなか住民の皆さんはわかっているだけではないかなということ、ここでもう一つ、ぜひ先ほど申し上げた点でお願いしたいことがあります。町広報等で住民の皆さんに詳細な注釈を加えた上で周知していただきたいと思いますが、この点、何としてでもお願いしたいと思います。

住民の皆さんに町の財政事情のことをいろいろ私もお聞きするのですが、皆さん非常にわかっています。何か大変に厳しいようだけれどと言うだけで、実質的なことはわかっているしやらないのが大半の方です。そうした点で、やはり行政は住民と共有するものだというのを町長は再三申していただいておりますが、そうした点でも、ぜひこの点をお願いしたいと思います。この点について、考えがあるかどうか、見解をもう一度承りたいと思います。

以上です。

**議長（中川一男君）** 町長、答弁。

**町長（尾岸孝雄君）** 1番清水議員の再々質問にお答えさせていただきます。

私の説明が十分でないのかなという反省しておりますが、町報で例年決算と、それから予算につきましては、町民の皆さん方に説明をさせていただいております。ただ、その内容につきましては、まだまだ他の自治体がやっている方向とちょっと違う面もあるのかなと思いますが、より一層住民が見てわかりやすい内容になるよう十分配慮しながら、誌面づくりを考えてまいりたい。常に所管にもそういう話はいたしておりますので、再びまたそういったことを前提としながら、この予算、決算、財政的な面ばかりでなくて、町報の誌面づくりということを全般的に町民の方々が読みやすい、見やすい誌面づくりを考えていきたいと思っておりますので、御理解を賜りたいと思います。

**議長（中川一男君）** 以上をもちまして、1番清水茂雄君の一般質問を終了いたします。

これにて、一般質問を終了いたします。

---

### 日程第3 議案第8号

**議長（中川一男君）** 日程第3 議案第8号平成17年度上富良野町各会計歳入歳出決算認定の件を議題といたします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

会計課長、越智章夫君。

**会計課長（越智章夫君）** ただいま上程いただきました議案第8号各会計歳入歳出決算認定の件につきまして、まず、概要の説明を申し上げます。

今回、決算認定を受けます平成17年度の予算編成時の財政状況であります。国におきましては、予算編成につきまして、国債への依存は40%を超える状態が続いており、極めて深刻な財政状況にあることから、政府は、財政構造改革の取り組みを強化し、財政立て直しを図っていくことを基本方針としてございます。

その中において地方財政におきましては、三位一体の改革が進められており、大変厳しい財政状況にあったところであります。

当町におきましても、これらの財政改革の影響により、地方交付税、臨時財政対策債などの一般財源の削減が見込まれる中、健全財政維持方針に基づく新たな行財政改革実施計画の推進を図る初年度といたしまして、諸改革を具体的に推進し、経費の削減と事務事業の効率的な執行を図り、安定した財政基盤への転換を目指した予算編成であったところであります。

このことから、当初予算額は73億6,200万円でありまして、前年度対比7.4%の減、金額では5億9,100万円の減となった当初予算の規模でありました。

さて、その予算の執行状況、決算状況であります。一般会計及び六つの特別会計の合わせた全体の決算につきましては、歳入総額で115億9,811万円でありまして、それに対して歳出総額は113億5,905万円でありまして、差引額は2億3,906万円となったところであります。

老人保健特別会計を除く六つの会計では黒字となりましたが、老人保健特別会計では赤字決算となり、その赤字額3,909万円につきましては、翌年度平成18年度の歳入繰上充用金で補てんをしたところであります。

次に、その内容につきまして、一般会計を主に説明いたしますと、一般会計の歳入決算額は、76億6,638万3,000円で、当初予算よりも3億438万3,000円の増となりましたが、前年度より5億2,065万円の減となっております。

その主な要因といたしましては、歳入では、減税補てん債の借りかえや、保健福祉総合センターの整備事業終了に伴う町債の借り入れが大きく減額したこと、また、基金からの繰り入れが減少したものでございます。

また、主たる自主財源であります町税は、前年度

より279万円の減、地方交付税は3,670万円の減、臨時財政対策債6,720万円の減となったところであります。

歳出におきましては、74億9,269万7,000円で、前年度よりも5億9,615万2,000円の減となっております。

その主なものとしましては、歳入で申し上げましたが、減税補てん債の借りかえの償還費や保健福祉総合センター整備終了に伴う減が大きな要因であります。

また、ほかには、行財政改革等によります人件費、物件費、補助費などは減額をしているところであります。

平成17年度の予算執行に当たりましては、議員各位、町民各位並びに関係機関・団体等の御理解を賜り、総合計画の実施計画に基づく各分野におけます各施策事業の執行を終えたところであります。

その事業費につきましては、予算書同様に事業別ごとの決算書となっておりますので、歳入歳出事項別明細書を後ほど御高覧願いたいと思います。

以下、議案、平成17年度の各会計の収支総括並びに財産の移動関係を申し上げます。提案の説明にかえさせていただきます。

まず、議案第8号を見ていただきたいと思えます。

議案第8号平成17年度上富良野町各会計歳入歳出決算認定の件。

地方自治法第233条第3項の規定により、平成17年度上富良野町一般会計、国民健康保険特別会計、老人保健特別会計、介護保険特別会計、簡易水道事業特別会計、公共下水道事業特別会計及びラベンダーハイツ事業特別会計の歳入歳出決算を別紙監査委員の意見をつけて議会の認定に付する。

次に、決算書の2ページをお開き願いたいと思えます。決算書の2ページでございます。

この表につきましては、平成17年度の各会計別収支総括表でございます。この表によりまして、各会計全体の金額の御説明を申し上げます。

一般会計及び六つの特別会計の総トータルであります合計欄を見ていただきたいと思えます。予算額は116億1,818万7,000円、調定額は117億1,139万9,952円、収入済額は115億9,811万7,615円、不納欠損額は955万47円、収入未済額が1億373万2,290円で、支出済額は113億5,905万7,004円、差引残額2億3,906万611円となったところであります。

収入調定に対する収入割合の調定対比では99.03%、予算に対する収入割合の予算対比では9

9.83%、予算に対する支出の支出予算対比では97.77%となったところであります。

また、この表中、括弧書きにつきましては、平成16年度会計から平成17年度会計への繰越明許費の内訳でございます。

繰越明許費の歳入の予算等につきましては、12ページから13ページに、歳出につきましては、18ページから19ページに、その内訳を記載してございますので、後ほど御高覧願いたいと思います。

また、そで括弧書きは、平成17年度会計から平成18年度会計への繰越明許費の内数でございます。

次に、各会計の不納欠損の状況であります、D欄を見ていただきたいと思ひます。

一般会計におきましては、町民税、固定資産税、軽自動車税、保育料で658万735円の欠損処分を行っております。また、国民健康保険特別会計におきましては、保険税の一般分で264万2,032円の欠損処分を行っております。公共下水道事業特別会計におきましては、下水道使用料で9万8,780円の欠損処分を行っております。介護保険特別会計におきましては、介護保険料で22万8,500円の欠損処分を行っております。

各会計の欠損処分の明細につきましては、別冊の各会計歳入歳出決算書に係る附属調書に載せてございますので、参考にしていただきたいと思ひます。

次に、収入未済額であります、E欄を見ていただきたいと思ひます。

まず、一般会計におきましては、繰越明許費の1,876万2,387円を除いた収入未済額は3,031万3,167円となり、その主なものとしては町税関係で、ほかでは保育料、住宅使用料となっております。また、国民健康保険特別会計の収入未済額は、保険税の一般分であります。簡易水道事業特別会計の収入未済額は、水道使用料でございます。公共下水道事業特別会計の収入未済額は、受益者負担金、分担金及び下水道使用料であります。介護保険特別会計の収入未済額につきましては、介護保険料でございます。

それぞれの内訳につきましても、別冊の各会計歳入歳出決算に係る附属調書に載せてございますので、後ほど御高覧を願いたいと思ひます。

次に、各会計の差引残額でございますが、一般会計では1億7,368万6,260円でございますが、翌年度へ繰り越すべき財源としての繰越明許費分251万5,701円を除きますと、1億7,117万563円でありまして、この額が実質収支額となるところであります。

国民健康保険特別会計以下の特別会計につきまし

ては、記載のとおりでございまして、老人保健特別会計を除きまして黒字決算となりました。老人保健特別会計の赤字額3,909万2,803円につきましては、概要でも説明申し上げましたが、翌年度、平成18年度の歳入繰上充用金をもって補てんをしたところでございます。

また、一般会計の歳出の執行率は、平成18年度会計への繰越明許費を除いた執行率で見ますと、97.59%となっているところであります。

次に、財産関係について説明を申し上げます。425ページをお開き願いたいと思ひます。425ページでございます。

平成17年度中におきます移動関係のみについて御説明を申し上げます。

1番目、公有財産、(1)土地建物、アの行政財産関係であります、区分欄の共有財産、公園関係で、土地5,417平米の増でございますが、これにつきましては、見晴台公園用地の取得による増でございます。その下のその他の施設、土地5,870.16平米の増につきましては、北24号道路改良工事等による取得などの増でございます。それから、右の方にずれまして、建物の公営住宅関係の非木造で780.82平米の増につきましては、泉町北団地の3号棟の完成による増でございます。また、その一つあけました下のその他の施設の増、28.46平米につきましては、泉町北団地の車庫の分の120平米の増と旧老人身障保健センターから子どもセンターへの用途がえ改修によります91.54平米の減を差し引きました増分でございます。

次に、(イ)の普通財産関係であります、普通財産の教員住宅関係で、建物の木造で116.64平米の減となっておりますが、これにつきましては、東中小学校前の教員住宅の取り壊しによる減でございます。

以上が、土地、建物関係であります。

次のページをお開き願いたいと思ひます。

(2)の有価証券並びに(3)の出資による権利につきましては、前年度と同様でございます。

2番目の物品であります、これにつきましては車両関係でございます。軽自動車1台とマイクロバス1台が廃車となっております、年度末では79台の保有となっております。

3番目は、債権関係でありまして、上富良野高等学校卒業生修学資金貸付金の関係であります。年度中の増180万円につきましては、継続の貸し付け3名による増でございます、減の244万円につきましては、9名の方々からの償還分でございます。年度末では896万円となっております、実質人員では12名となっておりますところでござい

す。

次のページをお開き願いたいと思います。

4番目は基金の関係でございます。平成17年度当初におきましては、一般会計及び特別会計合わせまして15の基金と北海道備荒資金組合基金を保有しておりましたが、年度途中におきまして、土地開発基金と保健福祉施設整備基金の二つの基金を廃止してございますので、年度末におきましては、一般会計及び特別会計合わせまして、13の基金となっております。

この表中、括弧書きにつきましては、平成18年5月30日現在の金額でございます。平成18年5月30日現在の13の基金の合計額は、合計欄の一番右端、網かけ部分の括弧書きにあります21億9,477万1,388円となっております。また、3月31日現在では、その下に書いてあります19億6,870万4,836円となっているところがございます。

以上が財産の状況でございます。

以上、平成17年度各会計歳入歳出決算の認定の件の説明とさせていただきます。具体的な主要施策の成果につきましては、あらかじめ配付させていただいております別冊の平成17年度各会計主要施策の成果報告書に取りまとめてございます。

また、決算に係ります付表を各会計歳入歳出決算書に係る附属調書といたしまして、あわせて取りまとめてございますので、御審議の参考とされまして、御審議を賜り、認定をいただきますようお願いを申し上げます。

以上であります。

**議長（中川一男君）** 次に、監査委員の審査意見を求めます。

代表監査委員、高口勤君。

**代表監査委員（高口勤君）** 各会計決算及び各基金の運用状況、審査意見を申し上げます。

地方自治法第233条第2項及び第241条第5項の規定により審査に付された平成17年度上富良野町一般会計外6特別会計歳入歳出決算及び各基金の運用状況について、町長から提出された各会計歳入歳出決算書、関係調書及び各基金の運用状況を示す書類が関係法令に準拠して調製されているか、予算が適正かつ効率的に執行されているか等に主眼を置き、関係諸帳簿及び証拠書類と照合のほか、担当者から意見を聴取するなど、必要と認められる審査を行いました。

審査に付された一般会計、特別会計の歳入歳出決算書、歳入歳出決算事項別明細書、実質収支に関する調書及び財産に関する調書は、法令に準拠して作成されており、決算計数及び各基金の運用状況を

示す書類の計数は、関係諸帳簿及び証拠書類と照合した結果、誤りのないものと認められます。

審査の詳細については、お手元に配付の意見書のとおりであり、既に御高覧をいただいたものと思っておりますので、概要のみ説明させていただきます。

平成17年度一般会計及び特別会計の決算状況は、3ページ、表1、各会計別収支状況のとおりで、歳入総合計額は、前年度に比べて6.0%、7億3,905万3,000円減の115億9,811万7,000円、歳出総合計額は6.1%、7億3,388万7,000円減の113億5,905万7,000円と前年度を下回っております。差引残高は、2億3,906万1,000円となっております。翌年度へ繰り越すべき財源として、一般会計の繰越明許費繰越額を控除した実質収支額は2億3,654万5,000円で、前年度に比べて705万9,000円の減少となっております。

予算の執行状況については、2ページの意見書のとおりであります。収入未済額については、繰越明許費分を差し引いた実質的な収入未済額が8,497万円で、前年度と比較して13.9%、1,369万5,000円の減少となっております。

次に、各会計別の決算概要について御説明いたします。4ページをお開きください。

一般会計の平成17年度決算は、平成16年度から繰り越された4事業に係る繰越明許費繰越額を含めた予算現額76億9,873万9,000円に対し、歳入決算額は76億6,638万3,000円、歳出決算額は74億9,269万7,000円で、歳入歳出差引額1億7,368万6,000円が剰余金となっております。繰越明許費繰越額を控除した実質収支額1億7,117万円が翌年度へ繰り越されております。

歳入の収納状況は、5ページ、表2で示すとおりであります。町税の現年度課税分の収納額は、前年度と比較して696万8,000円減少しております。この減少した主な要因は、町民税の課税額の減少によるものです。

また、地方交付税は3,670万6,000円減額されており、今後の町財政に大きな影響を与えるものと思われま

す。町債は、前年度に比べて大幅に減少しておりますが、これは国営かんがい排水事業フラヌイ地区と保健福祉総合センター整備が完了したことによるものであります。

不納欠損は、町税が35人、635万8,000円で、収入未済額は総額4,907万6,000円で、そのうち繰越明許費分1,876万2,000円を除くと、実質3,031万4,000円となってお

ります。

次に、一般会計の歳出についてであります。6ページ、表3の性質別経費の状況で示すとおり、前年度と比較して、扶助費、災害復旧事業費が増加しているが、人件費、物件費等の消費的経費、普通建設事業費などの投資的経費、公債費、積立金、投資及び出資金、貸付金、繰出金が減少しております。

町の財政状況をあらわす財政指標は、7ページ、表4のとおりであります。経常収支比率は前年度と比べて1.6ポイント、公債費負担比率は前年度と比べて1.7ポイント、それぞれ増加しており、厳しい財政運営を強いられ、弾力性が失われていることがうかがわれます。

次に、特別会計について2点ほど触れておきたいと思えます。

まず、1点目は、一般会計と同様、未収金の問題であります。下水道使用料及び介護保険料の未収金は、毎年ふえる傾向にあります。下水道使用料、介護保険料については、その重要性和制度の内容を町民に理解してもらうような取り組みと収納率向上に向けた一層の努力が必要であると考えられます。

2点目は、老人保健特別会計を除く各会計とも、歳入歳出の差引残高を見ますと黒字となっております。しかし、一般会計からの繰入基準外の繰入金を除いた場合、簡易水道事業特別会計と公共下水道事業特別会計は、剰余金は生じておりません。町財政が厳しい折、特別会計の収支についてもあらゆる角度から検討を加え、健全経営に向けた努力を望みます。

次に、基金の状況について申し上げます。18ページの各基金運営状況についてであります。各基金の計数は、決算書付表の数値と一致しており、適正であると認めます。基金運用面については、各会計の一時借入金への繰りかえ運用等により成果を上げており、今後もより一層の安全かつ有利な方法で計画的な運用を望みます。

最後に、各会計全般について検討及び改善を求める事項は、未収金の問題、負担金や補助金にかかわる問題等であり、これらは町財政運営にかかわる重要な部分を占めることから、引き続き、より一層の適切な対応と取り組みを望みます。

今後、町政執行に当たり、地方自治体に課せられた行政執行の責任は、地方分権などにより一段と重くなってきております。この責任を果たしていくためには、経済情勢や国や道の施策の動向を見きわめながら、我が町の置かれている状況を適切に判断し、適正、健全かつ効率的な行財政の運営に努められることを望みます。

なお、20ページ以降に各種資料などを参考とし

て添付してございますので、御高覧いただきたいと存じます。

以上で、説明にかえさせていただきます。

**議長（中川一男君）** これをもって提案理由の説明を終わります。

お諮りいたします。

ただいま議題となっております議案第8号平成17年度上富良野町各会計歳入歳出決算認定の件は、なお十分な審議を要すると思われまますので、この際、議長及び議員のうちから選任された監査委員を除く16名の委員をもって構成する決算特別委員会を設置し、地方自治法第98条第1項の調査権を委任の上、議会閉会中の継続審査とすることにいたしたいと思えます。これに異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

**議長（中川一男君）** 異議なしと認めます。

よって、議案第8号は、16名の委員をもって構成する決算特別委員会を設置し、地方自治法第98条第1項の調査権を委任の上、議会閉会中の継続審査とすることに決しました。

暫時休憩いたします。

---

午前10時51分 休憩

午前11時10分 再開

---

**議長（中川一男君）** 休憩前に引き続き、会議を開きます。

---

#### 日程第4 議案第9号

**議長（中川一男君）** 日程第4 議案第9号平成17年度上富良野町企業会計決算認定の件を議題といたします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

初めに、町立病院事務長。

**町立病院事務長（垣脇和幸君）** ただいま上程されました議案第9号平成17年度上富良野町企業会計決算認定の件につきまして、朗読をもって説明とさせていただきます。

議案第9号平成17年度上富良野町企業会計決算認定の件。

地方公営企業法第30条第4項の規定により、平成17年度上富良野町病院事業会計及び上富良野町水道事業会計の決算を別紙監査委員の意見をつけて議会の認定に付する。

最初に、病院事業会計から説明を行います。7ページをお開き願います。

事業の概況から説明をまいります。

平成17年度上富良野町町立病院事業報告書。

1、概況。(1)総括事項。経済性優先、医療費抑

制施策が進む中で、病院の経営環境はますます厳しい環境下に置かれております。

平成16年度の自治体病院の決算統計によると、経常損失を生じた事業数が66.2%、前年度60.8%と比べ5.4%増加し、病院事業全体では、経常損益の赤字額が1,317億円、前年度932億円と平成14年度以来、2年ぶりに経常損益の赤字額が1,000億円を超え、一段と厳しい経営状況となっております。

経営状況が悪化した主な要因としては、患者数が減少したことと、診療報酬が実質1.0%引き下げられたことなどが考えられております。

当院の状況であります。平成17年度病院事業会計の決算は、収益的収支に町から1億5,073万6,000円、前年度1億7,435万5,000円の繰り入れを受けながら、純損失7,645万4,000円、前年度純損失額4,109万8,000円の計上となりました。

主な要因は、収入においては、患者数の減少による診療収益の減、町と繰入金にかかわる適正な負担区分の見直しなどによる繰入金の減、昨年10月に改正された介護保険改正による診療報酬の減及び食事・住居費などの負担増による入所者の減少などがあります。

支出では、給与費、材料費が減少をしましたが、経費では、燃料単価の高騰などがあり、経費の節減に努めたものの、支出全体では微減にとどまりました。

この結果、収入、支出とも減少したものの、収入の減収が大きく上回り、純損失となったものであります。

入院では、一般病床の看護基準を3.5対1から3対1に入院基本料の設置基準にかかわる届け出を行い、収益の増を図ったところでありますが、一般病床の入院患者が減少しているほか、今まで順調に伸びていました介護病床の短期入所者数が減少に転じたことが大きく響き、患者数、金額ともに減少となりました。

外来においては、高齢化等で泌尿器科の診療を求める患者がふえてきたことから、地域センター病院である富良野協会病院に医師の派遣を要請し、病病連携を実現して、10月から隔週で、半日の診療ではありますが、泌尿器科を開設し、住民ニーズにこたえてきました。

その実績は、6カ月間で延べ13日、患者数630人、598万6,000円の収益を上げたところでありますが、薬の長期投与による再診回数の減などの影響が今なお響いており、依然として患者数の減少が続いております。

業務の推進では、患者に対し、安全な医療を提供するため、医療事故防止対策委員会を中心に、組織全体で事故防止に取り組んでまいりました。

今後は、2カ年続けての赤字となったことを受け、健全な病院経営を最重点課題として、職員一丸で取り組みを進めてまいります。

また、地域医療の高度化、救急医療体制の一層の充実に向けましても、旭川医大の御支援を最大限にいただくよう、緊密な連絡調整に努めてまいります。

次に、平成17年度の患者の状況であります。外来と入院を合わせた患者数は5万6,860人で、前年度比3,979人、6.5%の減少をいたしました。

ア、患者数の状況。入院患者数は、医療保険診療分（療養型病床群のうち医療型を含みます）では、1万1,560人、介護保険診療分（療養型病床群のうち指定介護療養型医療施設分）では、8,731人で、年間合計では2万2,811人、1日平均55.6人、前年度対比で2,165人、9.6%の減となり、入院収益は、前年度対比2,314万7,000円、6.1%減の3億5,555万3,000円となりました。

外来患者数は、医療保険診療分では3万6,430人、介護保険診療分では1,499人で、年間合計では3万6,579人、1日平均1,499人、前年度対比で1,814人、4.7%の減少となり、外来収益につきましても、前年度対比356万2,000円、1.8%減の1億9,620万5,000円となりました。

イ、収益的収支。収益的収支の状況は、収入総額では7億3,602万2,000円、前年度対比で4,497万2,000円、5.8%減少しました。

支出総額では、8億1,247万6,000円、前年度対比で961万6,000円、1.2%の減少となりましたが、差し引き7,645万4,000円の年度純損失となりました。

ウ、資本的収支。収入総額は10億1,85万4,000円、支出総額は10億1,85万4,000円で、収入内訳は、町からの出資金7,432万4,000円、国庫補助金2,700万円、寄附金53万円でございます。

支出につきましては、企業債償還金6,924万6,000円、自動化学分析装置等医療器械の更新整備などに3,260万8,000円を支出したところであります。

以上が病院事業の概況でございます。

続きまして、決算額を申し上げます。1ページ、2ページをお開き願います。

平成17年度上富良野町病院事業会計決算報告書。

1、収益的収入及び支出。収入。以下、決算額のみ申し上げます。第1款病院事業収益7億3,783万8,995円。

支出。第1款病院事業費用8億1,707万1,485円。

2、資本的収入及び支出。第1款資本的収入1億185万4,296円。

支出。第1款資本的支出1億185万4,296円。

以下、3ページからの各種統計等につきましては、既に御高覧いただいておりますことと存じますので、説明を省略いたします。

以上で、説明にかえさせていただきます。

御審議いただき、認定くださいますようお願い申し上げます。

**議長（中川一男君）** 次に、建設水道課長。

**建設水道課長（早川俊博君）** 続きまして、水道事業会計の平成17年度決算の概況を申し上げます。

7ページをお開き願います。

平成17年度上富良野町水道事業報告書。

1、概況。(1)総括事項。水道事業につきましては、町民の日常生活に直結し、欠くことのできないものとして、使用開始以来32年を経過いたしました。平成17年度の決算状況につきましては、収益的収支におきまして、収入1億7,265万7,202円、支出1億5,896万7,325円で、純利益は1,368万9,877円で決算することができました。

次に、資本的収支では、収入ゼロ円、支出5,777万7,513円で、不足する額5,777万7,513円につきましては、過年度分損益勘定留保資金で補って事業の推進を図ってまいりました。収支も黒字で決算することができたところであります。

また、地下水を利用している世帯を除いては、ほぼ100%に近い普及率となっておりますことから、今後は、受益者負担の原則に基づき、健全な公営企業としての運営に努めるとともに、老朽管の更新及び漏水防止等維持管理に万全を期し、安全で良質な水道水の安定供給に努めてまいりたいと思っております。

次に、決算額を申し上げます。1ページ、2ページをお開き願います。

平成17年度上富良野町水道事業決算報告書。

(1)収益的収入及び支出。収入。以下、款のみの決算額を申し上げます。1款水道事業収益1億8,

057万2,645円。

支出。1款水道事業費用1億6,615万9,972円。

(2)資本的収入及び支出。収入はございません。

支出。1款資本的支出5,777万7,513円。

資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額5,777万7,513円につきましては、過年度分損益勘定留保資金5,777万7,513円で補ってまいっております。

以上で、説明といたします。

御審議いただきまして、御認定いただきますよう、よろしくようお願い申し上げます。

**議長（中川一男君）** 次に、監査委員の審査意見を求めます。

代表監査委員高口勤君。

**代表監査委員（高口勤君）** 企業会計決算審査意見を申し上げます。

地方公営企業法第30条第2項の規定により審査に付された平成17年度病院事業会計及び水道事業会計の決算について、決算報告書、財務諸表及び附属書類が関係法令に準拠して作成され、その事業の経営成績及び財務状況が適正に表示されているかどうか、関係諸帳簿及び証拠書類と照合のほか、担当者から意見を聴取するなど、必要と認められる審査を行いました。

審査に付された各企業会計の決算に関する諸表は、いずれも関係法令に準拠して作成されており、また計数にも誤りがなく、財政状態及び経営成績を適正にあらわしているものと認められます。

審査の詳細については、お手元に配付の意見書とおおりであり、既に御高覧いただいたものと思っておりますので、概要のみ御説明させていただきます。

初めに、本会計年度の病院事業収支は、総収益7億3,602万2,000円、総費用8億1,247万6,000円で決算され、差し引き7,645万4,000円の純損失が計上され、累積欠損金は7億5,360万2,000円となっております。

赤字決算の主な要因としては、患者数の減少による医業収益の減、経営健全化のため不良債務解消に向けた一般会計からの繰入金との減と、昨年10月に改正された介護保険改正による診療報酬の減など、支出面では、燃料単価の高騰による増等によるものであります。

入院基本料の施設基準に係る届け出など、また、外来においては、泌尿器科の診療を求める患者にこたえるため、昨年10月より富良野協会病院から医師の派遣を実施するなど、診療体制の充実に努め、新たなる経営体質改善を進めているものの、外来収益の減少や患者意識の多様化、高度専門化志向によ

る外来患者数の減少など、病院経営が引き続き厳しい環境に置かれていることがうかがえました。

年度末の未収金は、320件、861万5,000円となっているので、利用者の公平な負担と病院の健全経営を図るため、具体的な方策を構築し、未収金解消に努力していただきたい。

各種分析の結果、負債比率は平成15年度17.0%、平成16年度14.7%、本年度22.9%に上昇となっております。

町立病院においては、町民の健康と生命を守るため、その持てる力を十分に発揮され、町民の期待と信頼にこたえる医療機関として、院長以下、全職員が常に改革意識を持って医療事故防止に努め、住民医療サービスの向上と経営の健全化に向け、より一層の努力を望みます。

次に、水道事業収支は、総収益1億7,265万7,000円、総費用1億5,896万7,000円で、差し引き1,369万円が純利益として決算され、翌年度繰越利益剰余金は1億240万5,000円となっております。

年度末の未収金は、119件、1,198万9,000円となっているので、利用者の公平な負担の原則から、引き続き徴収計画等を作成し、未収金の回収に一層の努力を求めます。

なお、不誠実な未納者に対しては、上富良野町水道事業給水条例第29条に基づく給水の停止等も含めた断固とした態度で当たることも必要と思われま

す。  
水道事業の経営は安定し、長年にわたり安全な飲料水を供給していますが、老朽化が進む施設の維持管理に十分留意し、今後とも町財政の置かれている厳しい状況を踏まえ、経費の縮減に努め、地方公営企業の基本理念である公共の福祉増進と企業の経済性発揮のもとで、自主自立のできる健全な経営を行い、低廉で安全かつ安定した水の供給に一層の努力を望むところであります。

なお、14ページ以降に各種資料等を参考として添付してございますので、御高覧いただいたものと存じます。

以上で、説明にかえさせていただきます。

**議長（中川一男君）** これをもって提案理由の説明を終わります。

お諮りいたします。

ただいま議題となっている議案第9号平成17年度上富良野町企業会計決算認定の件は、なお十分な審議を要すると思われま

す。閉会中の継続審査とすることとしたいと思います。これに異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

**議長（中川一男君）** 異議なしと認めます。

よって、議案第9号は、16名の委員をもって構成する決算特別委員会を設置し、地方自治法第98条第1項の調査権を委任の上、議会閉会中の継続審査とすることに決しました。

## 日程第5 議案第1号

**議長（中川一男君）** 日程第5 議案第1号平成18年度上富良野町一般会計補正予算（第3号）の件を議題といたします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

企画財政課長。

**企画財政課長（北川雅一君）** ただいま上程いただきました議案第1号平成18年度上富良野町一般会計補正予算（第3号）の提案要旨につきまして最初に御説明申し上げます。

1点目は、当町の本年度の普通交付税が既決予算額を1億2,048万円上回る額で7月下旬に確定しましたこと、あわせまして、地方特例交付金並びに地方債の減税補てん債と臨時対策債についてもそれぞれ額が確定しましたので、歳入の各科目に所要の額を計上いたしました。

なお、地方債につきましては、限度額の変更手続についても行うものであります。

6月に確定しました前年度繰越金の扱いにつきましては、普通交付税の動向を見きわめるため先送りした経過にありましたので、今回の補正事案への対応と今後の財政需要を勘案した上で当初予算で取り崩しを行った基金のうち、財政調整基金へ4,000万円と減債基金へ4,000万円、さらには国営土地改良区事業負担金基金に2,000万円を積み戻しし、予算措置を講じたところであります。

2点目は、西保育所民営化移行に伴います外壁、屋根防水補修及び施設周辺整備経費として1,500万円ほど計上してございます。

3点目は、町立病院外壁補修工事ではありますが、本年6月、CT室棟外壁補修工事の際に、壁のひび割れによる浸水が予想以上に進んでいたことから、緊急に対応するため、来年度から予定しておりました補修計画を前倒しをして整備すべく、2,300万円の予算措置を行ったところでございます。

また、町パークゴルフ場は、平成15年開設され、町民及び町外者など多くの方々に利用されておりますが、3ホールほど芝枯れが生じ、都度応急措置をしておりましたが、恒久的な対応を図るべく予算を計上したところでございます。

4点目は、防衛周辺整備事業によります北24号道路舗装工事、ベベルイ川砂防工事につきましては、設計結果など事業費の増によります予算計上であります。

また、平吹橋架換、衣川橋架換工事につきましては、北海道と協議の中で、工事範囲及び施工区分が上富良野町の実施工事となったことによる予算計上であります。

次に、島津地区道営経営体育成基盤整備事業につきましては、地元との調整により、事業前倒しに伴います事業費の予算計上であります。

5点目は、障害者自立支援法が10月1日施行により、町で実施する地域生活支援事業の増による事業調整に必要な予算措置を行ったところでございます。

以上申し上げましたことを主な要素としまして財政調整を行った上で、今後予想されます集中豪雨災害や原油高騰などの財政需要に備えるため、予備費に一定程度の額を計上することで補正予算を調整いたしたところでございます。

それでは、以下、予算議案につきましては、議決対象項目の部分につきまして説明してまいります。

議案第1号平成18年度上富良野町一般会計補正予算（第3号）。

平成18年度上富良野町の一般会計の補正予算（第3号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）。

第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1億6,903万7,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ69億9,940万9,000円とする。

2、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

（地方債の補正）。

第2条、地方債の変更は、「第2表 地方債補正」による。

1ページに移ります。お開きをいただきたいと思います。

第1表、歳入歳出予算補正。

この1表は、歳入歳出とも、款の名称ごとに補正額のみ申し上げてまいります。

1、歳入。

9款地方特例交付金802万7,000円の減。

10款地方交付税1億2,048万3,000円。

12款分担金及び負担金、5万2,000円。

14款国庫支出金1,629万1,000円。

15款道支出金3,879万8,000円。

17款寄附金2万円。

20款諸収入202万円。

21款町債60万円の減。

歳入合計、補正額は1億6,903万7,000円、歳入合計が69億9,940万9,000円となります。

2ページをお開きいただきたいと思います。

歳出。

2款総務費4,120万円。

3款民生費1,933万5,000円。

4款衛生費2,413万6,000円。

6款農林業費2,273万3,000円。

7款商工費26万8,000円。

8款土木費5,208万8,000円。

10款教育費179万6,000円。

11款公債費4,000万円。

14款予備費3,251万9,000円の減でございます。

歳出合計が、補正額1億6,903万7,000円、歳出合計が69億9,940万9,000円となります。

次、3ページに移ります。

第2表、地方債の補正。

この3件の事案につきましては、冒頭申し上げましたように、島津地区道営経営体育成基盤整備事業の事業費調整による変更及び交付税の額の確定にあわせまして額が定まりましたことから、地方債の限度額を変更いたすものとなっております。

これもちまして、議案第1号平成18年度上富良野町一般会計補正予算（第3号）の説明を終わります。

原案をお認めくださいますようお願い申し上げます。

議長（中川一男君） これをもって提案理由の説明を終わります。

これより質疑に入ります。

9番米沢義英君。

9番（米沢義英君） 14ページと15ページにかかわって、居宅介護支援事業の手数料という形で6万7,000円載っております。これは居宅介護支援事業所のいわゆる事業評価、事業所の評価を委託して行うという旨の内容かなというふうに思いますが、この委託先はどこなのかという点と、今の公表することによって、何をいわゆる目的としてこういう事業に加わったのか、この点。それと、事業評価に当たっては、あくまでも公平公正でなければなりません。事業評価が偏ってしまったら、せっかく一生懸命やっている職員や事業所が大変なところに追い込まれるという可能性もありますが、そういう意味で、きっちりとした、いわゆるそういう基準を

持った事業所なのかどうなのか、この点、お伺いしておきたいというふうに考えております。

次に、障害者福祉の点で、いよいよ障害者の自立支援が10月から開始されますが、それにかかわった委託料という形で187万円載っております。これは、恐らく富良野の「エクウエート富良野」等に事業等を委託するのかなというふうに思いますが、当然それにかかわる人員の配置等が、しっかりこの事業所においてはとられているのかどうなのか。後になって人の配置ができなかったというのでは、最初からつまずく形になりますので、この点。そのほかに、この事業所から、今後いろいろ想定されることとして、要望されていることがあれば、お伺いしておきたいというふうに思います。

次に、16ページ、17ページにかかわって児童措置費の関係で、今回、西保育所が完全民間に渡ろうとしております。西保育所の整備事業費という形で1,500万何かがしがが予算計上されております。この事業の整備の内容と、それと今後、手が町から離れるわけですから、当然、今後、施設等が壊れたという形になった場合には、その対処の仕方というのはどのようにされようとしているのか。わかりやすく言えば、民間のわかば保育所は、債務負担行為等によって、改築等はそういう形のケースもありますが、そういう形になるのか、その点、お伺いしておきたいと思います。

それと東児童館の運営費という形で26万円ついておりますが、ここは学童保育も一緒にされているという状況で、施設も非常に狭いという状況になっております。

そこで、障害を持っておられる児童が今回入るといふ形の職員の配置かなというふうに思いますが、その対応等についての内容だと思っておりますが、その内容等について、もう一度詳しくお知らせ願えればというふうに考えております。

次に、24ページ、25ページにかかわって道路維持費の補償費及び賠償費という形で130万円載っておりますが、これにかかわって、公共下水道等の工事にかかわって、パイプが繋がっていないかと。それで短く言えば、木が立ち枯れしていったと。再三家主さんから、それが原因でないかという話あったのだけれども、原因が見つからなかったけれども、最終的に詳しく原因調査、調べたら、原因がそこにあったという形の補償内容だと思っておりますが、この間、施工に当たっては、伺いたいのは、現場のいわゆる施工完了の写真を撮るといふ形になっているかと思っております。また、現場では、施工に当たってのいわゆる管理者である町の検査員が立ち会って、当然その施工状況を見るということ

は、これは当然のことでありましたが、結果、そういうことがなされていなかったのかなというふうに思いますが、経過等についてお伺いしたいのと、それともう1点については、補償の問題でありますから、再三再四こういうことが起きてはなりませんので、きっちりとした当事者間における、いわゆる今後こういうことは当然ありませんよという形の念書か何か交わされているのかと思っておりますが、その点、どのようになっておられるのか、この点ちょっとお伺いしておきたいというふうに思います。

ちょっと前後しますが、10ページの雑入で防衛講話助成金という形で5万円ついておりますが、これはどの団体に、主催団体がどの団体なのかということも含めて、この講演の内容についてお伺いしておきたいと思っております。

**議長(中川一男君)** 保健福祉課長、答弁。

**保健福祉課長(米田末範君)** 居宅事業にかかわります調査の関係でございますが、まず1点目のこの事業につきましては、基本的には北海道がそれぞれの居宅介護の事業所の調査等を、それから公表にかかわって、北海道が行う内容でございますが、これにつきましては、介護保険によってそれらの事業の利用をされる方々に、公平な目で選択をされる基盤を整備するものとして調査をされるものでございまして、居宅事業者が求めて行うものではないということで御理解を賜っておきたいと思っております。

したがしまして、まず1点目の委託先ということにつきましては、北海道がそれぞれ認定をされた事業者によって行う、現在の段階では16事業者というふうに聞いてございます。

それから、公表にかかわりましては、先ほど申し上げましたように、何が目的かということでございましてけれども、利用者の選択権を公平に見ながら、利用についてはあくまで利用者本位に選択できるという体制をつくるためのものであります。

したがしまして、なぜ加わったかということではございまして、これはもう加わる加わらないということではなくて、義務負担ということで御理解を賜っておきたいと思っております。

それから、評価につきましては、事業者直接評価ということではなくて、客観的に出された情報をそのまま提供するという状況になってございまして、それをどう評価し、利用するかということにつきましては、利用者の方々に任される部分があるかと思っております。

次に、自立支援法にかかわりまして、10月1日からの支援関連でございますけれども、御発言のとおり、富良野地方5市町村におきまして、統一して委託をしていこうという考え方でございます。その

中での人員配置等につきましては、既に当初からある程度の人員配置を増員した形で進めていただいているという状況もございますので、なお、これらの事業量等につきましては未知のものでございますので、これらについては、運営の中でさらに検証を加えていかざるを得ないという状況にあるということを御理解賜っておきたいと思っております。

そういう中から、特に現段階では、事業者からの要望というものは、今の段階では特にはございません。ただ、お互いにその辺のところについては、しっかりと検証を加えながら行くということについては、合意をしているところでございます。

次に、児童措置費にかかわります西保育所の整備の内容ということでございますが、これにつきましては、外壁を中心といたしまして、外壁に亀裂、小亀裂等が発生してございまして、これらをしっかりと埋め合わせながら外部塗装をしっかりと整えること、それから屋上の防水加工、それから、周辺に外構として階段等ございますが、これらの整備を整えるということと、あわせてフェンスのいわゆる移動によって安全確保をするための設置をしようと思っているものでございます。これらにつきましては、フェンス自体は既存のものを再利用しながら整備をしていこうというものでございます。

それから、東児童館にかかわっての障害をお持ちの方の保育といたしますか、対処ということで、放課後児童の部分でございますけれども、お一人の方が現在対応させていただこうとしているものでございます。もちろん現状もおります。その対応につきましては、あり方というものをこれまで経験してございません。含めまして検証をしっかりとしていきたいということもございます。ただ、制度上、放課後児童の対応に関しましては、今、制度が動いてございまして、明年度からの対応も若干変わっていくという内容になってございますので、これらがどう展開していくかということについては、もう少し時間をちょうだいしたいと思っておりますが、現在の内容につきましては、発達に障害をお持ちの方に対応して1名の保育士を、厚生員を常時配置しているという状況で進めているということで御理解を賜っておきたいと思っております。

以上であります。

**議長（中川一男君）** 建設水道課長、答弁。

**建設水道課長（早川俊博君）** 9番米沢議員の公共下水道事業に伴います補償費の関係につきまして御説明申し上げます。

この経過につきましては、平成4年度に施工いたしました公共下水道工事に絡みまして、地先の方から、当時、暗渠排水パイプがその工事のために切断

されているのではないかとというような申し入れと、もう一つは、その工事に伴いまして、擁壁がそういった矢板を施工しないでといったことによって傾いてきているのではないかとというような申し入れがあったことから、暗渠排水パイプのそういったつながっていない確認と、あわせて、そういったときに3本のうち1本が繋がっていないということが判明いたしまして、それとあわせて、工事写真等を確認いたしましたけれども、そういったところの写真で確認できなかったということから、その暗渠パイプをつなぎ直し、そしてまた、その擁壁についても打ち直したということでございます。

この際、その擁壁の工事を行う際、庭木が支障となったことから、16本の庭木を仮移設しまして、そしてまた、擁壁等完成と同時に元の位置に戻したというものでございます。

その後、ことしに入りまして、その木が枯れてきているというような相手方の申し入れがありまして、その確認した結果、16本のうち10本が枯れてきているというような状況から、相手方とその施工業者もあわせて打ち合わせした結果、当初、現物で補償するというのも考えておりましたが、後々のことを考えまして、金銭で補償するという経過に至ってございます。

以上でございます。

**議長（中川一男君）** 企画財政課長、答弁。

**企画財政課長（北川雅一君）** 9番米沢議員の防衛講話についての御質問でございますけれども、この事業につきましては、6市町村の富良野地方自衛隊協力会で、18年度の事業として取り進めるように実は事業として対応してございました。議員御存じのとおり、駐屯地の削減問題等が今、地域防衛計画の中で、今回についてはある程度の見通しは立っておりますけれども、次期中期計画に対しての削減問題に対して、今からそれに対応するべく、いろいろな自衛隊関係の状況を皆さんにお知らせをしながら、中央にそういう形で要望していきたいと、一つのそういうねらいもございまして、今年度、防衛講話ということで実施をさせていただきます。

なお、補助につきましては、その後に申請をいたしまして、周辺整備協会からこの助成を受けたということで、今回補正にのせてございます。

以上でございます。

**議長（中川一男君）** 9番よろしいですか。再質問。（「答弁漏れありました」と呼ぶ者あり）

答弁漏れ。今後ないように。

建設水道課長。

**建設水道課長（早川俊博君）** 1点、米沢議員の御質問に対して答弁漏れがありましたので、お答え

させていただきます。

この件に関しまして、後々のことを考えまして、そういった確約書ですとか念書とかといったものに対して、過日、8月25日に和解した時点で、今後そういったものに対して、一切異議申し立てをしないというようなことで確約書を交わしているところでございます。

**議長（中川一男君）** 9番米沢義英君。

**9番（米沢義英君）** 居宅介護支援のいわゆる事業所評価の公表という形でののですが、これは同時に、まさに利用者が安心して使えるように、どの事業所がいろいろとサービスの面だとか待遇含めていいのかということを知ってもらうということが前提にあるかというふうに思います。それと同時に、これを知ることによって、事業所そのものが、やはりサービス提供者ですから、安心して介護を受けられるような事業所サービスをどうつくっていくかという、この二つの面が、これの相乗的な効果のという点では非常に発揮される部分だというふうに思いますが、それはそれでよろしいのかどうか、一方的なものではないと思いますので、そういうことも含めて、やはり安心して介護を受けられる、積極的にこれを受けて事業所も事業の内容を改善すると。そのためには、当然、客観的に評価のやはり基準をきっちり持った事業所であるということが何よりも大事な点でありますので、この点は、そういった意味では、間違いなくそういった基準をきっちり持っている事業所であるということを確認できているのか、この点、お伺いしておきたいというふうに思います。

次に、西保育所の関係では、もう今回直したらこれで、あとはもう全面的に相手に行くわけですから、もう町の及ばない範疇で、壊れたら自前で直すというような形になるのか、この点、確認しておきたいと思います。

**議長（中川一男君）** 保健福祉課長、答弁。

**保健福祉課長（米田末範君）** 米沢議員の再質問でございますが、事業所自体のそのサービスのあり方ということだと思いますけれども、それらについては、各事業所がそれぞれ実施の状況ですとか評価につきましては、直接調査機関が評価をということではなくて、それぞれ事業所がみずから記入をしていくわけでありまして、それに合致しているか否かということについては、調査機関が設定をするということになってございます。そういう意味合いから、非常にある意味客観的な事業所に対する目は向けられるのだというふうに思いますので、そういうベースからいきますと、当然にして利用者の方々にとっては、その事業そのものが客観的に見ら

れるということが一つございますので、そういう意味合いからいきまして、事業所といたしましては、当然にして改善をしていくものがあるとするれば、当然にして改善をしていくべき対応になっていくと。それから、事業所として認定されている基盤になっているいろいろな人員配置等のそういう内容については、当然にして合致していくものであるか否かということも、当然にしてこの段階で明確になっていくことから、改善を要していく部分については当然にして改善していただくというふうに思っております。

それから、2点目の西保育所の関連でございますが、基本的には、すべて事業者の方に移譲先で対応していただくということになってございますが、1点だけ、防音の事業で行っているものがございまして、防音事業にかかわります機能復旧事業にかかわりましては、その時点で町と協議をいただくということを基本といたしてございます。

以上であります。

**議長（中川一男君）** よろしいですか。

他にございますか。

13番村上和子君。

**13番（村上和子君）** 26ページの都市計画費の中の公園費ですけれども、島津公園の管理費の、ここの管理は高齢者事業団で管理されていると思うのですけれども、公園のトイレの自動ドア修理費22万3,000円でございますが、これは耐用年数なんかと比べて何年ぐらい使用されたものなのか、ちょっとお尋ねしたいと思います。

**議長（中川一男君）** 建設水道課長、答弁。

**建設水道課長（早川俊博君）** 13番村上議員の御質問にお答えいたします。

島津公園内の公衆便所につきましては、平成5年度に建設されまして、13年経過しているところでございます。

あの便所、裏表2カ所の入り口がございまして、そのうちの1カ所、グラウンド側の自動ドアを修繕いたすものでございます。

**議長（中川一男君）** よろしいですか。

他にございますか。

12番金子益三君。

**12番（金子益三君）** 29ページ、10款の体育施設費にかかわることで御質問します。

パークゴルフ場の芝枯れの工事、これが応急的ではなく恒久的なものということになっておりますが、基本的に今年度から行われました指定管理者制度のその業者選定の中において、芝の管理のよしあしということも選定の中に入っていたと思われま

たときに、不可抗力な部分もあると思われまので、これはいたし方ない、この部分に関しては理解できるのですけれども、ただ、ほかの部分で、例えば今回この傷んだ部分以外のところというの、例えば隠れている部分というか、これからまた枯れていくような要素がないかとかというのをきちっとチェックしておきませんと、オンシーズンの間に非常に芝枯れが進みますと、利用者等々にも迷惑もかかりますし、また、その部分の収益等々も指定管理者の方に迷惑がかかるといったことも考えられますので、一たん、やはり応急措置ではなく恒久的な芝の管理をするというのであれば、そういったところも指定管理者の者ときちっと打ち合わせをした段階で、オフシーズンの間にきちっと調査を図るべきと考えますが、いかがでしょうか。

**議長（中川一男君）** 教育振興課長、答弁。

**教育振興課長（岡崎光良君）** 12番金子議員の御質問にお答え申し上げます。

パークゴルフ場の管理についてでございますが、ただいまのお話のように、今年度より指定管理者制度に移行してございまして、今回、補正予算を計上しておりますのは、当初予期していなかった広範囲な芝枯れということでの解消のための予算でございます。

今後におきまして、議員御指摘のように、広い施設内におきまして、どのようなものが想定されるか、あるいはそれに対する今後の対策であるとか、また、指定管理者の努力でお願いする部分ということも当然あるかと思えます。大規模なものについては、町と指定管理者と協議の上ということで対応することとしてございますが、全般にわたりまして、やはりその辺の状況をよく把握しながら、今後対応してまいりたいというふうに思います。

**議長（中川一男君）** 10番仲島康行君。

**10番（仲島康行君）** 25ページということで、前回の同僚議員が質問をなさっておりますが、庭木の補償ということで、これは資料がないということで、非常に怠慢であるなというふうに考えるところではございます。

9月6日の議員協議会のときにいろいろ申し上げたと思うのですが、この契約書というのは、8月25日にもう契約なされているということなのですね。だけれども、こういう内容の場合は、もう少しきちっとした契約書を結ぶべきであるというふうには考えますので、どちらかといえば、公証人役場、旭川にあるのですが、その辺において、きちっと今後は一切もうこういうことはないぞというようなこととしておく必要があるのと、あそこの土地、庭の横の方に、向かって左側の方になると思う

のですけれども、あそこに町の土地があるのですよ。そこもこの際だからきちっと、買ってもらうなら買ってもらうと。買わないのであれば、もう少しきちっとしてしまうという形をこちらの方でもしておかないと、当時は視察したときに、その土地は買うのかと言ったら、買わないという話だったので、そのままにしてあるものだから、恐らく使っていると思うのですよ、そのまま。その辺はきちっとしておく必要があるのだろうというふうに思うので、その辺はどのように考えておられるかというふうに思います。

それと29ページの教育の開拓記念館の管理費ということで7万4,000円書かれているのですが、あそこの利用というのは、もう全くないだろうと言ってもいいぐらいないと。たまたまあそこを通るときには、観光客の方かだれか知りませんが、二、三人座っているという状況はあるのですが、町民の人はほとんど利用されていないと。あそこへラベンダーの花を植えておくということは、手入れが必要だという部分もあるのだらうと思っておりますので、いっそのこと、手入れ要らないように芝でも植えてしまって、あそこの管理はもうしないぞと、草刈りしかやらないというようなことも考えていく必要があるのではないかと思うのですが、その点についてはいかがですか。

**議長（中川一男君）** 建設水道課長、答弁。

**建設水道課長（早川俊博君）** 仲島議員の御質問にお答えさせていただきます。

確約書の件ですけれども、そういったことで今後のことを、尾を引いてもいけないということで、そういった合意に達した時点、8月25日の段階で、とりあえず確約書という形をとらせていただき、また、今後、この議会の議決をいただければ、そういった内容のもとに契約を交わして、そういったことを今後起きないようにということは、そういうふうに努めていきたいというふうに考えております。

**議長（中川一男君）** 総務課長、答弁。

**総務課長（佐藤憲治君）** 仲島議員のただいまの庭木補償に関連して、隣接地の土地の御質問でありますけれども、ここの土地については、以前、この周辺の道路の要望が地先や何かからあったというふうな経過もあるようではございますけれども、これらについては、十分現状としてその辺は、道路の所管としては、ないかどうかということは、現状としてはないということでもありますので、これについては十分今の町有地の管理の実態を踏まえて、相手方ともその辺の話を進めていかなければならないという認識を持っておりますのでございます。

**議長（中川一男君）** 教育振興課長、答弁。

教育振興課長（岡崎光良君） 10番仲島議員の開拓記念館についての御質問にお答え申し上げたいと思います。

議員御指摘のように、開拓記念館創設以来、現状として、利用者の状況は減少をたどっているのかなというふうに考えてございます。開拓記念館の施設、それから広場を含めた今後のあり方について、議員御提言の意見も踏まえながら、今後の方向を十分検討してまいりたいというふうに考えております。

以上であります。

議長（中川一男君） 昼食休憩にいたしまして、休憩後続行したいと思いますので。

---

午後 0時09分 休憩

午後 1時00分 再開

---

議長（中川一男君） 昼食休憩前に引き続き、会議を開きます。

日程第5 議案第1号の議事を継続いたします。

10番議員、再質問よろしいですか。

11番中村有秀君。

11番（中村有秀君） 西保育所の移譲の関係でございますけれども、先ほど同僚議員の質問の中で、今後、施設等の更改等を含めて、これは今度は移譲した先が全部負担ということでございました。その中で防音の関係ということについて、これは防衛庁の関係でやらなければならないと。ただ、私心配するのは、防音の範囲ということで、暖房ボイラー等も含めてということで、わかば愛育園は、そういうことで補助を受けて、更改するときに改めて防衛施設局か町の予算をいただいて更改をしているということでございますので、同じような形でということで理解してよろしいかということで、確認を求めたいと思います。

議長（中川一男君） 保健福祉課長、答弁。

保健福祉課長（米田末範君） 中村議員の御質問でございますけれども、言葉が足りませんで申しわけございません。

防音機能復旧工事の中では、それら暖房でありますとか空調等を含めた事業だということで御理解を賜っておきたいと思っております。それを、その時点で協議をするということで御理解をいただきたいと思っております。

議長（中川一男君） 他にありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（中川一男君） なければ、これをもって質疑、討論を終了いたします。

これより、議案第1号を採決いたします。

本件は、原案のとおり決することに異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（中川一男君） 異議なしと認めます。

よって、本件は、原案のとおり可決されました。

---

## 日程第6 議案第2号

議長（中川一男君） 日程第6 議案第2号平成18年度上富良野町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）の件を議題といたします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

町民生活課長。

町民生活課長（尾崎茂雄君） ただいま上程されました議案第2号平成18年度上富良野町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）につきまして、提案の要旨を御説明申し上げます。

1点は、平成17年度療養給付費負担金及び退職医療に係る給付費交付金が確定したことから、所要の補正をしようとするものであります。

2点目は、高額医療費共同事業の改正に伴いまして、所要の補正をしようとするものであります。

3点目は、平成18年10月より、市町村国保間の保険料の平準化、財政の安定化を図るため、新たに保険財政共同安定化事業が創設され、各市町村からの拠出金を財源として、1件30万円を超える医療費について交付を受けるものであります。

4点目としましては、医療制度改正に伴いまして、国保システムを改修するため、所要の補正をしようとするものであります。

以下、議案の朗読をしながら説明いたします。

議案第2号平成18年度上富良野町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）。

平成18年度上富良野町の国民健康保険特別会計の補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正。

第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ7,527万6,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ12億7,074万8,000円とする。

2、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

1ページをお開きいただきたいと存じます。

第1表、歳入歳出予算補正。

款及び補正額のみ申し上げます。

1、歳入。

2款国庫支出金、補正額520万4,000円。

4款道支出金53万3,000円。

5款共同事業交付金6,953万9,000円。  
歳入補正合計としまして、7,527万6,000円となります。

2、歳出。

1款総務費、補正額31万5,000円。

5款共同事業拠出金7,060万5,000円。

9款諸支出金3,000円の減。

10款予備費435万9,000円。

歳入補正合計としまして、7,527万6,000円となります。

以上、議決項目について御説明申し上げます。

御審議賜りまして、お認めいただきますようお願い申し上げます。

**議長（中川一男君）** これをもって提案理由の説明を終わります。

質疑に入ります。

（「なし」と呼ぶ者あり）

**議長（中川一男君）** なければ、これをもって質疑、討論を終了いたします。

これより、議案第2号を採決いたします。

本件は、原案のとおり決することに異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

**議長（中川一男君）** 異議なしと認めます。

よって、本件は、原案のとおり可決されました。

#### 日程第7 議案第3号

**議長（中川一男君）** 日程第7 議案第3号平成18年度上富良野町老人保健特別会計補正予算（第2号）の件を議題といたします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

町民生活課長。

**町民生活課長（尾崎茂雄君）** ただいま上程されました議案第3号平成18年度上富良野町老人保健特別会計補正予算（第2号）につきまして提案の要旨を御説明申し上げます。

平成18年度医療制度改正によりまして、老人保健の負担区分、判定方法が改正されたために、今年度導入しました老人保健システムの改修が必要であることから、所要の補正をしようとするものであります。

以下、議案の朗読をしながら説明いたします。

議案第3号平成18年度上富良野町老人保健特別会計補正予算（第2号）。

平成18年度上富良野町の老人保健特別会計の補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正。

第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ21万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出

それぞれ11億9,400万4,000円とする。

2、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

1ページをお開きいただきたいと存じます。

第1表、歳入歳出予算補正。

款及び補正額のみ申し上げます。

1、歳入。

2款国庫支出金、補正額10万5,000円。

4款繰入金10万5,000円。

歳入補正合計といたしまして、21万円となります。

2、歳出。

1款総務費、補正額21万円。

歳入補正合計といたしまして、21万円となります。

以上、議決項目について説明申し上げます。

御審議賜りまして、お認めいただきますようお願い申し上げます。

**議長（中川一男君）** これをもって提案理由の説明を終わります。

これより質疑に入ります。

（「なし」と呼ぶ者あり）

**議長（中川一男君）** なければ、これをもって質疑、討論を終了いたします。

これより、議案第3号を採決いたします。

本件は、原案のとおり決することに異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

**議長（中川一男君）** 異議なしと認めます。

よって、本件は、原案のとおり可決されました。

#### 日程第8 議案第4号

**議長（中川一男君）** 日程第8 議案第4号平成18年度上富良野町介護保険特別会計補正予算（第2号）の件を議題といたします。

提出者から、提案理由の説明を求めます。

保健福祉課長。

**保健福祉課長（米田末範君）** ただいま上程されました議案第4号平成18年度上富良野町介護保険特別会計補正予算（第2号）につきまして提案の要旨を御説明申し上げます。

1点は、平成18年4月より制度化されました特定高齢者に対します介護予防事業の対象者の把握に要する医師意見書作成に関しまして、同一自治体が運営する病院に関しては保険給付対象外となることから、町立病院に対し、診療報酬に見合う額について負担するため、一般会計からの繰り入れを財源として補正計上するものであります。

2点目は、平成17年度事業の介護保険システム改修国庫補助に關します補助金精算に伴い、返還金が生じたことにより、予備費を財源として所要の補正計上をしようとするものであります。

以下、議案を朗読いたしまして説明いたします。

議案第4号平成18年度上富良野町介護保険特別会計補正予算（第2号）。

平成18年度上富良野町の介護保険特別会計の補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正。

第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ6万8,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ6億8,992万円とする。

2、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

1ページをお開き願いたいと思います。

第1表、歳入歳出予算補正。

1、歳入。款の補正額のみ申し上げます。

7款繰入金1項他会計繰入金6万8,000円。

2、歳出。

3款地域支援事業費6万8,000円。

7款諸支出金1万1,000円。

8款予備費1万1,000円の減。

歳出合計が6万8,000円となるところでございます。

以上で説明いたします。

お認めいただきますようお願い申し上げます。

**議長（中川一男君）** これをもって提案理由の説明を終わります。

これより質疑を受けます。

9番米沢義英君。

**9番（米沢義英君）** ここでいう特定高齢者の定義はどういうものか、ちょっと制度が変わって複雑で、よく理解できない部分がありますので、この点をまずお伺いしたいと思います。

介護認定されて、今回の制度が変わりまして、そこから外れた方というか、そういう方かなというふうに思うのですが、そういう方が対象になっているというふうに思いますが、そういう方というのは、実際、上富良野町では何人おられるのか、わかれば、わかる範囲で、これからだということであれば、これからなのかもしれませんが、お知らせ願いたいというふうに考えております。

こういう方たちが結局介護の方から外れますと、病院との連携、地域の一般の保健事業との連携によって、健康の維持、回復に努めるという内容なのか、その点もあわせてお伺いしたいと思います。

**議長（中川一男君）** 保健福祉課長、答弁。

**保健福祉課長（米田末範君）** 米沢議員の御質問にお答えを申し上げたいと思いますが、特定高齢者の定義でございますが、これにつきましては、議員御発言のとおり、介護認定の要支援1・2ないしは介護1から5の認定の対象外の方でございますが、いわゆる虚弱的対応の高齢者の方。ここに介護予防という形でサービス提供を行うことで、いわゆる介護に向かわない体制を少しでもつくっていきたいというのが大きなねらいでございます。これは制度化をされたわけでございまして。その人数というのは、ちょっと非常に難しい状況であります。住民健診をお受けにならない、それぞれかかりつけの病院等にかかっていらっしゃる方々の中で、少なくともスクリーニングをさせていただく一つの方法がございますので、それらを用いながら選定を、選定といたしますか、選抜をさせていただいて、その方々にサービス提供をしていくということで今進めてございます。

したがって、それらの対応につきましては、今、包括支援センターの方がそれぞれ対応しながらスクリーニングをさせていただいている。保健事業でも当然それらについては、保健、いわゆるヘルスの分野で対応するものとか、それから、それらを総合しながら介護予防のその中で実質的には対応させていただいて、介護に進まない対応をさせていただいているというのが現状でございます。

以上であります。

**議長（中川一男君）** 9番米沢義英君。

**9番（米沢義英君）** そうしますと、今までヘルパー等の介護、訪問介護等を受けていた。外れますと、当然その提供を受けられなくなります。聞きますと、やはり状態によっては、非常にヘルパーの訪問介護が必要だという方も実際おられるという話は聞いています。そういう部分では、こういう方がヘルパーを利用したいということになった場合に、これは実費負担という形になるのか、当然介護保険の適用になっていけば、1割負担で済むという形になりますが、その点の利用料についてはどういう形になるのか、受けられないのか、それは、だから一般の保健事業で対処しますよという形なのか、この点ひとつお知らせ願います。

**議長（中川一男君）** 保健福祉課長、答弁。

**保健福祉課長（米田末範君）** 御質問の実質的にヘルパーさん方を導入されている方々というのは、それはごくまれではないかなというふうに思っております。そういう面からいきますと、今の段階で特定高齢者の方々が、主体的には通所をしていただく、特定されれば通所していただくというところ

で、実質的なヘルパーの導入ということは、今のところは起きていないのかなど、そんなふうにしていただきますので、実質要支援1以下の方でといたしますか、要支援の対象とならない方でヘルパー導入というのは、今のところちょっと予想をしていないというところで御理解を賜っておきたいと思いません。

**議長（中川一男君）** 再々ございますか。よろしいですか。

他にございませんか。

13番村上和子君。

**13番（村上和子君）** 関連でございますけれども、今、虚弱体質者の方の訪問ヘルパーですね。これ、全く今までと状況が変わりませんのに、今度新しく4月からの認定によりまして、実際今、ヘルパーの訪問の時間は変わっていないという御答弁でございましたけれども、今まで2時間受けていた方が1時間半、30分少なくなっている、こういう現状があるわけなのです。国は自立に向かわすために、その時間制限しているのかと思いますけれども、実際こういう状態があるわけですので、今変わりはないという御答弁でございましたけれども、こういう状態がありますので、そこら辺はどのようにお考えでしょうか。

**議長（中川一男君）** 保健福祉課長、答弁。

**保健福祉課長（米田末範君）** 村上議員の御質問でございますが、制度上の動きの中で変化がないということをおし上げたわけではなくて、介護度をお持ちでない方々の中で、この特定高齢者の方々にヘルパーを要する方がいらっしゃるかどうかということだったように聞いています。そういう状況とはちょっと違うのではないかなというふうにお答えをおし上げたということでございますので、時間的なそういう内容については、それぞれのケアマネ、いわゆるマネージメント、いわゆる計画によってそれぞれ導入されていくということで理解をいただいております。

**議長（中川一男君）** 他にございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

**議長（中川一男君）** なければ、これをもって質疑、討論を終了いたします。

これより、議案第4号を採決いたします。

本件は、原案のとおり決することに異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

**議長（中川一男君）** 異議なしと認めます。

よって、本件は、原案のとおり可決されました。

**議長（中川一男君）** 日程第9 議案第5号平成18年度上富良野町公共下水道事業特別会計補正予算（第2号）の件を議題といたします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

建設水道課長。

**建設水道課長（早川俊博君）** ただいま上程されました議案第5号平成18年度上富良野町公共下水道事業特別会計補正予算（第2号）の要旨につきまして御説明申し上げます。

歳入では、受益者負担金及び分担金の一括納入者の増と、その歳入増により、一般会計からの繰入金金の減額であります。

歳出では、受益者負担金及び分担金の前納者に対する前納報償金の増と諸費で確定によるものでございます。

以下、議案の朗読をもって説明にかえさせていただきます。

議案第5号平成18年度上富良野町公共下水道事業特別会計補正予算（第2号）。

平成18年度上富良野町の公共下水道事業特別会計の補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正。

第1条、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ9万6,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ3億6,085万9,000円とする。

2、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

次のページをお開き願いたいと思います。

第1表、歳入歳出予算補正。

補正額のみを申し上げます。

1、歳入。

1款分担金及び負担金40万円。

3款繰入金49万6,000円の減。

歳入の合計としまして、9万6,000円の減でございます。

2、歳出。

1款下水道事業費9万6,000円の減。

歳出の合計としまして、9万6,000円の減でございます。

以上、議決項目について御説明申し上げます。

御審議いただきまして、議決いただきますよう、よろしくお願ひ申し上げます。

**議長（中川一男君）** これをもって提案理由の説明を終わります。

これより質疑に入ります。

（「なし」と呼ぶ者あり）

日程第9 議案第5号

議長（中川一男君） なければ、これをもって質疑、討論を終了いたします。

これより、議案第5号を採決いたします。

本件は、原案のとおり決することに異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（中川一男君） 異議なしと認めます。

よって、本件は、原案のとおり可決されました。

#### 日程第10 議案第6号

議長（中川一男君） 日程第10 議案第6号平成18年度上富良野町ラベンダーハイツ事業特別会計補正予算（第2号）の件を議題といたします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

ラベンダーハイツ所長。

ラベンダーハイツ所長（菊地昭男君） ただいま上程されました議案第6号平成18年度上富良野町ラベンダーハイツ事業特別会計補正予算（第2号）につきまして提案の要旨を御説明申し上げます。

要旨としまして、本年4月の介護保険制度の改正によりまして、介護サービス情報の公表が義務になったところでございます。これに伴いまして、調査及び公表に係る手数料が必要となりまして、補正に計上するものでございます。

以下、議案を朗読し、説明とさせていただきます。

議案第6号平成18年度上富良野町ラベンダーハイツ事業特別会計補正予算（第2号）。

平成18年度上富良野町のラベンダーハイツ事業特別会計の補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正。

第1条、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

1ページをおめくりください。

第1表、歳入歳出予算補正。

款及び補正額のみ申し上げます。

1款総務費1項施設管理費、補正額19万9,000円。

6款予備費1項予備費19万9,000円減。

以上で、説明を終わります。

御審議いただきまして、お認めいただきますようよろしくお願い申し上げます。

議長（中川一男君） これをもって提案理由の説明を終わります。

これより質疑を受けます。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（中川一男君） なければ、これをもって質

疑を終了いたします。

これより、議案第6号を採決いたします。

本件は、原案のとおり決することに異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（中川一男君） 異議なしと認めます。

よって、本件は、原案のとおり可決されました。

#### 日程第11 議案第7号

議長（中川一男君） 日程第11 議案第7号平成18年度上富良野町病院事業会計補正予算（第2号）の件を議題といたします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

町立病院事務長。

町立病院事務長（垣脇和幸君） ただいま上程されました議案第7号平成18年度上富良野町病院事業会計補正予算（第2号）につきまして提案の要旨を御説明いたします。

1点目は、病院外壁塗装工事の計上であります。病院につきましては、昭和54年に開設し、昭和60年に外壁の補修以来、21年を経過しております。明年度において補修を予定しておりましたところですが、本年、屋上の防水工事を行った際に、壁の中の水分が随分残っており、予想以上に進行していたことがわかったことから、早急に工事をする必要があるということで、今回補正を行うものでございます。

2点目は、寄附金の計上でございます。本町を離れます町民の方から、病院の備品購入に充ててという御趣旨で、御寄附1件5万円をいただきました。趣旨に沿いまして、歳入歳出に補正を行うものでございます。

以下、議案を朗読し、説明といたします。

議案第7号平成18年度上富良野町病院事業会計補正予算（第2号）。

総則。

第1条、平成18年度上富良野町病院事業会計の補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

資本的収入及び支出。

第2条、予算第4条に定めた資本的収入及び支出の予算額を次のとおり補正する。

補正額のみ申し上げます。

歳入。

第1款資本的収入2,305万円、第1項出資金2,300万円、第4項寄附金5万円。

支出。

第1款資本的支出2,305万円、第2項建設改良費2,305万円。

以上、議決事項に係ります説明といたします。

御審議をいただきまして、お認めいただきますよう、よろしくお願いたします。

**議長（中川一男君）** 提案理由の説明を終わります。

質疑に入ります。

（「なし」と呼ぶ者あり）

**議長（中川一男君）** なければ、これをもって質疑、討論を終了いたします。

これより、議案第7号を採決いたします。

本件は、原案のとおり決することに異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

**議長（中川一男君）** 異議なしと認めます。

よって、本件は、原案のとおり可決されました。

## 日程第12 議案第10号

**議長（中川一男君）** 日程第12 議案第10号上富良野町町税等の滞納者に対する行政サービスの制限措置等に関する条例の件を議題といたします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

税務課長。

**税務課長（高木香代子君）** ただいま上程いただきました議案第10号上富良野町町税等の滞納者に対する行政サービスの制限措置等に関する条例につきまして、提案の要旨を説明申し上げます。

町税等は、住民に対する行政サービス提供の基本的財源として、税收確保は極めて重要であります。さらに、今後は税制改正により、所得税から住民税への税源移譲等により、ますます自主財源となる町税の確保、収納率の向上は、町にとっても緊急の課題であります。

多くの町民が納期内納税に協力している一方で、ほんの一部の方が町税等の滞納をしている状況は、税の公平性からも問題であります。納税資力があるながら納税に誠意を見せない滞納者に対して、行政サービスの制限措置等を講じることで納税を促進し、滞納の解消及び滞納を抑止するとともに、税負担の公平性を確保し、町税等徴収に対する町民の信頼を確保するために条例を制定しようとするものであります。

以下、条文を要約しまして説明をいたします。

議案第10号上富良野町町税等の滞納者に対する行政サービスの制限措置等に関する条例。

第1条は、目的であります。町民の権利と義務との関係を明らかにした上で、町税等を滞納することがまじめに納期内納税に協力している多くの町民に対して不利益を与えていることを明確にし、町税等を滞納し、かつ納税について不誠実な者に対して納税を促進し、滞納を防止するため特別措置を講ずる

ことにより、町税等の納税意欲の高揚と徴収に対する町民の信頼を確保することを目的としております。

第2条は、用語の定義であります。町税等とは、町税、国民健康保険税であります。これらの町税等を納付する義務がある者及び特別徴収義務者を納税義務者と定義しております。また、町税等を納期限までに納付しない者を滞納者と定義しております。

第3条は、町の責務であります。町税等の納付を促進するためのさまざまな施策を講じるとともに、国、道、その他の関係する機関及び団体との連携を図りながら、町税等の納付を促進しなければならないことを定めております。

第4条は、納税義務者の権利と責務であります。町民はひとしく行政サービスを受ける権利を有する一方で、町税等の納付について納期限を遵守し、誠実にそれを履行する義務を町民の責務と定めております。

第5条は、督促、滞納処分等であります。滞納者に対する督促、滞納処分の手続を厳正に執行することを定めております。

第6条は、滞納者に対する特別措置であります。滞納者に対して滞納処分を積極的に行いつつ、滞納処分の措置とは別に行政サービスの提供等の制限措置を講ずることができること、また、行政サービスにおける個別事業の名称及び対象者等は規則で定めることとし、また、納税資力があるながら町税等の納付に著しく誠実性を欠く者を特定の滞納者として、氏名等の公表をすることができることを定めております。

第7条は、納税の確認であります。行政サービスの申請があった場合には、申請者及び受益者の納税の確認について定めております。申請によらない行政サービスについても適用されることを定めております。

第8条は、行政サービスの履行であります。滞納がないことを確認した場合は、速やかに行政サービスを許可、実施することを定めております。

第9条は、行政サービスの手続の停止であります。滞納があることを確認した場合は、行政サービスを停止することを定めております。

第10条は、滞納者が行政サービスを受ける場合の手続であります。滞納があった場合で行政サービスを受けようとする場合は、町税等を完納するか、または納税誓約書を提出することを義務づけています。

第11条は、納税誓約の承認及び特例措置であります。納税誓約書があった場合は、確実な納付が見込まれると認めるときは承認して、特例措置として

行政サービスを提供し、また、滞納処分を停止することを定めております。

第12条は、特例措置による行政サービスの停止であります。行政サービスの提供を受けた者が納税誓約書による納税等を正当な理由もなく納付しない場合には、特例措置を取り消し、さらに、以後のすべての行政サービスを停止すること、また、滞納金額を一括で徴収することができること、さらに、滞納処分を再開することを定めております。

第13条は、審査会への諮問であります。第6条に規定する特定の滞納者の氏名等を公表しようとする場合には、氏名等の公表についての適否を答申するため、審査会に諮問することを定めております。

第14条は、審査会の設置であります。町長が氏名公表等の必要があると認める場合で審査会に諮問しようとするときに、審査会を設置することを定めております。なお、審査会の組織等は、規則等で定めることとしております。

第15条は、弁明の機会の付与であります。審査会に諮問する前に、滞納となった理由や意見等を申し述べる弁明の機会を与えることを定めております。

第16条は、個人情報保護審査会の意見の聴取であります。審査会から氏名等の公表が必要であるとの答申があった場合は、さらに個人情報保護審査会においても、その適否について意見を聞いた上で、氏名等の公表を決定するものとするものであります。

第17条は、公表の方法であります。氏名等の公表は、広報誌、その他町長が必要と認める方法を行うことを定めております。

第18条は、不服申立てであります。この条例による処分による不服がある場合の不服申し立てについて定めております。

第19条は、損害賠償等であります。処分を受けた者の権利を不当に侵害したときは、その損害の賠償及び名誉回復について誠実に対処しなければならないことを定めております。

第20条は、実施状況の公表であります。実施状況等の内容について議会に報告し、一般に公表することを定めております。

第21条は、委任であります。手続や詳細な事項は規則で定めることとしております。

附則。施行期日。

1、この条例は、平成19年4月1日から施行する。

2、この条例の適用となる賦課年度は、この条例の施行の日の属する年度からとする。

特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償

に関する条例の一部改正。

3、特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例（昭和32年条例第3号）の一部を次のように改正する。別表、附属機関の部、総合計画審議会委員の項の次に「町税等滞納審査会委員」を加える。

以上をもちまして説明といたします。

御審議をいただきまして、御議決くださるようお願いいたします。

**議長（中川一男君）** これをもって提案理由の説明を終わります。

これより質疑を受けます。

13番村上和子君。

**13番（村上和子君）** 正当な理由なく滞納した場合、滞納者に対する行政サービス制限措置、これを12項目、講じられることになっておりますけれども、私は所管の委員会でも申し上げましたが、8項目の子育て支援事業に関すること、あわせて7項目の障害者、障害児福祉事業に関すること、この項目は外してもらいたいなど、ぐらい思っているのですが、そういうことにもならないということですので、確かに町税等の滞納者を放置しておくのはいいとは思いませんし、納税義務を果たさずに権利主張するのももつてのほかとは考えますけれども、親が滞納することによって、子供にまでその権利が及んでしまうのが私は本当に一番忍びないこととございまして、この7項目、8項目の対処につきましては、重々な適正な取り扱いにしていきたいと思っておりますけれども、いかがでございましょうか。

**議長（中川一男君）** 税務課長、答弁。

**税務課長（高木香代子君）** 村上議員の質問にお答えいたします。

この制限しようとする56事業については、何度も各関係課と調整した結果の制限でありますし、滞納者イコール制限サービスするわけでありませんので、滞納者に対しては納税を促進するためにこういう条例を制定するものでありますので、御理解賜りたいと思います。

**議長（中川一男君）** よろしいですか。

9番米沢義英君。

**9番（米沢義英君）** 何点が質問させていただきたいと思っております。

まず、第1番目には、今回の滞納者、悪質滞納者を理由とした、いわゆる税のサービスの制限条例という形で出てきましたが、今、担当課長述べましたが、即イコール行政の制限条例ではないということをおっしゃるけれども、もう既に条例にのっているわけですから、制限する何物でもないのではないの

ですか。その点どうなのでしょう。

それともう1点は、日本の憲法では、どの国民も法のもとに平等であるという形がうたわれています。何らかの形で社会的に反する行為をやった形であっても、病気になるば病院は連れていかなければならない。やっぱりそういうことだと思っております。ここで第1条では、納税者の権利だけを主張されて、法のもとでの平等だという、その解釈が全く出てきていないと思っておりますが、この点はどういう解釈なのかお伺いいたします。

もう1点伺いたいのは、今、この社会情勢の中で、本当に生活が苦しいという方もたくさんやっておられます。納期限内に税を納められなくて、やはり2カ月、3カ月かかって納めるという方もおられます。そういう人たちについては、今回の条例でいけば、いわゆる納期限内に納めないから、悪質だというレッテルが張られるのではないですか。この点はどうなのでしょう。

もう1点問題だと思っておりますのは、町がいわゆる2段階のサービス提供をやるという問題です。わかりやすく言えば、お金持ちの人とそうでない人たちの行政のサービスは違うのですよということを言っているのですよ。そうすると何が起るか。あの人は高額なサービス受けられないから、本当に何とか、虐げられるというのではありませんが、そういう感じで映るのではないですか。本来行政というのは、どの人に至っても平等であるわけですから、そういう差別と偏見を植えつける条例ではないですか、これは。この点どうなのでしょう。町長もよく聞いておいてくださいよ、これ。

それともう1点は、この個人名公表という形がうたわれています。個人名公表ということは、今、個人の情報を保護しようという形がうたわれています。学校でもどこでも、今、公に各家庭の電話は公表されていません。それだけに個人の名前を公表することによって、悪質だという理由で、差別と偏見が生まれたらどうなのか。その責任とられるのか。9条では名誉回復に最大限努力するということをやっているけれども、そういうレッテル張られたら、今、社会の動き見て、この間のいろいろな事件や、それらの対処の仕方を見ておわかりのように、そのレッテル張られたら、そのレッテルを張り返すこと、汚名を返上するというか、そのことをなかなか払拭できないのですよ。社会で孤立してしまうという現象が出てきているのですよ。それによって自殺に追い込んだ。こういうときは、笑っている場合ではないですよ、あなた。それだけ深刻な問題なのです、この問題は。どうするのですか、そういうとき。そういう問題があると思っております。

それともう一つは、滞納を理由にした名前公表という形で、職員相当これ、そこまで行き着くためには、大変な手続踏んで労力もかかるのだと思うのですが、この法律が本当に収納率の向上につながるのかどうなのかです。その点です。

さらにお聞きしたいのは、いわゆる町が今後このサービスを提供しないことによる、やっぱり住民とのあつれきというのも生まれてくるのではないかなというふうに思います。その点どういうふうに考えているのか。

私は何も、ここではっきり言っておきますが、悪質な滞納者に対しては、それは税法の手續に基づいてきちり処理して、差し押さえなり何なりするということは当然だと思っております。けれども、行政サービスの制限に行き着くというところは、本当に行政のやるべきことなのかどうなのかというふうに、私、疑問投げかけたいというふうに思っておりますが、これらの点についてどのように考えているのか、お伺いしておきたいと思っております。

議長（中川一男君） 税務課税務班主幹、答弁。

税務課税務班主幹（田中利幸君） ただいま9番の米沢議員の何点かの御質問にお答えをいたします。

まず、第1点の制限することを目的としている条例ではないかという御指摘でございますが、先ほど条例制定の趣旨でもお話をしたように、滞納があった、イコール行政サービスを制限するというルールではありませんで、滞納があっても、確実に分納される、その状況が承認できれば、通常どおりサービスを提供するという仕組みにしておりますので、決してサービスを制限することだけを目的としたものではありませんで、まさに目的にも書いてあるように、納税を促進すると。そして滞納を解消すると。これが目的であるということで御理解をいただきたいと思っております。

2点目の法のもとで平等を保障していると。もちろん承知してございますし、最低限の文化的な生活を送ることも保障されていると。もちろんそれらは認識をしているところでありますが、一方で、憲法では納税を国民の義務とうたっているところでありますし、さらには、地方自治法では、ひとしくサービスを受ける権利を保障しながら、それらの費用の分任、負担義務を規定しているのも実は事実でございます。

ここで、ちょっとお話をしたいところがありますが、いわゆる納税資力があながら滞納をしているという行為自体は、実は多くの町民に大きな信頼を失うこと、あるいは利益を害しているのだということが一番大きな点だと考えております。

したがって、米沢議員のおっしゃる法のもとでの平等も一方でありつつも、多くの町民の信頼と利益を守るという町の姿勢を考えて、この条例を提案したところであります。

3点目のもちろん生活が苦しいという方も、払いたくても払えないという滞納者は当然おられます。これらについては、行政サービスを、先ほども言うように制限をするということが目的ではありませんので、これらの方の収入あるいは生活状況をきっちり調査した中で、分納額に例えば1,000円でも2,000円でも、これらの可能な限りの分納を導いていくと、こういうことで御理解をいただきたいと思えます。

あと差別、偏見等の御質問が2点ほどございましたが、もちろん根底にありますのは、先ほども言いましたように、多くの町民の方々の信頼と利益を守るために行うということが理念にございますので、これらをすべて振り回すわけではありませんで、もちろん差別、偏見等がないような十分な対応を図っていききたい、このように考えてございます。

あと氏名等の公表に関する御質問がございました。もちろん個人情報保護の観点というのは、法律が制定されて以降、個人情報の保護の高まりというのは十分認識をしてございます。

実は、行政サービスの制限条例とあわせて氏名公表を行っているところが全国的に何カ所かございますが、一番早いのが平成12年に制定をしています。神奈川県の小田原市が、平成12年に初めて氏名公表を盛り込んだ行政サービスの制限条例を制定いたしました。それ以来、法学者がいろいろな観点で議論を重ねております。氏名公表することと個人情報保護の観点、プライバシー、あるいは名誉毀損、公務員に課せられた守秘義務、これらの点について法学者がいろいろ今議論をしてございまして、賛否両論あるところであります。

法律解釈をすべてここで説明いたしますと大変長くなりますが、これら法学者の意見、あるいは町村会に法務支援室というところがございまして、その専門家とも何度も協議をしながら、これらの法律的な部分はクリアできるというふうな判断のもとに、この氏名公表を盛り込んだところであります。

以上です。

失礼いたしました。もう1点抜けてございました。この条例が制定されることで、収納率の効果が上がるのかという御質問でございまして、もちろんこの収納率が何%上がるかという点については、甚だ不確定要素がございまして、ここで数字をお知らせすることはできませんが、少なくとも、私たちが臨戸訪問して徴収するような方法よりは、サービスを

を申請するときに、向こうの滞納者の方から申請に来るという確実な面談が確保できるという観点からしますと、非常に効果的というふうに考えているところであります。

**議長(中川一男君)** 施策的な面は、助役より答弁いただきます。

助役、答弁。

**助役(田浦孝道君)** それでは、9番米沢議員の質問の一部につきまして、私の方から答弁をさせていただきます。

今、いろいろ議員の方から数多くの御質問をいただいたわけでありまして、今の担当所管の方からも御説明申し上げましたように、私どもにつきましても、サービスを制限することが主たる目的ではないということは御理解をいただきたいというふうに思っているところであります。

それと、特に議会、決算特別委員会等を通じまして、今、未収額が大変増加をしているような傾向から、その解消に向けましての非常に力強い意見も私どもにもいただいていますし、私どもも今までの間、熱意と使命感を持って、その解消に努めているわけでありまして、御案内のとおり、非常に今、現行の制度の中で解消をするための手段としては、なかなか足りない面があるのが実態であります。そのようなことから、私どもも他の先進的な行政事例をもとに、この制度の設計の議論をし、本日の上程に至っているわけでありまして。

いずれにしても私どもは、今の支え合う社会の維持のために、こういう制度をつくり上げるという必要性を皆さんに訴えているわけでありまして。御案内のとおり、非常に今一般社会の中では、モラルの低下が起因するいろいろな悲惨な事件、事故が起きてございまして、また、このような義務を果たすという観点で、納税あるいは年金、NHKの受信料等の納付に至りましても、非常になだれ現象的にその義務を果たすということが非常に低下傾向にあるのが実態であります。私ども、行政としましても、このサービスを維持するために、その支える財源の確保に鋭意努めなければならないのが実態でありますので、冒頭申し上げましたように、未収金、滞納額の解消にこの制度をもちまして、対象になるべく人との面談の中で、ぎりぎりのこちらも努力しながら納税を誘導したい。納税につながる場合には、単にこれは滞納者イコールサービスの制限ということでございまして、そのことについては十分御承知おきかと思えますが、いずれにしても私どもも、今まで以上の努力をかけて、何とか未納の解消につなげたいというのがこの制度でございまして、私どもにもこのような取り組みが強く求めら

れていることから、本条例を提案していることについて十分深い御理解をいただきながら、御議論を重ねていただきたいというふうに思うところであります。

**議長（中川一男君）** 9番米沢義英君。

**9番（米沢義英君）** 担当の職員の方もおっしゃっていましたが、この解釈は非常に難しいのだということをおっしゃっている。そのとおりののですよ。氏名の公表、やはりこういう行政処分ということになれば、おのずと、差別生まないといったって、差別が生まれるのは当たり前のことなのです。その点どのように考えているのですか。答えられなかったけれども、名前が公表されて、そこに住むこともできないと。万が一命を落としたということも想定しなければならぬ。そういうときに名誉回復だとかという形で、行政は責任とれるのですか。

それともう1点、さらに問題だと思うのは、いわゆる町内者は、この行政サービスの対象になるけれども、町外者については行政サービス制限の対象にならないということですよ。その人数は、上富良野町の税の職員の方の資料を見ますと、113人おられる。その滞納額が1,100万円ですよ。約3割強の方がこの行政サービス制限の対象から外れてしまうという、こういう矛盾があるのではないのですか。どこに公平なのですか、あなた方の言うような。公平だと言うのだったら、きちっと説明してください。

もう一つ言いたいのは、今の制限条例では収納率が上がらないから、次の手を考えようという形になりますよ。それはどういうところであらわれているかという、納税課の18年の6月提出のこの資料の中に、税以外の行政サービスも将来は制限するに値するということが書かれているのですよ。ですから、制限以外の何物もないです、ここ。法のもとに平等だと言われているのに、こういう自治体がこういうことをやって、そこに差別と矛盾を持ち出して、さらに住む権利と生活する権利すら奪おうとしているのです。この点、町長どのように考えているのですか、今回。この税条例、制限条例出したときにですね。

もう1点聞きたいと思うのは、再三再四督促やりますよね。なかなか納めない。しかし、誓約書を書いたけれど、納めたと。また、しばらく納めなかった。だけれど、そういうときは、一括納付させるというのですよ。その経過の中で、そういうときであっても、行政はそうならないための手段として、誓約書、あなたは、米沢なら米沢、書きましたけれども、半月間納められていません。法のもと

に行政でこの制限条例つくったし、督促の条例あるから、いきなり差し押さえて、銀行、あるいは給与を差し押さえて、一括納付せよというのですか。それともきめ細かに、そういう方であっても、きちっと納付してくださいという形で再三再四、やはり納付のための行政というのは足をやっぱり踏んで、やっぱり一步一步納付に近づけてもらうということが大事だと思うのですが、そういうことは考えておられるのかですね。

もう一つは、さらに、やっぱり納税の教育ですよ。何でも教育だと言われますけれども、こういうことを前提とするのならば、貴重な財源で皆さんの町の福祉や暮らしが成り立っていますと。ですから、皆さんの貴重な財源を滞納したり納付をしなかったら、サービスが受けられない。余裕きめ細かな、やっぱりこういうところに行き着くまでに、やはり町民に理解してもらって、勉強してもらって、ということがあってしかるべきだと思いますが、この点どうですか。ないですよ。どうなのですか。そういうものがきちっと理解できたときにどうなのだという論議が、あなた方の要は100%譲ったとしても、始まるのだけれども、パブリックコメントという形でやったとは言っても、多くの人は知らないですよ。こういうことが行われるというのは、そういう本当に命と暮らしにかかわる問題を、いとも簡単に条例として出してくるところに問題があると思いますが、町長どうですか。

**議長（中川一男君）** 助役、答弁。

**助役（田浦孝道君）** 米沢議員の御質問にお答えさせていただきたいと思います。

私どもも、くどいようですけれど、滞納された方を即あしたからサービスを制限するということを行っているわけではございませんので、まず、そのことを十分踏まえていただかなければならないというふうに思うところであります。

それともう御存じのように、町民税につきましても、収納率というか、徴収率については97%程度でありますので、もっとわかりやすく言いますと、100人いましたときに、97人が税金を納期限内に納めていただいているという努力をいただいているのが実態であります。残り3人についてはいろいろな事情があるかと思いますが、なかなか滞っている実態であります。私どもは、この残り3人の方を対象に濃密な接触をしたいということがこの制度の趣旨でありますので、今、議員がおっしゃるよう一步一步きめ細かな対応をしろという、まさしくそのようなことを今この制度をもってやろうというのがこの条例のねらいであります。そのことを十分わかっていたいただかなければならないというふうに思

うところであります。

私どもも、くどいようでありますけれど、差別をすることが目的ではございません。ただ、それには、いろいろな経過がございますので、いろいろな経過を経て、石橋をたたくように結果に至ったときに、それがどうかによってこういう、本意ではございませんけれども、こういうことをすることが、先ほど申し上げました97人の方にこたえる、いわゆる社会の中で許容であるという制度設計をしてございますので、いろいろな意見があるかと思いますが、私どもは、97人の方の代弁をしてやっているつもりはございません。少なくとも3人の方に対する接触を、日々担当の方も組織挙げてやっていますので、そういうことを踏まえて、この制度を組み立てていることを十分御理解いただきたいというふうに考えているところであります。

**議長（中川一男君）** 税務課税務班主幹、答弁。

**税務課税務班主幹（田中利幸君）** 米沢議員の御質問、何点かにお答えしたいと思います。もちろん助役と答弁が重ならないように配慮したいと思います。

1点目の氏名公表の解釈の関係と、実際に氏名公表がされたときの差別に当たるのではないかと御質問でございました。確かに議員のおっしゃるように、氏名公表までされるということは大変なことだというふうにももちろん認識をしておりますが、そのために氏名公表に至る手続については、万全を期すように私ども議論を重ねてきたところであります。いわゆる、この条例にも書かれてございますが、重大な行政処分を行うに当たって、本人に弁明の機会をもちろん与えます。さらには、その弁明が、例えば弁明がまるっきり無視されてされない、あるいは、その弁明の理由も全く理由にならないと、こういった不誠実な滞納者については、さらに審査会、上富良野町税滞納審査会、ここにはもちろん弁護士、あるいは公認会計士、これら第三者を含めた審査会にかけて、ここでも滞納者からの事情聴取を当然とっていただくと。その中で、もちろん法的な部分も含めまして、この適否を審査するわけでございます。さらには、情報保護の観点からも、上富良野町個人情報保護条例に基づく審査会、ここにも同じように弁護士さんを初め、学識経験者の方が入っておりますが、ここでも審査をする。さらにそこでは、特定の滞納者の方の事情聴取もあわせてまた行うわけでございますので、これら弁明の機会と二つの審査会を通した中で、特定の滞納者の方のチャンスをそれだけ確保しながら、それでもなお納税資力があながた納税に全く著しく不誠実な対応をされる方については、先ほども何度も言ってお

りますように、納税資力があながた滞納するということは、多くの住民に不利益を与えているということでもありますので、やむを得ずそこまでいった場合には、氏名公表を行うという制度設計にしているわけでございます。その辺、御理解をいただきたいと思っております。

2点目の町外者の関係でございますが、基本的には町内者、町外者変わらずに地方税法に定めるように、滞納処分を行っているところであります。もちろんこの条例に規定してございますように、分納誓約書が提出されて、町長が分納誓約書を承認した場合は、この滞納処分を停止することにしてございますので、少なくとも分納誓約書が提出されて、その分納誓約書を守っている限り、滞納処分は行わないというふうに規定してございます。町外者については、もちろんこの条例の規制はかかりませんが、町外者については、もちろん漏れなく滞納処分を行っているところであります。もちろん滞納処分をする、差し押さえをする財産がない方もおりますので、その点については、次の手段として、例えば生命保険を差し押さえるなり、これら次の手を打っていく予定をしております。

3点目の収納率が上がらないので、次から次からの手を打つのではないかと御指摘もございましたが、この行政サービスの制限条例を唯一の収納率向上の手段に置いているわけではありません。いろいろなプロジェクト、あるいは差し押さえ等々のいろいろな収納率向上のための手段を持ってございますが、その一つとして、一手段として、この条例を制定しているという点、御理解いただきたいというふうに思っております。

あと一括納付に関する御質問がありましたが、この一括納付については、滞納があつて、納税相談の結果、納税誓約書を提出されてサービスを受けていただく。その受けていただいた後、納税誓約書を特別な理由もなく不履行にされた方についてのみ、この一括納付ができるような定めをしているところを御理解いただきたいと思っております。

最後の納税の教育につきましては、議員御指摘のとおり、憲法に定める納税の義務は、小学校のときに勉強されますが、さらにこれらの納税の教育として、納税された財源がどのように使われているのかも含めまして、さらにここのPR、普及等には努めていきたいというふうに考えてございます。

**議長（中川一男君）** 9番米沢義英君。

**9番（米沢義英君）** 職員の方言われているけれども、行政サービス、町外の方は当然該当しないわけですから、これ、もう既に差別ですよ。不公平ですよ、これ。たまたま町外にいるという形で及ば

ないという形になるのですけれども。こんなことあっていいのですか。ひとしくというのだったら、あなた方の100%その譲ったとしても、そういう人たちに対して、行政サービス制限の差別を他の自治体に行って求めるということが道理でないですか。

だから、あなた方の言っていることは全く矛盾しているのですよ。本意でないだとか言っているのですから。本意でなかったら、やるべきではないのですよ。これが、条例が制定されたら、歩きますから。幾らサービス制限条例が目的でないと言ったって。目的のために条例制定するわけでしょう。だから、ひとり歩きますのですよ。そう考えられませんか、町長。

もう一つ訴えたいのは、さらにつけ加えますが、さらに何回もオウム返しになりますが、法律では、生活する権利を有されているのです。一人一人。納税を怠った、これは悪いことだと思います。悪質だということは。だけれど、私は、現在の収納率向上のための皆さん一生懸命頑張っている。督促だとか税法の督促、あるいは差し押さえの条例に基づいてやればいわけですから。それを納税の義務だけが全面的に出てきて、権利はだめですよということの解釈であの憲法というのはなっているのですか、町長。そこをはっきりさせてください。

ですから、余りにも唐突です、これは。住民の合意もまだまだされていません。制限条例のさらにつけ加えられる。これはここにもはっきり書かれていますから、今後、保育料だとかいろいろなものも対象になりますよと書かれているのですから。そういうことも含めて、この条例の制定は、全くやっぱり矛盾があるし、住民の合意がない中での制定というのは問題だと思いますが、町長もう一度、この点についてきっちりと言いたいと思います。

**議長（中川一男君）** 米沢議員、答弁の方なのですが、こちらの方の答弁もう出尽くしたと見て、総括答弁ということで、町長の答弁、最後いただきます。

町長、答弁。

**町長（尾岸孝雄君）** 9番米沢議員の御質問にお答えさせていただきます。

今まで議員の皆さん方と所管委員会等々で協議をさせていただきましたけれども、基本的に昨年から、この件につきましてはパブリックコメント等々で住民の皆さん方の意見等々も伺いました。住民の皆さん方の中には、生活に苦しくても納税をしなければならないという気持ちで納税をしておりますよと。しかし、そういう納税意思のない方々、そういう方々を放置するのであれば、我々も納税する意欲

がなくなりますよという声が非常に大きいわけです。米沢議員のところに入る情報と私のところに入る情報とは違うかもしれませんが、そういう誠意のある町民の皆さん方に対し、町は納税の滞納の減少に向けて、職員一丸となって努力をしておりますが、先ほど来何度も御説明申し上げておりますように、この条例は、サービスを制限することが目的ではなくて、本当に支払い能力がありながら納税意欲のない方々にどう対処するか。税法上からいっても、差し押さえだとか強制執行だとか、いろいろやっております。しかし、預貯金の差し押さえをしましたら、今はもう便利な世の中でありまして、銀行へ行かなくても金をおろせると。町が入ってくる日にちを定めて、差し押さえ日を決定したら、その銀行が開くちょっと前にもう金はおろされてしまっているということで、差し押さえ執行できないと。また、財産もなく差し押さえできないと。そういう状況にあるけれども、支払い能力は十二分にあると。しかし、納税に対して協力は全く意思がないと。こういう一部の方々。先ほど、助役から答弁ありましたけれども、97%の収納率であります。3%の方々の中には、議員が心配されているような方々も大勢いるわけでありまして。そのうちの若干わずかの方々が全く納税意思を持っていない。そういう方々、そして差し押さえ、強制執行するものもないと。そういう方々を放置しておいていいのかと。しかし、そうではないと。やはり義務を果たして権利を主張してもらおうというようなことから、今ここでお願いしておりますサービス制限の措置条例を決定していただくことによって、収納率を少しでも上げていただくのと納税意欲の高揚を図っていききたいというのがこの目的であります。

御案内のとおり、国は地方に対しまして税源移譲をしてまいりました。そのことによりまして従前以上に町民税の額が大きくなるわけでありまして、従前のように3%だからこれだけということではなく、総体的にこの3%というものは縮小できなかったら、より一層の大きな金額になってくるというようなことを含めながら、収納をする意欲を持って意識を持っていただく、そういうことを目的としてこの条例を制定したいということで、今日まで町民の皆さん方ともパブリックコメント等々で意見を聞きながら、また、議員の皆さん方とも調整させていただきながら、昨年から引き続き、継続としてまいりましたこの条例を本定例会に提案させていただいておりますので、議員のお考え方と同じような形でこの条例を施行しようとするものでは全くないということで、ひとつ御理解をいただきたいと思います。

**議長（中川一男君）** 14番長谷川徳行君。

14番(長谷川德行君) 町の方からもるる説明がありまして、大体理解することとなると思いますが、一つ、この制限条例を出す前に、また滞納者が出ないようなシステムをつくる必要が、以前もまた私も質問しておりましたが、あるような気がするのですけれど。例えば、6回を国保税なら10回にする、そういう納めやすいようなシステムを先に構築する必要があるのではないかと思います。その辺、どのようにお考えですか。

議長(中川一男君) 税務課税務班主幹、答弁。

税務課税務班主幹(田中利幸君) 14番長谷川議員の御質問にお答えいたしたいと思います。

以前から長谷川議員から御指摘がございましたように、例えば国保税の今現在6回の納期に設定をしております。これらを回数をふやすことでの今検討を実は内部でしているところであります。ここに資料がちょっとございまして、年度がもしかしたら間違っているかもしれませんが、実は平成12年だと記憶しておりますが、4回を6回に延ばした経過がございます。その収納率を実はひもといて見ますと、収納率に大きな差は実はございません。今現在、内部で協議をしておりますのは、納期をふやすことで、督促状、あるいは催告状、さらには口座からの引き落としの手数料、これら逆に多く費用がかかる点も実は一方であります。これらの効果とその費用負担を今内部で拾い出しながら、この回数をふやすことがいかにどうかの協議を実は今進めているところであります。どのように決定するかという点については、まだ結論が出てございませんが、趣旨は議員おっしゃるとおり、新しい滞納者が出ない方法を今おっしゃいました納期の回数増とあわせまして、それらの方法も含めまして、これらの方法、またさらに検討を進めたいというふうに考えてございます。

議長(中川一男君) 14番長谷川德行君。

14番(長谷川德行君) 今、説明で、費用対効果のことも言われましたけれど、その辺はちょっと違うのではないかなと思うのですね。費用はやっぱりある程度かかっても仕方ない。道や何かでも今コンビニでも収納ができるようなシステムを構築されています。これあたりは費用なんか考えたら全然、問題でないと思います。やはりいかに納めやすいシステムをつくっていくかだと思うのですよね。ぜひ前向きに、この以前に本当はそういうことをやって、いろいろなことをやったら、それでもまだまだ滞納者がだんだんふえていくと、そういうことでありましたら、こういう制限条例も必要になるかと思っておりますけれど、そういうことが先でないかと私思いますので、その点もう一度。

議長(中川一男君) 税務課税務班主幹、答弁。

税務課税務班主幹(田中利幸君) 長谷川議員の再質問でございますが、議員おっしゃるとおりでございます。先ほど納期限の増に伴う費用対効果の関係はお話ししたところでありますが、おっしゃるとおり、税金を払おうとしますと、3時まで銀行に行くか、役場の窓口を持ってきていただけるか、あるいは口座から引き落とすか、これらの方法しか実はございません。今、議員おっしゃるように、コンビニ収納というのが、この多様な生活様式の中で非常に有効だというふうに考えてございまして、実は早ければ、来年導入を目指しながら、今、システム会社と実は協議を進めているところであります。もちろん税だけではありませんで、その他の公共料金についてもできないものかということで、各担当者集めまして、ことしに入りまして2回ほどの会議を開催しているところであります。まさに、納税しやすい環境づくりのために、今、協議を進めている最中でございますので、御理解をいただきたいと思っております。

議長(中川一男君) 16番渡部洋己君。

16番(渡部洋己君) 全道の中でも、100%納税されているというのは余りない。それで先ほど町長も言っていたのですけれども、これは悪質者といえますか、払える能力があっても払わないという、そういう悪質者に対しての方策の一つだというふうに思っております。

それで、一つお聞きしたいのですけれども、先ほど府県の例をちょっと言っていたのですけれども、例えば管内の中で、こういった条例をつくったりしてやっているところが実際にあるのかどうなのか、そこら辺一つお聞きしたいなど。

議長(中川一男君) 税務課税務班主幹、答弁。

税務課税務班主幹(田中利幸君) 16番渡部議員の御質問にお答えいたします。

管内的に言いますと、当麻町が昨年、これらの条例を整備しているところであります。ただし、氏名公表については盛り込んでございません。管内ではありませんが、道内で言いますと、芦別市が、これも昨年からスタートになってございまして、氏名公表とあわせましてサービス制限条例を持っているところであります。道内には、そのほかに七飯町が一番先になってございまして、上磯町、あるいは新冠町、数カ所の市町村が同様のサービス制限条例を持っているところであります。

議長(中川一男君) 他にございませんか。

10番仲島康行君。

10番(仲島康行君) お願いということになるのかなと思うのですが、実は、健康保険のやつで一

回私も質問したことがあるのですけれども、要するに4回から6回にスムーズにすっとなつたのですよ。だから、やる気になればやれると。私は思うのですね。だから、いかに納めやすい方法を考えるかと。年間に2回や3回の会合をやったからって決まるものではないのですよ、そんなものは。本当はやる気があるかないかの問題だというふうに思っています。

これから景気がよいのかといたら、だんだんだんだん景気悪くなるから、まだまだきつい収納の問題が出てくるかなというふうに思いますので、なるべく5回が8回とかというふうに、面倒くさいかもしれないけれども、そのような方法を講じていただかないとなかなか難しい問題も出てくるかなと思いますけれども、町長どうでしょうか、その辺一生懸命やるという、まじめにひとつやってみようという事で。

**議長（中川一男君）** 税務課長、答弁。

**税務課長（高木香代子君）** 納期の回数の方やす質問でございますけれども、今までも全納できない方については、何回もに分けて分納して、こつこつと1年以内に納付をしていただいていることもあります。回数については今検討を進めておりますので、御理解賜りたいと思います。

**議長（中川一男君）** 他にございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

**議長（中川一男君）** なければ、これをもって質疑、討論を終了いたします。（「議長」と呼ぶ者あり）

17番西村昭教君。

**17番（西村昭教君）** 2点ほどお聞きしたいのですが、その悪質滞納者に向けて最終的な手段としてこういう条例を設けて、これが適用されないように一生懸命頑張りたいということだろうと思うのですよ。

それで、税の中身で、この税以外に住宅料とか上水道代、それから下水道、いろいろあります。先ほど同僚議員も言っていたように、そういう部分にも及んでくる可能性があるだろうということもあるのですが、実は税の中に、いわゆる税金というのは、過去の所得に対して課税をするということで、納めるときに全く所得がないと、財産もなくなってしまうということになると、いきなりこれの対象ですよ。納めたいと言っても納めない。それだったら納めないとふんぞり返るのかもしれないですけども。そういう部分で、非常にこれからそういう部分が出てくる可能性があるということで、本当に税だけの、これは税だけですけれども、そういう部分に対して考えを及ぼして広げていこうとする考え

方があるのかどうか、ちょっとどういう考えをしておられるのか、1点聞きたいのと、それから、税と言われる中でいろいろと種類はあるのですが、特に、いわゆる軽自動車税あたりは入ってきますけれども、実際になくて、まだ登録していて納めざるを得ないと。ところが、取り消すにしても何にしても、何もないと、実態が。役場にはちゃんと登録されていると。そういう事例もありますので、本当に課税していいのかどうかという問題も、取ることばかり考えないで、そこら辺ももう一回精査をして、ルールに準じていくとちょっとできないということもあるのかもしれないけれど、実態として違うと。そこら辺もどう考えておられるのか、お聞きしたいなと思うのですけれども。

**議長（中川一男君）** 助役、答弁。

**助役（田浦孝道君）** 17番西村議員の御質問2点にお答えしたいと思います。私ども内部で制度議論をした出発点は、税及び税外収入を対象にしてございました。ただ、いろいろな角度から検証しますと、税外収入につきましては、もう既に多くのそれぞれのメニューで、いわゆる特定の利益を受ける方の料金納入でございまして、納入が途絶えると特定のその利益を受けるような道がなくなるというような制度内容になってございますので、そこに税も含めて横断的に対応することがいかなものかという、そういう内部の中での疑義もありましたことから、今回は、この素案の中には、税外収入については対象外としてございます。

今のような疑義がありますので、今後の課題として、即拡大をしていくのだという考え方は、今のところ持ち合わせてございません。ただ、いろいろな角度から今後も検証していかなければならないわけでありまして、その中で、本当に税と混在して対応することがいいのかどうかについては、十分議論しなければならぬ素地がありますので、そういう認識を今現在持っているところであります。

それと2点目の課税客体の関係につきましては、私どもも、そういう実態にあるのかどうかについては、つぶさに承知はできませんが、仮にそういうことが実態だとすれば、それは納税義務者の方から申し出ていただくということで、実態がない課税客体を賦課するという点については、非常に制度の運用上好ましくございませんので、それらについては、しっかり課税客体を的確に把握するということも私どもの義務でありますので、今のような懸念するケースがあるぞということについては十分承りまして、事態に具体的な対応をしてみたいというふうに考えているところであります。

**議長（中川一男君）** これをもって質疑、討論を

終了いたします。

これより、議案第10号を起立により採決いたします。

本件は、原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

**議長(中川一男君)** 起立多数であります。

よって、本件は、原案のとおり可決されました。

### 日程第13 議案第11号

**議長(中川一男君)** 日程第13 議案第11号上富良野町立病院諸手当支給条例の一部を改正する条例の件を議題といたします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

町立病院事務長。

**町立病院事務長(垣脇和幸君)** ただいま上程いただきました議案第11号上富良野町立病院諸手当支給条例の一部を改正する条例につきまして、提案の理由を説明申し上げます。

改正の要旨につきましては、本年4月の診療報酬改定の大きな柱の一つに、入院病棟におけます適切な看護師の配置が求められております。これによります複数夜勤体制を行わなければ、今までもらっておりました入院基本料の額が2分の1以下に引き下げられると。かつてない大幅な削減ということが示されたわけでございます。

これによりまして、限られた看護師数で安定した複数夜勤の体制を構築して収入を確保するため、現行3交代の勤務体制を2交代の複数夜勤体制にすることといたしまして、本年6月16日から執行等を行ってまいりました。これらの見きわめがつきましましたので、先般、入院基本料区分の変更届を提出したところでございます。

なお、この2交代制では、準夜勤務、深夜勤務を通した勤務となることから、国、北海道人事院規則及び2交代制を実施しております近隣の市町村に準じて、区分、支給額の改定を行おうとするものでございます。

以下、議案を朗読して説明とさせていただきます。

議案第11号上富良野町立病院諸手当支給条例の一部を改正する条例。

上富良野町立病院諸手当支給条例(昭和33年上富良野町条例第5号)の一部を次のように改正する。

第2条第1項第3号を次のように改める。

(3)夜間看護手当。正規の勤務時間としまして、午後の10時から翌日の午前5時までの間を以下深夜といいます。に勤務する看護職員には、その勤務

1回につき、次に定める額を支給するというところでございます。

区分の内容でございます。深夜の全部を含む勤務である場合、支給額は6,800円、深夜の一部を含む勤務である場合、4時間以上3,300円、2時間以上4時間未満が2,900円、2時間未満が2,000円としようとするものでございます。

附則。施行期日。

1、この条例は、公布の日から施行し、平成18年6月16日(以下「切替日」という。)から適用する。

(夜間看護手当の内払い)。

2、改正前の条例の規定に基づいて、切替日から施行日の前日までの間に職員に支払われた夜間看護手当は、改正後の条例の規定による夜間看護手当の内払いとみなす。

以上、説明といたします。

御審議いただきまして、お認めいただきますようお願いいたします。

**議長(中川一男君)** 提案理由の説明を終わります。

質疑を受けます。

9番米沢義英君。

**9番(米沢義英君)** 今回、この条例改正されますが、これは看護補助員も含めた中での夜間勤務体制の確立という形で行われていると思いますが、大体1人当たりの看護師の夜勤体制というのは、月何回ぐらいあるのかという点と、看護補助員の夜間勤務手当に対する手当については、正規の職員に準ずるといっているかと思いますが、その点はどのようになっているのか、お伺いいたします。

**議長(中川一男君)** 町立病院事務長、答弁。

**町立病院事務長(垣脇和幸君)** 9番米沢議員の御質問にお答えします。

御質問のとおり、この夜間勤務体制に当たりましては、一般病床と療養病床がございまして、国で定めてありますのは、一般病床については看護師2人でなければだめだと。療養病床については、特例的に、例外的に看護補助員の、1名は看護補助員でもよろしいということの内容でございます。

それで1点目の今現在看護職員が月に勤務している割合につきましては、その月々で変動ありますけれども、5回から6回程度夜間に勤務している状態にございます。

それから、手当でございますけれども、この条例で今お示しました条例の中には、看護補助員の支給についてはなっておりません。それにつきましては今後詰めて、支給の方法についてあるのかなのかを詰めてまいりたいというふうに思っております。

ます。

ただ、夜間勤務手当につきましては、看護補助員につきましては、日額の2倍、2日分の支給をすることといたしております。

以上であります。

**議長（中川一男君）** 9番米沢義英君。

**9番（米沢義英君）** それでは、看護補助員については、今後、日額に対する2倍という形になるのですか。それとも、例えば、条例見ましたら、ちょっとその内払いという形で夜間勤務手当が入っているという形になっているのですが、例えば日額5,000円だとしたら、そこに夜間勤務手当も入っていますよという形になっているのですけれども、それは実態はどうですか。本来であれば、間違っているのだったら間違っていると言っているのですが、同じ夜間勤務という形であれば、看護師に至っても看護補助員に至っても、やはり夜間割増賃金という形で払わなければなりません、しかし、その日額賃金の中に夜間割増賃金という形がカウントされているとしたら問題だと思いますが、そこはどのようになっていますか。

**議長（中川一男君）** 町立病院事務長、答弁。

**町立病院事務長（垣脇和幸君）** 再質問にお答えします。

看護補助員の夜間勤務につきましては、手当、要するに職員に支払われる手当については、支給される条例になっておりません。したがって、この手当については、看護補助員の方には支払われることはありません。

それで、2点目の夜間に勤務した場合には、今、ラベンダーハイツもそうでございますけれども、そういった補助員の夜間勤務に対しましては、先ほど申し上げましたとおり、日額の2倍の日当をお支払いしているということでございます。

**議長（中川一男君）** 9番米沢義英君。

**9番（米沢義英君）** 要するに該当になっていないということですよ。それはおかしいと思いませんか。労働基準法に問題ないですか。

そういう不文律が行政の問題点なのです。もしも私が勘違いしているのだったら、勘違いだと言っているのですが、そういう制度であるのだったら、改善すべきだと思いますが、どうですか。

**議長（中川一男君）** 町立病院事務長、答弁。

**町立病院事務長（垣脇和幸君）** ただいまの御質問にお答えします。

確かに現場を預かる者としましては、同じような手当を出せればなというふうなことの思いはございますけれども、いろいろな定めがございますので、それらの実現に向かってこれから努力して、少

しでも出せるような方向に進めてまいりたいというふうには思っているところでございますので、御理解いただきたいと思います。

**議長（中川一男君）** 他にございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

**議長（中川一男君）** なければ、これをもって質疑、討論を終了いたします。

これより、議案第11号を採決いたします。

本件は、原案のとおり決することに異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

**議長（中川一男君）** 異議なしと認めます。

よって、本件は、原案のとおり可決されました。

#### 日程第14 議案第12号

**議長（中川一男君）** 日程第14 議案第12号上富良野町多世代交流センター条例の一部を改正する条例の件を議題といたします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

教育振興課長。

**教育振興課長（岡崎光良君）** ただいま上程されました議案第12号上富良野町多世代交流センター条例の一部を改正する条例につきまして、提案の要旨を御説明申し上げます。

本条例に規定されている東中多世代交流センターは、東中保育所として使われておりましたが、平成18年3月をもって廃止となったことに伴いまして、この建物・施設をこれからは広く地域住民の利用に供するために、必要な条例の一部を改正しようとするものであります。

以下、条文を要約して説明いたします。

議案第12号上富良野町多世代交流センター条例の一部を改正する条例。

上富良野町多世代交流センター条例（平成12年上富良野町条例第33号）の一部を次のように改正する。

第3条を次のように改める。

これは、多世代交流センターを使用しようとする者に対する許可についての定めであります。

第4条中「町長が別に」を「規則で」に改め、同条を第12条とし、第3条の次に次の8条を加える。

これは、多世代交流センターを使用する場合に必要な条項を加えることによる条文の整理でございます。

第4条は、使用料についてと減免について定めるものであります。

第5条は、使用料の前納について定めるものであります。

第6条は、使用料の還付について定めるものであります。

第7条は、目的外使用の禁止について定めるものであります。

第8条は、使用の制限について定めるものであります。

第9条は、使用禁止の取り消しについて定めるものであります。

第10条は、損害賠償及び使用場所の原状復帰について定めるものであります。

第11条は、施設の管理運営の委託について定めるものであります。

附則の次に次の別表を加える。

これは、第4条に定める使用料の内容について定めるものでございます。

附則等の1として、施行期日。この条例は、平成18年10月1日から施行する。

2として、議会の議決に付すべき公の施設の利用及び廃止に関する条例（昭和62年上富良野町条例第20号）の一部を次のように改正する。

これは、長期的かつ独占的な利用について議会の議決を得ることについて、多世代交流センターを盛り込むものであります。

以上、説明といたします。

御審議いただき、議決くださいますようお願い申し上げます。

**議長（中川一男君）** 提案理由の説明を終わります。

質疑を受けます。

（「なし」と呼ぶ者あり）

**議長（中川一男君）** なければ、これをもって質疑、討論を終了いたします。

これより、議案第12号を採決いたします。

本件は、原案のとおり決することに異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

**議長（中川一男君）** 異議なしと認めます。

よって、本件は、原案のとおり可決されました。

#### 日程第15 議案第13号

**議長（中川一男君）** 日程第15 議案第13号健康保険法等の一部を改正する法律の施行等に伴う医療費助成に関する関係条例の整備に関する条例の件を議題といたします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

町民生活課長。

**町民生活課長（尾崎茂雄君）** ただいま上程されました議案第13号健康保険法等の一部を改正する法律の施行等に伴う医療費助成に関する条例の一部

を改正する条例につきまして、提案の要旨を御説明申し上げます。

平成18年度医療制度改正に関する健康保険法等の一部を改正する法律の一部が平成18年10月1日より施行されることに伴いまして、当該関係法令を準用している医療費助成事業関係条例の一部を改正するものであります。

以下、条例の改正の要点につきまして御説明申し上げます。

上富良野町重度心身障害者及びひとり親家庭等の医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例。

上富良野町重度心身障害者及びひとり親家庭等の医療費の助成に関する条例（昭和58年上富良野町条例第3号）の一部を次のように改正する。

改正の1点目といたしましては、療養病床に入院する高齢者の食費、居住費の負担見直しに伴います文言の整理でありまして、「標準負担額」を「食事療養標準負担額」に改め、「生活療養標準負担額」を新たに設けるものであります。

2点目といたしましては、虐待等による施設入所の措置費制度の対象となるものにつきましては、医療費助成対象外とするように改めるものであります。

次に、上富良野町乳幼児の医療費助成に関する条例の一部を改正する条例。

上富良野町乳幼児の医療費助成に関する条例（平成6年上富良野町条例第20号）の一部を次のように改正する。

改正の1点目といたしましては、「標準負担額」を「食事療養標準負担額」に改めるものであります。

2点目といたしましては、虐待等による施設入所で措置費制度の対象となるものにつきましては、医療費助成対象外とするように改めるものであります。

次に、上富良野町老人医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例。

上富良野町老人医療費の助成に関する条例（昭和58年上富良野町条例第2号）の一部を次のように改正する。

改正の1点目といたしましては、「標準負担額」を「食事療養標準負担額」に改めるものであります。

2点目といたしましては、受給者のうち、現役並み所得を有するものの負担割合を「100分の20」から「100分の30」に改めるものであります。

次に、附則であります。施行期日、この条例は平成18年10月旧から施行する。

以上で説明いたします。

御審議いただきまして、お認めいただきますようお願い申し上げます。

**議長（中川一男君）** 提案理由の説明を終わります。

質疑を受けます。

（「なし」と呼ぶ者あり）

**議長（中川一男君）** なければ、これをもって質疑、討論を終了いたします。

これより、議案第13号を採決いたします。

本件は、原案のとおり決することに異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

**議長（中川一男君）** 異議なしと認めます。

よって、本件は、原案のとおり可決されました。

#### 日程第16 議案第14号

**議長（中川一男君）** 日程第16 議案第14号上富良野町国民健康保険条例の一部を改正する条例の件を議題といたします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

町民生活課長。

**町民生活課長（尾崎茂雄君）** ただいま上程されました議案第14号上富良野町国民健康保険条例の一部を改正する条例につきまして、提案の要旨を御説明申し上げます。

平成18年度医療制度改正に関する健康保険法等の一部を改正する法律が施行されたことに伴いまして、出産育児一時金の額が引き上げられたため、当町においても同様の給付をするよう改正するものであります。

以下、議案の朗読をもって説明させていただきます。

議案第14号上富良野町国民健康保険条例の一部を改正する条例。

上富良野町国民健康保険条例（昭和34年上富良野町条例第4号）の一部を次のように改正する。

第6条第1項中「30万円」を「35万円」に改める。

附則。1、この条例は、平成18年10月1日から施行する。

2、施行日前に出産した被保険者に係る出産育児一時金の額については、なお従前の例による。

以上で説明いたします。

御審議いただきまして、お認めいただきますようお願い申し上げます。

**議長（中川一男君）** 提案理由の説明を終わります。

質疑を受けます。

（「なし」と呼ぶ者あり）

**議長（中川一男君）** これをもって質疑、討論を終了いたします。

これより、議案第14号を採決いたします。

本件は、原案のとおり決することに異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

**議長（中川一男君）** 異議なしと認めます。

よって、本件は、原案のとおり可決されました。

#### 日程第17 議案第15号

**議長（中川一男君）** 日程第17 議案第15号上富良野町障がい者自立支援事業条例の件を議題といたします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

保健福祉課長。

**保健福祉課長（米田末範君）** ただいま上程されました議案第15号上富良野町障がい者自立支援事業条例につきまして、提案の要旨を御説明申し上げます。

平成17年11月、障害者自支援法が制定され、これまで国、道が支援の実施主体でありましたが、地域支援事業に関しましては、市町村がその実施主体となり、平成18年10月から事業の実施を求められておりますことから、その実施基盤を整えるために本条例を定めようとするものであります。

実施事業といたしましては、法が定めます必須事業であります相談支援、相談支援機能強化、コミュニケーション支援、地域活動支援センター、日常生活用具給付等の5事業に加え、居住サポート、移動支援、訪問入浴サービス、日中一時支援、生活サポートの各事業を位置づけたところであります。

なお、本条例制定に関しましては、いまだ法に基づく政省令が未公布であるなど、今後必要な検証を加えていく必要がありますことを御理解賜りたいと存じます。

以下、条文を追って説明いたします。

議案第15号上富良野町障がい者自立支援事業条例。

第1条は、条例制定の目的であります。

第2条は、地域生活支援事業として、必須の5事業を含め10事業と不測の事態への対応であります。

第3条は、当該事業を利用できる対象者を定めたものであります。

第4条は、利用の申請、承認であります。

第5条は、事業を委託し実施できることを定めたものであります。

第6条は、利用料を定めたものであります。

第7条は、減免規定であります。

第8条は、委託に対する検査等に関して定めたものであります。

第9条は、委任規定であります。

附則。1、施行期日、平成18年10月1日から施行する。

上富良野町在宅福祉事業に関する条例の一部の改正。

2、上富良野町在宅福祉事業に関する条例（平成12年上富良野町条例第14号）の一部を次のように改正する。

第3条第4号を次のように改める。

第4号、訪問介護員派遣サービス事業。

別表1、訪問入浴サービスの項を次のように改める。

これにつきましては、訪問入浴サービスを障がい者自立支援事業条例に位置づけましたことから、これまでの上富良野町訪問介護員派遣事業条例中、特定疾患患者に係ります訪問介護員派遣について、在宅福祉事業条例に移行することで事業の実施基盤が整備されますことから、附則3に定めますとおり、上富良野町訪問介護員派遣条例を廃止するものであります。

なお、別表2につきましては、本条例第2条に定めます事業の事業内容、対象者、利用料を定めたものであります。

以上で説明いたします。

御審議いただき、お認めくださいますようお願い申し上げます。

**議長（中川一男君）** 提案理由の説明を終わります。

質疑を受けます。

（「なし」と呼ぶ者あり）

**議長（中川一男君）** なければ、これをもって質疑、討論を終了いたします。

これより、議案第15号を採決いたします。

本件は、原案のとおり決することに異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

**議長（中川一男君）** 異議なしと認めます。

よって、本件は、原案のとおり可決されました。

暫時休憩をいたします。

---

午後 2時58分 休憩

午後 3時15分 再開

---

**議長（中川一男君）** 休憩前に引き続き、会議を続行いたします。

---

## 日程第18 議案第17号

**議長（中川一男君）** 日程第18 議案第17号 財産の譲与についての件を議題といたします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

保健福祉課長。

**保健福祉課長（米田末範君）** ただいま上程されました議案第17号財産の譲与につきまして、提案の要旨を御説明申し上げます。

当該対象施設であります西保育所につきましては、昭和50年に町内西側地域の公営住宅整備等により、地域乳幼児の保育対策として定員60名の町営西保育所として運営を開始しました。その後、入所児童が定員に満たないなどから、存廃について地域協議を通し、地域の強い要望により防衛補助を得て、定員45名で平成7年12月、現有施設により再出発いたしました。御承知のとおり、平成16年度から18年度までを期間として、指定管理者制度により町内で私立幼稚園を運営いたします学校法人専誠寺学園に運営代行し、この間の運営努力が当初危惧されていた保育士と保育児間の課題を払拭する以上の評価を得ている状況にあります。

一方、公設保育所運営費に関しては、平成16年度から、それまでの補助金制度から一般財源化に変更されたことにより、民間運営に比べ、毎年おおむね1,500万円の一般財源支出増となっております。

このことは、国においては、地方行財政改革指針におきましても民間活力の活用を強く求めており、民間経営に対する資金的援助が補助制度として従来どおり運用されていることから積極的な民営化を推進しているもので、本町が平成16年度に策定いたしました行財政改革基本方針及び同実施計画に符合するものであります。

また、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律においても、無償による譲渡であって、同一の事業を継続することをもって民間公益法人への譲渡については、補助金の返還を不要とされているところでもあります。

本町にとりましても、公共サービスの担い手が民間に台頭し、かつ拡充していくことは、地域として大きな財産になり得るものであるほか、移譲による保育士、保育児間の信頼関係課題が生じないことなどから、現在、指定管理者として活躍いただいている学校法人専誠寺学園を譲与先として協議を進めてまいりましたところ、その意思が整いましたので、当該法人に平成19年4月1日をもって、関連用地を除き、本施設を譲与しようとするものであり、地方自治法第96条の定めに基づき、議決をお願いするものであります。

なお、当該施設につきましては、建築後11年を経過しようとしておりますことから、外壁塗装などの修繕を施し、移譲環境を整えようとするものであります。

以下、議案を朗読し、説明といたします。

議案第17号財産の譲与について。

保育所の用に供するため、町有財産を次のとおり譲与する。

1、譲与の相手方。

上富良野町栄町3丁目2番30号。学校法人専誠寺学園、理事長増田修一。

2、財産の種類及び数量。

建物本体。構造、鉄筋コンクリートづくり、平屋建て。面積、建築面積484.825平方メートル。

3、財産の所在。

上富良野町泉町1丁目5番15号。

4、譲与条件。

譲与する財産を譲与した日から11年間以上保育所として利用しなければならない。ただし、制度の改正及び社会情勢の変化並びに天災により保育所の運営に重大な影響がある場合には、上富良野町と協議し、必要な対策を講じるものとする。

以上で説明といたします。

御審議いただき、お認めいただきますようお願い申し上げます。

**議長（中川一男君）** 提案理由の説明を終わります。

質疑を受けます。

13番村上和子君。

**13番（村上和子君）** 専誠寺学園さんに3年間、指定管理者としてやっていただいて、町としても十分評価できるということで今回の譲与に至ったと考えておりますが、私は、町としての評価も大切ですが、何よりも、そこに入所している子供にとってどうなのか、また、保護者との関係も大変信頼関係も良好だと、こういうことで、民営化の取り組みについてはいろいろと父母の会の役員の方ともいろいろ協議をされ、説明会をされておりますけれども、この中で、これまでと同様の運営であれば何も問題はない、こういうふうな意見も出ているわけで、私としましては、民間事業者に譲与してやっていただく、そういうことになりましたら、やっぱり今までと違った一時預かり保育ですとか、親御さんが病気になりましたときの預かり保育ですとか、そういった今度保育の方の公設ではない民間事業者ならではの保育の充実に変え期待をするところなのですけれども、そういった評価に対するものはいかがなんでしょうか。

**議長（中川一男君）** 保健福祉課長、答弁。

**保健福祉課長（米田末範君）** 村上議員の御質問でございますが、基本的に保護者の方々との説明会等を通じて、今までどおりの運営であればいいということについては、大幅な変化がないということの一つ基本としてお話があったというふうに私どもとらえてございます。以降の運営にかかわりましては、例えば、御発言のございました一時保育でありますとかという内容については、町としても、どういう形で制度化していくかということがとても重要だというふうに私どもは思っております。今の段階で一時保育という形ではございませんけれども、緊急に乳幼児の保育を要する場合については、一時的な入所という形をとらせていただいて対応している部分もございますので、これらについては、以降、制度化総体については、次世代育成計画の中でも位置づけてございますので、今後の課題として、それぞれの保育所でこれらの対応をまたお願いをしていく方向になっていこうかなと、そんなふうにしてございます。

以上であります。

**議長（中川一男君）** 17番西村昭教君。

**17番（西村昭教君）** 今の話、将来の話なのですが、ここに11年間以上保育所として利用しなければならないということなのですが、将来この11年間、子供が入ってきて、営業していくのに、今、採算スタイルなのかなと思うのですが、当然、高齢化社会を迎えて子供が減っていくと。そういう中で運営していってもらうので、非常に大変な部分もあるのかなということもあるのですが、逆に、今この西保育所に通っている子供たちが減れば、当然こっちの中央の方も減ってくるという現象は同じだと思うのですよね。そういう部分で、11年間絶対的に保育所として存続してやっていかなければならない、絶対がつくのかどうか、それとも状況に応じては柔軟な対応をしていけるのかどうか、そこら辺ちょっとお聞きしたいのですけれど。例えば、赤字続きになっていくという部分と、プラスマイナスが一番いいのですけれども、そういう部分の発生のときにどういう対応をするのかという、そこら辺の考え方というのはどういう考え方をしておられるのか、ちょっと確認だけしたいなと思っております。

**議長（中川一男君）** 保健福祉課長、答弁。

**保健福祉課長（米田末範君）** 西村議員の御質問でございますけれども、現状の出生ベースを考えますと、おおむねこれらの民間ベースでの保育所にかかわりましては、わかば愛育園の60と、それから当該施設の45が定員でございますので、その総体

量としては100ちょっとでございますので、少なくともこれ以下になるということは、そう簡単には考えられないと、まず。当然中央保育所というところがございまして、これらの調整機能は若干、今の段階ではあり得るかなというふうには思います。

ただ、11年間の出生の状況でありますけれども、現段階で想定いたしますと、少なくとも年間130前後の出生があるということから考えれば、それほど、極端にこの10年間を見通したとしても、そこまで、例えば5歳まででございますので、それまで切っていくかということについては予想できないのではないかなというふうに思っております。

ただ、譲与の条件でも示してございますが、社会的な大きな変化というところについては、町と協議をいただくということがこの譲与の条件の中にも記載をさせていただいておりますが、当然、その部分については、それほど多くの出生が減じるということについては、大きな社会変化だというふうにとらえざるを得ないのではないかなと、そのように考えてございます。

今の段階としては、その危惧は基本的には持っていません。

以上であります。

**議長（中川一男君）** 12番金子益三君。

**12番（金子益三君）** 財産の譲与をするときに、午前中の補正予算の中におきまして、ある程度外構等々の整備をして、それからまた防音にかかわるところというのはまた別途であるということを理解できました。

しかし、私、この間、入退所式及びお遊戯会等々に参加させていただいて、非常に一部の中にあります備品の老朽化が激しかったり、具体的に申しますと、机やいすであるところというのが非常に耐用年数を十分もう超えていて、非常に大事には使われてはいるのですけれども、現代の教育環境にはそぐわないのではないかなと懸念をしておりますが、この際、本来譲渡する部分に関して、そういった中の余りにも耐用の度の過ぎたような備品というものを更新してから渡すのが本来ではないかと考えますが、いかがでしょうか。

**議長（中川一男君）** 保健福祉課長、答弁。

**保健福祉課長（米田末範君）** 金子議員の御質問でございますが、基本的に一部リニューアルをすることは別といたしまして、現状有姿でお渡しするというので、この備品の類についても同じような対応の中で対応させていただくということで、基本的な合意はさせていただいているということで御理解を賜っておきたいというふうに思います。

備品そのものが使えないという状況で進んでいる

ということではなくて、それらについての更新がそれぞれに起きてくる可能性は段階段階で起きてくるのだと思いますけれども、そういう形で譲与を基本的に考えているということで御理解を賜っておきたいというふうに思います。

**議長（中川一男君）** 12番金子益三君。

**12番（金子益三君）** 済みません、今ちょっと私も判断がわからなかったのですけれども、ちょっと記憶違いかもしれないですけど、平成の前の段階で入っていたようなものが、若干何か備品リストを見たときにあったと思うのですけれども、そういったものは十分耐用が終わっているものに関しては随時、また、更新というのはもう一切手をかけないというふうに理解するのですか、それとも、しないということですね。

**議長（中川一男君）** 保健福祉課長、答弁。

**保健福祉課長（米田末範君）** 備品に関しましては、手をかけないということで理解をいただきたいと思っております。

**議長（中川一男君）** 10番仲島康行君。

**10番（仲島康行君）** 西村君が質問した内容なのですけれども、人口の減は想定していないと、こういうことなのですが、いろいろ聞くところによると、自衛隊の削減等も近々あるというふうなこともありますので、そういう場合も、要するに相当な理由に入るのか入らないのか。そういうことがあるならば、相談をしながら行政と対応を考えていくよということも入っているかいけないか、一つだけちょっとお聞きしたいのですが。

**議長（中川一男君）** 保健福祉課長、答弁。

**保健福祉課長（米田末範君）** 仲島議員の御質問にお答えを申し上げます。

先ほども西村議員の御質問にお答えしましたとおり、現状の出生ベースが1.85というところでございますので、これが仮に10年間で1を切るような状況があるのかどうかというのは、私どもとしても予測がつかないところでございますが、先ほども申し上げましたように、5歳までの方々が対象でございますので、少なくとも年間130ベースで今出生があるということから考えますと、そのまま推移するという事は別といたしまして、減じていったとしても、保育所に対する需要というものはそれなりに徐々にふえてきているということも考えますと、保育児が大幅に施設そのものの運営ができなくなるまでに至るかどうかということについては、ちょっと予想がつかないということで理解をいただきたいと思っております。

ただ、少なくとも、急に出生が20とか30とかになったとすれば、それはもう大変な社会的な激変

でございますので、その辺のところについては、先ほど申し上げましたような社会情勢の変化としてはとらえざるを得ないというふうに考えたいというふうに思っております。

**議長（中川一男君）** 10番仲島康行君。

**10番（仲島康行君）** 課長、今の現状において10年ぐらいはもつのだろうと言うのだけれど、今新聞に出ていると、11師団においては、7,200が3,600になるという報道が、それは来年から始まるわけですから、今度は第2師団に来るといっても十分にあり得るわけだから、そういうことも十分に想定をしておかないとダメなのではないかなと思う。だから、相当の理由というのは、そういう場合も入るぞというふうにしておけば一番いいのかなという感じがするのですが、その辺はどうなのですか。

**議長（中川一男君）** 保健福祉課長、答弁。

**保健福祉課長（米田末範君）** 御発言のとおりだと思っております。

**議長（中川一男君）** 9番米沢義英君。

**9番（米沢義英君）** 確かにこの間、指定管理者という形で3年間やられてきてまして、一定保護者会も開かれて、その運営等にも一定の評価がされております。

現在、職員のこの数はどういうふうになっているのか、勤続年数はどういうふうになっているのか、ちょっとお伺いしておきたいと思っております。

なぜこういうことを聞くかという、やはり勤続年数、いわゆる民間は、比較的やっぱり給与の削減だとかという形の中で、出入りが比較的多いのですよね。やっぱり安心して保育が受けられるような、そういう体制づくりというのは、きちりとやれるような体制を持っていなければ、安心してやっぱり預けることができませんので、この点、現状どうなっているのかお伺いしたいのと、なぜ1億6,200万円の残存価格がある施設を無償で譲与しなければならないのかと。私、この点疑問に思うのですが、せっかく町民が税金という形で納めたお金が無償で譲与されるというのは、住民の合意が全くない中で行われるということに問題がありますし、ましてや、設備投資という形で建物なんかは町の方で、やってもらうから町の方では当然だという理屈で言うのですが、やるけれども、なおかつ、建物が無償譲渡するというのは、おかしいのではないかとこのように思います。町はこれを無償で譲渡しなければ、一括繰上償還しなければならないというような方向で言いますが、やはり町の持っている財産というのは、町民の財産ですから、このことを考えたときに私はどうも納得いかないと思うのですが、この

点、どのようにお考えなのか、お伺いしておきたいと思っております。

**議長（中川一男君）** 保健福祉課長、答弁。

**保健福祉課長（米田末範君）** 米沢議員の職員の数、それから勤続年数でございますが、職員の数につきましては、現状の入所児に対応する規定の基準に1名が現実に今増となっているということでございます。正確な数字は現在手元にはございませんので、後ほどと、それから、勤続年数につきましては、それぞれ事業者の範囲の中で行っていただくものでございますので、勤続年数については特段私どもとしては情報を得てございません。

それから、2点目の無償譲渡をする理由は何なのだということであろうかなと思いますが、少なくとも保育という一つの行為といいますか、保育をするということについては、これは、行政であれ、民間であれ、その地域の中にあつて当然にして必要な対応として、公共のサービスとして提供するという点については、同じ内容でありますので、それが民間の場面でできるということについては、積極的に民間移譲をしていくことというのが非常に効果の高いところであるということについては、もう既に何回かお話を申し上げてきたところであります。地域の中に、そういう活動からさらに拡充していくということが展開されるとすれば、非常に効果の高いものだというふうに思っておりますので、それらを目指しながら、無償譲渡をしていくこととあります。

住民の合意ということでお話ございましたが、少なくとも提案をさせていただいて、御論議をちょうだいすること自体がそうであると私は基本的に考えてございますので、その辺のところの理解をちょうだいしたいというふうに思うわけでございます。

何よりも、財政的なベースをお考えいただければ、先ほど提案理由の中でも申し上げましたとおり、少なくとも、この一般財源化によって町の純粋な一般財源が毎年1,500万円ずつ新たに投じなければならない。しかし、民間にあつては、その部分については、100%の対応とあわせまして、議員おっしゃいました給与の関連につきましても、民間費、いわゆる民間給与の改善費等も新たな部分としてその中に組み込まれていっているということと理解するとすれば、当然に行政がその担い手になることよりも、民間がその担い手になることを積極的に求めているものだというふうに私も考えますので、それらを総合的に勘案した答えとして、無償譲渡をするということが最良の方法だというふうに考えてございます。

以上であります。

**議長（中川一男君）** 9番米沢義英君。

**9番（米沢義英君）** 住民の合意がというのは、議会と論議しているから、もう既に住民との合意があるのだという前提の話ですが、私たち議員というのは、確かに住民から選ばれた議員であります、しかし、すべてゆだねられるというところではない部分もたくさんあると思うのです。そういう立場からすれば、やはりこの財政難だというときに無償で譲渡する、民間の方が効率的に運営してもらえから、これはいいのではないかと話であります、相反するものがあるのでないかなと私思いますが、この点もう一回明確な答弁を願いたいと思います。

民間加算という形で、10年間民間加算がありますが、その以後はぐっと抑えられます。そうすると、ここの保育所がそうなるというふうには言っていないませんが、他の保育所では、結局抑えられるものだから、昇給がストップすると。しても低く抑えられるという感じの中で、大変なそういう問題も発生しているということもありますが、そういうことも考えられます。何よりも安心して保育してもらうことが基準でありますから、その点はいいいとしても、ただ、やはりこういうもの、それともう1点は、全く課長が言うのは、行政が保育所をやるのは、効率的に悪いとは言っていないのかもしれませんが、余りよくないということをやっています、行政でやる保育所の必要性というのも、この間培ってきた町の中央保育所、民間になりましたが、西保育所も、いろいろな子育て支援なんかもやってきましたし、その必要性というのは必要だと確認されますね。全く公立でやるのが悪いというふうには言われていないと思いますが、やはり公立でなければできない保育、あるいは私立でなければできない保育とありますが、それぞれが競合し合った中でいい保育をつくっていくというのが本来の行政の役割だと思いますので、その点どのように考えているのか。そういうことを考えて、やはり無償で譲渡するということは、住民との関係でも、全く町の財政とのかかわりでも、やはり本当に簡単に物が渡ってしまうというのは、僕は納得できないのですが、これは直ちにやめるべきだというふうに思いますが、この点どうでしょうか。

**議長（中川一男君）** 保健福祉課長、答弁。

**保健福祉課長（米田末範君）** 公立の保育所ということで御論議をちょうだいしたのでありますが、保育所ということだけではなくて、行政としましては、先駆的に当然にして進めていかなければならない、その町の例えば地域の中で必要な対策としてすべきことについて、他にその事業を展開する方々がないとすれば、当然にして行政としてやらなければ

いけない部分というのは当然にあるのだろうと。そういう意味合いで、公立の保育所というのが役割を果たさなかったかと、決してそうではないと思います。その役割は果たしてきております。ただ、地域の中に民間の方でそういう方々が台頭し、そして制度自体が、その運営を支えるに十分な体制があるとなれば、積極的にそれを展開することは決して間違いではないというふうに思っております。

もう1点は、町として、次に何をそこに対応していくべきなのかということがとても重要なことになってくるのだというふうに思います。それにつきましては、当然に子育て支援総体に今いろいろな課題を持ってございます。これらにどうシフトしていくかということがとても重要なものではないかなというふうに思っております。そのためにも、保育現場というところについては、その担い手がいる部分については、積極的にそちらをお願いを申し上げながら、お互いの連携を保ちながら進めていくことが効果の高いものであろうというふうに思っておりますし、行政の役割としても、当然にしてあるべきものだというふうに思います。

**議長（中川一男君）** 9番米沢義英君。

**9番（米沢義英君）** そういうきれいごと言ったらだめですよ。そういうきれいごと言ったら。見てください、今現状を。保育料が高いでしょう。民間委託されて、何ぼか節約になった分ありますよ。それが本当にそういったところに回っているのか、回っていないのですよ。確かに子育て支援というのはありますけれども、総体的に予算が縮まってきていますから、一概にそこに行くというふうな保証は全くないわけですよ、課長。やっぱりそのことを考えたときに、やはり、そこまではいいとして、そういう現状があるということを含めて、高田さんも専誠寺学園も一生懸命やっておられます。それは私自身も評価しておりますので。ただ、やっぱりそういう財産の譲渡というのは、また別だと。私はこういうことを言っているわけですから、この点、やっぱりきちとした対処をしていただきたい。

**議長（中川一男君）** 助役、答弁。

**助役（田浦孝道君）** 9番米沢議員の御質問にお答えします。

大変重要なこととございますので、私どもも明確に説明をしなければならぬと思いますが、今までもこの間、そのことで明確に説明しているつもりでありますが、再度申し上げておきたいと思っております。

いずれにしても、施設を譲与することについては、私どもは結果として、地域の大きな公益につながっているというふうに認識をしているところであります。

御案内のとおり、この施設については、補助の制度を利用しまして、町も公共投資をして建築したものでありますが、いずれにしても、しっかり地域の中でこの保育のニーズにこたえる、ニーズについても、量から質へ転換をされ、多様なニーズがあるというのは現実でございますし、これからもそのニーズに長くこたえていかなければならないという現状にあります。そういう主たる目的を持って、私ども町におきまして施設を設置したわけですので、その運営を施設と分離をして物を考えることについては、非常に不合理だというふうには私は思っているわけでありまして。今、いろいろと町のいろいろな諸計画に基づいて、公共サービスにつきましても官から民、それから官民それぞれ挙げて対応するという時代でございますので、そういう流れの中でこの福祉施設につきましても、地元民間のそういう力をお借りして、しっかり初期のニーズにこたえていくというのが目的であります。

したがって、その目的が果たされて、なおかつ、私ども町におきましては、今も御案内のとおり、年間で1,500万円ほどのいわゆる財源を、真水の財源を投入しているわけでございますので、これが将来にわたりまして、当然、年数経過とともに大きな負担になるわけでありまして。今、御案内のとおり、いろいろな制度が変革の時期にありまして、その民間経営になりました場合に、公の立場で経営するときの補助制度の違いがございます。そういう中で、民間のそういう対応の台頭、それから補助制度の関係等を含めると、大きなそこに違いが必然的に出てくるということでありまして、それらを総合しますと、やはりこの地域の中で、将来に向けて大きな利益、これはもっと具体的に言いますと、納税者側から見れば、そういう年間1,500万円の負担を強いられるものがなくなるというわけでありまして、これらについては当然、私どもは大きな地域の利益というふうにご考えてございまして、そういう意味で、十分地域との合意形成が持たれているということで、この施設について譲与するわけでありまして。

仮に、保育ニーズがなく、用途がなくなった施設を処分する場合には、当然、また有償であるとか、いろいろな多様な方法があるわけでございますが、そういうケースをこれに当てはめて議論することについては、私はナンセンスだというふうに思っていますので、そういう点で十分御理解いただいていると思いますし、この機会にまた御理解をよろしく願い申し上げたいというふうに思うところであります。

**議長（中川一男君）** 8番吉武敏彦君。

**8番（吉武敏彦君）** 11年先を見通すというの

はなかなか難しいことであります。もしも乳幼児が激減した場合、三つの保育園が並び立つことはなかなか難しい面が出てくると思います。もしその場合は、中央保育所はどういう位置づけになるのか、もし腹案があれば、お聞かせしていただきたいと思っております。

**議長（中川一男君）** 保健福祉課長、答弁。

**保健福祉課長（米田末範君）** 吉武議員の御質問でございますけれども、先ほどもお答え申し上げてございまして、特別な社会変化があるときには、どう対応していくかということについては、当然にして町でも考えなければいけないかなということもございまして、今の段階で、中央保育所にまでちょっと及ぶということについては、特にお答え申し上げられないと。ただ、将来方向としては、民営化の考え方というものについてはあるということで、町長もお話申し上げていることとございまして、そのように理解をちょうだいしておきたいと思っております。

**議長（中川一男君）** 他にございませんか。

11番中村有秀君。

**11番（中村有秀君）** 今、吉武議員との関連もあるのですが、先ほど課長は、子供が減っていった場合、中央保育所で調整をするというようなちょっと発言をされたのですね。現実に我々、ケアハウスのわかば会の民間移譲も毎年3,000万円近くのあれを出しているから、これがずっと継続していくということは、財政的な非常に負担になるからということとされた。今回も3年間の民間委託の関係では、大体平均1,500万円と。これから11年間最低やるという町のあれからいうと、1億6,500万円ぐらい出さなければならないのですね。実際に今、平成27年までに町として、今、西保育所の借入金が3,800万円ぐらい、約3,900万円これから平成27年まで返していくと。それと1,500万円以上、これから年月がたてば老朽化されますから、そういう勘案をしていくと、私はある程度ケアハウスと同様な形の移譲もやむを得ないのかなと。ただ、激減していった場合の対策として、やはり私は先ほど課長がちょっと漏らした、中央保育所が調整役になるよと。いや、その調整役も3人や5人の多い少ないならあれだけでも、激減をしていくとそういうことにもならないかなと。そうすると、やっぱり我々議員として、この次はどなのだとということも含めて視野に入れて、やはり幼児教育の関係も検討していかなければならないということなので、いずれにしても、その時期のことも含めた一つの課題として、やっぱり検討していただきたいと思っております。

議長（中川一男君） 他にございませんか。  
（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（中川一男君） なければ、これをもって質疑、討論を終了いたします。

これより、議案第17号を起立により採決いたします。

本件は、原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

（賛成者起立）

議長（中川一男君） 起立多数であります。

よって、本件は、原案のとおり可決されました。

---

#### 日程第19 議案第16号

議長（中川一男君） 日程第19 議案第16号上富良野町立保育所条例の一部を改正する条例の件を議題といたします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

保健福祉課長。

保健福祉課長（米田末範君） ただいま上程されました議案第16号上富良野町立保育所条例の一部を改正する条例につきまして、提案の要旨を御説明申し上げます。

さきに議案第17号の上富良野町立西保育所施設の譲与につきまして御議決いただきましたことから、上富良野町立西保育所の民間移譲を平成19年4月1日をもって実行しようとするため、当該条例の一部を改正し、西保育所の廃止をしようとするものであります。

以下、議案により説明いたします。

議案第16号上富良野町立保育所条例の一部を改正する条例。

上富良野町立保育所条例（昭和39年上富良野町条例第32号）の一部を次のように改正する。

第2条は、名称、位置に関して定めたもので、上富良野町立西保育所の項を削るものであります。

第3条は、入所定員を定めたもので、同じく上富良野町立西保育所の項を削るものであります。

附則。この条例は、平成19年4月1日から施行する。

以上、説明といたします。

お認めいただきますようお願い申し上げます。

議長（中川一男君） 提案理由の説明を終わります。

質疑に入ります。

9番米沢義英君。

9番（米沢義英君） 2点ばかり伺います。完全にこの条例を削ると民間に完全に移ります。それで、入所決定はどこがするのかという点と、保育料金のいわゆる設定については、従来どおり上富良野

町の保育料金の条例のもとに設定されるのか、この点、2点だけ伺いいたします。

議長（中川一男君） 保健福祉課長、答弁。

保健福祉課長（米田末範君） 米沢議員の御質問でございますが、入退所決定、それから保育料金の決定にかかわりましても、いずれも町がそれを定めるということでございます。

議長（中川一男君） よろしいですか。

なければ、これをもって質疑、討論を終了いたします。

これより、議案第16号を起立により採決いたします。

本件は、地方自治法第244条の2第2項の規定に基づき、出席議員の3分の2以上の者の同意を必要といたします。出席議員は、ただいま18名であります。その3分の2は12名であります。

本件を原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

（賛成者起立）

議長（中川一男君） 3分の2以上でございます。

よって、本件は、原案のとおり可決されました。

---

#### 日程第20 議案第18号

議長（中川一男君） 日程第20 議案第18号第4号橋架替工事請負契約締結の件を議題といたします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

建設水道課長。

建設水道課長（早川俊博君） ただいま上程いただきました議案第18号第4号橋架替工事請負契約締結の件につきまして、提案の理由を御説明申し上げます。

本工事は、北海道の管理河川でありますデボツナイ川の拡幅改修により、現況では、橋長が計画断面に対応できないことから、かけかえを行うものでございます。

工事概要につきましては、橋長28.2メートル、幅員6メートルのプレキャストコンクリートの床盤と逆T式橋台2基、取り付け道路工、護岸工等が主な工事内容であります。

次に、本議案工事につきましては、地元業者を含む5社を指名いたしまして、9月7日入札を行った結果、高橋建設株式会社が1億3,780万円で落札し、消費税を加算いたしまして本議案の1億4,469万円であります。

参考までに、2番札は、株式会社アラタ工業の1億4,532万円であります。

また、本工事につきましては、予定価格の事前公



(「異議なし」と呼ぶ者あり)

**議長(中川一男君)** 異議なしと認めます。

よって、本件は、原案のとおり同意することに決しました。

#### 日程第22 発議案第1号

**議長(中川一男君)** 日程第22 発議案第1号町内行政調査実施に関する決議の件を議題といたします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

10番仲島康行君。

**10番(仲島康行君)** 発議案第1号町内行政調査実施に関する決議。

上記議案を次のとおり、会議規則第14条第2項の規定により提出いたします。

平成18年9月12日提出。

上富良野町議会議長中川一男様。

提出者、上富良野町議会議員仲島康行。

賛成者、同じく中村有秀君、同じく長谷川徳行君。

町内行政調査実施に関する決議。

本議会は、次により町内公共施設等の状況を調査する。

実施の期日。議決の日以降において、2日以内とする。

実施の目的。町内の公共施設及び財政援助を行った施設の現況を視察し、今後の議会活動の資とする。

調査事項及び方法。(1)町内の公共施設及び財政援助を行った施設の現況を視察する。

(2)全議員による合同調査とし、特に意見を付すものについては、各常任委員会の所管事務調査として、それぞれ行うものとする。

(3)本件は、議会閉会中において調査を行うものとする。

以上であります。

よろしくお願いを申し上げます。

**議長(中川一男君)** これをもって、提案理由の説明を終わります。

これより質疑に入ります。

(「なし」と呼ぶ者あり)

**議長(中川一男君)** これをもって質疑、討論を終了いたします。

これより、発議案第1号を採決いたします。

本件は、原案のとおり決することに異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

**議長(中川一男君)** 異議なしと認めます。

よって、本件は、原案のとおり可決されました。

#### 日程第23 発議案第2号

**議長(中川一男君)** 日程第23 発議案第2号議員派遣の件を議題といたします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

15番向山富夫君。

**15番(向山富夫君)** ただいま上程いただきました発議案第2号議員派遣の件を議案の朗読をもって説明とさせていただきます。

発議案第2号議員派遣の件。

上記議案を次のとおり、会議規則第14条第2項の規定により提出いたします。

提出者、上富良野町議会議員向山富夫。

賛成者、上富良野町議会議員仲島康行、同じく中村有秀、同じく長谷川徳行。

議員派遣の件。

次のとおり、地方自治法第100条第2項及び会議規則第121条の規定により議員を派遣する。

記。

1、上川町村議会議長会主催の議員研修会。

(1)目的。分権時代に対応した議会の活性化に資するため。

(2)派遣場所。旭川市。

(3)期間。平成18年11月2日、1日間。

(4)派遣議員。全議員18名。

以上でございます。

お認めいただきますよう、よろしくお願い申し上げます。

**議長(中川一男君)** 提案理由の説明を終わります。

質疑を受けます。

(「なし」と呼ぶ者あり)

**議長(中川一男君)** なければ、これをもって質疑、討論を終了いたします。

発議案第2号を採決いたします。

本件は、原案のとおり決することに異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

**議長(中川一男君)** 異議なしと認めます。

よって、本件は、原案のとおり可決されました。

お諮りいたします。

日程第24 発議案第3号、日程第25 発議案第4号を議長権限において、一括議題としたいと思いますが、よろしいでしょうか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

**議長(中川一男君)** ありがとうございます。

#### 日程第24 発議案第3号

#### 日程第25 発議案第4号

**議長（中川一男君）** 日程第24 発議案第3号上富良野町議会の議員の定数を定める条例の一部を改正する条例の件、及び日程第25 発議案第4号上富良野町議会の議員の定数を定める条例の一部を改正する条例の件を一括議題といたします。

それぞれの議案提出者から提案理由の説明を求めます。

まず、発議案第3号を提出した15番向山富夫君。

**15番（向山富夫君）** ただいま上程いただきました発議案第3号上富良野町議会の議員の定数を定める条例の一部を改正する条例につきまして、その提案要旨について御説明申し上げます。

国の行財政改革に端を発し、現在、国や地方を問わず、さまざまな形で行財政改革への取り組みが行われており、まさしく国を挙げての一大改革が進行しております。

当町におきましても、平成16年9月に策定されました上富良野町行財政改革実施計画に基づき、町の行財政改革が行われており、これと並行し、議会としても、議員手当の支給率削減、報酬の削減と期末手当加算の廃止、さらに費用弁償の廃止などに取り組み、その成果が着実にあらわれていることは、皆さん既に御案内のとおりでございます。

一方、議会の構成につきましても、道内の多くの市町村において、人口の減少や財政規模の縮小、交通通信手段の格段の進歩等々、市町村をなすさまざまな基本的要素が大きく変化をしてきている中であって、議員定数に関する取り組み状況も、その多くが定数の削減に取り組んでいる実態にあります。

これらを勘案し、本議会としても、議員協議会において議員定数について検討を行うべきとの意見の集約を図ったことから、本年4月25日以降、各常任委員会において協議がなされ、その経過を踏まえ、議会運営委員会において議長より議員定数について諮問があり、数度にわたり慎重に審議を行ってまいりました。

その結果、委員全員が議員定数を4人減の14人とすると結論を得て、これをもって全員協議会において審議をいただきましたが、全員一致には至らず、ここに発議案として賛成者の連署をもって発議することとなったものであります。

なお、4人減とするに至った経過につきましては、これまで議員協議会において説明させていただいておりますが、その主な要点といたしましては、まず、町の行財政改革とあわせて、議会としてもさらに積極的に取り組まなければならない点、人口減を初めとする町の構造が大きく変化してきている点、広く町民に開かれた議会であるためには、多く

の町民の議会参加機会も確保する点、他方、過度の削減は議員一人の守備範囲が広くなり過ぎ、議会機能の低下をもたらすおそれがある点、これらの点とあわせ、道内類似町村の議員定数削減の状況等々を総合的に勘案し、審議した結果、4人減が望ましいとしたところであります。

いずれにいたしましても、今後一層議会の果たすべく役割は大きくなり、加えて、より住民に身近で開かれた議会となることが求められており、これからも上富良野町がしっかりと自主自立を果たしていくためにも、議会として不断の努力を積み重ね、住民の負託にこたえていかなければならないことは申し上げるまでもありません。

以下、議案の朗読をもって説明といたします。

発議案第3号上富良野町議会の議員の定数を定める条例の一部を改正する条例。

上記議案を会議規則第14条第2項の規定により提出いたします。

提出者、上富良野町議会議員向山富夫。

賛成者、上富良野町議会議員清水茂雄、同じく徳島稔、同じく岩崎治男、同じく米谷一、同じく岩田浩志、同じく仲島康行、同じく中村有秀、同じく金子益三、同じく村上和子、同じく長谷川徳行、同じく渡部洋己、同じく西村昭教。

上富良野町議会の議員の定数を定める条例の一部を改正する条例。

上富良野町議会の議員の定数を定める条例（平成14年上富良野町条例第23号）の一部を次のように改正する。

本則中「18人」を「14人」に改める。

附則。この条例は、平成19年1月1日以降、初めてその期日が告示される一般選挙から施行する。

以上でございます。

御審議賜りまして、御議決いただきますよう、よろしくお願い申し上げます。

**議長（中川一男君）** 続いて、発議案第4号の提案理由の説明を求めます。

4番梨澤節三君。

**4番（梨澤節三君）** 発議案第4号上富良野町議会の議員の定数を定める条例の一部を改正する条例。

上記議案を別紙のとおり、会議規則第14条第2項の規定により提出します。

上富良野町議会議長中川一男様。

提出者、上富良野町議会議員梨澤節三。

賛成者、同じく吉武敏彦、同じく小野忠。

上富良野町議会の議員の定数を定める条例の一部を改正する条例。

上富良野町議会の議員の定数を定める条例（平成

14年上富良野町条例第23号)の一部を次のように改正する。

本則中「18人」を「12人」に改める。

附則。この条例は、平成19年1月1日以降、初めてその期日が告示される一般選挙から施行する。

提案説明。

地方分権一括法施行以来、地方議会の役割は極めて広範多岐にわたり、その責任は法施行以前とは異なり、比較にならぬほど重くなっていることは御承知のとおりであり、そのような中において、議員定数問題が検討されるのは当然の成り行きでございます。

現在、上富良野町の人口は1万2,000人余、標準財政規模は39億円余でございます。しかし、現在の町財政はというと、御承知のように70数億円であり、既に倍近くの予算となっています。

このような中、ことし1月、住民会長連合会から議員定数を人口1,000人に対して1人の議員とし、12名の議員定数との要望書が提出されました。

また、定例会では、市町村議員の1議員1委員会の就任制限が廃止され、1議員の複数委員会就任が進められることとなりました。

以上のように、町の財政問題、行政改革、住民会長連合会からの議員定数要望、法改正による議員の委員会複数就任による議会改革等、世の中は今変わろうとしています。さらに、強固に議会改革を進めている上富良野町より約2,000人多い栗山町は、議員定数を13名、一方、我が町より約1,000人多い再建団体となった夕張市は、11名の議員定数でございます。

このような各種状況から考察し、夕張破綻問題以来、議会不要論が出ている今、一番議会に問われていることは、住民参加型の協働の議会(住民懇談会の実施)であることは言うまでもないことでございます。

我々議員の月刊誌「地方議会人」を見ますと、議会改革に真剣な自治体は、住民と議員があぐらをかいた中で話し合いをしております。栗山町の議会条例には、全議員による年1回以上の住民に対する報告会、それから住民とともに自由に意見を交換する自由会議等、さらに、我が町の住民会長連合会との懇談会のときにもあったように、住民懇談が必要不可欠なわけです。個々の議員が報告、説明会をしたところで、御承知のようにパフォーマンス程度にし受けとめられません。

そこで我々は、以下の根拠と理由により、議員定数を6名減の12名を提案します。

記。

1、住民会長連合会要望を尊重し、住民1,000人に1人として12名の議員定数とする。

2、法改正による1議員1常任委員会の規制廃止による議員の複数委員会就任を進め、より一層議会改革を進める。

3、最も大切なことは、住民参加型の協働の議会(住民懇談会・報告会)を条例化するとする。

このことにより、おのずから議会は活性化をされるわけでございます。

これは、上記法改正と同じく、時代の要求でございます。

御審議、御議決よろしくお願いたします。

議長(中川一男君) 提案理由の説明を終わります。

これより、発議案第3号及び第4号を一括して質疑に入ります。

まず、発議案第3号の質疑を行います。ございませんか。

4番梨澤節三君。

4番(梨澤節三君) 向山議員に質問をいたします。

審議の経過をお聞きしますと、議会の活性化、議会の改革、住民参加の議会ということをごのようにお考えになっているのか見えません。

質問に先立ってでございますが、私は、住民会長の皆さんの先見洞察の明に心から敬服しております。

要望書が提出されたのは、ことしの1月末です。それからの自治体の変化は驚くものがございます。栗山町議会は、条例作成でもって住民への報告会と自由会議を盛り込んだ、これが条例化されております。そして、それが報道され、さらにその後すぐに夕張破綻問題が報道されました。それからは、裏金、ヤミ口座、隠れ借金等々が報道され、それ以降、我々の町の財政はということで、現在も北海道じゅうの住民が幾らのツケが来るのかと戦々恐々としています。

我が町の借金は185億円がありますが、もろもろ合わせると200億円にも及ぶでしょう。このようなときに、要望書でもやめるようにと書いてありますが、道外研修ということにはならないのです。さらに議会構成については、法律まで変わりました。議員の心構えとしまして、議員というのは、住民に対して謙虚な態度で先導をなささいと言われておりますが、その姿勢が私には見えません。

そこで、次の点についてお聞きをいたします。

住民会長要望書にあります具体的な節減の住民1,000人に対して議員1人ということを検討されましたか。4月に住民会長懇談会をしたときに1

4名と言った、それがそのままここに来ていると私は見ております。さらに、道外研修にお金を使うことはだめですよと要望書に書いてあります。これは逆に行くようなことをやっているのではないのでしょうか。この辺のところ、住民の要望をどのようにおとらえになっているのかをお尋ねしたいと思いません。

次に、議会構成についてでございますが、1議員1常任委員会という規制が撤廃され、これは来年の統一地方選挙以降施行されます。ということは、1議員が複数委員会についた場合には、上富良野の場合は18名の半分、9名プラス議長1名で10名の議員で済むこととなります。これは非常に大きな根拠です。あとの議員は余分ということになるわけでございます。住民会長の1月要望の段階では、ここまでは見えなかったのですが、非常に先見の明があったのではないかと思います。

そこで、この要望書に対して、あなた方の審議のときには、これらの議員定数審議のときには、法改正も見えておりますし、借金の状況もわかっているという状況の中で、住民会長要望を無視するということは、住民無視になるのではないのでしょうか。このところをお聞きいたします。

それから次に、次に最も大事なことは、住民参加型の議会構成ということで、住民に対する報告会、懇談会については、全く表明されていないのですが、審議はされたのでしょうか。夕張にならないように、夕張破綻議会では、議会が何をしていたのだという怒号が飛んでおります。議会は何をやっているのだというようにですね。このようにならないためには、住民との懇談というのは不可欠の問題ではないのでしょうか。

そこで、住民参加ということですが、この件につきまして、あなたたちは先に私たちの発議の住民投票条例を否決し、さらにことしは、プロジェクトチームが最も大事であると強調した住民との情報共有のための条例も否決しております。これは議会だよりも報道されておられません。このようなことから、議会だよりも町広報との一本化という要望も上がっているわけです。今回の発議にしても、最も大事な住民参加型の議会ということで、私たちは一貫して住民とともに情報を共有し、決定する姿勢ですが、あなたたちは、一貫して住民との情報の共有決定には反対をして、現在に至っているのです。この情報共有の件に関しては、私たちは、これをもって終わりにはしません。今現在、住民にどれだけのツケが来るのかということに関しまして、徹底して住民と情報を共有するための闘いは続行すると言っておきます。

そこでお聞きしますが、なぜ住民参加型の議会を否定するのですか。あなたたちは議員を一人でも多く……。

**議長（中川一男君）** 4番梨澤議員、今の場合、討論とかそうなってしまいますので、質疑ですので、今言う、何というのですか、住民参加型とか、それは20人であろうと30人であろうとできますから、そうではなく、なぜ14なのかという根拠をただしていただければ。根拠をただしていただければいいと思うのです。なぜ14なのだ、そこなのです。だから、暫時休憩いたしますけれども……。

---

午後 4時27分 休憩  
午後 4時27分 再開

---

**議長（中川一男君）** 暫時休憩を解きます。  
4番梨澤節三君。

**4番（梨澤節三君）** お尋ねしているのは、まず、住民会長から要望が上がってきている1,000人に1人ということをお審議されましたでしょうかということですね。

それからもう一つは、道外研修というのはやめていただきたいという要望書が上がってきております。それについては、逆に行くようなことをやっていないですか、御審議されておりますかということ、これ二つですね。

**議長（中川一男君）** 今の質問の中で、1,000人に1人ということは答弁でいいです。研修の場合は、また別な定数と関係ありませんので、だから、それは答える必要ないと思います。定数は関係ないです。定数に研修というのは関係ありませんので、それは討論の中でやっていただければと。

**4番（梨澤節三君）** そうですか。それでは、1,000人に1人ですね。

**議長（中川一男君）** はい。

**4番（梨澤節三君）** それから、今度、なぜ住民から上がった要望をお取り入れにならないのですかということですね。討論しましたか、お取り入れになりませんかということ。それから、住民参加ということについて入っておりませんか。この3点でございますね。

以上です。

**議長（中川一男君）** 15番向山富夫君、答弁。

**15番（向山富夫君）** 何点かお尋ねいただきました件につきましてお答えさせていただきますが、まず、1,000人に1人の議員という御意見が春に住民会長会から提出されているという事実も承知しております。私ども議会運営委員会等におきまし

でも、そういう経過があったということは十分認識しておりますし、そういったようなことも含めて、そういう考え方が今の上富良野町の現状から見て、そういう定数のあり方がふさわしいかどうかということは、当然含めて議論もさせていただいているところでございます。

それから、住民参加云々につきましては、これは、改めて身構えて住民参加の機会をつくるとか、そういう手だてを講じるとかということではなくて、これは議員活動として不断に皆さん行わなければならないこととございますので、今、上富良野町議会の中で議員協議会あるいはそれぞれ委員会、さらには議運等の議論を通じましても、それを今テーマとして、この議員の削減と連動して取り上げていくという、そういう機運は醸成されていないと理解しておりますので、今回の定数の削減と連動はさせておりませんので、御理解いただきたいと思ます。

**議長（中川一男君）** 4番梨澤節三君。

**4番（梨澤節三君）** この定数ですね、常任委員会で当初やって、二つの委員会がもう割れていたのですよ。そして、議会運営委員会に行くと、なぜまとまったのかなと、そう思います。それでも提案を見ますと、個人の名前で出していますよ、全部ですね。それで、その内容に入りますと、委員会がということをおっしゃるんですが、何かちょっと、あくまでも個人でやったのではないですか、それは。

それと議長、議長、私が何かあったときは、どうぞ遠慮なく。とにかく不規則発言というのですか、非常に、走ってやりますから、かなりの言葉出るかと思ますけれども、それ横から言われるとまとまりませんから。

**議長（中川一男君）** わかりました。

**4番（梨澤節三君）** それから、住民参加ということについて、あなた勝手にやったらいいよという、私受け取ったのですよ。だけれど、そういうことではないのですよ。議会としてきちっとやるということが価値があるのですよ。1人が出ていって「上富良野町借金200億円あるよ」、私言っただけ、だれも信用しないですよ。だけれど、そういう立場のところの方が来て「ありますよ」と言ったら、通じるのですよ。だから、住民参加というのは、要するに対面でもってやらなければならない時代に今入っております。議員の数をたくさん出せと言えば一番やりやすいでしょうけれど、そういう時代にはならない、なっていないということですね。いかがでしょうか。

**議長（中川一男君）** 今は時代に即応しないと。14名では時代に即応しないというような発言と。

それに答えていただければ。

15番向山富夫君、答弁。

**15番（向山富夫君）** 先ほどの答へと重複するかと思いますけれど、住民参加が非常になおざりに扱われているのではないかとというような御発言でございますが、これは、それぞれ皆さん方が多様な考えをお持ちだということは私も尊重いたしますし、これを議会としてどういう、今、梨澤議員が言われたような意見も一つの考えとして受けとめさせていただいて、これから議会が活性化するための手段としてどういう方法がいいだろうということは、それぞれ委員会あるいは議運等を通じてこれから積み上げていけば、十分町民の期待にはこたえ得るというふうには私は思いますので、これからの大きなテーマであろうということは、私も認識させていただいております。

それから、若干ちょっと質問された中身を出してしまうかもしれませんが、先ほど御質問の中にありました議員として発議をしたのではないかとということとございます。委員会として審議はいたしましたけれど、先ほど提案要旨の中でも御説明申し上げましたように、前回、全員一致を見なかったものですから、全員一致を見ますと、例えば議運から提案させていただくというような形もとれるわけでございますが、全員一致を見なかったということで、一個人の議員として発議させていただいて、先ほど提案させていただいた中で御説明申し上げましたように、賛成者を得て提案させていただいたということで、協議は議運等を通じて審議はさせていただきましたけれども、発議そのものは議員個人として発議させていただいておりますので、そこに何もそごは発生していないと思ます。

**議長（中川一男君）** 4番梨澤節三君。

**4番（梨澤節三君）** 法律が、地方自治法が改正されたのですよね。これは、今までは1議員1委員会でもって、三つ委員会あれば、6人ぐらいなら18で済んで、そのとおりで済んだのですよ。しかし、今度はそうではなくて、1人で二つの委員会をやれるということになりますと、ちょっと先ほど言いましたけれど、18名ですから、半分で済むわけなのです。9名です。そしてプラス議長1名ということで、10名ということには、これは根拠はあるのですよ。しかし、そういう中において、住民会長から12名という要望書が提出されてきたという、それに上乗せをして14にするという、そのところの法律との離れ方ですね。なぜ離れていかなければならないのか。その御説明です。

**議長（中川一男君）** 15番向山富夫君、答弁。

**15番（向山富夫君）** 委員会の1議員が複数委

員会に所属できるという自治法の改正を踏まえての御質問だと思いますが、私は、この1議員が複数の委員会に属せられるというふうに自治法が改正されたねらいは、議員定数を削減するというねらいは、私にはじんでいないと、含まれていないというふうに理解しております。これは、既に御案内だと思いますが、衆議院におきましては、1議員が1委員会しか担当できないというふうになっております。参議院については、2個以内ということだそうなのですが。そういった議員としての見識を高め、あるいは、非常に複雑化していく行政に対して、広く知識や見識を高めるために複数委員会に所属してもいいですよというふうに制度が改められたということが一番最大の目的であって、定数を削減するためにこういう複数の委員会に所属できるということを利用したらいかがですかという、そういう意味は、この改正の中には私は含まれていないというふうに理解しております。

**議長（中川一男君）** 他にございませんか。

9番米沢義英君。

**9番（米沢義英君）** 両方の提案者に質問したいと思いますが……。

**議長（中川一男君）** 3号の方ですから、15番に聞いてください。

**9番（米沢義英君）** 15番議員に聞きたいと思いますが、私も議会改革という点では、それぞれ皆さんおっしゃっていますように、当然これは議会改革で開かれた議会という形の公聴公開の制度そのものをやっぱり見直すという点では、当然の議会の改革だというふうに思います。

そこで問題なのは、それでは、同時に議員定数を設置して、有権者あるいは住民の声を議会に届けられるようにするのかという点が一つ。二つ目には、委員会の提案者もおっしゃったように、複雑化するという状況の中で、極端な削減や、あるいはそれに準じた削減というのは、逆に住民の声が届きにくくなるという点があると思いますが、この点はどのようにお考えなのか、お伺いいたします。

まとめてちょっとお伺いいたしますので、それと、もう1点は、例えば現行18人ですと、1万として550が必要であります。平均ですから。4減になりますと、700必要になりまして、150票の上積みという形になります。定数が減るといふ形になれば、各階層年代別の、やはり議会に出て奮闘したいという思い、そう思っている方の意思が、やはりここでなくなってしまうのではないかなというふうな危惧もされるわけですが、この点はどのように提案者は考えているのか、お伺いしたいというふうに考えています。

また、議員必携の中にも、あるいは第2次臨調調査会、第3次臨調調査会の中では、確かに議員定数の削減というのはもろもろの経費の削減である必要があるが、しかし、あくまでもその自治体、あるいは議会のやはり状況判断によって、十分な住民の機能が果たせるような定数の確保は必要だというふうに言われています。私はこの点を考えたときに、4減というのはいかなるものかと思いますが、この点。

行政の財政改革というなら、私は、現行の期末手当350%、3.5カ月分ありますが、これを削減すれば、全額削減すれば、1,410万円の削減になります。そうしますと、住民の願いである行政改革、またこの間、議会でも行った行政改革で議員定数の見直しや海外研修の凍結、期末手当等の減額や費用弁償の廃止などで、約1,500万円余りの削減が行われていますので、この問題も含めれば、いわゆる現行定数で維持しながら経費の削減という点では、期末手当を全額カットする。こういう方が、いわゆる住民の声を代表する議会としても、やはり道理がかなっているのではないかなというふうに思いますので、この点伺っておきたいと思います。

**議長（中川一男君）** 15番向山富夫君、答弁。

**15番（向山富夫君）** 米沢議員の御質問にお答えさせていただきますが、まず、どのように住民のお考えを吸収していくのかということですが、確かに現行の定数から減員いたしますと、住民の皆さんから意見をいただく、その守備範囲は広がりますが、しかし、御案内のように、近年、社会インフラが非常に整備されておりますので、交通体系も非常に進んでおりますし、情報インフラも非常に進んでおりますので、上富良野町といえども、町民の情報の共有化はかつてないほど私は進んでいるというふうに理解しております。余り昔にさかのぼる必要はございませんが、4名を減じても、町民の皆さん方のそれぞれ多様な民意をお聞きすることに機能の低下はならないというふうに考えております。ですから、十分に町民の皆さん方の御意見をお聞きする機会は失わないで済むというふうに考えております。

住民の声が届きづらいのではないかなというような御質問の答えと連動いたしましたけれど、そういうようなことで、住民の声は十分議会に届くというふうに私は、14人に定数がなっても、住民の声が届くということで、時代背景を考えれば、十分機能していけるというふうに考えております。

それから、議会への参加機会も非常に狭くなるのではないかなというようなこと、これは、確かに考えとしてはそのとおりであろうというふうに理解いた

します。しかしながら、提案要旨の中でも御説明させていただきましたように、やはり今の時代背景、あるいは町の基本的な仕組みが変わってきている。とりわけ財政についても、かつてから見ると非常に縮小してきているというようなことを含め考えますと、まず、14人の体制で十分機能していけるということとあわせて、しかしながら、過度に削減してしまいますと、本当に広く住民が議会に参加できるという機会を狭くしてしまうと申しましょうか、最低限度の参加機会を保持できなくなるという危惧を当然私どももいたしまして、その妥協できる場所はどこかということを探っていた中で、4減の14人を確保できれば、参加機会も何とか確保できるであろうということに行き着いたところでございます。

他方、手当の削減等をもって財政面から見てつじつまが合えば、現行の定数で、あるいは4人を削減しなくてもというような御意見だったと思いますが、これは経済効果だけで論じるのではなくて、やはりそれぞれの町の身の丈に合った議員定数というもの、私は必然的にあるものだというふうに考えております。とりわけ、最近の類似町村の、以前にも皆さん方に資料として提出させていただいておりますが、類似町村の議会の定数動向等を見ましても、やはり同規模の自治体を見ますと、私どもが現在提案させていただいておりますような議員定数の流れになっているというふうに、これも一方では無視できないことでありますので、経済効果だけではなくて、そういう面からも勘案して、4人減の14名が現在とり得る最良の方法だということでございます。

以上でございます。

**議長（中川一男君）** 9番米沢義英君。

**9番（米沢義英君）** 私は、財政面と、いわゆる議会の活性化、質の向上という点と両方を考えた場合に、やはり現行の18名でも十分やっていますし、ただ、そこには、やっぱり議員の質の向上というところが一番最大の問題だと思います。

この間、多くの住民の方もいろいろそれぞれ定数の問題については、さまざまな意見が言われております。私、今回の定数条例の設置に当たっても、最大限やはり多くの方々の声が届けられるような一つの手段としても、委員会定数の必要最小限、3委員会で行う6名ずつを配置するという中で、複雑化する条例、あるいは情報を、やはりいち早くその中で審議できる体制づくりが必要だというふうに思っています。この18という点に現状を述べているところで。

確かに18にしても14にしても、何がそれでは

議員に今求められているのかという点では、議員の質の問題だというふうに思われます。議会でも何と言わないというのではなくて、やはり議員の住民の声一つでも届けてほしい。そのためには発言も多くしてほしいということでもありますから、やはりそういう質のレベルを高めることなくして、14であっても、18であっても、変わらないわけですから、そのことを考えると同時に、やはり委員会の十分審議される内容では、18人が必要だというふうに思います。もう一度お考えをお伺いいたします。

もう一つは、財政だけのつじつま合わせでなくて、前後しますが、やはりそういう質も含めて、有権者の声が届けられる、あるいは多くの方々が議会に出たいという方の意思も尊重されるという形で、私は、この18というのは必要最小限、今、上富良野町議会に求められている議員定数だなというふうに思いますが、この点について、もう一度提案者の考え方等について伺っておきたいと思っております。

**議長（中川一男君）** 15番向山富夫君、答弁。

**15番（向山富夫君）** 米沢議員の御質問にお答えさせていただきますが、当然議員の質を向上する、あるいは委員会としての機能を十分果たし得るということは、これはもう、ずっとこれからも不断にその努力は続けていかなければならないことだと思います。当然、委員会構成も、今までの皆さん方に委員会等で説明させていただいた中でも若干触れてまいりましたが、当然、14人定数ということになりますと、現在の3委員会が2委員会へと姿を変えていかざるを得ないことも想定できます。しかしながら、今の町の財政規模、あるいは先ほど申し上げました町の基本的な構成要素が非常に縮小してきている状況等を考えますと、今まで18名で対応させていただいてきた議会としての機能を14名に減じても、皆さんが一層の努力をすることによって、その機能は保持できるというふうに考えておりますし、それだけの皆さん方、意識を持っておられるというふうに自信は持っておりますので、何ら委員会、あるいは委員会機能を低下させることもありませんし、議員それぞれがますます身を引き締めて、議員としての研さんを高めていただけたらと思っておりますので、4名減が議会活動あるいは委員会活動に支障を来すというような心配はいたしておりません。

それから、定数18でもいいのではないかと、広く御意見をいただける、あるいは参加機会がふえるということは、これも当然、考え方としては私も確かに多ければ多いだけ参加機会も確保できるわけでございますが、しかし、財政も含めまして、先ほどの答弁と重複いたしますが、やはり身の丈に合った

議員定数というものは、今、時代、要するに住民のニーズとして、やはりこれは全国的にそういうニーズがございますので、上富良野町議会としても、やはりそれを謙虚に受けとめて対応していかなければならない。かといって、必要と申しましょうか、余り過度に、では削減すればいいのかということになると、そういうこともできませんので、慎重に私ども審議した結果、14名で上富良野町議会のチェック機能も十分果たしながらやっていけるだろうという結論に達して、18名の現行を改めたいという結論に達したところでありますので、御理解賜りたいと思います。

---

#### 時間延長の議決

**議長（中川一男君）** お諮りいたします。

本日の会議は、議事が17時以降に及ぶことが考えられますので、あらかじめ延長いたしたいと思います。これに異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

**議長（中川一男君）** 異議なしと認めます。

よって、本日の会議時間は、あらかじめ延長することに決しました。

---

#### 日程第24 発議案第3号

#### 日程第25 発議案第4号

**議長（中川一男君）** 9番、再々でございますか。いいですか。

8番吉武敏彦君。

**8番（吉武敏彦君）** 背中に向かって質問するのは、何かちょっとぐあいが悪いような感じがしまして、本当は向きを変えたい感じがいたしますけれども。

提案理由を考えてみますと、二つに絞られるのではないかと思います。議会運営委員会で意見の一致を見た、そして結論を出したと。また、町の行財政改革と並行して議会費の削減に取り組んでいくという、この二つに絞られるのではないかとということで、それについて私は、一部重複するところはあるかと思いますが、質問をさせていただきます。

議会運営委員会として意見が一致したと。そこで議会運営委員会が個人の立場でもって発議を出したといっても、これは議会運営委員会全員が提出者、賛成者になっている。また、それ以上にほかの議員も賛成を募って13名の議員で提出をされてきました。議会は先例を重んじますので、このような前例をつくると、これからの議会運営においては、各常任委員会は必要ないのではないかと思います。議会運営委員会で結論を見れば、だれかが提出者になって発議案を出せば、議会はいかようにも操作はでき

ると。大変危険な発議案ではないかと私は思います。これについて、どのような……。

**議長（中川一男君）** 吉武議員は、私に対する質問でないかなと思いますので、20名から18名のときに、平田議長、それから米沢議員を抜いた18名全部の賛成者で出されて今の18名になっております。今回と全く同じような案でございますので、その点については、大丈夫だと思いますので。

**8番（吉武敏彦君）** ということになれば、さらに多くの議員を減らすことができるのではないかなというのが一つであります。

それから、行政改革の一環として、議会費を削減するのだということですが、なぜ、では4名なのか。もっと6名でも8名でも減らせば、さらに行革に貢献することができると思います。

したがって、その辺の14名にしたという根拠がちょっと不十分ではないかというふうに思いますので、その辺のところを御答弁お願いしたいと思います。

また、財政だけで考えれば、もっと多くの議員を削減すればよいのですが、これは住民会の連合会から1,000人に1人との要望が望ましいということも出ております。これは、我々はその声を大事にしていかなければならないと思います。各議員諸公は、それぞれの立場において、住民の声が大事だ、住民の声が必要だということを言っておりますけれども、この住民会の声に対しては、軽くあしらっているのではないかというような感じがいたします。

したがって、私は、なぜ4名なのかのその理由についてお伺いをいたします。

**議長（中川一男君）** 8番議員、先ほど15番議員が趣旨説明をしております。その中になぜ14名なのだという事は、詳しく述べておりますので、これ以上聞くということにもならないのではないかなと思うのですが。

**8番（吉武敏彦君）** その辺について、我々と意見が違うのでお伺いしているわけです。

**議長（中川一男君）** 趣旨説明と同じになってしまいますので。

15番向山富夫君、答弁。

**15番（向山富夫君）** 今、議長からお話ありましたように、趣旨説明とかなり重複する部分についてはお許しいただきたいと思いますが、その中で触れなかった部分について、なぜ14名かという部分について、補足的に御説明させていただきたいと思いますが。

やはり少なく議員定数を削減すれば財政効果が上がるから、あるいは今の委員会、先ほど質問もありません委員会の複数委員会というような意見もござ

いましたけれど、まず、現在、上富良野町のこの町の構成するすべてのものを総合的に判断して、やはりそういう中でも、財政的な削減も求めながら、追求しながら、やはり多様な人材を広く議会へ参加をする機会を確保するという、この一方のこれも私は十分念頭に置かなければならないことだというふうに考えております。そうしませんと、極論を申し上げて恐縮ですが、仮に8名とか10名とかというような議会構成を想定いたしますと、恐らくこれは、議員として精神的に365日議員活動を念頭に置いて生活をすることは、これは変わりありませんが、物理的に、仮に委員会が1委員会とか、あるいはごく少数の議員をもって構成する議会になったと仮定いたしますと、非常にその議員活動に拘束される、例えば時間的なものとか、そういう物理的なもので相当私は拘束される可能性があると思います。そうすると、おのずとその先はどうなるかと申しますと、やはり議員の職業化に向かわざるを得ないと。だけれど、私としては、こういう町村議会は、そういう方向を町民は望んでいないと。やはり多様な町民の皆さんから参加できる機会を一方では確保していかなければならないのが、この地方議会だというふうに思いますので、そういった観点からと、それから提案要旨で申し上げましたようなことから、私どもとしては14名が現在考え得る最善の削減案だというふうに考えております。

以上でございます。

**議長（中川一男君）** よろしいですか。

8番吉武敏彦君。

**8番（吉武敏彦君）** 町は、住民との協働のまちづくりというのを進めております。おくれているのは議員であります。このような住民会から要望が出たことに対して、やっぱり我々議員は真剣に取り組んでやっていかなければならないと思います。だって、これからも住民会等々、懇談を密にして開いていけば、議員はそんなにたくさん要らない、少ない議員で十分やっていけるという思いを持っています。その辺をちょっとお伺いいたします。

**議長（中川一男君）** 15番向山富夫君、答弁。

**15番（向山富夫君）** 住民会の皆さん方から要望書が出されていることについてのお答えも先ほど申し上げましたが、そういうような考えを住民会としてもお持ちだということは、これは、私どももいたしましても、当然念頭に置いて審議も議論もしてきた経緯がございます。しかし、多くの皆さん方の御意見を集約いたしますと、それはそれとして一つの考えとしては理解できるが、やはり現在の上富良野町の、あるいは将来を見据えると、1,000人に1人というような、今そういうことに対応するこ

とは非常に至難であると。よって、そこまでの削減は現在は無理であろうということで、そういう御意見があるということに対しては十分耳を傾けてきたつもりでございますので、御理解いただきたいと思います。

**議長（中川一男君）** 他にございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

**議長（中川一男君）** なければ、発議案第4号の質疑を行います。

12番金子益三君。

**12番（金子益三君）** 何点か質問させていただきます。

まず、第1点目、御提案されました説明の中にもありました、最も大切なことは、住民参加型の協働議会とありますが、これは何も12人にすることが住民参加につながるのではなく、もし住民参加につながるのであれば、もう少し多ければ多いほど私は住民参加につながると思いますので、住民参加につながるということが12名ということのその整合性をちょっとお聞きしたいなと思っております。

もう1点、法改正による1議員1常任委員会を廃止し、複数の委員会に就任を進めるとありますが、やはり本日の議事進行を見ましても、非常にこの上富良野の審議する内容というのは、今後ますます複雑多岐にわたり、それから専門性というものを持っていかなければならない、そういった場合に、これはやはり常任委員会1議員というのは、一つの常任委員会に就任することにより、より深い内容の委員会審議がされるのではないかと私は考えますので、何もあえて2委員会に行って浅く審議するよりは、当然委員会というのは、自分も議員として傍聴に行くこともできますし、それらのことというのは自分の自己研さんの中でやっていけばいいわけですから、1議員が2委員会制にこだわる必要もないと思います。

もう一つ、3点目でございます。もちろんきょうここにいらっしゃいます住民会長連合会のそういった1,000人に対して議員1人と、こういった御意見というのは、もちろん我々議員としては真摯に受けとめて、そういった住民の声というのも尊重させていただきますが、一方では、別の団体においては、減らすなど。やはり我々の声が届きづらくなるから、何も1,000人に1人というのではなく、上富良野の情勢に合った、なおかつ行財政効果の図れる最大公約数をとるべきとのそういった住民の声もあります。そういった住民の声というのを聞くのも我々議員の必要な条件であると考えますけれども、そこで12人にするといったことを決められたことはなぜかと。お伺いいたします。

**議長（中川一男君）** 4番梨澤節三君、答弁。

**4番（梨澤節三君）** 住民参加型ということにつきましては、世の中はもう進んでいっているのです。既に、これからのコミュニティーに期待される役割と機能ということでもって、こういうことで、議員は5,000人から1人市議会議員を出せばいいのですよというような形に今なっているのです。要するに町内会、住民会、これが即その中にできるわけなのです。議会というか、そういう構成がされるわけなのです。その中から選ばれた人が1人出ていくという、そういう方向にもう既に行っているのです。これは9月6日に講習ありまして行ってまいりましたけれど、そういうことで町長に私はよく、おくれないうかというように言っているのはそこにあります。

それから、12名の要望ということは、これは住民会長がよく検討されて出したことでございます。私でいったら、私は10という、法改正が出たとき、10というのが頭に浮いたのですけれど、しかし、住民会長要望が出てきている、これは重視しなければならぬ。そういうことで、この12名というところに踏み切ったわけでございます。

それから、法改正ですね。2番目ですね。2番目は、もう要するに議員削減されてしまって、それで1議員複数委員にしなければならなくなっているところがあるのですよ。議員がどんどんどんどん。だから、先ほど向山議員言ったのも一理、私が言うのも一理なのです。裏と表になっているのですよ。私は、これを1議員が複数につけるということは、議員半分でもいいのでないのということに当然なるわけなのです。こういう考え方も一つあるということですね。それから、そのために1議員が複数に減らすためにしたのではないよという考えも、それもよろしいかと思います。

今の質問に、2番目ですよ。1議員1委員会ということについては、これは、ただ、傍聴に行ったからいいということではないのです。やっぱり正規にならなければならないです。これ、今の状況でいって、2常任委員会になった場合、複数で持てばいいのですよ。複数でやれば、全部、町のこと全部わかるのです。議員が。ということは、非常に勉強になるわけです。

それで、あと連合会意見以外の意見、以外の意見、それはあって当たり前です。国会議員を見ればわかります。ずっとぶら下がって行って、利益代表、利益代表ですよ。そういう流れはあるのですよ。だから、利益代表と言ったら、ちょっとあれですけどね。そういうような考え方の一緒という、そういうのにもつながるかということで、そういう

ことはあって当たり前ですけど、そういうこともろもろを、連合会長、みんなお父さん、立派な方々ですよ、それぞれ地域の代表でございます、町内会長みんなついておりますから、その方々が意見をまとめてお持ちになったという、それはやっぱり尊重すべきではないかというふうに思います。

**議長（中川一男君）** 12番金子益三君。

**12番（金子益三君）** ですから、逆から言ってみても、申しわけないですけども、住民会長さんの要望というのを軽んじているわけでも全くなく、ただ、逆に青年団体等々の意見というのものもあるということ、まず議員に御理解を賜りたいと思いますし、あと法改正によるところというのは、減ってしまったから、それでは守備範囲を1人1委員会では持たなくなるから、そこで初めてすべての複数の委員会に属してもいいという、それは後発的なことであって、最初から2委員会制に入るために議員定数を定めるというのは、逆に僕はナンセンスだと、僕は思いますので、その辺、議員との考えの相違であるかもしれませんが、やはりどうしても納得できないのは、住民参加だから12名というのが、僕は逆行していると思うのですよね。住民参加を広く知らしめるのであれば、やはりそこは定数がより多ければ多い方が、より住民との触れる機会というのは広く持てると思いますので、そこで住民参加を本当にしたいというのは、またその後、決まった後に別条例をつくれればいいだけのことであって、より広く公聴制を持つというのであれば、やはり狭めるよりも広める、そういった方が私はより理にかなっていると思いますけれども、いかがでしょうか。

**議長（中川一男君）** 4番梨澤節三君、答弁。

**4番（梨澤節三君）** 最初の方ですね、減ったからそういう1議員が複数常任委員会にというのが出たという、だから両方考えられるわけなのです。こういう財政難であるから、それを使うということが、これは議員として先導する、謙虚な気持ちでもって、そして先に進んでいくということであれば、いかに減らすかということに頭を使わなければならないのでないかなというふうに思いますね。減ってからやることもあります。しかし、そうではないということでもできるということですね。

それから、12名と住民参加型とおっしゃいましたですね。これ12名というのは、あくまでも第1項で住民会長の要望を尊重しているわけです。住民参加型ということにつきましては、これは私は、どの条例にでもこれは必要であろうというように思っております。だから、だからどうだこうだということではないのです。必要ですよということ

やって、12名ということは、もう繰り返しになりますからあれですが、尊重してやったということでございます。

**議長（中川一男君）** 12番金子益三君。

**12番（金子益三君）** 議員の考えも理解できる場所もあります。しかし、財政効果を最大限に考え、これから法改正においてできる機能というのを、議員というのはより先駆的に使い、それで行財政がよくなることを考える、これはもちろん当たり前ではありますが、しかし、最も大事なことというのは、議員に権能されている議決権であったり、それから行政の監視をするというところが、それが財政議論だけで、その部分がなおざりにされてしまうことが懸念されるようであれば、私は1議員が複数の委員会に就任して浅くやるよりは、やはりきちっとした最低の人数、議会の権能で一番大事な議決をしなければならないという、その権能を決してそぐうことのない人数で、それで初めてこの上富良野の行政を我々が議決するということが、よりウエートを高く置くべきだと私は考えますので、余り1議員が複数の常任委員にこだわるのが行財政すべてに増すということにはならないと思いますが、いかがでしょうか。

**議長（中川一男君）** 4番梨澤節三君、答弁。

**4番（梨澤節三君）** 法改正の件でございますが、これは考え方ですね。それから議決権、要するに議員はそんなに要らないという時代に入っているのです、今。そういう時代に入っているのです、もう既に。このところがずれているのですよ。住民と議会とのずれがここなのです。要らないよと言っているのです。そんなに要らないと。それでも1,000人に1人ぐらいは要するだろうかと。言うけれど、一けたでもいいという人もおまして、少ない方がいいという人もおます。それはいろいろですけれどね。……………

**議長（中川一男君）** ……………

**4番（梨澤節三君）** ……………

それで、要するに議員は、こういう財政難だから、職員も動くなということですよ。余り動くと金かかる。同じなのです。議員もやっぱり動くな。余り動くと金かかるから動くなということなのです。そういうことで、住民はしっかり見ています。だから、あなたたちはここへ座っても、議決だ

けておきなさいと、そういうことで、それも少ない人数でというのが、これ本当の住民の今の、今こんなに借金はあるわ、どんななるのだという、そのときですね。住民の本当の声ですよ、これが。（「議長、動議」と呼ぶ者あり）

**議長（中川一男君）** 今、2番議員から動議が出ましたが、お認めよろしいでしょうか。

（「賛成」と呼ぶ者あり）

**議長（中川一男君）** では、動議を認めます。

2番徳島稔君。

**2番（徳島稔君）** 話を聞いていると、皆様方、町民1万何千人から支持されて出てきた18名が、何か私に考えるものがありますので、ひとつ住民会長さんの皆様方に私は申しわけないと思っています。

そういうことで、この問題は、ひとつ議長、もう少し簡潔に仕切っていただきたいと、このように思いますので、議長、一任いたしますので、よろしくお願ひします。

**議長（中川一男君）** わかりました。

他にございますか。

9番米沢義英君。

**9番（米沢義英君）** 質問に入る前に、議員としてあるまじき発言であったと思うのです。委員会そのものを否定しているのです。みずから。みずからそう思ってやっている人はだれもいないです。一生懸命、住民から負託されて審議している人ばかりなのです。そういう代表として出てきているわけですから、その権威を低める発言だと思います。不穏当な発言だと思いますので、この点、この議事録から削除するなり何なり、ちょっと議長、ここで的が合っているかわかりませんが、ちょっと検討していただきたいと思います。

**議長（中川一男君）** 先ほどの答弁の中で、訂正をとということで申し出ておりますので、削除ということになります。

本来の手續とらなくても、こういう議論ですから、エスカレートする場合もあるので、少しは大目に見ていきたいと思ひます。

ただ、質問も簡潔に、答弁も簡潔に、お願ひいたします。

9番米沢義英君。

**9番（米沢義英君）** 住民会の話がよく出てきます。住民会の連合会といえども、それが確かに各住民会の会長が集まった総合連合体であります。しかし、それが必ずしも、それでは住民の声を反映しているのかということ、疑問を感じるわけでありませぬ。この点どう思っているのか、お伺ひいたします。

私は、そういった点では、別に否定しているわけではありませんが、やはりそういうことを考えたときに、本来そういう発言というのはいかなものかと思っ

ている。もう一つは、6名削減ということになれば、やはり約830票の得票が必要になってきます。これは、私は当選するしないというのではなくて、幅広くやはり各世代や年代、各階層の方々、議会に出て、まちづくりの将来を展望して大いに議論を交わしたいという方々の門戸をさらに縮めるという問題です。これはどういうふう

に思っておられるのか。例えば、例は違いますが、国会で小選挙区制という形で、1人区という定数が出てきたときに、少数政党はどんどんはじけられる。個人で出たいと思うけれど、出られるけれども、なかなか当選圏に入らないという。そういう中で、やはりそういう思いがつぶされてきているというこの現状を見たときに、この12名というのは極論ではないかというふうに思いますが、この点はどうお考えでしょうか。

私は、梨澤議員と同じように、議会の改革という点では同じ気持ちであります。この点は一緒に議会でも改めるべきは改めるということ

を主張してきましたので、この点は主張していきたいと思っ

ています。もう1点考えなければならないのは、議会の独自の権能というのがあります。この議員必携の中にも、いろいろな代表の意見があるけれども、それにやはり偏るのではなくて、あくまでも議会として公平な目で、議会の定数のあり方はどうするのか、委員会の定数のあり方をどうするのかと。それは何を言っているかという

議長（中川一男君） 4番梨澤節三君、答弁。

4番（梨澤節三君） 答弁に先立って、米沢議員は、住民会長の要望事項が出たとき、「住民に迎合する必要はないよ」とあなたおっしゃいました。びっくりしましたね。あなたの口からそういうようなことが出るということについて。それ、今でも残っております。迎合ではないのですよ。

それで、お答えします。

あなたは、住民会長連合会を否定に近いものと言っておりますが、私は全面的に尊敬しております。1月に出たものが今びったり通じている。先ほどこちよつと言いましたけれど。私は、住民会長の皆さんの、住民の、あなたもそのうちの一人ですけれどもね、私は尊敬をしております。だから、これは、これで答弁だと思いますね。

それから、6名減でどうかということなのですが、もう今までとは違うということ。世の中変わってきているのだと。こういうことなのです。そこ

のところが、だから合わないということなのです。要するに住民の皆さんと合っていないと。それに尽きます。それから、議会の権威であるとか、こういうことについて、公平にということ

は、40名であろうが、4名であろうが、これはやらなければならないのです。公平に。やらなければならないのです。少なかったらどうかということではないです。これでよろしいですね。

12名ということが出ていましたですね。12名というの

は、これは住民会長連合会から出てきた、私は尊重をして出していること

でございます。以上ですね。

議長（中川一男君） 他にございますか。

9番米沢義英君。

9番（米沢義英君） 私の質問に対してきちっと答えられていないのです。なぜ12名なのかという点で、私は、有権者のやっぱり出たい方の思いがそがれるのでないかという質問に対して、答えられていないのです。私は、そういう意味では、議会というのは、やはりみずから襟を正しながら、経費の削減というのであれば、期末手当の全額カット、1,141万円何がしかをすると同時に、やはり独自の委員会構成を、定数だけの議員定数を確保するということが、今この複雑な流れの中で求められている一番大事なところだと思います。そういう意味では、この12名というのは極論だと思いますので、もう一度簡潔に答えていただきたいと思っ

ます。議長（中川一男君） 4番梨澤節三君、答弁。

4番（梨澤節三君） 何回も言いますけれど、1

2名というのは、住民会長要望書で上がってきているということで、私は、本来は、法改正によって半分の9名プラス1だったのですよ。しかし、やはり住民会長のこれを尊重しなければならないであろうということと、あと何かおっしゃいましたね。これだけでよろしいですか。

**議長（中川一男君）** よろしいです。12名の根拠だから。もうこれ以上の根拠ないと思います。

**4番（梨澤節三君）** 出たい人とかという、おっしゃいましたかね。

**議長（中川一男君）** 狭められるということで。

**4番（梨澤節三君）** それは、もうそういう時代は終わったと。

**議長（中川一男君）** いいですか、9番。よろしいですか。

17番西村昭教君。

**17番（西村昭教君）** 1点。実は先ほどから、6名減ということで、その根拠が住民会連合会から出された要望の人口1,000人に対して1人の議員というのを再三言って、それが根拠だということですが。実は私も、この住民会連合会から要望書が出されたのを見ました。定数だけではないのですね。研修のあり方、それから議会の活動、それから議員経費の削減とか、こういうものが載っていたわけでありまして、当然議会として受け取ったときに、当然住民会連合会で、私はですよ、きちっと審議をされて、皆さん承知の上で代表者が出てきたのだという受け取り方したのです。議長も多分そうだったと思うのです。ですけれども、私が地元の住民会長さんにも聞いたりしたら、そういう正式な話はなかったということなのです。ですから、私も非常に不可解だったのですが、議長は、そういうこと言わないで、これも言われていること一つだから、住民会長さん方と懇談会をして、意思の疎通を図ろうということで、議会との懇談会をやったはずなのです。

それで、梨澤さんにお聞きしたいのですが、この連合会から出されたそういう部分で確認をされて、きちっと出されてきた上でのものなのかどうかということを私は1点確認したいと思うのです。

**議長（中川一男君）** 今後、さんづけでなく、必ず議員をつけてください。よろしく願います。

**17番（西村昭教君）** どうも失礼しました。

**議長（中川一男君）** 4番梨澤節三君、答弁。

**4番（梨澤節三君）** 正式な話はなかった、何を言っているのかわかりませんね。正式にやって、私は、あなたは議員だから、そちらに離れてくださいと言われて、ずっと離れているそちらで話し合っていたのですよ。全員集まったときですよ。そして

やっているのです。この方は、多分欠席したのでないですか、そのとき。いや、確かに全部、あくまでやっているのを見ておりますから、私は、やっていると、そうしてみんなの意見がまとめられたということで、それを疑うということにはなりません。

**議長（中川一男君）** 17番西村昭教君。

**17番（西村昭教君）** たまたまその方が欠席していたということなのですが、私の聞いた範疇では、3人おられました。聞いていないと。後で出したというのは聞いたということは言うておられました。ですから、今、議員が言われる部分の根拠というのは、私は非常にあいまいな部分があるのかなということで受け取っているわけでありすけれども、あなたがそういうことを根拠にして言っているわけですから。

私は、やはりこの定数を考えるときに、うちの町の財政規模、それから住民の人口構成、産業構造、こういったものをもろもろ十分考えた中でやらなければ、単純にただ住民会連合会で言ってきたから、それを尊重すると、これも一つの尊重することは非常に大事なことでありますけれども、議員としては、やはり全般をよく見て、そして町の将来にわたって見据えた中でやっていかなければならないと思うのですね。ところが、今、説明される根拠というのは、住民会連合会から出された1,000人に1人の12名と、それからこういう時代なのですよというので、全く質問に対する答弁になっていない。だから、私は、住民会の根拠は何なのだとおっしゃるところの出方を今聞いたわけです。そうしたら、あなた休んでいると言った。そうしたら、またあなた住民会の連合会で出されたのが根拠だということをおっしゃっているのと同じことなのですよ。そこら辺が私わからない。

だから、そこら辺をはっきり、きちっと手順を踏んで、みんなが確認をとって、休んでいた方がいいかもしれません。それならそれできちっとあったのかどうかということをおきちっとやった上で出てきて、あなたが尊重しているというなら、私もわかります。

それともう1点は、あの住民会の懇談会のときに、研修会なんかでも、大いに研修をしてこいという声もありました。それからもう1点は、議会費の削減で、全くまかりならないということもあった。治外法権ということもありました。そんなことはないはずなのです。非常に、経過全部説明しました。懇談会のとき。そうしたら、今まで知らなかったと、あるいは議会広報に載せていたのだけれど、読んでいなかったと、そういうような声もあって、非常にいい成果があったのです。ところが、この1

点だけ、1,000人に1人という要望の部分については、十分話し合わなかったということは確かにありますけれども。

ですから、あなたがこれを尊重して言われるという分、そういうきちとした経過を持って言うておられるのか、どうなのかというのを私は確認したくて、もう一回聞きますので、ひとつそこら辺きちんと答えていただきたい。

**議長（中川一男君）** 4番梨澤節三君、答弁。

**4番（梨澤節三君）** きちっとした根拠と。私、これちょっと耳にしたのですけれど、「梨澤、おまえがこれをつくったのだろう」というようなこと、風評を耳にしましたけれど、そのようなことで住民会長は動きません。そんな一議員が利用するような、そういう、そんな失礼なことには絶対 아닙니다。だから、これが上がってきているものについては、きちっと手順を踏んだものが上がってきているわけです。そして、私は庶務だから、これを持ってきて、議会に提出をしたということで、根拠もすべてあるということでありまして、この前の懇談会ときには、要するに懇談をやっていないから、こういうように出てきているのですよ。そして、出てきている中に、1,000人に1人というように、例えばこの前、栗山のときも、やはり1,000人に1人というのがきちっと出てきておりまして、何らかしな話ではない。

それから、道外研修もということですが、道外研修、行くことを今話しているのではないですか。私はだめだよと言っている。今、行くことを話しているのではない。これ、もう少ししていけばわかると思いますけれど。私は、住民会長の言っていることは、根拠もあるし、間違いのない正しいことだということ、全面的に信頼をしております。

**議長（中川一男君）** 17番西村昭教君。

**17番（西村昭教君）** 本当にそうやって全面的に信頼されているということであるならば、この間の懇談会のメモあるのですよ。定数の根拠については、全員で協議したわけではないという答弁あったのです。それははっきり言って、皆さん、ここにおられる方みんな覚えておられて、「ああ、そういうことなのか」ということで、皆さん理解したと思うのです。

私、今言った他の町村が10人にしようが、11人にしようが、栗山町議会がどうしようが、そんなものいいのです。それは参考にすればいい。うちの町の身の丈に合った判断をすればいいわけですから。だから、その部分で、なぜ住民会連合会の意見ばかりがそうやって取り上げる。だから、その根拠をみんな聞きたがるのですよ。あなた自身の根拠と

いうのが、単純にそこから言ってきたものを取り上げて言っているだけです。あなた自身が12名だという、6減だという、本当の根拠をきちっと示していただければ、我々はすぐ納得できる分もあると思うのです。

ですから、そこら辺のところ、私はもう一回、一つでもいいですから、あなたの根拠というのを答弁いただきたい。

**議長（中川一男君）** 4番梨澤節三君、答弁。

**4番（梨澤節三君）** きちっときちっとおっしゃいますけれど、当然ですよ、栗山の話だって。参考です。これは当たり前話です。丸々やるということではないのです。栗山だって1,000人に1人と言いますが、あそこは約1万4,700ですか。だから数としては少ないのですね、もつとね。あくまでも参考ですよ。それから、夕張にしても参考です。それで1,000人に1人というこの割合について、私は、非常にいいということですよ。そして、今、住民は、要するに、こういう財政であるということを議員がわかっていないのですよ。住民がわかってきているのですよ。大変だ、おれのところにツケが来るということで、住民がわかってきているから、この程度でいいであろうということが出てきている、これに1,000人に1人ということは、まことにびたりと合っているということで、御理解いただきたいと思います。

**議長（中川一男君）** 議長権限をもって、これをもって質疑を終了いたします。

暫時休憩いたします。

---

午後 5時34分 休憩

午後 5時45分 再開

---

**議長（中川一男君）** 暫時休憩前に引き続き、会議を続行いたします。

これより、発議案第3号及び第4号を一括して討論を行います。

この討論は、まず、発議案第3号上富良野町議会の議員の定数を定める条例の一部を改正する条例に反対する者、次に本案に賛成する者の順に行います。

まず、本案に反対討論の発言を許します。

9番米沢義英君。

**9番（米沢義英君）** 私は、本案に対して反対の立場から討論いたします。

上富良野町の人口規模での議員定数は、22名ということになっております。これは住民の声が行政により反映できる必要最小限の基準として設定されたものですが、しかし、上富良野町は既に18名と

いう形の中で現行推移しているというのが実態であります。

しかし、同時に、道内上川管内においても、議員定数の削減というのは、経費の削減をにらみながら、定数を削減してきているというのが実態であります。当然、議会においても経費の削減を視野に入れながら、今後しかるべき議員定数はどうあるべきかということがテーマになってきているように考えます。

また、この間、町議会においても、海外研修の凍結や道外研修の見直し、議員報酬や議長交際費、期末手当や費用弁償の廃止、見直しなどによって、約1,300万円余りの経費を削減してきた経緯があるのは御承知のとおりであります。

私は、ここで何よりも大切なことは、極端な議員定数の削減というのは、それは議会に出たい、あるいはこの町の将来を展望して議会に出たいという人たちの思いを閉ざすものだと考えております。

また、議員必携においても、臨調行革においても、議員の定数を決めるのは、議会の自主的な判断のもとに、住民の声が届くような適正な議員定数が必要だということが言われているように、私は改めて各階層や世代の声が届けられる、そういう議員定数というのが必要だと思い、現行の18名という設定にいたしました。

また同時に、経費の削減で言えば、期末手当の全額カットで1,140万円余りのお金を削減することができますので、この点も住民の要求に沿っているものと私自身考えております。

また、この間の小選挙区制に近づけば近づくほど、国政においては、議員定数の削減によって政党の偏りができてきているということを判断したときに、地方議会においても、多くの人たちの声が届く議員定数が何よりも必要だと考えています。

また、同時に、改革しなければならないのは、不断の議員の勉強と質の向上であります。同時に、見直さなければならないのは、公聴公開制度の見直しで、住民の目線に立ち、また住民に近い懇談会や、あるいはインターネット等による報道や、そのわかりやすい住民に公聴公開制度を議会としてもみずから率先して設定するということが大事だと考えます。

そういう意味から私は、この条例案に対して反対討論いたします。

**議長（中川一男君）** 次に、本案に対する賛成討論の発言を許します。

11番中村有秀君。

**11番（中村有秀君）** 私は、発議案第3号上富良野町議会の議員の定数を定める条例の一部を改正

する条例について、賛成する立場で討論を行いたいと思います。

国の三位一体の行財政改革の方針と地方交付税、補助金等の削減を受け、町は、平成11年度から向こう5年間の行財政改革推進計画を立て、その実施により、一定の成果を上げてきました。また、平成16年9月からは、新上富良野町行財政改革実施計画を策定し、議会、町民の皆さんの理解の中で、その着実な実践を行ってきました。

町議会も町の平成11年度から15年度まで、平成16年度から20年度までのそれぞれの5カ年間の行財政改革推進計画の実施に当たり、議会費の削減と効率的な運用について、各委員会、議員協議会、議会運営委員会等を通じて財政の健全化、議会の活性化について積極的に取り組み、関係条例の議員発議による改正、議会運営に関する先例の改正、議員申し合わせ事項の改廃等を含めて、多くの実効を上げてきました。

平成19年8月には町議会議員改選期ということで、議長より、議員定数について、平成18年9月定例議会までに検討協議し、結論を出していただきたいと議会運営委員会に提示され、平成18年4月25日以降、各委員会、議会運営委員会、議員協議会等で数回にわたって検討、協議が行われました。

平成18年1月25日付で上富良野町住民会連合会長寄谷弘より、上富良野町財政改革に関する要望書が中川議長に提出をされました。

平成18年4月27日、住民会長と町議会議員との懇談会を開催し、前記要望の内容について、議会側として財政改革と削減の具体的な内容、数値を出し、一定の理解を得たと判断しております。今後も町の行財政について定期的に意見交換、懇談会を開催することを申し合わせたところです。

しかし、平成18年9月7日の日刊富良野で、「財政改革の死角にスポット」の見出しとともに、議員定数4人減案の記事の中で、議会費用については全くの治外法権として扱われると非難し、議会議員もそれなりの経費節減に努めていただくことが必要との認識で一致したと書かれております。また、節減要望の具体的な内容4項目が記載されております。

私たちは、議会費の削減と効率的な運用について、それぞれの年度に検討、協議し、着実に効果を上げてきました。住民サイドから見れば、まだまだ不十分と判断される部面もあることも承知をしておりますが、全くの治外法権として扱われるとの記事の日刊富良野の報道に対し、強い憤りを感じます。

したがって、議員定数の削減は、議会の改革、財政改革であるので、まず、今日までの議会費の実質

的な削減の経過とその効果を明らかにしていきたいと思ひます。その後、18から4減の14原案に賛成する立場から、財政効果も含めて申し上げたいと思ひます。

議会費の実質的な財政改革と削減の実施項目の経過について明らかにしていきたいと思ひます。

まず、1点目は、議員報酬の道内類似町村と上川支庁管内町村の比較と削減についてでございます。

現在、議員報酬は、平成10年7月1日改正から5年後の平成15年7月1日に改正され、現行となっております。それは、議長27万5,000円、副議長20万5,000円、常任委員長18万5,000円、議員17万円でございます。

ちなみに、美瑛町では、議長が31万6,000円、副議長25万円、常任委員長21万7,000円、議員20万6,000円の状況でございます。

それでこのことは、道内20町の類似町村では、議長職では16位、副議長職では18位、委員長職では18位、議員職では19位ということで、類似20町の中で最下位の方にランクをされております。

上川支庁管内18町村の比較では、議長職が3位、副議長職が5位、委員長職が6位、議員職が6位となっております。

したがって、12にするという栗山町の実態も申し上げたいと思ひます。

栗山町は、議長が30万円、副議長が23万9,000円、委員長21万2,000円、議員が19万6,000円、そのほか政務調査費として1年間9万6,000円、期末手当が4.4カ月という状況になっております。

以上の比較から、上富良野町の議員報酬は、上川支庁管内の町村で人口が一番多いにもかかわらず、高い水準でないことがおわかりだろうと思ひます。

次に2点目、期末手当の条例改正による削減について経過を申し上げたいと思ひます。

議員の期末手当は、国家公務員の人事院勧告等を含めて、年々削減の傾向があります。町も職員の支給率の削減を図ってきており、議会としても、行財政改革の観点から、議員みずから発議を含めて、次のような変遷を経て、現在の3.5カ月分になっております。上川支庁管内18町村の13位に現在あります。

ちなみに、平成10年7月1日では5.25、11年7月1日は4.95、12年7月1日には4.75、以下ずっと下がっておりまして、17年7月1日では3.9、平成18年7月1日では3.5カ月になっております。

ちなみに、平成17年3.9のときは、効果額が

163万円でございます。そして、3.5カ月にされた段階の効果額は130万4,000円ということで、この2年間で293万4,000円の効果額を上げているところでございます。

3番目は、期末手当の加算額の条例廃止による削減でございます。

期末手当15%の加算は、職員と同様支給されたが、議員発議により平成15年7月1日より、15%加算額を廃止し、ゼロ%としたところでございます。

加算額のゼロ%は、風連町に続いて2番目の実施でございます。

上川管内の今、期末手当加算額の現状は、15%が5町村、12.5%が1町、5%が1町、ゼロ%が11町村となっております。

したがって、その加算額の廃止による効果は、15年度は112万5,000円、16年度は215万2,000円となっております。

次に、議員会費の補助金の削減でございます。

議員会の研修等に町より年間38万円の補助を受けておりましたが、平成10年度に議員協議会及び議員会の決定により、平成11年度より廃止をしたところです。

したがって、効果額は平成11年度38万円でございます。

現在は、議員会の会費として、年間1議員から5万800円を実徴収して運営をしているところでございます。

次に、議員報酬の日割り計算に条例改正による削減について述べたいと思ひます。

これは私が平成11年9月の定例議会で一般質問したことが、議会運営委員会、議員協議会で認められて、議員提案をしたところです。その内容は、議員が改選のときに、退任する議員、それから就任する議員が、それぞれ同額の金額をもらっている。極端に言えば、8月25日に当選が発効されて、29日に臨時議会をやって、議長になれば、丸々全額をもらえる。議員も同じでございます。そういう矛盾を何とか解消しようということで、議員発議により平成12年7月1日施行で条例を改正したところです。

したがって、これは、平成15年8月の議員の改選時期から適用ということで、効果額が170万円。

それから、17年9月に委員会を改選いたしました。したがって、新しく委員長になった人、それから委員長をやめられた人、それぞれ日割り計算をして、この効果額は74万円となっております。

それから、6点目は、費用弁償の条例改正引き下

げ等の削減でございます。

これは平成10年4月より1,500円を1,000円に、この効果額は42万5,000円。平成18年4月より1,000円をゼロにして、この効果額が85万円ということになっております。

それから、7点目の海外視察研修の予算執行凍結による削減でございます。

町議会議員の選挙の実施年度を除き、毎年2名の議員を海外視察研修に派遣することを申し合わせ、昭和57年度より実施をしておりました。したがって、1人当たり55万円を限度に予算化し、実施をしてきたところです。

平成14年の派遣が最後でありまして、翌年の15年は選挙年、それから16年は希望者なしで予算を凍結して、110万円の効果額になっております。17年、18年は計上しておりません。

したがって、平成18年9月5日の議会運営委員会で、今後は申し合わせ事項を見直しの際、廃止をすべきだという意見が多く出されております。

それから、8点目は、道内、道外の視察研修の削減についてです。

平成16年度までは、道外は4年の任期中、関東以西5日以内、東北・関東周辺4日以内と道内は3日以内の3回を実施しておりました。しかし、研修等の批判等もあるということも含めて、平成17年度より関東以西5日以内と東北・関東周辺、道内4日以内の2回としたところです。

したがって、効果額は48万6,000円でございます。

9番目は、議会だよりの発行経費の削減でございます。

平成6年2月10日第1号発行以来、町民に読まれる議会だよりの発行を重ね、平成18年4月25日発行で第51号となりました。

財政改革として議会だよりの経費も削減せざるを得なく、平成17年4月号から、創刊号から続いた2色刷から1色刷に、発行部数を4,700部から4,600部として、その効果額は21万5,000円でございます。

しかし、できるだけ町民の皆様を読まれるということで、議会だよりの企画シリーズをやり、「町議会のここが知りたい」ということで、議員報酬、議会の仕組みと活動、議員定数、議会活性化と行財政改革、一部事務組合、農業施策、一般質問の項目と内容、それから「町政のこれはどうなっている」では、振興公社、ごみ処理、補助金、町立病院、上水下水道、介護保険、それから、最近は「これからどうする」ということで、指定管理者制度、学校給食センターと地産地消、消防、ラベンダーハイッ

等々、企画シリーズで町民の皆さん方に読まれるようにということで努力をしています。

その結果、平成18年2月10日発行のナンバー49は、全道町村議長会主催の町村議会広報コンクールで特選に入り、平成15年2月10日発行のナンバー37は入選になっており、それぞれ広報担当の皆さん方の努力の跡が忍ばれると思います。

それから、10点目は、議長交際費の削減でございます。

平成17年度56万円でしたが、平成18年度は46万円の予算で、10万円を削減したところです。

議長交際費の透明性ということで、その使用内容については、「町の情報提供コーナー」で情報開示をしているところでございます。

次に、11番目、政務調査費について申し上げます。

地方自治法の改正で、町村議会も条例改正により政務調査費を支出することができるようになりました。政務調査費の使用については、透明性、使用目的、領収書等の取り扱いが議論されているところでございますけれども、上川支庁管内では、人口4,146人の下川町が年額12万円、ここは議員報酬は17万5,000円です。それから、人口5,176人の上川町では、年額24万円、議員報酬は19万9,000円であります。人口5,513名の美深町は、年額15万6,000円、議員報酬は18万5,000円であります。人口7,701人の東川町では、年額16万円、議員報酬は17万円で、上川管内では、ただいま申し上げた4町のみが政務調査費を条例で制定をし、支給をしているところです。

上富良野町議会議員の中では、調査研究資料、図書購入、研修会や旅費が必要との意見が一部ありますけれども、行財政改革の推進の立場から、政務調査費関係の条例案提出の動きは現在ありません。政務調査費がなくても、議員がそれぞれの立場で町政、町議会等の調査、自主検討かつ研修等の活動を行っております。

ただいままで議会費の財政改革を実施した関係各項目と削減効果を申し上げましたが、これは議員協議会で議員の皆さんとともに協議をし、議会運営委員会で取りまとめ、大半は議員発議として実施してきたところでございます。

それらの内容については、議会だよりに逐次掲載をしておりますが、十分な周知と理解が得られなかった実態がありますので、今後も議会活性化の糧にしたいと考えています。

それから、今回の議員定数は、地方自治体の財政問題と町村合併等の全国的な流れであったというこ

とで、議員の関係については、平成14年9月20日、20名から18名の2減へ、そして、今回の定数については、まず3委員会で十分協議をし、その意見を集約し、議会運営委員会に報告、議会運営委員会がその報告によりそれを検討し、議員協議会に諮るとの手法で進められてきました。

協議の中で定数問題と議会活性化とあわせて検討の意見もあったが、今回は定数のみとし、定数改定に伴う委員会構想を含めた関係条例や先例等の見直し、議会活性化については、定数問題が決着してから協議をするということで、議会運営委員会で協議をしたところです。

ただ、議会運営委員会で、各委員会、それから議員協議会で出された中で財政効果はどうかということで、18名から10名までの資料を出したところです。したがって、議員定数の削減ということで、類似町村の動向、議会費の財政改革の観点から協議をされたが、町が平成16年度に策定した行財政改革基本方針の15%削減がある面で論議されたのが実態でございました。しかし、これは一本化になりませんでした。

したがって、16名の財政効果は、575万5,000円で10.5%、それから15名の場合は、863万2,000円で15.7%、それから14名の場合は、1,174万2,000円で21.4%、13名の場合は、1,462万円で26.6%、それから12名では、1,749万7,000円で31.9%、10名の場合は、2,325万2,000円で、財政効果は42.4%というようなことの資料を提示しながら協議を行ったところでございますけれども、最終的に一本化ならなかったということで、議会運営会では、それぞれ18名から4名減として、効果額1,174万2,000円、削減率は21.4%ということで、町の方針である15%を6.4%大きく上回ったところです。

したがって、これらについて、議会運営委員会は議員協議会を開催し、経過を報告したけれども、一本化ならず、先ほど向山議員が申し上げた、有志が集まって最終的に18名から4減の14ということで発議案を出すということで、有志が集まったということでございます。

それから、少なくなったから住民の声が反映できないという関係で、若干討論をいたしたいと思いません。

確かに議員が少なければ、反映の機会を失うということでございます。ちなみに、定数が20名のときの9月から9月までの13議会を一般質問の関係で見ましたら、延べ111人、それで1議会質問者が8.5人で、パーセントにすると42.5%です。

それから、定数18のときは、定例で延べ95人で、1定例7.3人、平均で40.6%です。

したがって、減れば減るほど、そういうことの経過があろうと思えますけれども、議員として民意の反映の場的手段として、やっぱり定例議会での一般質問、定例議会、臨時議会での質疑を通して、それから所属する委員会での発言、それから直接理事者、担当職員に話をするというようなこともあるかと思えます。

したがって、私は、先ほど米沢議員がお話したように、やはり議員が普段研さんし、そして勉強する、質を高めるということがある面で必要なかなという気がいたします。

それから、もう一つは、町民の皆様の声を聞く機会をつくるということで、常に行政課題をもって要望、意見の掘り起こし、町民の声も聞く姿勢が必要ではないかという気がします。

そういうことで、町民の個人からの要望意見、町内会、住民会、各種団体からの要望意見、それから住民会、町長と語ろう、町民トーク等の積極的な傍聴による要望、意見の聴取、それからパブリックコメント、町民の投書等の内容検討、町職員による出前講座参加者の意見等々、いろいろなものを参考にしながら、我々議員はやっていかなければならないのではないかと思います。

したがって、私は、客観的な情勢を含めて、18名から4減の14名ということが、やむを得ない定数と考えて、賛成討論を終わります。

**議長（中川一男君）** 次に、本案に対する反対討論の発言を許します。

5番小野忠君。

**5番（小野忠君）** 時間が大分たっていますが、御苦労さんですが、もう少し御辛抱いただきたいと思えます。

まず、私は、発議案第3号に対しまして、反対の立場で意見を表明いたしたいと思えます。

原案は、極めて根拠があいまいで、町民が納得できる理由にはなっていないと思えます。議案説明に、町民に下水道料金、ごみ手数料の値上げ等により負担増を理解されているからと強調されていますが、これは論外で、町民を愚弄していると存じます。

また、他町村議会の定数改正動向、町民の意向を勘案し、議会参加の機会、チャンスを狭くしないということは、極めて希薄で、町民から納得してもらえない内容にはなっていません。

選良として明らかに納税者や若い世代、労組、成人から認識を高めるためにも、現実に即した少数で質のよい議員を選んでもいただける配慮が今日の課題

と考へ、この原案に反対をいたします。

以上。

**議長（中川一男君）** 次に、本案の賛成討論の発言を許します。

14番長谷川德行君。

**14番（長谷川德行君）** 私は、発議案第3号に対する賛成の立場から討論をします。

まず、議会設置の意義ですが、本来なら、その町の住民全員が一堂に会して論ずることができる意思決定機関が最良であります。憲法第93条では、法律で議事機関として議会を置くとされています。

私は、このようにして一定権利を有する多くの住民が参加して、直接的に行政が運営されるのは、民主主義のもとにおいて最も理想だと思います。しかし、人口が多く、社会的分業の発達した近代社会においては、到底住民全員が直接その意思決定に参加するのは不可能なため、憲法93条で、地方公共団体に議事機関として議会を設置するとされています。そして、議会は、地方公共団体の議事機関であって、構成の議員をその構成要員とする合議制の機関をいいます。

先ほど申し上げましたが、間接的な民主政治機構である議会制度よりは、直接的な総会制度の方が最良の自治の形であります。

また、平成15年施行の法律で定められている議員定数は、人口1万人から2万人未満の町村の上限定数は22名となっています。

近年の議会の役割は非常に大きなものがあります。議会の権能は、住民にかわって町的意思、すなわち進路と運営の基本を決定して、その過程において広く住民の意向を反映させることを基本理念としています。そのための機能が十分発揮できる議員定数が必要であると思われます。

国、道、町の行政改革の中、平成14年に議会は定数20名を18名と自主的に2名削減しました。

このような観点から、今、我が町を取り巻く社会環境の現状、行政規模、議会運営からして、私は14名の議員定数が必要最小限と思います。

以上をもって、賛成討論とします。

**議長（中川一男君）** 次に、本案に反対討論の発言を許します。

8番吉武敏彦君。

**8番（吉武敏彦君）** 私は、この発議案に反対の立場で討論を行います。

余り短いのでびっくりされるのではないかと思いますけれども、この14名体制につきましては、私は、住民との協働のまちづくり、これを進めて、懇談会を多く持てば、住民会長の提案した要望に最も近い12名体制で私はよいのではないかと。私はそ

れを信じて、これをもって本案には反対をいたします。

**議長（中川一男君）** 本案に賛成の討論の発言を許します。

10番仲島康行君。

**10番（仲島康行君）** 私は、議員定数14名について、賛成の立場で討論をさせていただきますけれども、同僚議員が内容を精査されましたので、私が書いた原稿がむだになってしまったかなという気がしないわけでもないのですが、議員定数については、まず第一に人口の減がありますよということ、議会の予算をどのように削っていくかという、議員がおっしゃったところで、それは省かせてもらわなければならないのかなというふうな考えをしております。

ただ、これは議長より昨年度から、ことしの9月の定例議会において議員削減をすると、だから各委員会で話をしてくれというふうなことで、私は総務委員としても何回か話し合いをいたしましたけれども、ことしの8月末をもって、全員一致で総務としては14名削減というふうに決定をしたわけでございます。

それで議会運営委員会に諮りまして、議会運営委員会ですぐいいぞというふうになりましたけれども、議員協議会があったときにはまとまらないということで、再度また議運に戻ったと。議運に戻って、14名と委員会は2委員会と。最低でも1委員会7名は必要であろうということで、2委員会7名と、それで14名としたわけでございます。

それから、複数の委員会に行けるということなのですが、これは、行けることができるぞということでありまして、どうしてもそうしなければならないというわけではありません。これは、各市町村において十分に検討して話し合いをしながら、現状維持でいくのか、あるいはまた2委員会で、どの委員会に入ってもいいというふうにするのかということをお話し合いをして、決定をしているということになっております。

それと委員会については、2年に一度委員会の入れかえがございまして、その分においては余り差し支えがないのかなと。そして、余り多くの委員会に入つてつまみ食いをしているよりは、一つの委員会でしっかりと勉強するというのが、これは一番大切な問題だろうというふうには思っております。

それから、12名だよと、夕張もそうになっているぞというふうな形でありますけれども、剣淵が3,900名で10名と。共和町においては、7,000名で16名の議員がいらっしゃるということも実はあります。いろいろと。調べると切りがないの

ですが、そういうふうなところもあるということもひとつ皆さん知っていただかないと、おいしいところだけ言われたのでは、ととても理解がしづらいのでないのかなというふうに思っております。

あと手当についても私も言おうと思っていたのですが、必要がなくなりましたので、省かせていただきます。

議会としての役割、責任を果たすためには、やはり幅広い議員の人がいなければならないのではないかと。うちの予算として年間100億円以上の金を動かしているわけですから、そこには大変な苦勞がございます。少数精鋭も確かに必要ではあると思いますがけれども、私は最低としても14名は必要であるというふうに考えております。

ちなみに、担当の課長さんは、その部分だけ質問するとよくわかるのですが、違うことを質問すると、私はわかりませんという答えが実は返ってくるのですが、私ら議員は何聞かれても知りませんと言えない立場にいるというふうなことで、やはり同じ議員の仲間がいて勉強しながら、いろいろとやっていかなければならないというふうに考えておるところであります。

以上のことを考えたときに、やはり2委員会は14名、7名ずつの14名ということが、最低限の議員削減の数であるというふうに考えておりますので、以上をもって、私の賛成討論といたさせていただきます。

終わります。

**議長（中川一男君）** 次に、本案に反対討論の発言を許します。

4番梨澤節三君。

**4番（梨澤節三君）** それでは、端的に短く。

議員定数ということで、合併の話が何もされておりませんが、このとおりきちっと平成18年8月30日、市町村合併、総務省。地域主権型、道州制、これは18年9月6日ということで、合併は進みます。特に来年3月以降、地方選挙が終わってから合併が進みます。さて、その進んだ後、進むとき、進まなくても、現在が約200億円からの債権、このツケです。それから、合併させられて、それこそ600億円を超えるようなこのツケ。私は、ここをどのように考えるかということで悩んでおります。一括返還、交付税措置、いろいろ言うてやろうかなということも考えております。

合併になったときには、大体6名です。そういうところから考えていきますと、住民会長から出てきた12名というのは、適正人数でございます。間違いなく合併が来るということ、これを忘れてはなりません。これがもし来たときに、どなたがこの町を

まとめるのですかということも考えなければならぬと思います。

そういうことで、この住民会を無視した14名の案には、反対をいたします。

以上です。

**議長（中川一男君）** 次に、本案に賛成討論の発言を許します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

**議長（中川一男君）** なければ、これをもって発議案第3号に対する討論を終了いたします。

次に、発議案第4号上富良野町議会の議員の定数を定める条例の一部を改正する条例の件に対する反対討論の発言を許します。

9番米沢義英君。

**9番（米沢義英君）** 私は、本条例に対して反対の立場から討論したいと思います。

上富良野町の人口規模の議員定数では、法定定数22名となっております。これは、住民の声がより行政に反映させられる必要最小限の基準として定められました。しかし、この間、行財政改革という形の中で、率先して議会も経費の削減に進めなければならないということは、当然のとおりであります。

町議会においても、この間、議員定数を20名から18名に削減し、そして、海外研修等や、あるいは道外研修等の見直し、報酬等の見直し等を行い、経費の削減を行ってきました。また、考えなければならないのは、住民の声をいかに行政に反映できるかという立場からの適正な議員定数というのが求められているというふうに考えています。今回の6減案というのは、そういった点で、まさに反したものになってきているのではないのでしょうか。

例えば、18名でしたら、約550必要であります。6名減になりますと、280票上積みしなければならないという状況になります。そうすれば、当然組織力のあるところ、あるいは力のある方は出られる条件が整いますが、逆に各階層や世代別で見た場合に、逆に出られないというそういう問題も反映してくるのではないのでしょうか。

今、多種多様な中で、町が、あるいは経済が動いているという状況を考えてみれば、当然、幅広くいろいろな人の世代別や階層別の意見を議会に届けられる、そういう議員定数が求められているということは言うまでもありません。

また、同時に、経費の削減ということであれば、当然、期末手当の全額カットを行えば、1,141万円の経費が削減できます。それと同時に、議会の委員会質疑のあり方、質疑においての適正な委員数を考慮するという事を考えれば、この6減というのは、余りにもその点からも反しているものと考えま

す。

同時に、議会として求められているものは、議員の質の不断の向上、勉強して向上するという一方で、同時に、議会の公聴公開制度を見直して、より住民に近づいた議会活動を行えるかどうか、これが今求められていると考えます。

以上のことを申し上げて、私は、今提案に対する反対の討論といたします。

**議長（中川一男君）** 次に、本案に賛成討論の発言を許します。

8番吉武敏彦君。

**8番（吉武敏彦君）** 私は、この発議案に賛成の立場で討論を行います。

この提案の目的とするところは、議会の活性化と行財政の健全化を図るための議員定数6人削減の12名体制で提案をされてきたものであります。

財政の健全化を図るためならば、1名でも議員が少ない方がよいのではないかと、そういうふうに考えております。

また、住民会連合会からは、12名体制の議員について提案をされましたが、私は、最大限その提案を尊重いたしまして、この12名に対して賛成をするものであります。

また、町は住民と協働のまちづくりを進めております。議会がそれより若干おくれております。だから、議会は、積極的に住民会、町内会との懇談を開き、多くの意見を聞き、そして説明責任を果たし、しかし、その中で取り上げるものは取り上げて、議会に反映をしていくならば、ますます議会の活性化につながるものと思ひ、この12名体制に賛成して終わります。

**議長（中川一男君）** これをもって、発議案第4号に対する討論を終了いたします。

これより、発議案第3号及び第4号を一括して採決を行います。

まず、発議案第3号上富良野町議会の議員の定数を定める条例の一部を改正する条例の件を起立により採決いたします。

本件は、原案のとおり決することに賛成諸君の起立を求めます。

（賛成者起立）

**議長（中川一男君）** 起立多数であります。

よって、本件は、原案のとおり可決されました。

発議案第3号が可決されましたので、発議案第4号上富良野町議会の議員の定数を定める条例の一部を改正する条例の件は、採決いたしません。

調査申出の件を議題といたします。

議会運営委員長並びに各常任委員長から、各委員会において別紙配付の申出書の事件につき、会議規則第75条の規定により、閉会中も引き続き調査したい旨の申し出があります。

お諮りいたします。

各委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続調査に付することに異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

**議長（中川一男君）** 異議なしと認めます。

よって、各委員会から申し出のとおり、閉会中の継続調査に付すること決しました。

---

## 閉 会 宣 告

**議長（中川一男君）** 以上をもって、本定例会に付議された案件の審議は全部終了いたしました。

これにて、平成18年第3回上富良野町議会定例会を閉会いたします。

午後 6時29分 閉会

---

## 日程第26 閉会中の継続調査申出の件

**議長（中川一男君）** 日程第26 閉会中の継続

上記会議の経過は、議会事務局の調製したものであるが、その内容の  
正確なることを証するため、ここに署名する。

平成18年9月13日

上富良野町議会議長                      中    川    一    男

署名議員                      長 谷 川    徳    行

署名議員                      向    山    富    夫